

第155回国会概観

第155回国会（臨時会）は、10月18日に召集され、12月13日に終了した。

会期については、召集日の衆参両院本会議において、12月13日までの57日間とすることをそれぞれ全会一致で議決した。

開会式は召集日当日の午後1時から、参議院議場で行われた。

召集日当日は開会式に引き続き、衆参両院本会議において、小泉純一郎内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。これに対する代表質問は、10月21日、22日衆議院で、10月22日、23日参議院で行われた。

今国会は、小泉内閣が改造後、初めて迎える臨時会となった。低迷する景気、デフレ対策の確立、金融機関の不良債権処理の加速化及び9月17日の小泉総理の訪朝、初の日朝首脳会談等を受けて開かれたものであり、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の日本人拉致問題、北朝鮮の核開発問題、イラク問題、金融機関の不良債権処理の加速策及び金融機関への公的資金投入の時期等を巡る問題が大きな焦点とされた。

10月24日、衆議院予算委員会が開会され、予算の実施状況に関する件について小泉総理出席の下、基本的質疑が行われた。25日、本院予算委員会が開会され、予算の執行状況に関する件について小泉総理出席の下、総括質疑方式でデフレ経済への対応、不良債権処理の加速化、社会保障負担増の影響、日朝首脳会談、北朝鮮による日本人拉致問題等の諸問題について質疑が行われた。

11月25日、本院予算委員会において予算の執行状況に関する調査のうち、経済問題を中心とする諸問題に関する件について小泉総理の出席の下、集中審議が行われた。小泉内閣の経済政策、補正予算編成と景気対策の必要性、国債発行枠30兆円突破の意味、公共事業の在り方、資産デフレの深刻さに対する政府の認識、中小企業・雇用のセーフティーネットの整備、北朝鮮による日本人拉致問題及び拉致被害者支援対象者の範囲等の諸問題について質疑が行われた。

12月2日、衆議院予算委員会が開会され、予算の実施状況に関する件（経済、外交問題等）について、小泉総理が出席し集中審議が行われた。

10月27日、参議院の千葉選挙区、鳥取選挙区並びに衆議院の山形4区、神奈川8区、新潟5区、大阪10区及び福岡6区の衆参両院の7選挙区の統一補欠選挙が投開票された。その結果、連立与党が5議席を、野党は民主党が1議席をそれぞれ獲得した。

今国会、参議院改革協議会は、11月20日、12月11日の2回開催され、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。また、11月20日には各会派の検討項目が提出された。

高円宮憲仁親王殿下薨去につき弔意を表する件については、11月27日、参議院本会議において、倉田寛之参議院議長は既に弔詞を奉呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。

衆議院では同26日、本会議において綿貫民輔衆議院議長は弔詞を奉呈した旨報告を行った。

12月3日、国賓として来日されたグロリア・マカパガル・アロヨ・フィリピン共和国大統領が参議院議場で演説を行った。

北朝鮮によって拉致された被害者及びその家族の支援に関する国及び地方公共団体の責

務を明らかにするとともに、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給等の施策を講じようとするための「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案」

(衆第5号)は、衆議院において11月27日、厚生労働委員会で委員会提出の法律案とすることに決した。28日、本会議で可決され、参議院に提出された。参議院においては12月3日、厚生労働委員会において趣旨説明聴取及び質疑が行われた後、可決され、12月4日、本会議で可決され、成立した。

また、「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」(第154回国会閣法第88号)外2件のいわゆる有事立法関連3法案は衆議院で前国会に引き続き継続審査となった。「人権擁護法案」(第154回国会閣法第56号)は参議院で前国会に引き続き継続審査となった。なお、継続審査となっていた「個人情報保護に関する法律案」(第151回国会閣法第90号)等いわゆる個人情報保護関連5法案は衆議院において、未了となった。

また、参議院においては12月13日、本会議で「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案」(閣法第35号)外1件が可決されたほか、請願審議、継続審査及び継続調査の会期末の手續が行われた。

なお、同日の本会議で議院運営委員長の辞任が許可され、後任が選任された。

同日、衆議院においても請願審議及び閉会中審査の手續等が行われ、第155回国会は閉幕した。

議院の構成

召集日当日、参議院本会議において議員の議席を指定し、17常任委員長のうち内閣、財政金融、国土交通、環境、国家基本政策及び予算の6常任委員長の辞任を許可し、倉田議長は新たに6常任委員長を指名した。また当日の本会議において、倉田議長の発議により、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会の5特別委員会が設置された。また、憲法調査会は上杉光弘会長の辞任を許可し、新たに野沢太三会長を選任した。

会期終了日の12月13日、参議院本会議において山崎正昭議院運営委員長の辞任が許可され、倉田議長は宮崎秀樹議員を議院運営委員長に指名した。

衆議院では、召集日当日、本会議において、内閣委員長外12常任委員長の辞任を許可し、これら13委員長及び既に欠員となっていた文部科学、決算行政監視の2委員長を新たに選任した。また災害対策特別委員会外5特別委員会の設置を行った。10月22日、特殊法人等改革に関する特別委員会を設置した。

10月25日、石井紘基衆議院災害対策特別委員長が刺殺され、11月8日、同災害対策特別委員長に松沢成文議員が互選された。

小泉総理大臣の所信表明演説

10月18日、両院本会議において、小泉総理が所信表明演説を行った。

所信表明演説の概要は次のとおりである。

去る9月17日、私は、日本の総理大臣として初めて北朝鮮を訪れ金正日国防委員長と会談を行った。金委員長の発言は、拉致問題への北朝鮮の関与を認めた上で謝罪と再発防止

の決意を明確に示すものであり、工作船やミサイル、核開発問題など、安全保障を始めとする諸問題についても、包括的な促進を図りたいとの意向が読み取れた。拉致された方々の安否に関して北朝鮮から示された情報は誠に悲惨な内容であり、厳しい決断を迫るものであった。二度とこのような痛ましい事件を起こさせてはならない。そのためにも、朝鮮半島地域の安定的な平和が不可欠である。国交正常化交渉は、10月29日に再開する。日朝平壤（ピョンヤン）宣言の原則と精神が誠実に守られることが交渉進展の大前提である。

拉致被害者やそのご家族の長年にわたる苦悩を思うとき、私は胸が痛む。10月15日に拉致被害者のうち5名の方の帰国が実現したが、これは問題解決の第一歩にすぎない。交渉を通じて拉致問題の真相解明に努め、被害者やご家族に対する支援に政府を挙げて取り組む。

今直面する最重点の課題は、厳しさを増す環境の中にある日本経済の再生である。経済の活力を取り戻すため、これからの半年間で改革を加速することとし、早急に、総合的な対応策を取りまとめる。デフレ克服に向け、政府・日本銀行は、一体となって総合的に取り組む。経済情勢に応じては、大胆かつ柔軟な措置を講じ、金融システムと経済の安定を確保する。不良債権処理を本格的に加速し、平成16年度には不良債権問題を終結させる。

ペイオフについては、金融システム改革を進める中、預金者の不安や混乱を避けるため、実施は、不良債権問題終結後の平成17年4月とする。金融機関等の経営基盤を強化するため、組織再編を促進する措置を講じる。不良債権処理の加速に伴う雇用や中小企業経営への影響に対しては細心の注意を払い、セーフティネットには万全を期す。

税制については、抜本的な改革に取り組む。現下の経済情勢を踏まえ、1兆円を超える、できる限りの規模を目指した減税を先行させる。公正かつ簡素で分かりやすい税制を目指す。税金の使い方を根本から見直し、簡素で効率的な政府を作り上げる。

日本経済を活性化させる大きな柱として、構造改革特区を実現する。規制は全国一律という発想を、地方の特性に応じた規制に転換する。

10月12日、バリ島において、数百名が死傷する爆弾テロ事件が発生した。テロリズムとの闘いは、長く厳しいものであることを覚悟しなければならない。国民の安全と安心の確保に万全を期するとともに、国際社会の一員として、日本の役割を積極的に果たし、世界の平和と安定に貢献してまいる。

イラクの大量破壊兵器開発問題は、国際社会共通の問題である。私は、ブッシュ大統領に、イラク問題に対処する上で国際協調が重要であることを、明確に伝えた。我が国として、国際社会と協調しつつ外交努力を継続してまいる。

今国会では、構造改革を推進する上で重要な各種法案を提出する。構造改革こそが、日本の潜在力を発揮させるための道である。自信と希望を持って、改革に立ち向かおうではないか。

この所信表明演説に対して、10月21日、22日、衆議院本会議において、22日、23日、参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

質疑の主なものは、政治姿勢、日朝首脳会談、拉致問題、北朝鮮核開発問題、イラク問題、デフレ対策、不良債権処理、ペイオフ凍結解除の再延期、補正予算、雇用保険制度、雇用創出、少子化対策、障害者基本計画、教育基本法、原子力発電所の不正記録問題、司法制度改革等についてである。（政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの2

を参照されたい。)

独立行政法人国民生活センター法案等46法案

特殊法人の独立行政法人化等を図る独立行政法人国民生活センター法案（閣法第11号）等46法案は、42の特殊法人等を解散し、またはその事業を見直した上で、実施する必要がある事業を担わせるため、38の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、役員、業務の範囲等に関する事項を定め、また7の特殊法人等の民営化等を行おうとするものである。

衆議院においては、46法案は11月7日、特殊法人等改革に関する特別委員会に一括して付託され、同日提案理由説明を聴取した。11日、12日、13日、14日、15日、18日の各日質疑が行われ、11日、18日の両日には小泉総理が出席した。18日、質疑が行われた後、可決された。19日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、20日、本会議において一括して趣旨説明聴取、質疑が行われた。本院の委員会審査については特別委員会を設置せず、46法案は所管ごとに各委員会に付託された。

独立行政法人国民生活センター法案（閣法第11号）は内閣委員会で、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案（閣法第19号）等2法案は財政金融委員会で、独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）等6法案は農林水産委員会で、それぞれ21日、趣旨説明聴取が行われた。26日、質疑が行われた後、いずれも可決された。27日、本会議においていずれも可決され、成立した。

独立行政法人国際協力機構法案（閣法第16号）等2法案は外交防衛委員会で21日、趣旨説明聴取が行われた。28日、質疑が行われた後、いずれも可決された。29日、本会議においていずれも可決され、成立した。

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）等9法案は厚生労働委員会で21日、趣旨説明聴取が行われ、26日、28日、12月3日、質疑が行われた。12月2日、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）について参考人の意見聴取及び質疑が行われた。5日、9法案について質疑が行われた後、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）を除く8法案はいずれも可決された。6日、本会議において8法案はいずれも可決され、成立した。独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）は12日、質疑が行われた後、可決され、13日、本会議において可決され、成立した。

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）等3法案は総務委員会で11月26日、趣旨説明聴取が行われた。28日、質疑が行われた後、いずれも可決された。29日、本会議においていずれも可決され、成立した。

放送大学学園法案（閣法第20号）等8法案は文教科学委員会で26日、趣旨説明聴取が行われた。12月3日、5日、質疑が行われ、5日にいずれも可決された。6日、本会議においていずれも可決され、成立した。

独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）等5法案は経済産業委員会で28日、趣旨説明聴取が行われ、12月3日、質疑が行われた後、いずれも可決された。4日、本会議においていずれも可決され、成立した。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）等9法案は国土交通委員会で12月3日、趣旨説明聴取が行われた。5日、10日、質疑が行われ、10日にいずれ

も可決された。11日、本会議においていずれも可決され、成立した。

独立行政法人北方領土問題対策協会法案（閣法第12号）は沖縄及び北方問題に関する特別委員会で11月22日、趣旨説明聴取が行われ、27日、質疑が行われた後、可決された。29日、本会議において可決され、成立した。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（閣法第2号）は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図るため、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めようとするものである。

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第3号）は、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るため、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等にその受験資格を認めることとし、試験の方法、試験科目等を改めるほか、試験の実施等を所掌する機関として法曹及び学識経験者により構成される司法試験委員会を設置する等の措置を講ずるとともに、司法修習生の修習について、その期間を少なくとも1年とするものである。

両案は、衆議院においては、10月29日、本会議で学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。30日、法務委員会において、提案理由説明を聴取し、11月1日、5日、質疑が行われた。6日、文部科学委員会との連合審査会が行われ、8日、参考人の意見聴取及び質疑が行われ、また政府に対しても質疑が行われた。12日、質疑が行われた後、いずれも可決された。12日、本会議においていずれも可決され、参議院に送付された。

参議院においては、両案は、13日、本会議で学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。19日、法務委員会において、趣旨説明を聴取し、21日、質疑が行われた後、文教科学委員会との連合審査会が行われ、26日、参考人の意見聴取及び質疑が行われ、28日、質疑が行われた後、いずれも可決された。29日、本会議においていずれも可決され、成立した。

委員会においては、新たな法曹養成制度と法科大学院の理念、司法試験予備試験の在り方、学生への新たな公的財政支援を含む奨学金制度の拡充、法科大学院の適正配置の必要性等の諸問題について質疑が行われた。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）は、大学等の教育研究活動等の充実を図るため、認可が必要とされている大学の学部の設置等について一定の場合には届出で足りることとするとともに、大学等に対する勧告等の制度及び大学等の認証評価制度を設け、あわせて、専門職大学院制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

本案は、衆議院においては、10月29日、本会議で法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（閣法第2号）及び司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第3号）の両案とともに、趣旨説明聴取、質疑が行われた。30日、文部科学委員会

において、提案理由説明を聴取、11月1日、質疑が行われた。6日、法務委員会との連合審査会が行われ、11月8日、質疑が行われた後、可決された。12日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、本案は、13日、本会議で両案とともに、趣旨説明聴取、質疑が行われた。14日、文教科学委員会で趣旨説明を聴取し、19日、質疑が行われた。21日、参考人の意見聴取及び質疑が行われた後、法務委員会との連合審査会が行われ、同日、質疑が行われた後、可決された。22日、本会議において可決され、成立した。

委員会においては、大学院における法曹養成の必要性と法学部の在り方、法科大学院の質の担保策、認証評価の義務化の理由及び認証評価と資源配分の関係等の諸問題について質疑が行われた。

預金保険法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案

預金保険法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)は、金融機関が担う資金決済の安定確保を図るため、金融機関の破綻時に全額保護される決済用預金を設けるとともに、仕掛かり中の決済の結了のための措置等を講じ、あわせて流動性預金の全額保護の特例を平成17年3月末まで2年延長しようとするものである。

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案(閣法第62号)は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して、その経営基盤の更なる強化を図るため、当分の間、合併等の組織再編成を促進する観点から、預金保険機構による資本の増強等特別の措置を講じようとするものである。

両案は、衆議院においては、11月7日、本会議で農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第63号)とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。8日、財務金融委員会において、提案理由説明を聴取し、質疑を行った。12日、13日、質疑が行われ、15日、参考人に対し質疑が行われた。19日、質疑が行われた後、いずれも可決された。21日、本会議においていずれも可決され、参議院に送付された。

参議院においては、両案は、22日、本会議で農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第63号)とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。26日、財政金融委員会において、趣旨説明聴取が行われた。28日、質疑が行われ、12月3日、参考人に対し質疑が行われた。5日、質疑を終局し、10日、民主党・新緑風会から、預金保険法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)について修正案が提出されたが否決され、両案はいずれも可決された。11日、本会議においていずれも可決され、成立した。

委員会においては、ペイオフ全面解禁延期の経緯、決済用預金導入の意義、合併等の促進策に係る政府保証枠を1兆円要求する根拠、地域金融のあるべき姿等の諸問題について質疑が行われた。

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の

一部を改正する法律案（閣法第63号）は、我が国経済において農水産業協同組合の行う資金決済が果たす役割の重要性にかんがみ、我が国の金融の機能の一層の安定化を図るため、経営困難農水産業協同組合に係る資金決済の確保に関し資金決済に関する貯金者その他の債権者の保護その他所要の措置を講じようとするものである。

本案は、衆議院においては、11月7日、本会議で預金保険法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第61号）及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案（閣法第62号）の両案とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。19日、農林水産委員会において、提案理由説明を聴取し、20日、21日、質疑が行われ、21日、可決された。同日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、本案は、22日、本会議で両案とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。26日、農林水産委員会において、趣旨説明聴取が行われた。28日、質疑が行われ、同日、質疑を終局し、12月10日、可決された。11日、本会議において可決され、成立した。

委員会においては、ペイオフ全面解禁を2年間延長する理由、農水産業協同組合貯金保険制度と預金保険制度が同じ制度として併存する意義、農漁協系統金融における不良債権と他の金融機関との比較、農協に対する監査体制の充実に向けた取組等の諸問題について質疑が行われた。

構造改革特別区域法案

構造改革特別区域法案（閣法第69号）は、構造改革特別区の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定の手続、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置等を定めるとともに、構造改革特別区域推進本部を設置しようとするものである。

衆議院においては、11月8日、本会議で趣旨説明聴取、質疑が行われた。8日、内閣委員会において、提案理由説明の聴取が行われた。13日、15日、20日、質疑を行った。19日、参考人の意見聴取及び質疑が行われた。21日、質疑が行われた後、可決された。同日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、22日、本会議で趣旨説明聴取、質疑が行われた。26日、内閣委員会において、趣旨説明聴取が行われた。28日、12月3日、質疑が行われ、5日、参考人の意見聴取及び質疑が行われた。また同日、政府側にも質疑を行った。10日、小泉総理が出席して質疑が行われた後、可決された。11日、本会議において可決され、成立した。

委員会においては、特区構想の推進に向けての小泉総理のリーダーシップ、本法律案の理念と意義、教育、医療・福祉分野等への株式会社の参入問題、規制改革万能主義への懸念、規制の特例措置の効果に対する評価の在り方等の諸問題について質疑が行われた。

決算等の審査

平成11年度決算外2件及び平成12年度決算外2件は、12月9日、参議院決算委員会において、小泉総理が出席して締めくくり総括的質疑が行われた後、平成11年度決算及び平成12年度決算は議決された。また平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書、平成12年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成12年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した。

11日、本会議において、平成11年度決算及び平成12年度決算、平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書、平成12年度国有財産

増減及び現在額総計算書及び平成12年度国有財産無償貸付状況総計算書は、それぞれ是認することに決した。また、内閣に対し、8項目にわたる警告決議を行った。

調査会

国際問題に関する調査会は、「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応について、11月6日、海外派遣議員から報告を聴取し、意見の交換を行った。また、東アジア経済の現状と展望について、11月20日及び12月4日、政府から報告を聴取した後、質疑を行った。

国民生活・経済に関する調査会は、11月13日、海外派遣議員から報告を聴取し、意見の交換を行った。27日、「真に豊かな社会の構築」のうち、地域社会の活性化と課題について参考人の意見聴取、質疑が行われた。

共生社会に関する調査会は、11月11日、海外派遣議員から報告を聴取し、意見の交換を行った。「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件について、20日、政府から説明を聴取し、質疑を行い、また27日及び12月4日、参考人の意見聴取、質疑が行われた。

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

今国会では、国家の基本政策に関する件について、鳩山由紀夫君、志位和夫君、小沢一郎君及び土井たか子君が小泉総理と討議を行った。討議は、10月30日、11月6日の2回行われたが、10月30日、小沢一郎君は討議を行わなかった。

合同審査会では、小泉総理が唱える「構造改革なくして景気回復なし」の意味、不良債権処理に対する公的資金投入の規模、アメリカのイラク攻撃問題に対する日本政府の対応、日朝国交正常化交渉における「拉致問題解決」の意味、日朝平壤宣言に違反する北朝鮮の核開発計画への対応、政府が進める不良債権処理の加速策の問題点、平成15年度の税制改正、予算措置のない政府の総合デフレ対策への批判等の諸問題について討議が行われた。

憲法調査会

参議院憲法調査会は、10月30日、イタリア共和国、ベルギー王国及びフランス共和国における憲法事情並びに欧州における人権保障の実情等について海外派遣議員から報告を聴取し、意見の交換を行った。「基本的人権」のうち、11月13日、経済的自由について、また27日、市民的自由について、それぞれ参考人の意見聴取、質疑が行われた。12月4日、基本的人権を中心として意見の交換を行った。

衆議院憲法調査会は、11月1日、衆議院憲法調査会規程第2条第2項の規定により、中間報告書の作成を協議決定した。同日、中山太郎憲法調査会会長は中間報告書を衆議院議長に提出した。29日、中山会長は衆議院本会議において中間報告書の報告を行った。

このほか、基本的人権の保障に関する調査小委員会等4つの小委員会を設置し、それぞれ参考人の意見聴取、質疑が行われた後、自由討議を行った。また調査会は、日本国憲法に関する件について自由討議を行ったほか、英国及びアジア各国憲法調査議員団の調査の概要について説明を聴取し、討議を行った。さらに、12月9日、福岡市において地方公聴会を開催した。

法律案の成立件数等

今国会、内閣から新たに提出された法律案は71件であり、すべて成立した。

また、前国会から衆議院及び参議院でそれぞれ継続審査となっていた内閣提出法律案17

件のうち7件が成立し、参議院で2件、衆議院で3件が引き続き継続審査となった。

参議院議員提出法律案は新たに11件提出され、このうち3件は参議院で継続審査となり、8件が未了となった。

また、前国会から参議院で継続審査となっていた参議院議員提出法律案4件のうち1件が引き続き継続審査となり、3件は未了となった。

衆議院議員提出法律案は新たに提出された9件のうち5件が成立し、残り4件のうち衆議院で3件が継続審査となり、1件が未了となった。

また、前国会から継続審査となっていた衆議院議員提出法律案56件のうち4件が成立し、残り52件のうち衆議院で38件が引き続き継続審査となり、4件は否決となり、10件が未了となった。

国政調査

北朝鮮による日本人拉致問題に関する件については、11月5日、内閣委員会において、7日、外交防衛委員会において質疑が行われたが、次いで、12日にも両委員会において、それぞれ質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

北朝鮮の核開発及びミサイル問題に関する件については、11月7日、外交防衛委員会において質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

日朝国交正常化交渉に関する件については、11月7日、外交防衛委員会において質疑が行われ、21日、国土交通委員会において質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

イラク情勢に関する件については、外交防衛委員会において、11月7日、12日、質疑が行われ、26日、参考人の意見聴取後、参考人に対し、米国による対イラク武力行使の可能性、対イラク武力行使の場合における日本の支援策及びテロ支援国家としてのイラクに対する武力行使の是非等の諸問題について質疑が行われた。12月5日にも質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

不良債権処理及び金融システム安定化の方策に関する件については、10月31日、11月14日、21日、財政金融委員会において、11月7日、経済産業委員会において、それぞれ質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

デフレ対策に関する件については、10月31日、11月14日、財政金融委員会において、11月7日、経済産業委員会においてそれぞれ質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

公務員制度改革に関する件については、行政監視委員会において、11月11日、政府及び人事院から説明を聴取し、18日、質疑が行われ、25日、参考人の意見聴取後、両参考人に対し質疑が行われた。12月2日、委員相互間において意見の交換が行われた。また、10月31日、総務委員会において質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

東京電力原子力発電所における不正記録問題等に関する件については、10月31日、経済産業委員会において、政府側から説明を聴取後、経済産業大臣及び東京電力株式会社取締役社長等に対し質疑が行われた。

1 参議院役員等一覧

(会期終了日 14. 12. 13 現在)

役員名		召集日(14. 10. 18)	会期中選任
議長		倉田 寛之 (無)	
副議長		本岡 昭次 (無)	
常任委員 長	内閣	小川 敏夫 (民主) ※	宮崎 秀樹 (自保) 14. 12. 13選任
	総務	山崎 力 (自保)	
	法務	魚住 裕一郎 (公明)	
	外交防衛	松村 龍二 (自保)	
	財政金融	柳田 稔 (民主) ※	
	文教科学	大野 つや子 (自保)	
	厚生労働	金田 勝年 (自保)	
	農林水産	三浦 一水 (自保)	
	経済産業	田浦 直 (自保)	
	国土交通	藤井 俊男 (民主) ※	
	環境	小宮山 洋子 (民主) ※	
	国家基本政策	江田 五月 (民主) ※	
	予算	陣内 孝雄 (自保) ※	
	決算	中原 爽 (自保)	
	行政監視	白浜 一良 (公明)	
	議院運営	山崎 正昭 (自保)	
懲罰	吉岡 吉典 (共産)		
特別委員 長	災害対策	福本 潤一 (公明) ※	
	沖縄・北方	本田 良一 (民主) ※	
	国会移転	島袋 宗康 (国連) ※	
	金融経済	清水 達雄 (自保) ※	
	倫理選挙	杓掛 哲男 (自保) ※	
調査会 長	国際問題	関谷 勝嗣 (自保)	
	国民生活	勝木 健司 (民主)	
	共生社会	小野 清子 (自保)	
憲法調査会会長		野沢 太三 (自保) ※	
政治倫理審査会会長		中曾根 弘文 (自保)	
事務総長		川村 良典	

※印は召集日(14. 10. 18)選任

2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 14.12.13 現在)

会 派	議員数	① 16.7.25 任期満了			② 19.7.28 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党・保守党	115 (11)	17 (2)	33	50 (2)	21 (6)	44 (3)	65 (9)
民主党・新緑風会	60 (8)	12 (3)	21 (2)	33 (5)	8 (1)	19 (2)	27 (3)
公 明 党	24 (4)	7 (1)	4 (1)	11 (2)	8 (1)	5 (1)	13 (2)
日 本 共 産 党	20 (9)	8 (2)	7 (5)	15 (7)	4 (2)	1	5 (2)
国会改革連絡会 (自由党・無所属の会)	15 (2)	3	6 (1)	9 (1)	4	2 (1)	6 (1)
社会民主党・護憲連合	5 (2)	3 (2)	0	3 (2)	2	0	2
各派に属しない議員	7 (2)	0	4 (1)	4 (1)	1 (1)	2	3 (1)
合 計	246 (38)	50 (10)	75 (10)	125 (20)	48 (11)	73 (7)	121 (18)
欠 員	1	0	1	1	0	0	0
定 数	247	50	76	126	48	73	121

() 内は女性議員数

3 会派別所属議員一覧

(召集日 14.10.18 現在)

無印の議員は平成16年7月25日任期満了、○印の議員は平成19年7月28日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党・保守党】

(113名)

阿南 一成 (比 例)	○阿部 正俊 (山 形)	○愛知 治郎 (宮 城)
青木 幹雄 (島 根)	○荒井 正吾 (奈 良)	有馬 朗人 (比 例)
○有村 治子 (比 例)	井上 吉夫 (鹿児島)	泉 信也 (比 例)
市川 一朗 (宮 城)	入澤 肇 (比 例)	○岩井 國臣 (比 例)
岩城 光英 (福 島)	岩永 浩美 (佐 賀)	上杉 光弘 (宮 崎)
上野 公成 (群 馬)	○魚住 汎英 (比 例)	○小野 清子 (比 例)
○尾辻 秀久 (比 例)	大島 慶久 (比 例)	○大仁田 厚 (比 例)
○大野 つや子 (岐 阜)	○太田 豊秋 (福 島)	○扇 千景 (比 例)
○加治屋 義人 (鹿児島)	加藤 紀文 (岡 山)	加納 時男 (比 例)
○狩野 安 (茨 城)	○景山 俊太郎 (島 根)	○柏村 武昭 (広 島)
○片山 虎之助 (岡 山)	○金田 勝年 (秋 田)	亀井 郁夫 (広 島)
河本 英典 (滋 賀)	木村 仁 (熊 本)	岸 宏一 (山 形)
○北岡 秀二 (徳 島)	久世 公堯 (比 例)	○杓掛 哲男 (石 川)
○国井 正幸 (栃 木)	○小泉 顕雄 (比 例)	○小斉平 敏文 (宮 崎)
○小林 温 (神奈川)	○後藤 博子 (大 分)	○鴻池 祥肇 (兵 庫)
○近藤 剛 (比 例)	佐々木 知子 (比 例)	佐藤 昭郎 (比 例)
○佐藤 泰三 (埼 玉)	斉藤 滋宣 (秋 田)	斎藤 十朗 (三 重)
○桜井 新 (比 例)	○山東 昭子 (比 例)	○清水 嘉与子 (比 例)
清水 達雄 (比 例)	○陣内 孝雄 (佐 賀)	○鈴木 政二 (愛 知)
○世耕 弘成 (和歌山)	○関谷 勝嗣 (愛 媛)	○田浦 直 (長 崎)
田中 直紀 (新 潟)	○田村 公平 (高 知)	○伊達 忠一 (北 海 道)
○竹山 裕 (静 岡)	○武見 敬三 (比 例)	○谷川 秀善 (大 阪)
○段本 幸男 (比 例)	月原 茂皓 (比 例)	○常田 享詳 (鳥 取)
鶴保 庸介 (和歌山)	中川 義雄 (北 海 道)	○中島 啓雄 (比 例)
○中島 真人 (山 梨)	中曾根 弘文 (群 馬)	○中原 爽 (比 例)
仲道 俊哉 (大 分)	○西田 吉宏 (京 都)	○西銘 順志郎 (沖 縄)
○野上 浩太郎 (富 山)	野沢 太三 (比 例)	野間 赳 (愛 媛)
南野 知恵子 (比 例)	○橋本 聖子 (比 例)	服部 三男雄 (奈 良)
○林 芳正 (山 口)	日出 英輔 (比 例)	○福島 啓史郎 (比 例)
○藤井 基之 (比 例)	○保坂 三蔵 (東 京)	○真鍋 賢二 (香 川)
○舛添 要一 (比 例)	松谷 蒼一郎 (長 崎)	松田 岩夫 (岐 阜)
○松村 龍二 (福 井)	○松山 政司 (福 岡)	○三浦 一水 (熊 本)
○溝手 顕正 (広 島)	宮崎 秀樹 (比 例)	森下 博之 (高 知)
森田 次夫 (比 例)	○森元 恒雄 (比 例)	森山 裕 (鹿児島)
矢野 哲朗 (栃 木)	山内 俊夫 (香 川)	○山崎 力 (青 森)
山崎 正昭 (福 井)	○山下 英利 (滋 賀)	山下 善彦 (静 岡)

○山本 一太 (群馬) ○吉田 博美 (長野) 吉村 剛太郎 (福岡)
 若林 正俊 (長野) 脇 雅史 (比例)

【民主党・新緑風会】

(60名)

浅尾 慶一郎 (神奈川)	○朝日 俊弘 (比例)	○伊藤 基隆 (比例)
○池口 修次 (比例)	○今泉 昭 (千葉)	○岩本 司 (福岡)
海野 徹 (静岡)	江田 五月 (岡山)	江本 孟紀 (比例)
○小川 勝也 (北海道)	小川 敏夫 (東京)	○大塚 耕平 (愛知)
○岡崎 トミ子 (宮城)	勝木 健司 (比例)	○神本 美恵子 (比例)
川橋 幸子 (比例)	木俣 佳丈 (愛知)	北澤 俊美 (長野)
郡司 彰 (茨城)	○小林 元 (茨城)	小宮山 洋子 (比例)
輿石 東 (山梨)	佐藤 泰介 (愛知)	○佐藤 道夫 (比例)
佐藤 雄平 (福島)	○齋藤 勁 (神奈川)	櫻井 充 (宮城)
○榛葉 賀津也 (静岡)	○鈴木 寛 (東京)	高嶋 良充 (比例)
○高橋 千秋 (三重)	○谷 博之 (栃木)	谷林 正昭 (富山)
千葉 景子 (神奈川)	○ツルネン マルティ (比例)	○辻 泰弘 (兵庫)
○角田 義一 (群馬)	内藤 正光 (比例)	直嶋 正行 (比例)
信田 邦雄 (比例)	○羽田 雄一郎 (長野)	長谷川 清 (比例)
○平田 健二 (岐阜)	広中 和歌子 (千葉)	福山 哲郎 (京都)
藤井 俊男 (埼玉)	○藤原 正司 (比例)	堀 利和 (比例)
本田 良一 (熊本)	○松井 孝治 (京都)	円 より子 (比例)
峰崎 直樹 (北海道)	築瀬 進 (栃木)	柳田 稔 (広島)
山下 八洲夫 (岐阜)	○山根 隆治 (埼玉)	○山本 孝史 (大阪)
○和田 ひろ子 (福島)	○若林 秀樹 (比例)	藁科 満治 (比例)

【公明党】

(24名)

荒木 清寛 (比例)	○魚住 裕一郎 (比例)	○加藤 修一 (比例)
風間 昶 (比例)	○草川 昭三 (比例)	○木庭 健太郎 (比例)
沢 たまき (比例)	○白浜 一良 (大阪)	○高野 博師 (埼玉)
続 訓弘 (比例)	鶴岡 洋 (比例)	○遠山 清彦 (比例)
浜田 卓二郎 (埼玉)	浜四津 敏子 (東京)	日笠 勝之 (比例)
弘友 和夫 (福岡)	○福本 潤一 (比例)	○松 あきら (神奈川)
森本 晃司 (比例)	○山口 那津男 (東京)	山下 栄一 (大阪)
○山本 香苗 (比例)	○山本 保 (愛知)	○渡辺 孝男 (比例)

【日本共産党】

(20名)

○井上 哲士 (比例)	井上 美代 (東京)	池田 幹幸 (比例)
市田 忠義 (比例)	岩佐 恵美 (比例)	○緒方 靖夫 (東京)
大沢 辰美 (兵庫)	○紙 智子 (比例)	小池 晃 (比例)
小泉 親司 (比例)	大門 実紀史 (比例)	富樫 練三 (埼玉)

西山 登紀子 (京 都) 畑野 君枝 (神奈川) 八田 ひろ子 (愛 知)
林 紀子 (比 例) ○筆坂 秀世 (比 例) 宮本 岳志 (大 阪)
吉岡 吉典 (比 例) ○吉川 春子 (比 例)

【 国 会 改 革 連 絡 会 (自由党・無所属の会)】

(15名)

岩本 莊太 (石 川) ○大江 康弘 (比 例) 島袋 宗康 (沖 縄)
田名部 匡省 (青 森) ○田村 秀昭 (比 例) 高橋 紀世子 (徳 島)
○西岡 武夫 (比 例) 西川 きよし (大 阪) 平野 貞夫 (比 例)
○平野 達男 (岩 手) ○広野 ただし (比 例) 松岡 満壽男 (山 口)
○森 ゆうこ (新 潟) 山本 正和 (比 例) 渡辺 秀央 (比 例)

【 社 会 民 主 党 ・ 護 憲 連 合 】

(6名)

大淵 絹子 (新 潟) 大脇 雅子 (比 例) ○大田 昌秀 (比 例)
福島 瑞穂 (比 例) 渕上 貞雄 (比 例) ○又市 征治 (比 例)

【 各 派 に 属 し な い 議 員 】

(6名)

○倉田 寛之 (千 葉) ○黒岩 宇洋 (新 潟) 椎名 素夫 (岩 手)
○田嶋 陽子 (比 例) 中村 敦夫 (東 京) 本岡 昭次 (兵 庫)

4 議員の異動

第154回国会終了日（14. 7. 31）以降における議員の異動

○逝去

今井	澄君（民主・比例）	14. 9. 1	逝去
久野	恒一君（自保・茨城）	14. 10. 17	逝去

○繰上補充当選

信田	邦雄君（民主・比例）	14. 9. 11	当選（今井澄君死去による）
----	------------	-----------	---------------

○補欠当選

椎名	一保君（自保・千葉）	14. 10. 29	当選	井上裕君の補欠
田村	耕太郎君（自保・鳥取）	14. 10. 29	当選	故坂野重信君の補欠

○所属会派異動・会派所属

田嶋	陽子君	14. 10. 10	社会民主党・護憲連合を退会
大淵	絹子君	14. 11. 12	社会民主党・護憲連合を退会

5 委員会及び調査会等委員一覽

(初回開会日現在)

【内閣委員会】

(21名)

委員長	小川	敏夫 (民主)	上野	公成 (自保)	松井	孝治 (民主)
理事	阿部	正俊 (自保)	竹山	裕 (自保)	白浜	一良 (公明)
理事	亀井	郁夫 (自保)	西銘	順志郎 (自保)	山口	那津男 (公明)
理事	森下	博之 (自保)	野沢	太三 (自保)	筆坂	秀世 (共産)
理事	長谷川	清 (民主)	山崎	正昭 (自保)	島袋	宗康 (国連)
理事	吉川	春子 (共産)	岡崎	トミ子 (民主)	黒岩	宇洋 (無)
	阿南	一成 (自保)	川橋	幸子 (民主)	田嶋	陽子 (無)

(14.10.29 現在)

【総務委員会】

(25名)

委員長	山崎	力 (自保)	岸	宏一 (自保)	木庭	健太郎 (公明)
理事	景山	俊太郎 (自保)	久世	公堯 (自保)	遠山	清彦 (公明)
理事	世耕	弘成 (自保)	谷川	秀善 (自保)	大沢	辰美 (共産)
理事	山内	俊夫 (自保)	南野	知恵子 (自保)	宮本	岳志 (共産)
理事	伊藤	基隆 (民主)	森元	恒雄 (自保)	松岡	満壽男 (国連)
理事	高橋	千秋 (民主)	大塚	耕平 (民主)	渡辺	秀央 (国連)
	泉	信也 (自保)	輿石	東 (民主)	又市	征治 (社民)
	小野	清子 (自保)	高嶋	良充 (民主)		
	加藤	紀文 (自保)	松井	孝治 (民主)		

(14.10.24 現在)

【法務委員会】

(21名)

委員長	魚住	裕一郎 (公明)	岩井	國臣 (自保)	鈴木	寛 (民主)
理事	市川	一朗 (自保)	柏村	武昭 (自保)	角田	義一 (民主)
理事	服部	三男雄 (自保)	佐々木	知子 (自保)	浜四津	敏子 (公明)
理事	千葉	景子 (民主)	陣内	孝雄 (自保)	平野	貞夫 (国連)
理事	荒木	清寛 (公明)	中川	義雄 (自保)	福島	瑞穂 (社民)
理事	井上	哲士 (共産)	野間	赳 (自保)	倉田	寛之 (無)
	青木	幹雄 (自保)	江田	五月 (民主)	本岡	昭次 (無)

(14.10.29 現在)

【外交防衛委員会】

(21名)

委員長	松村	龍二 (自保)	佐藤	昭郎 (自保)	佐藤	道夫 (民主)
理事	山下	善彦 (自保)	桜井	新 (自保)	齋藤	勁 (民主)
理事	山本	一太 (自保)	月原	茂皓 (自保)	榛葉	賀津也 (民主)
理事	広中	和歌子 (民主)	日出	英輔 (自保)	遠山	清彦 (公明)
理事	高野	博師 (公明)	舛添	要一 (自保)	吉岡	吉典 (共産)
理事	小泉	親司 (共産)	矢野	哲朗 (自保)	田村	秀昭 (国連)
	河本	英典 (自保)	海野	徹 (民主)	大田	昌秀 (社民)

(14.10.29 現在)

【財政金融委員会】

(25名)

委員長	柳田	稔 (民主)	中島	啓雄 (自保)	山本	保 (公明)
理事	入澤	肇 (自保)	西田	吉宏 (自保)	池田	幹幸 (共産)
理事	尾辻	秀久 (自保)	溝手	顕正 (自保)	大門	実紀史 (共産)
理事	林	芳正 (自保)	森山	裕 (自保)	平野	達男 (国連)
理事	峰崎	直樹 (民主)	若林	正俊 (自保)	大淵	絹子 (社民)
理事	浜田	卓二郎 (公明)	大塚	耕平 (民主)	権名	素夫 (無)
	上杉	光弘 (自保)	勝木	健司 (民主)	— 欠員1名 —	
	佐藤	泰三 (自保)	櫻井	充 (民主)		
	清水	達雄 (自保)	円	より子 (民主)		(14.10.29 現在)

【文教科学委員会】

(21名)

委員長	大野	つや子 (自保)	有村	治子 (自保)	神本	美恵子 (民主)
理事	仲道	俊哉 (自保)	大仁田	厚 (自保)	山根	隆治 (民主)
理事	橋本	聖子 (自保)	扇	千景 (自保)	草川	昭三 (公明)
理事	佐藤	泰介 (民主)	後藤	博子 (自保)	畑野	君枝 (共産)
理事	山本	香苗 (公明)	中曾根	弘文 (自保)	西岡	武夫 (国連)
理事	林	紀子 (共産)	岩本	司 (民主)	山本	正和 (国連)
	有馬	朗人 (自保)	江本	孟紀 (民主)	— 欠員1名 —	
						(14.10.29 現在)

【厚生労働委員会】

(25名)

委員長	金田	勝年 (自保)	斎藤	十朗 (自保)	堀	利和 (民主)
理事	武見	敬三 (自保)	伊達	忠一 (自保)	風間	昶 (公明)
理事	中島	真人 (自保)	中原	爽 (自保)	井上	美代 (共産)
理事	浅尾	慶一郎 (民主)	藤井	基之 (自保)	小池	晃 (共産)
理事	山本	孝史 (民主)	宮崎	秀樹 (自保)	西川	きよし (国連)
理事	沢	たまき (公明)	森田	次夫 (自保)	森	ゆうこ (国連)
	狩野	安 (自保)	朝日	俊弘 (民主)	大脇	雅子 (社民)
	北岡	秀二 (自保)	今泉	昭 (民主)		
	鴻池	祥肇 (自保)	谷	博之 (民主)		(14.10.29 現在)

【農林水産委員会】

(21名)

委員長	三浦	一水 (自保)	太田	豊秋 (自保)	羽田	雄一郎 (民主)
理事	国井	正幸 (自保)	加治屋	義人 (自保)	本田	良一 (民主)
理事	田中	直紀 (自保)	小齐平	敏文 (自保)	日笠	勝之 (公明)
理事	常田	享詳 (自保)	福島	啓史郎 (自保)	渡辺	孝男 (公明)
理事	和田	ひろ子 (民主)	松山	政司 (自保)	市田	忠義 (共産)
理事	紙	智子 (共産)	郡司	彰 (民主)	岩本	荘太 (国連)
	岩永	浩美 (自保)	信田	邦雄 (民主)	中村	敦夫 (無)
						(14.10.29 現在)

【経済産業委員会】

(21名)

委員長	田浦	直 (自保)	小林	温 (自保)	築瀬	進 (民主)
理事	魚住	汎英 (自保)	近藤	剛 (自保)	若林	秀樹 (民主)
理事	加納	時男 (自保)	斉藤	滋宣 (自保)	鶴岡	洋 (公明)
理事	松田	岩夫 (自保)	関谷	勝嗣 (自保)	松	あきら (公明)
理事	木俣	佳丈 (民主)	保坂	三蔵 (自保)	緒方	靖夫 (共産)
理事	平田	健二 (民主)	直嶋	正行 (民主)	西山	登紀子 (共産)
	片山	虎之助 (自保)	藤原	正司 (民主)	広野	ただし (国連)

(14. 10. 29 現在)

【国土交通委員会】

(25名)

委員長	藤井	俊男 (民主)	杓掛	哲男 (自保)	佐藤	雄平 (民主)
理事	鈴木	政二 (自保)	田村	公平 (自保)	谷林	正昭 (民主)
理事	脇	雅史 (自保)	鶴保	庸介 (自保)	続	訓弘 (公明)
理事	山下	八洲夫 (民主)	野上	浩太郎 (自保)	大沢	辰美 (共産)
理事	森本	晃司 (公明)	松谷	蒼一郎 (自保)	富樫	練三 (共産)
理事	大江	康弘 (国連)	吉田	博美 (自保)	田名部	匡省 (国連)
	荒井	正吾 (自保)	吉村	剛太郎 (自保)	渊上	貞雄 (社民)
	岩城	光英 (自保)	池口	修次 (民主)		
	木村	仁 (自保)	北澤	俊美 (民主)		

(14. 10. 29 現在)

【環境委員会】

(21名)

委員長	小宮山	洋子 (民主)	井上	吉夫 (自保)	福山	哲郎 (民主)
理事	大島	慶久 (自保)	小泉	顕雄 (自保)	藁科	満治 (民主)
理事	清水	嘉与子 (自保)	山東	昭子 (自保)	加藤	修一 (公明)
理事	山下	英利 (自保)	段本	幸男 (自保)	弘友	和夫 (公明)
理事	小川	勝也 (民主)	真鍋	賢二 (自保)	福本	潤一 (公明)
理事	高橋	紀世子 (国連)	小林	元 (民主)	岩佐	恵美 (共産)
	愛知	治郎 (自保)	ツルネン	マルテイ (民主)	— 欠員1名 —	

(14. 11. 5 現在)

【国家基本政策委員会】

(20名)

委員長	江田	五月 (民主)	小泉	顕雄 (自保)	直嶋	正行 (民主)
理事	河本	英典 (自保)	桜井	新 (自保)	日笠	勝之 (公明)
理事	野間	赳 (自保)	中島	真人 (自保)	富樫	練三 (共産)
理事	北澤	俊美 (民主)	舛添	要一 (自保)	筆坂	秀世 (共産)
理事	木庭	健太郎 (公明)	松田	岩夫 (自保)	西岡	武夫 (国連)
	有村	治子 (自保)	輿石	東 (民主)	大渊	絹子 (社民)
	狩野	安 (自保)	角田	義一 (民主)		

(14. 10. 23 現在)

【 予 算 委 員 会 】

(4 5 名)

委員長	陣内	孝雄 (自保)	山東	昭子 (自保)	辻	泰弘 (民主)
理事	木村	仁 (自保)	世耕	弘成 (自保)	福山	哲郎 (民主)
理事	田村	公平 (自保)	田中	直紀 (自保)	藤原	正司 (民主)
理事	保坂	三蔵 (自保)	伊達	忠一 (自保)	円	より子 (民主)
理事	松谷	蒼一郎 (自保)	武見	敬三 (自保)	峰崎	直樹 (民主)
理事	郡司	彰 (民主)	谷川	秀善 (自保)	若林	秀樹 (民主)
理事	齋藤	勁 (民主)	段本	幸男 (自保)	福本	潤一 (公明)
理事	山本	保 (公明)	中川	義雄 (自保)	松	あきら (公明)
理事	小池	晃 (共産)	仲道	俊哉 (自保)	森本	晃司 (公明)
理事	平野	貞夫 (国連)	宮崎	秀樹 (自保)	紙	智子 (共産)
	有馬	朗人 (自保)	山下	英利 (自保)	大門	実紀史 (共産)
	泉	信也 (自保)	山下	善彦 (自保)	宮本	岳志 (共産)
	市川	一朗 (自保)	朝日	俊弘 (民主)	高橋	紀世子 (国連)
	大島	慶久 (自保)	佐藤	道夫 (民主)	平野	達男 (国連)
	国井	正幸 (自保)	櫻井	充 (民主)	大脇	雅子 (社民)

(14. 10. 22 現在)

【 決 算 委 員 会 】

(3 0 名)

委員長	中原	爽 (自保)	後藤	博子 (自保)	松井	孝治 (民主)
理事	岩井	國臣 (自保)	田村	耕太郎 (自保)	山根	隆治 (民主)
理事	佐々木	知子 (自保)	月原	茂皓 (自保)	山本	孝史 (民主)
理事	中島	啓雄 (自保)	常田	享詳 (自保)	荒木	清寛 (公明)
理事	川橋	幸子 (民主)	藤井	基之 (自保)	遠山	清彦 (公明)
理事	佐藤	雄平 (民主)	山内	俊夫 (自保)	山下	栄一 (公明)
理事	八田	ひろ子 (共産)	山本	一太 (自保)	大沢	辰美 (共産)
	荒井	正吾 (自保)	大塚	耕平 (民主)	岩本	荘太 (国連)
	加治屋	義人 (自保)	神本	美恵子 (民主)	広野	ただし (国連)
	柏村	武昭 (自保)	谷	博之 (民主)	又市	征治 (社民)

(14. 12. 9 現在)

【 行 政 監 視 委 員 会 】

(3 0 名)

委員長	白浜	一良 (公明)	橋本	聖子 (自保)	岩本	司 (民主)
理事	北岡	秀二 (自保)	林	芳正 (自保)	小川	勝也 (民主)
理事	佐藤	泰三 (自保)	福島	啓史郎 (自保)	岡崎	トミ子 (民主)
理事	高嶋	良充 (民主)	森下	博之 (自保)	鈴木	寛 (民主)
理事	続	訓弘 (公明)	森元	恒雄 (自保)	ツルネン	マルティ (民主)
理事	田名部	匡省 (国連)	吉田	博美 (自保)	鶴岡	洋 (公明)
理事	渡辺	秀央 (国連)	若林	正俊 (自保)	山本	香苗 (公明)
	加納	時男 (自保)	脇	雅史 (自保)	岩佐	恵美 (共産)
	近藤	剛 (自保)	浅尾	慶一郎 (民主)	西山	登紀子 (共産)
	清水	達雄 (自保)	池口	修次 (民主)	森	ゆうこ (国連)

(14. 11. 11 現在)

【議院運営委員会】

(25名)

委員長	山崎	正昭 (自保)	入澤	肇 (自保)	佐藤	泰介 (民主)
理事	岩永	浩美 (自保)	大仁田	厚 (自保)	信田	邦雄 (民主)
理事	斉藤	滋宣 (自保)	小斉平	敏文 (自保)	羽田	雄一郎 (民主)
理事	溝手	顕正 (自保)	小林	温 (自保)	加藤	修一 (公明)
理事	谷林	正昭 (民主)	西銘	順志郎 (自保)	沢	たまき (公明)
理事	築瀬	進 (民主)	野上	浩太郎 (自保)	池田	幹幸 (共産)
理事	山口	那津男 (公明)	南野	知恵子 (自保)	大江	康弘 (国連)
理事	畑野	君枝 (共産)	松山	政司 (自保)		
理事	松岡	満壽男 (国連)	海野	徹 (民主)		(14.10.18 現在)

〔庶務関係小委員会〕

(15名)

小委員長	南野	知恵子 (自保)	野上	浩太郎 (自保)	築瀬	進 (民主)
	入澤	肇 (自保)	溝手	顕正 (自保)	加藤	修一 (公明)
	岩永	浩美 (自保)	佐藤	泰介 (民主)	山口	那津男 (公明)
	大仁田	厚 (自保)	谷林	正昭 (民主)	畑野	君枝 (共産)
	斉藤	滋宣 (自保)	羽田	雄一郎 (民主)	松岡	満壽男 (国連)
						(召集日 現在)

〔図書館運営小委員会〕

(15名)

小委員長	海野	徹 (民主)	西銘	順志郎 (自保)	築瀬	進 (民主)
	岩永	浩美 (自保)	松山	政司 (自保)	沢	たまき (公明)
	小斉平	敏文 (自保)	溝手	顕正 (自保)	山口	那津男 (公明)
	小林	温 (自保)	谷林	正昭 (民主)	畑野	君枝 (共産)
	斉藤	滋宣 (自保)	羽田	雄一郎 (民主)	松岡	満壽男 (国連)
						(召集日 現在)

【懲罰委員会】

(10名)

委員長	吉岡	吉典 (共産)	久世	公堯 (自保)	藁科	満治 (民主)
理事	西田	吉宏 (自保)	竹山	裕 (自保)	草川	昭三 (公明)
	青木	幹雄 (自保)	中曾根	弘文 (自保)		
	扇	千景 (自保)	山下	八洲夫 (民主)		(召集日 現在)

【災害対策特別委員会】

(20名)

委員長	福本	潤一 (公明)	景山	俊太郎 (自保)	木俣	佳丈 (民主)
理事	宮崎	秀樹 (自保)	柏村	武昭 (自保)	谷	博之 (民主)
理事	森下	博之 (自保)	小泉	顕雄 (自保)	内藤	正光 (民主)
理事	朝日	俊弘 (民主)	斉藤	滋宣 (自保)	大沢	辰美 (共産)
理事	日笠	勝之 (公明)	鶴保	庸介 (自保)	大門	実紀史 (共産)
	大仁田	厚 (自保)	中川	義雄 (自保)	山本	正和 (国連)
	加治屋	義人 (自保)	今泉	昭 (民主)		(14.10.18 現在)

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(20名)

委員長	本田	良一 (民主)	佐藤	泰三 (自保)	信田	邦雄 (民主)
理事	中川	義雄 (自保)	伊達	忠一 (自保)	風間	昶 (公明)
理事	脇	雅史 (自保)	仲道	俊哉 (自保)	紙	智子 (共産)
理事	小林	元 (民主)	西田	吉宏 (自保)	小泉	親司 (共産)
理事	遠山	清彦 (公明)	西銘	順志郎 (自保)	田村	秀昭 (国連)
	入澤	肇 (自保)	岩本	司 (民主)	大田	昌秀 (社民)
	後藤	博子 (自保)	大塚	耕平 (民主)		(14. 10. 18 現在)

【国会等の移転に関する特別委員会】

(20名)

委員長	島袋	宗康 (国連)	太田	豊秋 (自保)	平田	健二 (民主)
理事	国井	正幸 (自保)	河本	英典 (自保)	和田	ひろ子 (民主)
理事	山下	善彦 (自保)	杓掛	哲男 (自保)	草川	昭三 (公明)
理事	江本	孟紀 (民主)	保坂	三蔵 (自保)	浜田	卓二郎 (公明)
理事	加藤	修一 (公明)	松田	岩夫 (自保)	井上	美代 (共産)
	有馬	朗人 (自保)	佐藤	泰介 (民主)	西川	きよし (国連)
	大島	慶久 (自保)	長谷川	清 (民主)		(14. 10. 18 現在)

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(25名)

委員長	清水	達雄 (自保)	近藤	剛 (自保)	山根	隆治 (民主)
理事	佐々木	知子 (自保)	田中	直紀 (自保)	魚住	裕一郎 (公明)
理事	山下	英利 (自保)	野上	浩太郎 (自保)	池田	幹幸 (共産)
理事	若林	正俊 (自保)	林	芳正 (自保)	小池	晃 (共産)
理事	櫻井	充 (民主)	福島	啓史郎 (自保)	岩本	荘太 (国連)
理事	荒木	清寛 (公明)	浅尾	慶一郎 (民主)	平野	達男 (国連)
	荒井	正吾 (自保)	小川	敏夫 (民主)	大渊	絹子 (社民)
	小斉平	敏文 (自保)	辻	泰弘 (民主)		
	小林	温 (自保)	広中	和歌子 (民主)		(14. 10. 18 現在)

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(35名)

委員長	杓掛	哲男 (自保)	岩井	國臣 (自保)	堀	利和 (民主)
理事	狩野	安 (自保)	尾辻	秀久 (自保)	築瀬	進 (民主)
理事	木村	仁 (自保)	亀井	郁夫 (自保)	柳田	稔 (民主)
理事	田村	公平 (自保)	段本	幸男 (自保)	山下	八洲夫 (民主)
理事	佐藤	道夫 (民主)	中島	真人 (自保)	木庭	健太郎 (公明)
理事	福山	哲郎 (民主)	南野	知恵子 (自保)	山本	保 (公明)
理事	森本	晃司 (公明)	藤井	基之 (自保)	井上	哲士 (共産)
理事	池田	幹幸 (共産)	森元	恒雄 (自保)	八田	ひろ子 (共産)
	阿部	正俊 (自保)	吉田	博美 (自保)	大江	康弘 (国連)
	愛知	治郎 (自保)	小川	勝也 (民主)	広野	ただし (国連)
	有村	治子 (自保)	千葉	景子 (民主)	又市	征治 (社民)
	泉	信也 (自保)	藤井	俊男 (民主)		(14. 10. 18 現在)

【国際問題に関する調査会】

(25名)

会 長	関谷	勝嗣 (自保)	桜井	新 (自保)	佐藤	雄平 (民主)
理 事	加納	時男 (自保)	野上	浩太郎 (自保)	榛葉	賀津也 (民主)
理 事	世耕	弘成 (自保)	舛添	要一 (自保)	藤原	正司 (民主)
理 事	山本	一太 (自保)	森元	恒雄 (自保)	高野	博師 (公明)
理 事	今泉	昭 (民主)	山崎	力 (自保)	井上	哲士 (共産)
理 事	沢	たまき (公明)	吉田	博美 (自保)	田村	秀昭 (国連)
理 事	緒方	靖夫 (共産)	海野	徹 (民主)	大田	昌秀 (社民)
	入澤	肇 (自保)	大塚	耕平 (民主)		
	小林	温 (自保)	輿石	東 (民主)		

(14. 11. 6 現在)

【国民生活・経済に関する調査会】

(25名)

会 長	勝木	健司 (民主)	小斉平	敏文 (自保)	神本	美恵子 (民主)
理 事	魚住	汎英 (自保)	山東	昭子 (自保)	円	より子 (民主)
理 事	北岡	秀二 (自保)	鈴木	政二 (自保)	和田	ひろ子 (民主)
理 事	中島	啓雄 (自保)	伊達	忠一 (自保)	渡辺	孝男 (公明)
理 事	内藤	正光 (民主)	月原	茂皓 (自保)	畑野	君枝 (共産)
理 事	松	あきら (公明)	藤井	基之 (自保)	島袋	宗康 (国連)
理 事	西山	登紀子 (共産)	松山	政司 (自保)	山本	正和 (国連)
理 事	森	ゆうこ (国連)	山内	俊夫 (自保)		
	加治屋	義人 (自保)	池口	修次 (民主)		

(14. 11. 13 現在)

【共生社会に関する調査会】

(25名)

会 長	小野	清子 (自保)	大仁田	厚 (自保)	郡司	彰 (民主)
理 事	有馬	朗人 (自保)	大野	つや子 (自保)	小宮山	洋子 (民主)
理 事	清水	嘉与子 (自保)	小泉	顕雄 (自保)	千葉	景子 (民主)
理 事	橋本	聖子 (自保)	後藤	博子 (自保)	風間	昶 (公明)
理 事	羽田	雄一郎 (民主)	段本	幸男 (自保)	弘友	和夫 (公明)
理 事	山本	香苗 (公明)	中原	爽 (自保)	林	紀子 (共産)
理 事	吉川	春子 (共産)	山下	英利 (自保)	福島	瑞穂 (社民)
理 事	高橋	紀世子 (国連)	岡崎	トミ子 (民主)		
	有村	治子 (自保)	神本	美恵子 (民主)		

(14. 11. 11 現在)

【憲法調査会】

(45名)

会長	野沢 太三 (自保)	近藤 剛 (自保)	高橋 千秋 (民主)
幹事	市川 一朗 (自保)	桜井 新 (自保)	ツルネン マルティ (民主)
幹事	武見 敬三 (自保)	世耕 弘成 (自保)	角田 義一 (民主)
幹事	谷川 秀善 (自保)	常田 享詳 (自保)	松井 孝治 (民主)
幹事	若林 正俊 (自保)	中島 啓雄 (自保)	若林 秀樹 (民主)
幹事	堀 利和 (民主)	中曾根 弘文 (自保)	魚住 裕一郎 (公明)
幹事	峰崎 直樹 (民主)	服部 三男雄 (自保)	高野 博師 (公明)
幹事	山下 栄一 (公明)	福島 啓史郎 (自保)	続 訓弘 (公明)
幹事	小泉 親司 (共産)	舛添 要一 (自保)	山口 那津男 (公明)
幹事	平野 貞夫 (国連)	松田 岩夫 (自保)	宮本 岳志 (共産)
	愛知 治郎 (自保)	松山 政司 (自保)	吉岡 吉典 (共産)
	荒井 正吾 (自保)	伊藤 基隆 (民主)	吉川 春子 (共産)
	扇 千景 (自保)	江田 五月 (民主)	田名部 匡省 (国連)
	景山 俊太郎 (自保)	川橋 幸子 (民主)	松岡 満壽男 (国連)
	亀井 郁夫 (自保)	木俣 佳丈 (民主)	大脇 雅子 (社民)

(14.10.18 現在)

【政治倫理審査会】

(15名)

会長	中曾根 弘文 (自保)	清水 嘉与子 (自保)	長谷川 清 (民主)
幹事	松谷 蒼一郎 (自保)	竹山 裕 (自保)	鶴岡 洋 (公明)
幹事	興石 東 (民主)	野間 赳 (自保)	浜四津 敏子 (公明)
	尾辻 秀久 (自保)	北澤 俊美 (民主)	吉岡 吉典 (共産)
	久世 公堯 (自保)	直嶋 正行 (民主)	西岡 武夫 (国連)

(召集日 現在)

【参議院改革協議会】

(11名)

座長	青木 幹雄 (自保)	溝手 顕正 (自保)	池田 幹幸 (共産)
	泉 信也 (自保)	齋藤 勁 (民主)	松岡 満壽男 (国連)
	野間 赳 (自保)	直嶋 正行 (民主)	淵上 貞雄 (社民)
	松谷 蒼一郎 (自保)	木庭 健太郎 (公明)	

(14.11.20 現在)

1 本会議審議経過

○平成14年10月18日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員信田邦雄君を議院に紹介した。

議員今井澄君逝去につき哀悼の件

本件は、議長は、すでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、阿部正俊君が哀悼の辞を述べた。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	佐藤 泰介君
財政金融委員長	山下 八洲夫君
国土交通委員長	北澤 俊美君
環境委員長	堀 利和君
国家基本政策委員長	広中 和歌子君
予算委員長	真鍋 賢二君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	小川 敏夫君
財政金融委員長	柳田 稔君
国土交通委員長	藤井 俊男君
環境委員長	小宮山 洋子君
国家基本政策委員長	江田 五月君
予算委員長	陣内 孝雄君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、

金融問題及び経済活性化に関する調査のため委員25名から成る金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、

国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る国会等の移転に関する特別委員会を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時23分

再開 午後3時1分

日程第2 会期の件

本件は、全会一致をもって57日間とすることに決した。

日程第3 国務大臣の演説に関する件

小泉内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後3時17分

○平成14年10月22日（火）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

千葉景子君、青木幹雄君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時43分

○平成14年10月23日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

荒木清寛君、市田忠義君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時21分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、松岡満壽男君、朝日俊弘君、月原茂皓君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後2時25分

○平成14年11月1日（金）

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員椎名一保君を議院に紹介した後、同君を文教科学委員に指名した。

議長は、新たに当選した議員田村耕太郎君を議院に紹介した後、同君を財政金融委員に指名した。

日程第1 裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員野沢太三君、江田五月君、同予備員魚住裕一郎君、裁判官訴追委員加藤紀文君、小川敏夫君、同予備員島袋宗康君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に真鍋賢二君、千葉景子君、同予備員に加藤修一君（第2順位）、

裁判官訴追委員に谷川秀善君、山下八洲夫君、
同予備員に西川きよし君（第4順位）、
検察官適格審査会委員に尾辻秀久君、
同予備委員に山下英利君（尾辻秀久君の予備委員）、
国土審議会委員に久世公堯君、
国土開発幹線自動車道建設会議委員に尾辻秀久君、松谷蒼一郎君を指名した。

散会 午前10時6分

○平成14年11月13日（水）

開会 午前10時1分

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があった後、谷博之君、井上美代君がそれぞれ質疑をした。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、森山法務大臣、遠山文部科学大臣から順次趣旨説明があった後、鈴木寛君が質疑をした。

日程第1 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第154回国会衆議院提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時35分

○平成14年11月15日（金）

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

国家公務員倫理審査会委員に得本輝人君、

情報公開審査会委員に松井茂記君、

中央労働委員会委員に山口浩一郎君、佐藤英善君、今野浩一郎君、椎谷正君、落合誠一君、渡辺章君、上村直子君、荒井史男君、山川隆一君、諏訪康雄君、曾田多賀君、岡部喜代子君、林紀子君、横溝正子君を任命することに、賛成218、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

国家公安委員会委員に大森政輔君を任命することに、賛成121、反対94にて同意することに決し、

中央労働委員会委員に若林之矩君を任命することに、賛成195、反対21にて同意することに決した。

知的財産基本法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、平沼経済産業大臣から趣旨説明があった後、築瀬進君が質疑をした。

日程第1 警備業法の一部を改正する法律案（第154回国会内閣提出、第155回国会衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成194、反対27にて可決、日程第3は賛成218、反対4にて可決された。

日程第4 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時53分

○平成14年11月20日（水）

開会 午前10時1分

議員久野恒一君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、川橋幸子君が哀悼の辞を述べた。

独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関

する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案、東京地下鉄株式会社法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、石原国務大臣から趣旨説明があった後、岡崎トミ子君、西山登紀子君、広野ただし君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対25にて可決された。

日程第3 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対25にて可決された。

日程第4 古物営業法の一部を改正する法律案（第154回国会内閣提出、第155回国会衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成142、反対87にて可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成216、反対11にて可決、第2の議案は賛成203、反対23にて可決された。

散会 午後0時4分

○平成14年11月22日（金）

開会 午前10時1分

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案及び農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、竹中金融担当大臣、大島農林水産大臣から順次趣旨説明があった後、円より子君、池田幹幸君、平野達男君がそれぞれ質疑をした。

構造改革特別区域法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、鴻池国務大臣から趣旨説明があった後、佐藤泰介君、吉川春子君、島袋宗康君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会衆議院提出）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対96にて可決された。

日程第2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（第154回国会内閣提出）

日程第3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第154回国会内閣提出）

日程第4 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案（第154回国会内閣提出）

以上3案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137、反対93にて可決された。

日程第5 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案（第154回国会内閣提出、第155回国会衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対39にて可決された。

日程第6 学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対27にて可決された。

日程第7 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案（衆議院提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成150、反対80にて可決された。

散会 午後0時44分

○平成14年11月27日（水）

開会 午前10時1分

憲仁親王殿下下葬去につき弔意を表する件

本件は、議長からすでに弔詞を奉呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。

日程第1 郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 独立行政法人農畜産業振興機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 独立行政法人農業者年金基金法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 独立行政法人農林漁業信用基金法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第6 独立行政法人緑資源機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上6案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押し

ボタン式投票をもって採決の結果、日程第2及び第6は賛成145、反対89にて可決、日程第3及び第4は賛成202、反対31にて可決、日程第5は賛成143、反対91にて可決、日程第7は賛成199、反対34にて可決された。

日程第8 独立行政法人国民生活センター法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対35にて可決された。

日程第9 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第10 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第9は賛成202、反対32にて可決、日程第10は賛成141、反対89にて可決された。

日程第11 知的財産基本法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対19にて可決された。

散会 午前10時22分

○平成14年11月29日（金）

開会 午後2時1分

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、平沼経済産業大臣から趣旨説明があった後、木俣佳丈君が質疑をした。

日程第1 独立行政法人北方領土問題対策協会法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成130、反対88にて可決された。

日程第2 独立行政法人国際協力機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 独立行政法人国際交流基金法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成185、反対32にて可決された。

日程第4 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対5にて可決された。

日程第6 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第8 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第6は賛成129、反対88にて可決、日程第7は賛成131、反対84にて可決、日程第8は賛成189、反対29にて可決された。

散会 午後2時51分

○平成14年12月4日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成203、反対27にて可決された。

日程第2 有線電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案（衆議院提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 独立行政法人日本貿易振興機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第6 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第8 独立行政法人中小企業基盤整備機構法案（内閣提出、衆議院送付）

以上5案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第4、第6及び第7は賛成196、反対32にて可決、日程第5及び第8は賛成136、反対92にて可決された。

日程第9 農業取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第10 自然再生推進法案（衆議院提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成201、反対29にて可決された。

散会 午前10時23分

○平成14年12月6日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成219、反対19にて可決、日程第2は賛成239、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 放送大学学園法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 独立行政法人日本スポーツ振興センター法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第6 独立行政法人日本芸術文化振興会法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 独立行政法人科学技術振興機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第8 独立行政法人日本学術振興会法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第9 独立行政法人理化学研究所法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第10 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案（内閣提出、衆議院送付）

以上8案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3、第5、第6及び第9は賛成209、反対31にて可決、日程第4、第7、第8及び第10は賛成143、反対93にて可決された。

日程第11 会社更生法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第12 会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対25にて可決された。

日程第13 独立行政法人労働者健康福祉機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第14 独立行政法人福祉医療機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第15 独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第16 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第17 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第18 独立行政法人雇用・能力開発機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第19 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第20 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上8案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第13は賛成201、反対37にて可決、日程第14及び第16乃至第19は賛成207、反対31にて可決、日程第15は賛成143、反対94にて可決、日程第20は賛成197、反対40にて可決された。

散会 午前10時25分

○平成14年12月11日（水）

開会 午前10時2分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、
総合科学技術会議議員に薬師寺泰蔵君を任命することに、賛成203、反対26にて同意することに決し、
総合科学技術会議議員に大山昌伸君、
公安審査委員会委員に大川隆康君、藤村輝子君を任命することに、賛成212、反対19にて同意することに決し、
総合科学技術会議議員に阿部博之君、黒田玲子君、
電波監理審議会委員に安田靖彦君、井口武雄君、
日本放送協会経営委員会委員に石原邦夫君、高崎ゆかり君、菅原明子君、堀部政男君、
中央更生保護審査会委員に川崎道子君、福井厚士君、
労働保険審査会委員に来本笑子君、井上和子君、
社会保険審査会委員に加茂紀久男君、
運輸審議会委員に田島優子君を任命することに、賛成231、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、
労働保険審査会委員に渡辺貞好君、白井国男君を任命することに、賛成223、反対7にて同意することに決し、
労働保険審査会委員に金平隆弘君を任命することに、賛成162、反対69にて同意することに決し、
社会保険審査会委員に沼田輝夫君を任命することに、賛成226、反対5にて同意することに決し、
公害健康被害補償不服審査会委員に近藤健文君、浅野楷悦君を任命することに、賛成227、反対2にて同意することに決した。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案、検察庁法の一部を改正する法律案及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、森山法務大臣、本院議員朝日俊弘君から順次趣旨説明があった後、江田五月君が質疑をした。

日程第1 平成11年度一般会計歳入歳出決算、平成11年度特別会計歳入歳出決算、平成11年度国税収納金整理資金受払計算書、平成11年度政府関係機関決算書

日程第2 平成12年度一般会計歳入歳出決算、平成12年度特別会計歳入歳出決算、平成12年度国税収納金整理資金受払計算書、平成12年度政府関係機関決算書

日程第3 平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第4 平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第5 平成12年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第6 平成12年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上6件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、日程第1及び第2はまず日程第1について賛成146、反対91にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで日程第2について賛成138、反対99にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成237、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第3は賛成209、反対27にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第4は賛成228、反対9にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第5は賛成207、反対30にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第6は賛成225、反対12にて委員長報告のとおり是認することに決した。

小泉内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第7 預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第8 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第7は賛成134、反対101にて可決、日程第8は賛成140、反対96にて可決された。

日程第9 農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成141、反対95にて可決された。

日程第10 日本放送協会平成11年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日程第11 日本放送協会平成12年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

以上両件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決した。

日程第12 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第13 独立行政法人国際観光振興機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第14 独立行政法人水資源機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第15 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第16 日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第17 東京地下鉄株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第18 独立行政法人自動車事故対策機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第19 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第20 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上9案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第12、第13、第16及び第18乃至第20は賛成138、

反対95にて可決、日程第14は賛成134、反対99にて可決、日程第15は賛成136、反対96にて可決、日程第17は賛成201、反対32にて可決された。

日程第21 構造改革特別区域法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第22 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第21は賛成200、反対34にて可決、日程第22は賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第23 戸籍法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第24 電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第25 独立行政法人原子力安全基盤機構法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第24は賛成207、反対26にて可決、日程第25は賛成196、反対39にて可決された。

散会 午後0時15分

○平成14年12月13日（金）

開会 午前10時2分

日程第1 独立行政法人国立病院機構法案（第154回国会内閣提出、第155回国会衆議院送付）

日程第2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成198、反対42にて可決、日程第2は賛成136、反対104にて可決された。

日程第3乃至第14の請願

本請願は、文教科学委員長外3委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、法務委員会の人権擁護法案（第154回国会閣法第56号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）、裁判所法の一部を改正する法律案（参第8号）、検察庁法の一部を改正する法律案（参第9号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（参第10号）について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（第154回国会参第5号）
- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

- 一、国会等の移転に関する調査

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

- 一、金融問題及び経済活性化に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

共生社会に関する調査会

一、共生社会に関する調査

常任委員長辞任の件

本件は、議院運営委員長山崎正昭君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、議院運営委員長に宮崎秀樹君を指名した。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

休憩 午前10時14分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・質疑の概要

所信表明演説

内閣総理大臣 小泉 純一郎 君

平成14年10月18日

〔はじめに〕

私は、就任以来、内政にあつては聖域なき構造改革を断行し、外交においては国際協調を基本に主体的な役割を果たすとの揺るぎない姿勢を貫いてまいりました。この1年半、厳しい状況の中でしたが、自由民主党、公明党、保守党3党による連立政権の強固な基盤に立って、政策の実現に努めてまいりました。

先般、構造改革をより一層進めるため、内閣改造を行いました。新しい体制の下、改革なくして成長なしとの小泉内閣の路線を、確固たる軌道に乗せてまいります。

去る9月17日、私は、日本の総理大臣として初めて北朝鮮を訪れ、金正日国防委員長と会談を行いました。金委員長の発言は、拉致問題への北朝鮮の関与を認めた上で、謝罪と再発防止の決意を明確に示すものであり、工作船やミサイル、核開発問題など、安全保障を始めとする諸問題についても、包括的な促進を図りたいとの意向が読み取れました。

拉致された方々の安否に関して北朝鮮から示された情報は誠に悲惨な内容であり、厳しい決断を迫るものでした。二度とこのような痛ましい事件を起こさせてはなりません。そのためにも、朝鮮半島地域の安定的な平和が不可欠です。この地域の緊張緩和は、我が国のみならず、北東アジア地域、ひいては、世界の平和と安定に貢献するものです。私は、この際、交渉を通じて日朝間に横たわる深刻な懸念を払拭し、敵対関係から協調関係に向けて大きな歩み始めることこそ、日本の国益にかなう選択であると判断し、交渉再開を決断しました。

「他策なかりしを信ぜむと欲す。」、これは、内閣制度草創期、第2次伊藤博文内閣において外務大臣を務めた陸奥宗光の言葉です。「他の誰であっても、これ以外の策はなかったに違いない。」、真の国益とは何か、考えに考え抜いた末の結論であるとの確信を込めたこの言葉は、私自身の思いでもあります。

国交正常化交渉は、今月29日に再開します。日朝平壤宣言の原則と精神が誠実に守られることが交渉進展の大前提です。交渉に当たっては、米国、韓国を始めとする関係諸国と緊密に連携してまいります。

拉致被害者やその御家族の長年にわたる苦悩を思うとき、私は胸が痛みます。15日に拉致被害者のうち5名の方の帰国が実現しましたが、これは問題解決の第一歩にすぎません。交渉を通じて拉致問題の真相解明に努め、被害者や御家族に対する支援に政府を挙げて取り組みます。

〔日本経済の再生〕

今直面する最重点の課題は、厳しさを増す環境の中にある日本経済の再生です。経済の活力を取り戻すため、これからの半年間で改革を加速することとし、早急に総合的な対応策を取りまとめます。

デフレ克服に向け、政府、日本銀行は、一体となって総合的に取り組みます。経済情勢

に応じては、大胆かつ柔軟な措置を講じ、金融システムと経済の安定を確保します。

不良債権処理を本格的に加速し、平成16年度には不良債権問題を終結させます。

ペイオフについては、決済機能の安定を確保するための制度面での手当てを行い、解禁の準備を整えます。金融システム改革を進める中、預金者の不安や混乱を避けるため、実施は、不良債権問題終結後の平成17年4月とします。金融機関等の経営基盤を強化するため、組織再編を促進する措置を講じます。

不良債権処理の加速に伴う雇用や中小企業経営への影響に対しては細心の注意を払い、セーフティーネットには万全を期します。産業再編、企業の早期再生や新規開業支援のための施策を強化します。

税制については、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けて、抜本的な改革に取り組みます。現下の経済情勢を踏まえ、1兆円を超える、できる限りの規模を目指した減税を先行させます。公正かつ簡素で分かりやすい税制を目指し、多年度税込中立の枠組みの下で、全体を一括の法律案として次期通常国会に提出すべく検討を進めます。

不動産や証券など資産市場活性化のため、税制を含め必要な措置を講じてまいります。

日本経済を活性化させる大きな柱として、構造改革特区を実現します。規制は全国一律という発想を、地方の特性に応じた規制に転換します。400を超える提案に示された知恵と意欲をしっかりと受け止めて、教育、農業、福祉などの分野で思い切った規制改革を実行します。

地方と民間の意欲は、都市再生の分野で具体的な動きとなっています。全国で44か所の都市再生緊急整備地域において、日本で最大級の容積率となる名古屋駅前の再開発ビル計画など、合計約7兆円の民間事業投資が予定されています。波及効果などを含めると、20兆円に上る経済効果が見込まれます。構造改革特区と併せて活用することにより、経済の活性化につなげてまいります。

司法制度については、第一審の結果が2年以内に出ることを目指すなど、総合的かつ集中的な改革を行います。

知的財産の創造、保護及び活用を国家戦略として進めます。

世界最先端のIT国家の実現を図り、電子政府、電子自治体を推進します。

〔「官から民へ」「国から地方へ」〕

さきの通常国会では、郵便事業への民間参入法と郵政公社法が成立し、本格的な郵政改革に向け大きな一歩を踏み出しました。民営化の具体案は既に国民に提示しており、これを基に議論を進めてまいります。道路関係四公団についても、民営化推進委員会設置法が成立し、現在、改革の志に富んだ委員が民営化の在り方について精力的に議論を進めています。医療改革関連法も成立しました。構造改革は着実に進んでいます。

引き続き、肥大化した公的部門の抜本的縮小に取り組みます。官から民へ、国から地方への流れを一層加速し、活力ある民間と個性ある地方が中心となった経済社会を実現します。

税金の使い方を根本から見直し、簡素で効率的な政府を作り上げます。

経済財政諮問会議で閣僚から示された改革案も踏まえ、年金などの社会保障、米を始め

とする農業、義務教育、公共事業、特定財源など重要な課題について議論を深め、改革の方向を示します。特殊法人改革も着実に進めます。

国と地方の在り方については、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方を三位一体で検討し、一部は平成15年度予算に反映させます。市町村合併については、現在、約2,500の市町村が検討しており、より一層強力に推進してまいります。

平成15年度予算編成に当たっては、歳出を厳しく見直しつつ、将来の発展につながる分野に重点的に配分します。

行政自らも痛みを避けて通ることはできません。民間企業が厳しい状況にある中、国家公務員の給与や退職手当の水準の引下げを行います。

〔外交〕

米国同時多発テロの発生から1年余りがたちました。私は、ニューヨークにおいて追悼式典に出席し、改めて傷跡の深さを実感いたしました。去る12日、バリ島において数百名が死傷する爆弾テロ事件が発生しました。テロリズムとの闘いは長く厳しいものであることを覚悟しなければなりません。国民の安全と安心の確保に万全を期するとともに、国際社会の一員として、日本の役割を積極的に果たし、世界の平和と安定に貢献してまいります。

イラクの大量破壊兵器開発問題は国際社会共通の問題であります。国連査察官の無条件の復帰を認めるとイラクが表明したことは解決への第一歩です。しかし、重要なことは、イラクが実際に査察を即時、無条件、無制限に受け入れ、大量破壊兵器の廃棄を含むすべての関連する国連安保理決議を履行することです。私は、ブッシュ大統領に、イラク問題に対処する上で国際協調が重要であることを明確に伝えました。我が国として、国際社会と協調しつつ外交努力を継続してまいります。

9月以降、環境と開発に関するヨハネスブルグ・サミット、ASEM首脳会合への参加や米国訪問などを通じ、私は各国首脳と国際社会が直面する課題について率直な意見交換を行い、信頼関係を構築してまいりました。月末にはメキシコで開催されるAPEC首脳会議、11月初旬にはカンボジアで開催されるASEANプラス日中韓首脳会議に出席する予定です。今後も、米国を始めとする各国との揺るぎない協調関係を築いてまいります。

〔むすび〕

国民の政治への信頼なくして改革の実現は望めません。閣僚自らが襟を正し、指導力を発揮して、政と官の適正な役割分担と協力関係の下、改革を進めてまいります。

食肉をめぐる問題や食品の虚偽表示の問題、原子力発電所における点検をめぐる不正の問題など、安全が何よりも大切な分野において不祥事が相次ぎ、国民の信頼を大きく損ねていることはゆゆしい事態であります。情報の公開を基本に、再発防止と安全確保の仕組みを整備します。

今国会においては、有事法制や個人情報保護法制など継続審査となっている法案に優先的に取り組み、成立を期します。また、構造改革を推進する上で重要な各種法案を提出します。

有事への備えに関する法制については、さきの通常国会での議論を踏まえ、基本的な枠組みに加え、国民保護のための法制など個別の法制について検討してまいりました。法案

審議を通じて、国民の理解と協力を得られるよう取り組みます。

日本経済は、構造改革の途上にあり、厳しい状況が続いていますが、国民のたゆまぬ努力で培われた潜在力は失われていません。

東大阪市では、独自技術を持つ地元の中小企業が数十社集まり、3年後を目指して小型の人工衛星を開発する計画を進めております。

東京の大田区には、職人の技術によって、日用品からロケットまで多様な特殊部品を製造している企業や、IT技術を活用して携帯電話の金型を自動製造し、開発スピードを武器に世界のメーカーと取引をしている企業があります。

遺伝子研究素材など最先端の分野で画期的な技術開発に成功し、中には売上げを2年間で6倍に伸ばした企業もあります。

厳しい環境の中で、我が国の中小企業は果敢な挑戦を続けています。

今年のノーベル賞は、日本人から3年連続、しかも初めてお2人の同時受賞となりました。科学技術の振興に大きな弾みとなります。ニュートリノの史上初の観測で物理学賞受賞の小柴昌俊さんは76歳、たんぱく質の分析法の開発で化学賞受賞の田中耕一さんは43歳。世代も活躍の場も異なるお2人の受賞は、我が国の研究水準の高さや層の厚さを世界に示しました。我々に元気を与えてくれるすばらしいことです。

プロディ欧州委員会委員長は、去る4月、我が国国会での演説において、「経済、技術、科学、マーケティングのいずれをとっても、日本の能力には目を見張るものがある。このような資産は決して消えることはない。」と指摘し、日本の将来について悲観主義に陥ることに警告を発しています。各国の首脳も、日本の潜在的な経済力を評価し、その発展が世界繁栄の原動力となることに大きな期待を寄せています。

構造改革こそが日本の潜在力を発揮させるための道です。自信と希望を持って改革に立ち向かおうではありませんか。

国民並びに議員各位の御理解、御協力を心からお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は10月22日、23日に行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

千葉	景子君（民主）	青木	幹雄君（自保）	荒木	清寛君（公明）
市田	忠義君（共産）	松岡	満壽男君（国連）	朝日	俊弘君（民主）
月原	茂皓君（自保）				

〔政治姿勢〕

私は、内政にあつては構造改革を断行し、外交にあつては国際協調を基本に主体的な役割を果たすなど、揺るぎない姿勢で、就任以来、山積する内外の課題に取り組んできた。

新しい体制の下、私は、改革なくして成長なしとのこの改革路線を確固たる軌道に乗せて日本経済の再生を目指すとともに、官から民へ、国から地方への流れを一層加速して、活力ある民間と個性ある地方が中心となった経済社会を実現していきたい。

〔外交・安全保障〕

○日朝首脳会談

7月末の日朝外相会談及び8月下旬の日朝局長協議の結果を踏まえ、私が金正日国防委員長に対して日朝間の諸懸案の解決について直接働き掛けを行い、先方の政治的意思を引き出すことにより局面の打開を図るとの観点から決断したものである。

○拉致問題

政府は、拉致問題は国民の生命にかかわる重大な問題であるとの認識の下、従来より、国交正常化交渉等の場で北朝鮮側にその解決を強く求めてきた。今後、再開される国交正常化交渉においては、拉致問題の解決を最優先課題として取り上げていく考えである。まずは、被害者の方々及び御家族の意向を踏まえながら、事実解明に全力を挙げるとともに、被害者の御家族を伴った帰国についてもできるだけ早期に実現するよう取り組んでいく。

○北朝鮮核開発問題

この問題は、国際的な平和と安定、核不拡散体制にかかわる問題であるとともに、我が国自身の安全保障にとっても重大な懸念である。我が国としては、日朝平壤宣言で、北朝鮮が関連するすべての国際的合意を遵守するとしたことを踏まえて、日米韓3国の連携の下、国交正常化交渉等の場で、北朝鮮側にこの宣言を誠実に実施していくことを強く働き掛けていく考えである。

○イラク問題

重要なのは、イラクが実際に査察を即時、無条件、無制限に受け入れ、大量破壊兵器の

廃棄を含むすべての関連安保理決議を履行することであり、このため必要かつ適切な安保理決議が採択されるべきである。現在、安保理理事国を中心に、安保理決議に関する議論も含め、今後の対応について検討が行われている。我が国としても、今後の情勢をよく見極めながら、国際協調を基本に外交努力を継続していく。

〔経済〕

○デフレ対策

民間需要主導の持続的な経済成長を実現していくことが何よりも重要である、そういう観点から、政府は日銀と一体となって総合的に取組を進めていく。

不良債権処理の加速を含む金融システム安定化策、規制改革、都市再生など構造改革の加速策のほか、雇用、中小企業対策などの問題についても、今月末には取りまとめることとしている。

○不良債権処理

日本経済を取り巻く不確実性を除去し、政府、日銀一体となって総合的に取り組むことが必要である。平成16年度には不良債権問題を終結させるとの基本方針を示し、不良債権処理をこれまで以上に加速し、政策を強化することを決定したところである。この指示に基づき、現在、金融担当大臣が不良債権処理の加速の具体策について様々な観点から検討を行っている。今月中に取りまとめることとしており、これを踏まえて判断していきたい。

○ペイオフ凍結解除の再延期

不良債権処理の加速により構造改革の加速を図るためには、同時に、金融システムの安定と中小企業金融等金融の円滑化に十分配慮することも必要であり、このような観点から、ペイオフについては、不良債権問題が終結した後の17年4月から実施することとしたものである。これは不良債権処理の加速という構造改革を強化するものである。改革なくして成長なしという基本方針は全く変更していない。

○補正予算

今国会において補正予算を提出する予定はないが、経済は生き物である。無用な混乱、金融危機を起こさせないためには、大胆かつ柔軟に対応していきたい。

〔雇用〕

○雇用保険制度

雇用保険については、平成12年度に倒産、解雇等により離職する方々には従来よりも手厚い給付日数を措置する等の制度改正がなされ、昨年度から施行されたところである。

その後の雇用情勢は厳しい状況が続き、雇用保険受給者も増加していることを踏まえ、当面する財政破綻を回避し、将来にわたり雇用のセーフティーネットとしての安定的運営を確保するためには、給付と負担の両面にわたる見直しを行うことが必要であると考えられる。

○雇用創出

経済財政諮問会議に設置された雇用拡大専門調査会が、サービス分野において今後5年間で500万人の雇用創出が期待できると試算したが、本年8月のサービス業における雇用者数を見ると、医療、教育、情報、福祉分野を中心に、前年と比べて61万人の増加となっており、政府としては、今後とも規制改革を始めとする改革を進めることにより、成長が見込まれるサービス分野における新規雇用の創出に努めていく。

〔社会保障〕

○少子化対策

急速な少子化の進行は、今後、我が国の社会経済全体にこれまで予測した以上に急速な構造的変化をもたらすことから、より実効性のある取組が必要と考えている。今後は、多様な保育サービスの充実を図るとともに、育児休業取得率向上等の働き方の見直し、社会保障における子育て家庭への配慮などにも重点を置いて、立法措置を視野に入れて検討を行い、政府が一体となって総合的な取組を一層推進していく。

○障害者基本計画

来年度からの10か年のための新基本計画の策定に当たっては、障害のある方がその能力を最大限に発揮して、あらゆる分野の活動に参加できる社会の実現を目指して、社会参加を阻むバリアの解消に努めていく。

また、新障害者プランを策定して、最初の5年間に重点的に実施すべき具体的施策を示したいと考えている。

〔教育〕

○教育基本法

一昨年12月の教育改革国民会議の報告を踏まえ、現在、中央教育審議会において、現行法の普遍的理念を大切にしながら、新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について御審議いただいている。近く中間報告が取りまとめられると伺っている。政府としても、幅広く国民的な議論を深めながら、教育基本法の見直しにしっかりと取り組んでいきたい。

〔その他〕

○原子力発電所の不正記録問題

原子力安全規制については、経済産業大臣が一次規制を実施し、原子力安全委員会が客観的、中立的立場から再度安全性を確認するという現在のダブルチェックの体制が有効に機能するものと考えている。今般の事案が原子力の安全に対する信頼性を損なったことを重く受け止め、申告制度の改善など再発防止のための対策を総合的に検討し、早急に改善策を実行に移していく。

○司法制度改革

今後の改革においては、法科大学院を法曹養成のための中核的機関として位置付けるとともに、新たな法曹養成制度を円滑に実施に移すため、財政上の措置を含め必要な措置を

講じていく。また、改革が社会一般の期待にこたえるものとなるよう、その推進に当たり、情報公開による透明性の確保に努めるとともに、広く国民各層の意見を聞き、改革に取り入れていきたい。

3 決算に対する議決

平成14年12月11日

【平成11年度及び平成12年度決算に対する議決】

- 1 平成11年度決算は、これを是認する。
- 2 平成12年度決算は、これを是認する。
- 3 内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- (1) 航空自衛隊の新初等練習機の調達に関しては、平成12年8月に総合評価落札方式による入札が行われたが、同入札に関するスイス政府の問い合わせに対して、防衛庁が当該調達に関する会計検査院の検査報告及びその要約を付して回答を行った際、その要約において検査報告の内容等を適切に反映していなかったことは、遺憾である。

政府は、このような不適切な事態を招かないよう事務手続の適正化を図るとともに、総合評価落札方式を採用する場合には、会計検査院の検査結果をも踏まえ、入札及び契約事務の透明性、公正性をより一層高めるよう対処すべきである。

- (2) 郵政官署に支給される渡切費の執行に当たり、一部の特定郵便局において不適正な経理が行われ、また、証拠書を亡失していた事態等もあったことが、郵政監察の調査により明らかになったことは、誠に遺憾である。

政府は、かかる事態が郵政官署における予算執行、ひいては郵政行政に対する国民の信頼を損ねたことを厳しく受け止め、平成14年度から渡切費の廃止に伴い採用された新たな会計手続を適正に行い、同種事案の再発防止に万全を期すとともに、平成15年度に発足する日本郵政公社においても、同様に適正な経理を期すべきである。

- (3) 外務省が各種行事で使用したホテル等の取引先への支払の際に、本来の請求額を上回る金額を不適正に支払い、この差額を当該企業等の内部にいわゆる「プール金」として留保し、職員間の懇親等の費用に充てていたことは、極めて遺憾である。

政府は、このような不適正な行為が長年外務省内で広く行われていたことを重く受け止め、同省の更なる綱紀肅正に努めるとともに、公金の使用及び管理に対する基本的認識を周知徹底させるなど、この種事案の再発防止に厳然として取り組むべきである。

- (4) 核燃料サイクル開発機構において、主務大臣の承認を得ない人件費の流用、認可予算に計上されていない地元協力金の支払、固定資産税や消費税の過大納付等の不適正経理が行われてきたことを、平成12年度決算検査報告で掲記されたことは、遺憾である。

政府は、平成10年10月の動力炉・核燃料開発事業団から同機構への改組後も、これらの不適正な経理が引き続き行われていたことを厳しく反省し、予算執行に係る内部統制及び指導監督の充実強化を図る等により、同種事案の再発防止に万全を期すべきである。

(5) 健康保険及び厚生年金保険の保険料に関しては、毎年度決算検査報告において多額の徴収不足が指摘され、また、平成6年度決算に対する本院の警告決議でも両保険の適用の適正化を求めているにもかかわらず、平成11年度及び12年度の決算検査報告において、それぞれ59億円及び54億円の保険料の徴収不足を指摘されたことは、遺憾である。

政府は、社会保険の公平・適正な適用の重要性にかんがみ、社会保険事務所等における調査確認の強化及び事業主への説明会の実施等制度の周知徹底を図るなど、健康保険及び厚生年金保険の適用の適正化に、より一層尽力すべきである。

(6) 雇用保険3事業に係る助成金をめぐり、佐世保重工業株式会社及びその関連会社による虚偽の申請に対し、県及び雇用・能力開発機構における審査及び調査が不十分であったこと等により、結果として4億円を超える助成金の不正受給が行われ、また、制度上の不備により不適正な支給が行われていたことは、遺憾である。

政府は、雇用失業情勢の悪化に伴い雇用保険の重要性が増している中、このような多額の不正受給等が発生したことを重く受け止め、審査の厳格化、実地調査の充実、適切な制度設計等により雇用保険3事業の適正な実施に万全を期すべきである。

(7) BSE（牛海綿状脳症）問題に関し、BSE感染牛の国内発生を防げず、また、その後、行政対応等の不備から、消費者、畜産農家等に大きな混乱を招いたほか、BSE関連対策予算の執行においても、買入れ基準等の事業要件の周知徹底が不十分だったことなどもあって、輸入牛肉を国産牛肉と偽装する等の事件が頻発したことは、極めて遺憾である。

政府は、BSEの感染源の究明に努めるとともに、検査体制等の充実を図るほか、食料・食品の安全確保に万全を図るための行政の体制整備及び施策を推進し、生産者の経営の安定の確保と国民の食の安全に対する信頼回復に全力で取り組むべきである。

(8) 東京電力株式会社を始めとする電気事業者の原子力発電所において、自主点検作業記録を改ざんする等の不正により、炉内構造物のひび割れ等が長期間にわたって隠ぺいされ、また、この問題に関する申告案件について、経済産業省が申告を受けてから公表まで2年を要するなど、政府の対応が不十分であったことは、極めて遺憾である。

政府は、かかる事態が周辺住民を始めとする国民の原子力の安全対策に対する信頼を大きく損ねたことを厳しく受け止め、事態の全容解明に全力を尽くすとともに、検査体制の見直し、組織的不正に対する厳罰化、情報公開の推進等により、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。

1 委員会審議経過

【 内閣委員会 】

(1) 審議概観

第155回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件（衆議院継続2件）及び衆議院提出（内閣委員長）1件の合計5件であり、いずれも可決した。また、前国会から継続審査となっていた参議院議員提出1件は、審査を終了するに至らなかった。

また、本委員会付託の請願8種類331件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

警備業法の一部を改正する法律案は、前国会において衆議院で継続審査とされたものである。その内容は、警備業者等の欠格事由に、暴力団員と密接な関係にある者等を追加するとともに、精神病者に係る事由の見直しを行うほか、代表者の氏名等全国的に共通する事項の変更届出手続を簡素化する等の必要な措置を講じようとするものである。

委員会においては、警備業に関する欠格事由の在り方、警備業への暴力団参入排除徹底の必要性、警備員教育の重要性、検定制度の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

古物営業法の一部を改正する法律案は、前国会において衆議院で継続審査とされたものである。その内容は、古物競りあっせん業者に関し、届出、申告その他の遵守事項、中止命令及び業務の実施の方法の認定に関する規定を新設するとともに、インターネットを利用して取引を行う古物商の遵守事項及び古物商が買受け等の相手方を確認するための措置について規定を整備しようとするものである。

委員会においては、「古物競りあっせん業」に対する法規制の是非、「古物競りあっせん」の定義、規制新設に当たってのパブリックコメント実施の必要性、古物営業に関する本人確認の具体的方法、記録保存の努力義務と通信の秘密との関係、盗品等についての警察への申告義務の実効性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

独立行政法人国民生活センター法案は、国民生活センターを解散して独立行政法人国民生活センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、直接相談・商品比較テスト廃止の是非、国民生活センターと消費生活センター等との連携強化の必要性、消費者教育の重要性、評価委員選任の在り方、国民生活センターへの天下り問題等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

構造改革特別区域法案は、構造改革特別区域の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定の手續、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置等を定めるとともに、構造改革特別区域推進本部を設置しようとするものである。

委員会においては、小泉内閣総理大臣の出席を求めるとともに、参考人からの意見聴取を行ったほか、特区構想の推進に向けての小泉内閣総理大臣のリーダーシップ、本法律案の理念と意義、教育、医療・福祉分野等への株式会社の参入問題、規制改革万能主義への懸念、規制の特例措置の効果に対する評価の在り方等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、7項目からなる附帯決議が付された。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案は、特定非営利活動の一層の発展を図るため、その活動の種類を追加し、設立及び合併の認証に係る申請手続を簡素化するとともに、暴力団排除の強化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院内閣委員長から趣旨説明を聴取した後、小川内閣委員長からNPO法人の自主独立性の確保と警察の関与の在り方等6項目についての確認質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案は、第153回国会に提出され、同国会及び第154回国会で継続審査となっていたものである。その内容は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となっていることにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図ろうとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行ったが、審査を終了するに至らなかった。

〔国政調査等〕

11月5日、我が国の科学技術政策、いわゆる従軍慰安婦問題、総合デフレ対策、北朝鮮による拉致被害者等、男女共同参画社会の形成、靖国神社問題、総合防災対策等の諸問題について質疑が行われた。

11月12日、食品安全行政、男女共同参画社会の形成、北朝鮮による拉致問題、警察行政、構造改革特区制度、いわゆる従軍慰安婦問題等の諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年11月5日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 我が国の科学技術政策に関する件、いわゆる従軍慰安婦問題に関する件、総合デフレ対策に関する件、北朝鮮による拉致被害者等に関する件、男女共同参画社会の形成に関する件、靖国神社問題に関する件、総合防災対策に関する件等について竹中経済財政政策担当大臣、細田国務大臣、谷垣国務大臣、福田国務大臣、石原国務大臣、鴻池国務大臣、矢野外務副大臣、米田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月12日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食品安全行政に関する件、男女共同参画社会の形成に関する件、北朝鮮による拉致問題に関する件、警察行政に関する件、構造改革特区制度に関する件、いわゆる従軍慰安婦問題に関する件等について谷垣国務大臣、福田国務大臣、細田国務大臣、鴻池国務大臣、米田内閣府副大臣、加藤総務副大臣、木村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 警備業法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第35号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月14日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 警備業法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第35号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長、米田内閣府副大臣、岩城国土交通大臣政務官、岩永総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（第154回国会閣法第35号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし

- 古物営業法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第68号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 古物営業法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第68号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長、石原規制改革担当大臣、西川経済産業副大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第154回国会閣法第68号） 賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、無

○平成14年11月21日（木）（第6回）

- 独立行政法人国民生活センター法案（閣法第11号）（衆議院送付）について竹中経済財政政策担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月26日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国民生活センター法案（閣法第11号）（衆議院送付）について竹中経済財政政策担当大臣、木村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第11号）賛成会派 自保、民主、公明、国連、無
反対会派 共産

- 構造改革特別区域法案（閣法第69号）（衆議院送付）について鴻池国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月28日（木）（第8回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 構造改革特別区域法案（閣法第69号）（衆議院送付）について鴻池国務大臣、渡海文部科学副大臣、鴨下厚生労働副大臣、河村文部科学副大臣、木村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月3日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 構造改革特別区域法案（閣法第69号）（衆議院送付）について鴻池国務大臣、米田内閣府副大臣、吉村国土交通副大臣、鴨下厚生労働副大臣、太田農林水産副大臣、木村厚生労働副大臣、森山財務大臣政務官、中野法務大臣政務官、木村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月5日（木）（第10回）

- 構造改革特別区域法案（閣法第69号）（衆議院送付）について参考人社団法人日本経済研究センター理事長八代尚宏君、医療法人財団河北総合病院理事長河北博文君及び法政大学経営学部教授角瀬保雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 構造改革特別区域法案（閣法第69号）（衆議院送付）について鴻池国務大臣、渡辺厚生労働大臣政務官、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年12月10日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 構造改革特別区域法案（閣法第69号）（衆議院送付）について小泉内閣総理大臣、鴻池国務大臣、鴨下厚生労働副大臣、河村文部科学副大臣、田中財務大臣政務官、木村内閣府大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第69号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、無
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆第7号)(衆議院提出)について提出者衆議院内閣委員長佐々木秀典君から趣旨説明を聴き、衆議院内閣委員長代理石毛鏝子君、同熊代昭彦君、竹中経済財政政策担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第7号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし

○平成14年12月12日(木)(第12回)

- 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(第153回国会参第4号)について参考人中央大学法学部教授横田洋三君及び神戸大学大学院国際協力研究科助教授戸塚悦朗君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
- 請願第1号外330件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

独立行政法人国民生活センター法案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国民生活センターを解散して独立行政法人国民生活センターを設立するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 本法律により設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）とする。
- 2 センターの目的は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報提供及び調査研究を行うこととする。
- 3 センターは、主たる事務所を神奈川県に設置することとし、その資本金は、全額政府出資とする。
- 4 センターの役員として、その長である理事長（任期4年）及び監事（任期2年）2人を置くとともに、理事（任期2年）を3人まで置くことができることとする。また、役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 5 センターの主な業務は、国民に対する国民生活の改善に関する情報の提供、国民からの苦情・問合せ等に対する情報の提供、類する業務を行う行政庁・団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報の提供、国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究、国民生活に関する情報の収集とする。
- 6 内閣総理大臣は、商品の流通又は役務の提供が国民の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼすおそれがある場合など、国民に対して緊急に情報提供する必要がある場合には、センターに対し業務に関し必要な措置の実施を要求できることとする。
- 7 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣、内閣府及び内閣府令とする。
- 8 国民生活センターは、センターの成立時において解散するものとし、その権利・義務は、センターが原則的に承継することとする。
- 9 本法律は、公布の日から施行する。ただし、国民生活センター法の廃止等は、平成15年10月1日から施行する。

構造改革特別区域法案（閣法第69号）

【要旨】

本法律案は、構造改革特別区域の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 構造改革特別区域基本方針

内閣総理大臣は、構造改革特別区域の設定を通じた経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する構造改革特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 構造改革特別区域計画

- (1) 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域について、構造改革特別区域として活性化を図るための構造改革特別区域計画を作成し、平成19年3月31日までに内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- (2) 規制の特例措置の適用を受ける特定事業を実施しようとする者は、地方公共団体に対し、構造改革特別区域計画の案の作成について提案することができる。
- (3) 内閣総理大臣は、認定の申請があった構造改革特別区域計画が構造改革特別区域基本方針に適合する等の基準に適合すると認めるときは、認定をするものとする。
- (4) 内閣総理大臣は、構造改革特別区域計画の認定をしようとするときは、計画に定められた規制の特例措置の内容に関する事項について関係行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、関係行政機関の長は、計画に定められた規制の特例措置の内容に関する事項が、本法律等に定めるところに適合すると認められるときは同意をするものとする。
- (5) 認定を受けた構造改革特別区域計画に基づき実施主体が実施する特定事業については、本法律等に定める規制の特例措置を適用する。

3 法律の特例に関する措置

構造改革特別区域において講ずることができる、学校教育法、職業安定法、農地法等の法律による規制の特例措置を定める。

4 構造改革特別区域推進本部

構造改革の推進等に必要施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする構造改革特別区域推進本部を置く。

5 規制の特例措置の見直し

関係行政機関の長は、規制の特例措置の適用の状況について、定期的に調査を行うとともに、その結果及び地方公共団体等の意見を踏まえ必要な措置を講ずる。

6 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行する。ただし、構造改革特別区域計画及び法律の特例に関する措置についての規定は、平成15年4月1日から施行する。
- (2) 政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、抜本的な規制改革及び地方分権の推進の観点から次の諸点に留意し、適切な措置を講ずべきである。

- 1 本法の適用状況について、少なくとも年1回以上、その効果、影響等を評価し、その結果、当該規制の特例を全国的に展開すべきとの結論に達した場合には、速やかに所要の措置を実施し、規制の特例措置が特定地域の既得権益とならないよう十分な配慮を行うこと。
- 2 本法成立後においても、講ずべき規制の特例措置の項目について、これまでの間において地方公共団体及び民間事業者等から提案がなされたものについて更なる検討を行うとともに、追加の提案を定期的に受け付け、次期常会への所要の法律案の提出を含め必

要な措置を講じること。

- 3 追加の提案を募集するに当たっては、地方公共団体及び民間事業者等に構造改革特別区域制度の意義、目的、進め方等を十分に周知させるとともに、地方公共団体及び民間事業者等からの相談を幅広く受け付け、これらに対して真摯に対応すること。
- 4 政令、主務省令、訓令及び通達に係る規制の特例措置の内容並びに構造改革区域計画の認定等に係る関係行政機関の長の同意の基準については、関係行政機関の長の裁量の余地を極力小さいものとするよう、構造改革特別区域基本方針において明確な基準及び方向性を定めること。
- 5 構造改革特別区域で講じることができる規制の特例措置の追加の決定に当たっては、内閣総理大臣及び担当大臣が指導力を発揮するとともに、関係行政機関の意見等をすべて公開するなど提案に対する政府の対応の明確化に努めること。
- 6 構造改革特別区域において実施される規制の特例措置の効果等の評価に当たっては、これを関係行政機関の長のみ委ねるのではなく、民間事業者、消費者等第三者の意見を踏まえつつ構造改革特別区域推進本部において政府全体として行い、全国における規制改革を推進するため必要な措置を講ずること。
- 7 地方公共団体から構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律等の規定の解釈について確認を求められた場合は、関係行政機関の長は、速やかに書面又は電磁的方法により回答すること。

右決議する。

警備業法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第35号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 警備業者等の欠格事由に関する規定の整備
 - (1) 暴力団員等に係る欠格事由の追加
 - イ 暴力団員等が正規の役員にはなっていないとしても、その事業活動が暴力団員等の影響下にある場合には、その者は、警備業を営んではならないこととする。
 - ロ 暴力団員以外の者でも、暴力団員に暴力的要求行為を依頼するなどして暴力団対策法上の命令又は指示を受けた者については、警備業者、警備員等の欠格事由に該当することとする。
 - (2) 精神病者に係る欠格事由の見直し
 - イ 警備業者、警備員及び機械警備業務管理者については、精神病者に係る欠格事由を、心身の障害により業務を適正に行う能力を有しない者として、国家公安委員会規則で定めるものに改めることとする。
 - ロ 警備員指導教育責任者の、精神病者に係る欠格事由を廃止することとする。
- 2 変更の届出に関する規定の整備

代表者の氏名等の全国的に共通する事項の変更に係る届出書については、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）にのみ提出す

れば足りることとする。

3 その他

警備業者について、病気・災害等正当事由がないのに、認定を受けてから6月以内に営業を開始せず、現に営業を営んでいないこと等が判明した場合、公安委員会は、当該認定を取り消すことができることとする。

4 施行期日

本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

古物営業法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第68号）

【要旨】

本法律案は、古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、古物競りあっせん業に関し、届出、申告その他の遵守事項、中止命令及び業務の実施の方法の認定に関する規定を新設するとともに、ホームページを利用して取引を行う古物商の遵守事項及び古物商が買受け等の相手方を確認するための措置について規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 インターネットを利用した古物取引に関する規定の整備

- (1) 古物商が古物の買受け等を行う場合の相手方の確認の方法として、相手方による電子署名が行われた電磁的記録の提供を受ける等の方法を追加する。
- (2) 古物商は、ホームページを利用した古物取引を行おうとする場合には、そのホームページを識別するための一定の符号（URL）を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。
- (3) 古物商は、ホームページを利用した古物取引を行うときは、当該ホームページ上にその氏名又は名称、許可証の番号等を表示しなければならない。
- (4) (3)の表示が真性であることを担保するため、公安委員会のホームページ上に、古物商の氏名又は名称、許可証の番号及びURLを掲載する。

2 古物競りあっせん業者（いわゆる「インターネット・オークション業者」等）に係る盗品等の売買防止等のための規定の整備

- (1) インターネット・オークション業を営もうとする者は、公安委員会に届出書を提出しなければならない。
- (2) 業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。
- (3) 業者は、出品の申込者の確認、取引記録の作成及び保存に努めなければならない。
- (4) 業者は、業務の実施方法が国家公安委員会の定める盗品等の売買防止と発見に効果的な基準に適合する旨の認定を公安委員会から受けることができるとともに、認定を受けた業者は、その旨をホームページ上に表示できることとする。外国業者においても同様とする。
- (5) 出品された古物について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合、警察本部長等は、当該業者に対し、当該古物に係る競りの中止を命ずることができる。

(6) 警察本部長等は、必要があると認めるときは、業者から盗品等に関し必要な報告を求めることができる。

3 その他

警察本部長等は、あらかじめ古物商又は古物市場主の承諾を得て、電子メール、ファクシミリ等を利用する方法により品触れを発することができるとともに、警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所等に立ち入ること等ができる。

4 施行期日

本法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、1の(1)及び3の後段の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（衆第7号）

【要旨】

本法律案は、特定非営利活動の一層の発展を図るため、その活動の種類を追加し、設立及び合併の認証の申請手続を簡素化するとともに、暴力団排除を強化する措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 別表に掲げる特定非営利活動の種類に、新たに「情報化社会の発展を図る活動」、「科学技術の振興を図る活動」、「経済活動の活性化を図る活動」、「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」及び「消費者の保護を図る活動」を追加する。
- 2 特定非営利活動法人の設立及び合併の認証に係る申請書類の簡素化を図る。
- 3 暴力団等を排除するための措置の強化を図るため、特定非営利活動法人の設立及び合併の認証基準を強化し、役員の下格事由を追加するとともに、所轄庁は、暴力団等であるとの疑いがあると認めるときは、所轄庁が内閣総理大臣である場合は警察庁長官、都道府県知事である場合は警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。
- 4 租税特別措置法に定める、いわゆる認定NPO法人に対する寄附又は贈与を行った者に係る寄附金控除等の特例について明記する。
- 5 特定非営利活動法人の理事等が、所轄庁に対して必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は所轄庁による検査を拒んだ場合等の罰則規定を追加する。
- 6 本法律は、平成15年5月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
11	独立行政法人国民生活センター法案	衆	14. 10. 21	14. 11. 20	14. 11. 26 可決	14. 11. 27 可決	14. 11. 7 特殊法人	14. 11. 18 可決 附帯	14. 11. 19 可決
○14. 11. 20 参本会議趣旨説明									
69	構造改革特別区域法案	衆	11. 5	11. 22	12. 10 可決 附帯	12. 11 可決	11. 8 内閣	11. 21 可決 附帯	11. 21 可決
○14. 11. 22 参本会議趣旨説明 ○14. 11. 8 衆本会議趣旨説明									
154 回 35	警備業法の一部を改正する法律案	衆	3. 1	11. 11	11. 14 可決	11. 15 可決	10. 18 内閣	11. 1 可決	11. 5 可決
154 回 68	古物営業法の一部を改正する法律案	衆	3. 15	11. 13	11. 19 可決	11. 20 可決	10. 18 内閣	11. 8 可決	11. 12 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
153 回 4	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	円 より子君 外6名 (13. 11. 14)			13. 12. 5	未了				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
7	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案	内閣委員長 佐々木 英典君 (14. 12. 4)	14. 12. 4	14. 12. 6	14. 12. 9	14. 12. 10 可決	14. 12. 11 可決			14. 12. 6 可決

【 総務委員会 】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出10件（うち本院先議・継続3件）並びに日本放送協会（NHK）の平成11年度及び平成12年度決算であり、いずれも可決・是認した。

また、本委員会付託の請願3種類19件のうち、1種類15件を採択した。

〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成14年8月8日付の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定等を行おうとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題として審査を行った。減額調整措置を行うことは不利益不遡及の原則に抵触するのではないかとの指摘に対し、片山総務大臣から、「官民の均衡は年間給与で取るものであり、今回の減額は今まで払ったものを返せというのではなく、これから支給すべき期末手当で調整するものであり、不利益不遡及の原則に抵触しない」旨の答弁があった。この他に、戦後初の公務員給与の引下げが及ぼす影響、公務員制度改革の方向性等について質疑が行われた。質疑終局後、両法律案に対し、民主党・新緑風会から、新たに職員の意見を踏まえた年間給与削減調整措置を設けること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、採決の結果、両修正案はいずれも賛成少数により否決され、両法律案は、多数をもって、原案どおり可決された。なお、一般職職員給与法改正案に対して4項目の附帯決議が付されている。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めようとするものである。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案は、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の促進を図るため、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する制度その他必要な事項を定めようとするものである。

これら3法律案は、いずれも第154回国会に本院に提出され、継続審査となっていたものである。

委員会においては、3案を一括して議題として審査を行った。住民基本台帳ネットワー

クの利用事務拡大の必要性について、片山総務大臣から、「年金等の申請・届出をオンラインで行う場合に添付書類だけ書類というわけにはいかないのに、責任を持つ行政機関が住基ネットに本人確認を照会して答えてもらうために追加する」旨の答弁があった。この他に、行政手続オンライン化のメリット、電子政府・電子自治体における個人情報保護の在り方、電子自治体構築に向けた財政支援策、公的個人認証サービスの内容と開始時期等について質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、3法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、3法律案に対して7項目の附帯決議が付されている。

郵便法の一部を改正する法律案は、郵便法中国の損害賠償責任の免除又は制限に関する規定の一部は憲法違反であるとの平成14年9月11日の最高裁判所判決にかんがみ、国の損害賠償責任の範囲の拡大等を行おうとするものである。

委員会においては、新たに、損害賠償の対象となる郵便物の種類及び損害賠償請求権者となる者の範囲等について質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案は、平和祈念事業特別基金を解散して独立行政法人平和祈念事業特別基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案は、通信・放送機構を廃止するとともに、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援に関する業務等を独立行政法人通信総合研究所の業務に追加し、その名称を独立行政法人情報通信研究機構に改める等の措置を講じようとするものである。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、地方公務員災害補償基金について、地方公共団体の代表者からなる合議制の意思決定機関を設置するほか、当該意思決定機関が役員を任命することとする等の措置を講じようとするものである。

3法律案は、いずれも、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、提出されたものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、独立行政法人の業績評価の在り方、認可法人を特定独立行政法人に変更する理由、独立行政法人等の役員の人選や報酬の在り方、地方共同法人の性格等について質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、3法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、3法律案に対して7項目の附帯決議が付されている。

有線電気通信法の一部を改正する法律案は、ワン切りと言われている行為、すなわち、営利事業者が、通話を目的とせず、多数の相手方に電話を掛けて符号のみを受信させることを目的として、電話の使用を開始した後、通話を行わずに直ちに使用を終了する動作を自動的に連続して行う装置により符号を送信する行為を処罰するための規定を定めようとするものである。

委員会においては、今回の法改正によるワン切り対策の有効性、利用者保護の観点に立った迷惑通信への対応等について質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

日本放送協会平成11年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、日本放送協会、NHKの平成11年度決算に係る書類であり、放送法の定めるところ

により、会計検査院の検査を経て、第151回国会に内閣から提出されたものである。

日本放送協会平成12年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、日本放送協会、NHKの平成12年度決算に係る書類であり、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、第154回国会に内閣から提出されたものである。

委員会においては、両件を一括して議題とし、NHKの業務適正化への取組状況、放送デジタル化の在り方、字幕放送の拡充方策等について質疑が行われた。質疑終局後、両件はいずれも全会一致をもって是認すべきものと決した。

〔国政調査等〕

10月29日、一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

10月31日、地方行財政改革に関する件、行政機関における個人情報保護に関する件、住民基本台帳ネットワークシステムに関する件、独立行政法人における職員の給与水準に関する件、公務員制度改革に関する件等について片山総務大臣、若松総務副大臣、加藤総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

11月28日、相互接続料についてNTT東西間で格差をつけないこと等を内容とする相互接続料等に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年10月24日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年10月29日（火）（第2回）

- 一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

○平成14年10月31日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方行財政改革に関する件、行政機関における個人情報保護に関する件、住民基本台帳ネットワークシステムに関する件、独立行政法人における職員の給与水準に関する件、公務員制度改革に関する件等について片山総務大臣、若松総務副大臣、加藤総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月12日（火）（第4回）

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）
以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月14日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）
以上両案について片山総務大臣、根本内閣府副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第6号） 賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

（閣法第7号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 社民

なお、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（第154回国会閣法第102号）
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第154回国会閣法第103号）

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案（第154回国会閣法第104号）

以上3案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（第154回国会閣法第102号）
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第154回国会閣法第103号）

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案（第154回国会閣法第104号）

以上3案について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月21日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（第154回国会閣法第102号）
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第154回国会閣法第103号）

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案（第154回国会閣法第104号）

以上3案について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（第154回国会閣法第102号）賛成会派 自保、公明、国連の一部

反対会派 民主、共産、国連の一部、社民

（第154回国会閣法第103号）賛成会派 自保、公明、国連の一部

反対会派 民主、共産、国連の一部、社民

（第154回国会閣法第104号）賛成会派 自保、公明、国連の一部

反対会派 民主、共産、国連の一部、社民

なお、3案について附帯決議を行った。

○郵便法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月26日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○郵便法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）について片山総務大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第64号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

○平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上3案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月28日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上3案について片山総務大臣、加藤総務副大臣、若松総務副大臣、岸総務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人地方公務員災害補償基金理事長山崎宏一郎君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第13号）賛成会派 自保、公明、国連の一部

反対会派 民主、共産、国連の一部、社民

（閣法第14号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、社民

（閣法第15号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部、社民

反対会派 共産、国連の一部

なお、3案について附帯決議を行った。

- 有線電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 相互接続料等に関する決議を行った。

○平成14年12月3日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 有線電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について片山総務大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第65号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

○平成14年12月10日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成11年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協会平成12年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

以上両件について片山総務大臣、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君及び会計検査院当局から説明を聴き、片山総務大臣、加藤総務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事板谷駿一君、同協会理事安岡裕幸君に対し質疑を行った後、いずれも是認すべきものと議決した。

（NHK平成11年度決算）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

(NHK平成12年度決算) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

○平成14年12月12日(木)(第12回)

- 請願第925号外14件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第391号外3件を審査した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成14年8月8日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

(1) 俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を引き下げる。

(2) 諸手当の改定

イ 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を31万1,400円に引き下げる。

ロ 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を1万4,000円に引き下げ、配偶者以外の子等扶養親族のうち3人目以降に係る支給月額を1人につき5,000円に引き上げる。

ハ 期末手当について、3月期及び12月期の支給割合を変更し、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.65月に引き下げる。

ニ 期末特別手当について、3月期及び12月期の支給割合を変更し、年間支給月数を3.5月に引き下げる。

ホ 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額3万8,400円に引き下げるとともに、その限度額により難い特別の事情がある場合の限度額を日額10万円とする。

ヘ 期末手当について、3月期の支給を廃止するとともに、6月期及び12月期の支給割合を変更する。

ト 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を変更する。

チ 期末特別手当について、3月期の支給を廃止するとともに、6月期の支給割合を変更する。

(3) 特例一時金の廃止

特例一時金を廃止する。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

(1) 全俸給表の全俸給月額を引き下げる。

(2) 第1号任期付研究員の俸給月額について、その限度額を給与法の指定職俸給表12号俸の額に相当する額とする。

(3) 期末手当について、3月期及び12月期の支給割合を変更し、年間支給月数を3.5月に引き下げる。

(4) 期末手当について、3月期の期末手当を廃止するとともに、6月期の支給割合を変更する。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

- (1) 特定任期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を引き下げる。
- (2) 期末手当について、3月期及び12月期の支給割合を変更し、年間支給月数を3.5月に引き下げる。
- (3) 期末手当について、3月期の期末手当を廃止するとともに、6月期の支給割合を変更する。

4 施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、1の(2)のへ、ト及びチ、2の(4)並びに3の(3)は平成15年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 今回の月例給の引下げが公務員の士気や民間給与・経済に与える影響等を重く受けとめ、公務員の適正な処遇の確保に努めるとともに、デフレ克服のための積極的な総合施策を一刻も早く実施すること。
- 2 年間における官民給与を均衡させる方法等を決定するに当たっては、職員団体等の意見を十分聴取し、納得を得るよう最大限の努力をすること。
- 3 今回の給与の減額調整措置は、公務員給与の改定時期が民間と乖離している人事院勧告制度特有の在り方に起因していることから、民間等へ影響を及ぼさないよう十分留意すること。
- 4 公務員制度改革に当たっては、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、職員団体等の意見を十分聴取し、納得を得るよう最大限の努力をすること。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

(1) 俸給月額の改定

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、引き下げる。

(2) 期末手当等の改定

イ 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、3月期及び12月期の支給割合を変更し、年間支給月数を3.5月に引き下げる。

ロ 非常勤の委員等には、一般職の非常勤の委員等の例により手当を支給する。

ハ 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、3月期の期末手当を廃止

するとともに、6月期の支給割合を変更する。

(3) 秘書官の俸給月額の特例

一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になった者の俸給月額の特例に係る上限額を100万4,000円とする。

(4) 特例一時金の廃止

秘書官の特例一時金を廃止する。

(5) 適用範囲に関する規定の整理

司法制度改革審議会の委員、地方分権推進委員会の委員及び株価算定委員会の委員を削除する。

2 2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府代表の俸給月額を133万5,000円とする。

3 施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、1の(2)のハは平成15年4月1日から、1の(5)は公布の日から施行する。

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、平和祈念事業特別基金を解散して独立行政法人平和祈念事業特別基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の題名を「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」に改めるとともに、独立行政法人の名称は、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）とする。
- 2 法律の目的について、基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を規定することとする。
- 3 基金の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。
- 4 基金に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くこととともに、理事1人を置くことができるものとする。
- 5 基金に運営委員会を置くこととし、所要の規定を設ける。
- 6 基金は、次に掲げる業務等を行うこととする。
 - (1) 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
 - (2) 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。
 - (3) 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと。
 - (5) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

- (6) 戦後強制抑留者等に対する慰労の事務及び審査等の事務を行うこと。
- 7 運用資金及び積立金の処分について所要の規定を設ける。
 - 8 この法律は、附則の一部を除き、平成15年10月1日から施行する。
 - 9 旧基金の解散等及び所要の経過措置を規定するとともに、関係法律について所要の改正を行う。

【平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、左記の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 独立行政法人等への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すること。
- 2 独立行政法人等への移行後においても、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 3 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、各府省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。
- 4 独立行政法人等への移行に当たっては、その業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。
- 5 独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。
- 6 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の業績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 7 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

右決議する。

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、通信・放送機構を廃止するとともに、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援に関する業務等を独立行政法人通信総合研究所の業務に追加し、その名称を独立行政法人情報通信研究機構に改める等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の題名を「独立行政法人情報通信研究機構法」に改めるとともに、独立行政法人

の名称は、独立行政法人情報通信研究機構とする。

- 2 独立行政法人情報通信研究機構（以下「研究機構」という。）は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
- 3 通信・放送機構から承継される資本金について所要の規定を設ける。
- 4 研究機構の役員の数、職務及び権限並びに任期について所要の規定を設ける。
- 5 研究機構は、独立行政法人通信総合研究所の業務は引き続き実施し、通信・放送機構が行っていた業務のうち、衛星管制業務や実績の少ない助成業務などを廃止し、残る業務を実施する。
- 6 研究機構は、「基盤技術研究促進勘定」、「債務保証勘定」、「出資勘定」及び「一般勘定」を設けて区分経理を行うこととし、勘定毎に必要な利益の処分及び損失の処理の規定を設ける。
- 7 研究機構は、債務保証業務に関する信用基金を設けることとする。
- 8 研究機構に係る主務大臣を業務に応じ定めるとともに、研究機構に係る独立行政法人通則法における主務省は、総務省とし、主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
- 9 この法律は平成16年4月1日から施行するものとする。ただし、一部の規定については公布の日から施行するものとする。また、所要の経過措置を整備する。
- 10 通信・放送機構は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、国が承継する資産を除き、その時において研究機構が承継するものとする。
- 11 その他所要の規定の整備を行うほか、関係法律について所要の改正等を行うものとする。

【附帯決議】

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）と同一内容の附帯決議が行われている。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、地方公務員災害補償基金について、地方公共団体の代表者からなる合議制の意思決定機関を設置するほか、当該意思決定機関が役員を任命することとする等地方公共団体が主体となって業務運営を行うための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）に、地方公共団体の代表者からなる代表者委員会を設置し、基金の運営に関する重要事項について議決を経ることとする。
- 2 基金の監事は、監査の結果に基づき、代表者委員会にも意見を提出することができることとする。
- 3 基金の理事長及び監事を任命する者を、総務大臣から代表者委員会に改める。

- 4 基金の役員解任に係る規定を整備する。
- 5 基金の運営審議会の委員を任命する者を、総務大臣から理事長に改める。
- 6 基金の事業計画、予算及び決算について、総務大臣の承認を廃止し、総務大臣への報告とする。
- 7 基金に対する地方公共団体の負担金の率について、基金が定款で定めることとする。
- 8 基金について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の対象外とする。
- 9 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、地方公共団体の負担金の率に関する改正規定は平成16年4月1日から、基金の定款の変更に関する経過措置規定は公布の日から施行する。
- 10 基金についての定款、役員等に関する経過措置等を定める。

【附帯決議】

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第64号）

【要旨】

本法律案は、郵便法中国の損害賠償責任の免除又は制限に関する規定は部分的に憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、国の損害賠償責任の範囲の拡大等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 郵政事業庁長官は、郵便の業務に従事する者の故意又は重大な過失により、引受け及び配達記録をする郵便物（以下「記録郵便物」という。）に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかつたときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害の全部又は一部についてこの法律の他の規定により賠償を受けることができるときは、その全部又は一部については、この限りでないとする。
- 2 記録郵便物に係る郵便の役務のうち特別送達の取扱いその他総務省令で定めるものに関する1の適用については、1中「重大な過失」とあるのは、「過失」とする。
- 3 現行の損害賠償の請求権者の制限に関する規定は、1の損害賠償の請求には適用されないこととする等の規定の整備を行う。
- 4 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置等を設ける。

有線電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第65号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 営利事業者が、通話を行うことを目的とせず多数の相手方に電話をかけて符号のみを受信させることを目的として、電話の使用を開始した後通話を行わずに直ちに使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、符号

を送信する行為（いわゆる「ワン切り」）を行ったときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、1と同様の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、1と同様の罰金を科す。
- 3 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（第154回国会 閣法第102号）（先議）

【要旨】

本法律案は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電子情報処理組織による申請、処分通知等

- (1) 行政機関等は、申請、処分通知等のうち他の法令により書面等により行うこととしているものについては、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用し行わせることができるものとする。
- (2) 電子情報処理組織による申請、処分通知等については、書面等により行うものとして規定した申請、処分通知等に関する法令に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請、処分通知等に関する法令を適用するものとする。
- (3) 電子情報処理組織による申請等は、行政機関等の使用に係る電子計算機のファイルに記録された時に到達したものとみなすものとする。
- (4) 電子情報処理組織による処分通知等は、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機のファイルに記録された時に到達したものとみなすものとする。
- (5) 電子情報処理組織による申請、処分通知等の場合において、行政機関等は、他の法令により署名等をするものについては、主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができるものとする。

2 電磁的記録による縦覧、作成等

- (1) 行政機関等は、縦覧、作成等のうち他の法令により書面等により行うこととしているものについては、主務省令で定めるところにより、書面等の縦覧、作成等に代えて電磁的記録に記録されている事項等の縦覧、作成等を行うことができるものとする。
- (2) 電磁的記録による縦覧、作成等については、書面等により行うものとして規定した縦覧、作成等に関する法令に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧、作成等に関する法令を適用するものとする。
- (3) 電磁的記録による作成等の場合において、行政機関等は、他の法令の規定により署名等をするものについては、主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができるものとする。

3 適用除外

手続の性質等により電子情報処理組織の使用になじまないものと考えられる行政手続等については、この法律の規定は適用しないものとする。

4 国の手続等に係る情報システムの整備等

国は、手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講じ、安全性及び信頼性を確保し、手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならないものとする。

5 地方公共団体の手続に係る情報通信の技術の利用の推進等

地方公共団体は、手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならないものとする。

6 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表

(1) 行政機関等（地方公共団体等を除く。）は、少なくとも毎年度1回、この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネット等により公表するものとし、総務大臣は公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネット等により公表するものとする。

(2) 地方公共団体等は、この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネット等により公表するものとする。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、左記の事項の実現に努めるべきである。

- 1 電子政府、電子自治体の構築に当たっては、国民の理解を得つつ、行政サービスの質の向上が図られるよう情報通信基盤の整備を進めるとともに、地域間格差が生じないよう地方公共団体に対し、必要な支援を行うこと。
- 2 情報通信技術の利用の有無により行政サービスの内容に差異が生じることのないよう十分留意するとともに、国民の情報通信利用技術の向上のための施策を一層進めること。
- 3 行政手続のオンライン化、地方公共団体の認証業務を行うに当たっては、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、技術革新に対応したセキュリティー対策、個人情報保護のための措置を講じ、業務の信頼性・安全性が確保されるよう万全を期すること。
- 4 行政手続のオンライン等に従事する関係者のモラルの維持・向上、徹底したデータの管理、法令の遵守、責任体制の明確化を図ること。
- 5 プライバシー保護及び個人情報保護の重要性にかんがみ、住民基本台帳ネットワークシステムの目的外使用・安易な利用の拡大を行わないこと。
- 6 本年8月に稼働した住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、セキュリティー

を確保する観点から、地方公共団体において、その実施状況を自ら点検し、必要に応じ外部監査を受けるようにするとともに、政府は住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について適時公表すること。

- 7 行政手続のオンライン化が国民生活及び国民の権利に密接に関係することから、本法律施行に伴う政省令の制定及びその運用に当たっては、国会における論議及び地方公共団体等の意見を十分踏まえるとともに、状況の変化に応じて必要な見直しを行うこと。右決議する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第154回国会閣法第103号）（先議）

【要旨】

本法律案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 既に電子情報処理組織による手続等を行っている法律との適用関係に係る規定整備
既に電子情報処理組織による手続等について法律上の規定整備を行っている法律と行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）との適用関係の整理について、所要の規定を整備するものとする。
- 2 主務省令に係る規定整備
情報通信技術利用法に規定する主務省令とは異なる委任の取扱いが必要な場合について、所要の規定を整備するものとする。
- 3 手数料の納付方法に係る規定整備
法律の規定により印紙による納付を義務付けている手続の手数料納付に関して、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合の納付の特例について、所要の規定を整備するものとする。
- 4 手続の簡素化に係る規定整備
手続の簡素化を行う場合について、所要の規定を整備するものとする。
- 5 歳入又は歳出の電子化等に係る規定整備
歳入又は歳出の電子化等に係るものについて、所要の規定を整備するものとする。
- 6 国税及び地方税関係
電子情報処理組織を使用して納税を行う場合について、所要の規定を整備するものとする。
- 7 施行期日等
この法律の規定は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日から施行するものとする。ただし、一部の規定については所定の日から施行するものとする。また、所要の経過措置等を規定するものとする。

【附帯決議】

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（第154回国会閣法第102号）と同一内容の附帯決議が行われている。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案（第154回国会閣法第104号）（先議）

【要旨】

本法律案は、行政手続のオンライン化に際して必要な、署名及び押印に代わる本人確認の手段を、地理的条件等による利用格差が生じないように提供するために、市町村と都道府県とが連携して実施する高度な個人認証サービスの構築に関する所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電子証明書の発行

住民基本台帳に記録されている者は、市町村の窓口において電子証明書（利用者署名検証符号（当該利用者が電子署名を行うために用いる符号）が当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）の提供を受けることができることとする。

2 電子証明書の失効情報の提供

都道府県知事は、電子証明書等の通知を受理した行政機関等からの求めに応じ、当該電子証明書の失効情報を提供することとする。

3 認証業務情報等の保護

取り扱う利用者の個人情報につき、目的外利用の禁止、関係職員等の秘密保持義務、自己の認証業務情報の開示及び訂正並びに苦情処理等、適切な処理を講じ、厳重に保護することとする。

4 指定認証機関

都道府県知事は総務大臣の指定する者（以下「指定認証機関」という。）に電子証明書の発行に係る電子計算機処理等の事務を行わせることができることとする。

5 総務大臣の援助等

総務大臣は、地方公共団体の認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、都道府県及び市町村並びに利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めることとするほか、認証業務等の実施について必要な技術的基準を定めることとする。

6 罰則

不実の電子証明書を発行させた者に対する罰則、関係職員等の秘密保持義務に違反して秘密を漏らした者に対する罰則その他の罰則を設けることとする。

7 施行期日

この法律は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、指定認証機関の指定等に関する一部の規定については、公布の日から施行する。

【附帯決議】

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（第154回国会閣法第102号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）

番号	件名	先議院	提出 月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
6	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	14. 10. 18	14. 11. 11	14. 11. 14 可決 附帯	14. 11. 15 可決	14. 10. 30 総務	14. 11. 7 可決 附帯	14. 11. 8 可決
7	特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	10. 18	11. 11	11. 14 可決	11. 15 可決	10. 30 総務	11. 7 可決	11. 8 可決
13	平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 21	11. 20	11. 28 可決 附帯	11. 29 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
14	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案	衆	10. 21	11. 20	11. 28 可決 附帯	11. 29 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
15	地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案	衆	10. 21	11. 20	11. 28 可決 附帯	11. 29 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
64	郵便法の一部を改正する法律案	衆	10. 25	11. 20	11. 26 可決	11. 27 可決	11. 6 総務	11. 14 可決	11. 19 可決
65	有線電気通信法の一部を改正する法律案	衆	10. 25	11. 27	12. 3 可決	12. 4 可決	11. 14 総務	11. 21 可決	11. 26 可決
154 回 102	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案	参	6. 7	7. 31	11. 21 可決 附帯	11. 22 可決	11. 26 総務	12. 5 可決 附帯	12. 6 可決
154 回 103	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	参	6. 7	7. 31	11. 21 可決 附帯	11. 22 可決	11. 26 総務	12. 5 可決 附帯	12. 6 可決
154 回 104	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案	参	6. 7	7. 31	11. 21 可決 附帯	11. 22 可決	11. 26 総務	12. 5 可決 附帯	12. 6 可決

(注) 附帯 附帯決議

・NHK決算（2件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
日本放送協会平成11年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	13. 2. 9 (151回)	14. 12. 3	14. 12. 10 議決	14. 12. 11 議決	14. 10. 18 総務	14. 12. 12 議決	14. 12. 12 議決
日本放送協会平成12年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	14. 2. 8 (154回)	12. 3	12. 10 議決	12. 11 議決	10. 18 総務	12. 12 議決	12. 12 議決

(5) 委員会決議

—— 相互接続料等に関する決議 ——

現在検討されている相互接続料の見直しについては、電話サービスが低廉な料金で国民に対し公平に提供されるべきユニバーサルサービスであることを踏まえ、政府は左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 電話サービスが国民生活に不可欠な基礎的通信手段であることから、ユニバーサルサービスの趣旨にかんがみ、相互接続料については、ユーザー料金に地域格差が生ずることのないようNTT東西間で格差をつけないこと。
- 2 基本料金の値上げは電話利用の少ない利用者に対し、相対的に大きな負担増を強いるものであり、接続料の算定に当たっては、基本料金値上げにつながらない方式を採用すること。
- 3 昨今の急激な一般電話通話量の減少という事態を踏まえ、適切な入力値に基づき相互接続料を算定すること。
- 4 接続料の算定に用いられている長期増分費用方式については、実際の投下資本の回収、ユニバーサルサービスの確保及びブロードバンドネットワークの構築に向けた電気通信事業者の設備投資意欲を十分に考慮し、廃止を含め、あるべき相互接続料の算定方式を検討すること。

右決議する。

【 法 務 委 員 会 】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議・継続1件）、本院議員提出3件、衆議院提出1件の合計12件であり、内閣提出6件、衆議院提出1件を可決し、内閣提出2件（うち本院先議・継続1件）、本院議員提出3件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願6種類47件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与の減額改定に伴い、裁判官の報酬月額の見直しを行おうとするものであり、また、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与の減額改定に伴い、検察官の俸給月額の見直しを行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、改正案と裁判官の報酬の見直しを禁じた憲法との関係、最高裁判所裁判官会議における議論の経過、裁判官・検察官に多数の人材を確保する方策等について質疑が行われ、質疑終局後、共産から、国家公務員給与を引き下げる人事院勧告に連動して裁判官や検察官の給与を引き下げることにより、社会全体の所得水準を引き下げ、一層の消費悪化を招き、景気に悪影響を与えること等、社民から、両法律案は憲法の規定に明確に反しており、違憲の疑いが極めて強いこと等両法律案に対する反対意見が述べられた後、いずれも多数で可決した。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図るため、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めようとするものである。司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案は、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るため、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等にその受験資格を認めることとし、試験の方法、試験科目等を改めるほか、試験の実施等を所掌する機関として法曹及び学識経験者により構成される司法試験委員会を設置する等の措置を講ずるとともに、司法修習生の修習について、その期間を少なくとも1年とするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、文教科学委員会との連合審査を行うとともに、新たな法曹制度と法科大学院の理念、司法試験予備試験の在り方、学生への新たな公的財政支援を含む奨学金制度の拡充、法科大学院の適正配置の必要性等について質疑を行い、また、3人の参考人から意見を聴取した。各参考人は、両法律案をおおむね妥当なものとして評価したが、法科大学院生に対する財政支援策として、既存の奨学金制度の拡充とともに民間の教育ローンを最大限活用できる仕組みを作るべきであるとの意見や、予備試験についても法科大学院が中心との趣旨に沿って解釈・運用されるべきであるとの意見

等が述べられた。

質疑終局後、社民から、法科大学院の授業料負担が重いこと等両法律案に対する反対意見が述べられた後、いずれも多数で可決した。なお、両法律案に対して、資力の乏しい者にも公平に就学の機会を確保するとともに、法科大学院の学生に対し、奨学金制度の拡充や民間資金を活用する等新たな公的財政支援策の創設に努めること等を内容とする6項目の附帯決議を行った。

会社更生法案は、社会経済情勢の変化に伴い、企業倒産事件の迅速かつ円滑な処理が要請されている状況等にかんがみ、経済的に窮境にある株式会社の事業の維持更生を合理的かつ機能的に図るため、更生事件の土地管轄の緩和、更生手続開始前における更生会社の財産保全措置の充実、更生手続の開始原因の緩和、更生計画案の早期提出及び可決要件の緩和等の措置を講じようとするものである。また、**会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**は、会社更生法の施行に伴い、証券取引法等の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、現在の経済状況と会社更生法の位置づけ、裁判所の人的・物的体制整備の必要性、労働債権の優先順位見直しの必要性、営業譲渡における労働者保護の在り方等について質疑を行い、また、3人の参考人から意見を聴取した。参考人からは、営業譲渡に関し、裁判所の意見聴取にとどまらず労働組合等との事前協議や労働契約承継法と同様の立法的措置が必要であるとの意見や、労働債権の優先順位の見直しが必要であるとの意見等が述べられた。

質疑終局後、共産から、更生計画認可前における営業譲渡については、手続の迅速性のみを配慮し労働組合との協議を義務付けていないこと等、社民から、労働債権の保護に関する規定が現行維持あるいは後退していること等両法律案に対する反対意見が述べられた後、いずれも多数で可決した。なお、会社更生法案に対して、倒産法制全体の手続における労働債権等各種債権の優先順位について見直しを行うこと等を内容とする9項目の附帯決議を行った。

戸籍法の一部を改正する法律案は、虚偽の届出等によって不実の記載がされ、かつ、その記載につき訂正がされた戸籍等について、戸籍における身分関係の登録及び公証の機能をより十全なものとするとともに、不実の記載等の痕跡のない戸籍の再製を求める国民の要請にこたえるため、申出による戸籍の再製の制度を創設しようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院法務委員長代理漆原良夫君より趣旨説明を聴取した後、議員立法で急きよ改正案が提出された背景、本法施行前における戸籍虚偽記載に対する遡及適用、虚偽の届出の防止策の検討状況等について質疑を行い、全会一致で可決した。

人権擁護法案は、我が国における人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発に関する施策を推進するため、新たに法務省の外局としての人権委員会を設置し、その組織、権限等について定めるとともに、これを主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めようとするものであり、第154回国会に本院へ提出され、継続審査となっていたものである。今国会においては、対政府質疑及び参考人質疑を行うにとどまり、継続審査とされた。

6人の参考人からは、マスコミ関係者、犯罪被害者団体、同和団体、学識経験者等それぞれの立場から、本法律案における報道機関規制条項は問題であるとの意見、報道による人権侵害の実態についての意見、新しい人権救済制度が必要であるとの意見、人権委員会の独立性確保が必要であるとの意見等が述べられた。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様な行為の再発防止を図り、もってその者の社会復帰を促進しようとするものであり、第154回国会に衆議院へ提出され、継続審査となっていたものである。なお、衆議院において、対象となる精神障害者の社会復帰の促進を図るべく、本制度の目的及び対象者の明確化、「精神保健観察官」を「社会復帰調整官」とする名称変更、精神医療及び精神保健福祉全般の水準向上の責務の明記、施行後5年経過した場合の見直し規定の付加等の修正が行われ、本院に送付された。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案並びに裁判所法の一部を改正する法律案及び検察庁法の一部を改正する法律案の3法律案は、政府案及び衆議院修正案では、従来から指摘されてきた検察段階での「簡易鑑定」の在り方、措置入院制度の運用上の問題点、精神医学的治療・援助体制の不備などの問題点は、解決しないとして、鑑定人の候補者の選定事務等を行う「司法精神鑑定支援センター」、措置入院、措置解除、退院等に係る判定を行う「判定委員会」の新設等を内容とするもので、民主党・新緑風会から対案として提出されたものである。

以上4法律案は、本会議において、趣旨説明を聴取し、質疑を行ったが、委員会においては、審査を行うに至らず、継続審査とされた。

〔国政調査等〕

10月29日、法務行政の諸施策に関する件について森山法務大臣から説明を聴取した。

10月31日、法務行政の諸施策に関する件について、質疑を行い、矯正施設の過剰収容等に関する件、北朝鮮による拉致事件に関する件、難民政策に関する件、仲裁制度の検討状況に関する件、国内の犯罪情勢に関する件等が取り上げられた。

11月5日、司法制度改革に関する件について質疑を行った。

12月10日、名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の諸施策に関する件について森山法務大臣から説明を聴いた。

○平成14年10月31日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 矯正施設の過剰収容等に関する件、北朝鮮による拉致事件に関する件、難民政策に関する件、仲裁制度の検討状況に関する件、国内の犯罪情勢に関する件等について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年11月5日（火）（第3回）

- 司法制度改革に関する件について参考人司法制度改革推進本部顧問会議座長佐藤幸治君、弁護士四宮啓君及び日本放送協会解説委員若林誠一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月7日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 人権擁護法案（第154回国会閣法第56号）について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月12日（火）（第5回）

- 人権擁護法案（第154回国会閣法第56号）について参考人東亜大学通信制大学院教授塩野宏君、日本民間放送連盟報道問題研究部会部会長・日本テレビ放送網株式会社報道局長石井修平君、弁護士・全国犯罪被害者の会代表幹事岡村勲君、弁護士・日本弁護士連合会国内人権機関に関するワーキンググループ座長藤原精吾君、全国自由同和会会長若荷完二君及び人権フォーラム21事務局長・新潟大学法学部教授山崎公士君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月14日（木）（第6回）

- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
以上両案について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
以上両案について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第8号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

(閣法第9号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について文教科学委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

以上両案について文教科学委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成14年11月21日(木)(第8回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)
以上両案について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月21日(木)

法務委員会、文教科学委員会連合審査会(第1回)

- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)
学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)
以上3案について森山法務大臣、遠山文部科学大臣、森山財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成14年11月26日(火)(第9回)

- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)
以上両案について参考人日本弁護士連合会副会長井元義久君、日本労働研究機構統括研究員今田幸子君及び早稲田大学法学部教授須網隆夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月28日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
以上両案について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第2号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 社民

欠席会派 無

（閣法第3号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 社民

欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

- 会社更生法案（閣法第57号）（衆議院送付）
会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）
以上両案について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月3日（火）（第11回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 会社更生法案（閣法第57号）（衆議院送付）
会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）
以上両案について森山法務大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成14年12月5日（木）（第12回）

- 会社更生法案（閣法第57号）（衆議院送付）
会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）
以上両案について参考人弁護士・慶應義塾大学講師宗田親彦君、弁護士・日本労働弁護団全国常任幹事古川景一君及び全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（UIゼンセン同盟）政策局長逢見直人君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 会社更生法案（閣法第57号）（衆議院送付）
会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）
以上両案について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第57号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

(閣法第58号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産、社民
欠席会派 無

なお、会社更生法案(閣法第57号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成14年12月10日(火)(第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件について森山法務大臣、増田法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 戸籍法の一部を改正する法律案(衆第8号)(衆議院提出)について提出者衆議院法務委員長代理漆原良夫君から趣旨説明を聴き、衆議院法務委員長代理鎌田さゆり君、同漆原良夫君、森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
(衆第8号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成14年12月12日(木)(第14回)

- 請願第62号外46件を審査した。
- 人権擁護法案(第154回国会閣法第56号)
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(第154回国会閣法第79号)(衆議院送付)
裁判所法の一部を改正する法律案(参第8号)
検察庁法の一部を改正する法律案(参第9号)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(参第10号)
以上5案の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図るため、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

第1 目的

この法律は、法曹の養成に関し、その基本理念並びに法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的とする。

第2 法曹養成の基本理念

法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に行われるものとする。

第3 国の責務

国は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

第4 大学の責務

大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

第5 法科大学院の適格認定等

- 1 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る細目を定めるときは、その者の定める法科大学院評価基準の内容が法曹養成の基本理念を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。
- 2 認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての認証評価においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。
- 3 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第6 法務大臣と文部科学大臣との関係

- 1 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない。
- 2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとし、この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。
 - (1) 法科大学院に係る設置基準の制定又は改廃
 - (2) 法科大学院についての評価を行う者に係る認証基準の制定又は改廃
 - (3) 法科大学院についての評価を行う者の認証又は認証の取消し
- 3 法務大臣は、特に必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、法科大学院について、必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 4 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、法務大臣に対し、協議を求めることができる。

第7 施行期日等（附則）

- 1 この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後10年を経過した場合において、法曹の養成に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案並びに司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の努力をすべきである。

- 1 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の構築及びその運用に当たっては、プロセスを重視した司法制度改革審議会の意見を踏まえ、充実した教育を確保し、国際的にも通用し得る専門的な能力及び優れた多様な資質を有する多数の法曹の養成に努めること。
- 2 法科大学院の設置基準の策定、設置認可及び評価制度の運用に当たっては、各大学の創意工夫を尊重し、多様な人材を幅広く受け入れ、自由かつ柔軟で特色ある教育が行われるよう配慮するとともに、実質的に対等な条件の下で認証評価機関相互の公正な競争が確保されるよう民間の認証評価機関についての財政支援等に努めること。
- 3 新しい司法試験制度の実施に当たっては、法科大学院における幅広く多様な教育が適正に評価されるものとなるよう努めるとともに、司法試験予備試験の運用については、予備試験が経済的事実等の理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の道確保しようとするものであり、法科大学院が法曹養成制度の中核であるとの理念を損ねることのないよう十分配慮すること。
- 4 資力の乏しい者にも公平に就学の機会を確保するとともに、法科大学院在学中充実した教育を受けられるよう、法科大学院の学生に対し、既存の奨学金制度等の拡充や民間資金を活用する等新たな公的財政支援策の創設にも努めること。
- 5 法曹実務家が法科大学院の教員として安定的かつ継続的に参画することを可能にするため、所要の措置を講ずるよう努めること。併せて、教員の能力開発及びその養成について十分配慮すること。

- 6 法科大学院の設置については、地方における就学の機会を確保するとともに、弁護士の地域的偏在を解消し国民の司法へのアクセスを容易にするとの観点から、関係者の自発的創意を基本としつつ、全国的に適正配置となるよう財政措置を含め配慮すること。右決議する。

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るため、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等にその受験資格を認めることとし、試験の方法、試験科目等を改めるほか、試験の実施等を所掌する機関として法曹及び学識経験者により構成される司法試験委員会を設置する等の措置を講ずるとともに、司法修習生の修習について、その期間を少なくとも1年とするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

第1 司法試験委員会の設置等に伴う司法試験法の一部改正

1 司法試験委員会の設置及び所掌事務

- (1) 法務省に司法試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、司法試験を行うこと、法務大臣の諮問に応じ、司法試験の実施に関する事項について調査審議すること、司法試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること、その他法律によりその権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

2 委員

委員会は、委員7人をもって組織し、委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。委員の任期は2年とし、再任されることができる。

3 司法試験考査委員

委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験考査委員を置き、委員会の推薦に基づき、司法試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。

4 合格の取消し等

委員会は、不正の手段によって司法試験を受け、若しくは受けようとした者又は司法試験法若しくは司法試験法に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により5年以内の期間を定めて司法試験を受けることができないものとするができる。

第2 新たな司法試験制度の導入に伴う司法試験法の一部改正

1 司法試験の目的等

司法試験は、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行う。

2 司法試験の方法等

- (1) 司法試験は、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。

(2) 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行う。

3 司法試験の試験科目等

(1) 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、①公法系科目、②民事系科目及び③刑事系科目について行う。

(2) 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、①公法系科目、②民事系科目、③刑事系科目及び④選択科目について行う。

4 司法試験の受験資格等

(1) 司法試験は、法科大学院課程を修了した者が、その修了の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間において、3回の範囲内で受けることができるものとし、司法試験予備試験に合格した者が、その合格の発表の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間において、3回の範囲内で受けることができるものとする。

(2) (1)により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。）に対応する受験期間（(1)の期間をいう。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできないものとし、最後に司法試験を受けた日後の最初の4月1日から2年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であっても、同様とする。

5 司法試験予備試験

(1) 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

(2) 短答式による筆記試験は、①憲法、②行政法、③民法、④商法、⑤民事訴訟法、⑥刑法、⑦刑事訴訟法及び⑧一般教養科目について行う。

(3) 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、(2)の科目及び法律実務基礎科目について行う。

(4) 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。

第3 裁判所法の一部改正

司法修習生は、少なくとも1年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

第4 附則関係

1 施行期日

この法律は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第2に関する規定は平成17

年12月1日から、第3に関する規定は平成18年4月1日から施行する。

2 経過措置

(1) 旧司法試験の実施

司法試験委員会は、平成18年から平成23年までの間においては、第2による改正後の司法試験法の規定による司法試験（以下「新司法試験」という。）を行うほか、従前の司法試験（以下「旧司法試験」という。）を行う。

(2) 新司法試験及び旧司法試験の受験

イ 平成18年から平成23年までの各年においては、受験者は法務省令に定める手続に従い、あらかじめ選択して出願するところにより、新司法試験又は(1)により行われる旧司法試験のいずれか一方のみを受けることができる。

ロ 法科大学院課程の修了者が新司法試験を受けようとする場合には、その受験前に第2による改正前の司法試験の第2次試験又は旧司法試験の第2次試験の受験をしているときは、その旧司法試験等の受験を当該受験資格に基づいて既にした新司法試験の受験とみなすほか、新司法試験を受けた場合には、当該新司法試験の受験前の旧司法試験等の受験及び当該新司法試験の受験後の旧司法試験の第2次試験の受験を、当該受験資格に基づく新司法試験の受験とみなす。

(3) 予備試験の実施時期

予備試験は、平成23年から行う。

【附帯決議】

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（閣法第2号）と同一内容の附帯決議が行われている。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれ減額する。
- 2 判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれ減額する。
- 3 以上の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれ減額する。
- 2 検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれ減額する。
- 3 以上の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

会社更生法案（閣法第57号）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い、企業倒産事件の迅速かつ円滑な処理が要請されている状況等にかんがみ、経済的に窮境にある大規模な株式会社の事業の維持更生を合理的かつ機能的に図るため、更生手続について、迅速化及び合理化を図るとともに再建手法を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 総則関係

- (1) 更生事件の土地管轄規定を緩和し、親子関係・連結関係にある会社の更生事件の係属している裁判所、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも管轄を認める。
- (2) 更生事件に関して裁判所に提出されている文書等について、原則として、利害関係人は閲覧・謄写請求を可能とするなどの規定を整備する。

2 更生手続の開始関係

- (1) 更生手続開始の申立てがあった場合、債権者の強制執行等を一律に禁止する包括的禁止命令の制度を創設する。
- (2) 事業の継続に欠くことのできない財産について、商法の規定による留置権がある場合には、更生手続開始前においても、裁判所の許可を得て、留置権者に対し、財産の価格に相当する金銭を弁済することにより、留置権の消滅を請求できる。
- (3) 裁判所が更生手続開始決定をするに際しては、更生の見込みがあるか否かの経営的判断を不要とする。
- (4) 更生手続開始後、更生計画案を決議に付する旨の決定があるまでの間は、営業譲渡が更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合には、裁判所は、これを許可することができる。

3 更生手続の機関関係

- (1) 経営責任のない会社の取締役等については、管財人、保全管理人等に選任することができることを明確化する。
- (2) 裁判所は、監督委員に対し、更生会社の取締役等が管財人等の職務を行うに適した者であるか否かについて、調査を命じ、その結果を報告させることができる。

4 更生債権、更生担保権等の各種権利の取扱い関係

- (1) 少額の更生債権等について、早期に弁済することで更生手続の円滑な進行ができる
とき、又は早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障があるときは、
裁判所の許可を得て、更生計画案の認可決定前でも弁済することができる。
- (2) 更生債権等の調査及びその内容の確定については、管財人が作成した認否書及び届
出をした更生債権者等の書面による異議により調査を行い、管財人が認めず、又は届
出をした更生債権者等が異議を述べた更生債権等の内容については、査定の手続及び
査定の申立てについての裁判に対する異議の訴えにより確定を行う。

議決権の額の決定については、管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等が異
議を述べた場合には、裁判所が議決権を行使させるか否か及びいかなる額につき議決
権を行使させるかを定める。

5 更生会社の財産の調査及び確保関係

- (1) 更生会社に属する財産の評定については、更生手続開始の時における時価による評
定とする。
- (2) 更生担保権に係る担保権の目的の価格は、更生手続開始時における時価とする。
- (3) 担保権の目的となっている更生会社の財産について、管財人が当該財産の価格に相
当する金銭を裁判所に納付することにより、担保権を消滅させることができる。

6 更生計画関係

- (1) 更生計画による更生債権等の最長弁済期間を20年から15年に短縮する。
- (2) 更生計画案の提出期限は、原則として、更生手続開始決定の日から1年以内とする。
- (3) 債権者等は、関係人集会に出席することなく、書面等の方法により更生計画案への
賛否を回答することにより、議決権を行使することができる。
- (4) 更生計画案の可決要件を、更生債権者については2分の1に、更生担保権者につい
ては4分の3に緩和する。

7 更生計画認可後の手続、更生手続の廃止関係

更生計画の不履行が生ずることなく、金銭債権の総額の3分の2の弁済を終えたとき
は、原則として、更生手続終結の決定をする。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。

【附帯決議】

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべき
である。

- 1 本法の趣旨、内容、他の倒産手続との相違等について、司法関係者、経済団体、労働
団体等のほか、一般の国民にも周知徹底がなされるよう努めること。
- 2 更生手続が適正かつ迅速に運用されるよう、裁判官に対する研修の充実等を含め裁判
所の人的・物的体制の整備に遺漏なきを期すること。
- 3 第15条の規定による文書等の支障部分の閲覧等の制限は、更生債権者等の利害関係人
に対する情報開示の重要性にかんがみ、安易に許容されるべきものではないことを周知
徹底すること。

- 4 更生手続における管財人については、適任者を確保する方策に関し、必要な措置をとるよう努めるとともに、旧経営者を管財人に選任する場合には、経営者のモラルハザードが生じないように十分配慮されるべきことを周知徹底すること。
 - 5 企業組織の再編に伴う労働関係上の問題への対応については、現在、政府において検討を進めているガイドラインを早急に策定し、その周知を図るとともに、当該問題の実態把握に努めた上で、法的措置を含め検討を行うこと。
 - 6 第46条の規定による営業譲渡に関しては、更生会社の事業の更生のために必要である場合にのみ行われるものであることについて周知徹底し、この制度が適正に運用されるよう十分配慮をすること。
 - 7 倒産法制全体の手続における労働債権、担保付債権、租税債権、公課債権等の各種の債権の優先順位については、労働者の生活の保持に労働債権の確保が不可欠であることを踏まえ、諸外国の法例等も勘案し、所要の見直しを行うこと。
 - 8 更生手続における社内預金について、共益債権として請求できる範囲が変更されたことにかんがみ、その趣旨、内容等について使用者並びに労働者に周知徹底することにより、その保護に努めること。
 - 9 労働債権の確保については、多様化する労働形態に対応して十分な配慮がなされるよう周知徹底に努めること。
- 右決議する。

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第58号）

【要旨】

本法律案は、会社更生法の施行に伴い、証券取引法ほか26の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

戸籍法の一部を改正する法律案（衆第8号）

【要旨】

本法律案は、虚偽の届出等によって不実の記載がされ、かつ、その記載につき訂正がされた戸籍等について、戸籍における身分関係の登録及び公証の機能をより十全なものとするとともに、不実の記載等の痕跡のない戸籍の再製を求める国民の要請にこたえるため、申出による戸籍の再製の制度の創設等をしようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

第1 申出による再製

1 申出による戸籍の再製

(1) 不実の記載等及びその訂正がされた戸籍の再製

虚偽の届出等若しくは錯誤による届出等又は市町村長の過誤によって記載がされ、かつ、その記載につき、戸籍法の規定によって訂正がされた戸籍について、当該戸籍に記載されている者から、当該訂正に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があったときは、法務大臣はその再製について必要な処分を指示する。ただし、再製によって記載に錯誤又は遺漏がある戸籍となるときは、この限りでない。

(2) 文字の訂正、追加又は削除がされた戸籍の再製

市町村長が記載をするに当たって文字の訂正、追加又は削除をした戸籍について、当該戸籍に記載されている者から、当該訂正、追加又は削除に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があったときも、法務大臣は、その再製について必要な処分を指示する。

2 除かれた戸籍への準用

1 は、除かれた戸籍について準用する。

第2 その他

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

2 経過措置

この法律による改正後の規定は、施行前に虚偽の届出等によって不実の記載がされ、その記載につき訂正がされた戸籍等についても、これを適用する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案	衆	14. 10. 18	14. 11. 13	14. 11. 28 可決 附帯	14. 11. 29 可決	14. 10. 29 法務	14. 11. 12 可決 附帯	14. 11. 12 可決
			○14. 11. 13 参本会議趣旨説明						○14. 10. 29 衆本会議趣旨説明
3	司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案	衆	10. 18	11. 13	11. 28 可決 附帯	11. 29 可決	10. 29 法務	11. 12 可決 附帯	11. 12 可決
			○14. 11. 13 参本会議趣旨説明						○14. 10. 29 衆本会議趣旨説明
8	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 18	11. 14	11. 19 可決	11. 20 可決	10. 30 法務	11. 13 可決	11. 14 可決
9	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 18	11. 14	11. 19 可決	11. 20 可決	10. 30 法務	11. 13 可決	11. 14 可決
57	会社更生法案	衆	10. 21	11. 28	12. 5 可決 附帯	12. 6 可決	11. 12 法務	11. 26 可決 附帯	11. 28 可決
58	会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	衆	10. 21	11. 28	12. 5 可決	12. 6 可決	11. 12 法務	11. 26 可決	11. 28 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
154 回 56	人権擁護法案	参	14. 3. 8	14. 4. 24	継続審査					
○第154回国会 14. 4. 24 参本会議趣旨説明										
154 回 79	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案	衆	3. 18	12. 11	継続審査			10. 18 法務	12. 6 修正	12. 10 修正
○14. 12. 11 参本会議趣旨説明 ○第154回国会 14. 5. 28 衆本会議趣旨説明										

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院			
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
8	裁判所法の一部を改正する法律案	朝日 俊弘君 外3名 (14. 12. 5)	14. 12. 9		14. 12. 11	継続審査					
○14. 12. 11 参本会議趣旨説明											
9	検察庁法の一部を改正する法律案	朝日 俊弘君 外3名 (14. 12. 5)	12. 9		12. 11	継続審査					
○14. 12. 11 参本会議趣旨説明											
10	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案	朝日 俊弘君 外3名 (14. 12. 5)	12. 9		12. 11	継続審査					
○14. 12. 11 参本会議趣旨説明											

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
8	戸籍法の一部を改正する法律案	法務委員長 山本 有二君 (14. 12. 6)	14. 12. 6	14. 12. 10	14. 12. 10	14. 12. 10 可決	14. 12. 11 可決			14. 12. 10 可決

【 外 交 防 衛 委 員 会 】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願15種類107件のうち、2種類14件を採択した。

〔法律案の審査〕

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うとともに、自衛官俸給表の将の欄又は将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定等を行うものである。委員会においては、自衛官独自の給与体系の検討、調整手当の支給拡大の影響、今回の給与改定と不利益不遡及原則との関係、自衛官の処遇改善等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

独立行政法人国際協力機構法案及び独立行政法人国際交流基金法案は、特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国際協力事業団及び国際交流基金を解散し、その業務を承継する独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものである。委員会においては、独立行政法人に移行する理由、独立行政法人化に伴う組織・運営の効率化、草の根技術協力実施に当たっての政府の関与の在り方、JICAによる平和構築支援の取り組みと職員の安全対策等について質疑を行い、討論の後、いずれも多数をもって原案どおり可決した。なお、両法律案に対し、7項目の附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

第154国会閉会後の10月10日、日朝関係について質疑を行った。

11月7日、日本人拉致問題、北朝鮮の核開発及びミサイル問題、ミサイル技術の不拡散問題、日朝国交正常化交渉、イラク情勢、テロ対策特措法に基づく協力支援活動等の再延長、我が国の自由貿易協定（FTA）戦略、沖縄米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

11月12日、外務省改革、ODA、イラク情勢、朝鮮半島エネルギー機構（KEDO）、テロ対策特措法に基づく協力支援活動、防衛庁の不祥事、日本人拉致問題、日・EU関係、在日米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

11月21日、石破防衛庁長官からテロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について報告を聴取した後、質疑を行った。

11月26日、イラク情勢等について、参考人として、防衛大学校教授孫崎享君、東京大学大学院教授山内昌之君、中央大学教授横田洋三君を招致し、意見を聞いた後、質疑を行った。

12月5日、イラク情勢、イージス艦のインド洋への派遣、北朝鮮情勢、外務省の「プール金」問題、沖縄米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年10月10日（木）（第154回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 日朝関係に関する件について川口外務大臣、石破防衛庁長官、安倍内閣官房副長官、矢野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
-

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した

○平成14年11月7日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本人拉致問題に関する件、北朝鮮の核開発及びミサイル問題に関する件、ミサイル技術の不拡散問題に関する件、日朝国交正常化交渉に関する件、イラク情勢に関する件、テロ対策特措法に基づく協力支援活動等の再延長に関する件、我が国の自由貿易協定（F T A）戦略に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月12日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外務省改革に関する件、ODAに関する件、イラク情勢に関する件、朝鮮半島エネルギー開発機構（K E D O）に関する件、テロ対策特措法に基づく協力支援活動等に関する件、防衛庁の不祥事に関する件、日本人拉致問題に関する件、日・E U関係に関する件、在日米軍基地問題に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、矢野外務副大臣、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について石破防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について石破防衛庁長官、川口外務大臣、赤城防衛庁副長官、矢野外務副大臣、佐藤防衛庁長官政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第5号）賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産、社民

○平成14年11月21日（木）（第5回）

- 独立行政法人国際協力機構法案（閣法第16号）（衆議院送付）
独立行政法人国際交流基金法案（閣法第17号）（衆議院送付）
以上両案について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について石破防衛庁長官から報告を聴いた後、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、川口外務大臣、矢野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月26日（火）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- イラク情勢等に関する件について参考人防衛大学校教授孫崎享君、東京大学大学院教授山内昌之君及び中央大学教授横田洋三君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月28日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国際協力機構法案（閣法第16号）（衆議院送付）
独立行政法人国際交流基金法案（閣法第17号）（衆議院送付）

以上両案について川口外務大臣、石破防衛庁長官、矢野外務副大臣、赤城防衛庁副長官、政府参考人、参考人国際協力事業団副総裁東久雄君及び国際交流基金理事長藤井宏昭君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第16号）賛成会派 自保、民主、公明、社民

反対会派 共産、国連

（閣法第17号）賛成会派 自保、民主、公明、社民

反対会派 共産、国連

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成14年12月5日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラク情勢に関する件、イージス艦のインド洋への派遣に関する件、北朝鮮情勢に関する件、外務省の「プール金」問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成14年12月12日（木）（第9回）

- 請願第165号外13件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第34号外92件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 防衛参事官等俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き下げる。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給する学生手当の月額を10万6,700円（現行10万7,600円）に引き下げる。
- 3 自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改定する。
- 4 営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を5,880円（現行5,820円）に引き上げる。
- 5 学生の期末手当について、平成14年度は3月期の支給割合を100分の25に引き下げ、12月期の支給割合を100分の180に引き上げ、平成15年度は3月期の期末手当を廃止するとともに、6月期の支給割合を100分の170に引き上げる。
- 6 特例一時金を廃止する。
- 7 本法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、平成15年度の学生の期末手当に関する規定は、平成15年4月1日から施行する。

独立行政法人国際協力機構法案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国際協力事業団を解散して独立行政法人国際協力機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。
- 2 機構の資本金について所要の規定を設ける。
- 3 機構の役員の数、職務及び権限並びに任期について所要の規定を設ける。
- 4 機構の役員及び職員等に対して職務上の秘密に対する保持義務を課す。
- 5 刑法その他の罰則の適用については、機構の役員及び職員を法令上公務に従事する職

員とみなす。

- 6 機構は、開発途上地域に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行う。
- 7 外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるとき、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。
- 8 国際協力事業団の解散及びその権利義務の承継等について所要の規定を設ける。
- 9 国際協力事業団法を廃止する。これに伴う経過措置の所要の規定の整備を行う。
- 10 この法律は、公布の日から施行する。ただし、9に掲げる規定は、平成15年10月1日から施行する。

【独立行政法人国際協力機構法案及び独立行政法人国際交流基金法案に対する附帯決議】

政府は、両法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運営に遺漏なきを期すべきである。

- 1 国際協力事業団及び国際交流基金の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、その運営に万全を期すること。
- 2 独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 3 独立行政法人の理事長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。
- 4 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、外務大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 5 独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。
- 6 独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた国際協力事業団及び国際交流基金の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
- 7 独立行政法人国際協力機構法に定める国民等の協力活動のうち、草の根技術協力（第13条第1項第3号ハ）の助長・促進については、国民の主体的な発意が最大限尊重されること及び迅速かつ円滑に事業が行われることが重要である。本法の運用に当たり、政府は次の点について適切な措置を講ずるべきである。
 - (1) 政府は「中期目標」において、当該事業についての国の基本的な方針を可能な限り

具体的に示し、同機構を通じて提案を行おうとする国民にあらかじめ分かりやすく提示すること。

(2) 第13条第1項第3号ハ及び第18条第3項に基づく外務大臣及び関係行政機関の長の関与については、可能な限り手続を簡素なものとし、迅速な対応に努めること。

右決議する。

独立行政法人国際交流基金法案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国際交流基金を解散して独立行政法人国際交流基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
- 2 基金の資本金について所要の規定を設ける。
- 3 基金の役員の数、職務及び権限並びに任期について所要の規定を設ける。
- 4 基金の役員及び職員等に対して職務上の秘密に対する保持義務を課す。
- 5 刑法その他の罰則の適用については、基金の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなす。
- 6 基金は、国際文化交流のための人物の派遣及び招へい、海外における日本研究に対する援助等及び日本語の普及、国際文化交流を目的とする催しの実施等、日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成等の業務を行う。
- 7 基金の業務に関する運用資金を設ける。
- 8 運用資金の運用に関し、外貨建債券の取得による運用を含む必要な規定を設ける。
- 9 外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるときは、基金に対し、必要な措置をとることを求めることができる。
- 10 国際交流基金の解散及びその権利義務の承継等について所要の規定を設ける。
- 11 国際交流基金法を廃止する。これに伴う経過措置の所要の規定の整備を行う。
- 12 この法律は、公布の日から施行する。ただし、11に掲げる規定は、平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人国際協力機構法案（閣法第16号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
5	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	14. 10.18	14. 11.11	14. 11.19 可決	14. 11.20 可決	14. 10.30 安全保障	14. 11.8 可決	14. 11.8 可決
16	独立行政法人国際協力機構法案	衆	10.21	11.20	11.28 可決 附帯	11.29 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
17	独立行政法人国際交流基金法案	衆	10.21	11.20	11.28 可決 附帯	11.29 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									

(注) 附帯 附帯決議

【財政金融委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、衆議院提出（本院継続）1件、本院議員提出（本院継続）2件の合計7件であり、内閣提出4件及び衆議院提出1件を可決した。

また、本委員会付託の請願14種類118件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

第154回国会に衆議院から送付され、本委員会に付託された後、継続審査となっていた銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関の株式保有制限に伴う株式持ち合い解消等による株式売却圧力に起因する株価の低迷と、それに伴う金融システム不安への対応の必要性から、事業法人による株式持ち合い関係の解消に伴う銀行株の処分の円滑を図るため、一定の要件のもとで銀行等保有株式取得機構が事業法人から銀行等の株式を買い取ることを可能とするものである。

委員会では、銀行等保有株式取得機構のそもそもの目的、事業会社が保有する銀行株の売却上限を銀行による売却価額の2分の1とした理由等について質された。また、銀行等保有株式取得機構と日銀による銀行保有株式買取りとの役割の差異について、発議者の相沢英之衆議院議員より「目的は同じであり、相互補完的な効果が期待できる」旨の発言があった。採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

「特殊法人等改革基本法」に基づき、13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」の円滑な実施に資するため、独立行政法人個別法46法案が本国会に提出された。これらのうち、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案は、財務省所管の認可法人である通関情報処理センター及び日本万国博覧会記念協会を解散し、「独立行政法人通関情報処理センター」及び「独立行政法人日本万国博覧会記念機構」を設立し、それらの名称、目的、業務の範囲等を定めるものである。

委員会では、両法律案は一括して審議され、通関情報処理システムの利用料水準の妥当性、万博記念公園の利用について地元の意見を吸い上げる必要性、国及び地方の出資状況を踏まえた独立行政法人の在り方等について質された後、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関が担う資金決済の安定確保を図るため、金融機関の破綻時に全額保護される決済用預金を設けるとともに、仕掛かり中の決済の結了のための措置等を講じ、あわせて流動性預金の全額保護の特例を平成17年3月末まで2年延長するものである。

また、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案は、金融機関の合併等を促進し、その経営基盤の強化を図るため、当分の間、預金保険機構による資本の増強等特別の措置を講じるものである。

委員会においては、両法律案は一括して審議され、ペイオフ全面解禁延期の経緯、決済

用預金導入の意義、合併等の促進策に係る政府保証枠を1兆円要求する根拠、地域金融のあるべき姿等について質疑が行われた。なお、参考人として株式会社みずほホールディングス取締役社長前田晃伸君外7名の金融機関・業界の代表を招致し、意見を聴取した。

質疑終了後、預金保険法等改正案に対し、民主党・新緑風会より、流動性預金の全額保護の特例を1年延長して平成16年3月末までとするとともに、決済用預金に係る改正部分を削除することを内容とする修正案が提出されたが、採決の結果、修正案は否決され、両法律案は原案どおり可決すべきものとされた。

地域金融の円滑化に関する法律案は、地域金融の円滑化に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び金融機関の責任を明らかにするとともに、地域金融の円滑化に対する個々の銀行等の寄与の程度に関する評価の制度を設けるものである。

また、特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案は、特定NPO法人の活動を促進するため、所得税の寄付金控除に係る特定寄付金の対象の拡大、法人税の寄附金の損金算入に係る一般寄附金以外の寄附金枠の対象の拡大並びに認定特定非営利活動法人に係る損金算入限度額の特例の創設、税率の軽減及び課税の特例の創設等を行うものである。

両法律案は、第154回国会において本院議員より提出され、本委員会に付託された後、継続審査となっていたものである。

委員会では、両法律案に対し、地域金融円滑化の評価基準の在り方、現行の特定NPO法人認定要件における問題点等について質されたが、いずれも審査未了となった。

〔国政調査等〕

10月29日、塩川財務大臣及び竹中金融担当大臣より、財政政策及び金融行政等についての発言を聴取した。塩川大臣は、「15年度予算については、実質的に14年度の水準以下に抑制するとの目標の下、歳出規模の抑制を図るとともに予算配分の重点化、効率化を行う」と述べた。また、竹中金融担当大臣は、「16年度には不良債権問題を終結させるため、具体策を早急に取りまとめるとともに、不良債権処理と企業再生を一体として取り組む」旨発言した。

10月31日、同月30日に発表された「金融再生プログラム」等に関連して、塩川財務大臣、竹中金融担当大臣及び速水日銀総裁等に対する質疑を行い、不良債権の発生原因と「金融再生プログラム」の効果、産業再生機構とRCCの差異、不良債権処理加速策の具体的内容、日銀の銀行保有株式買入れの考え方等について質された。不良債権処理に関する政府方針について、竹中大臣より「資産査定とガバナンスの強化を通じて16年度には不良債権比率を現在の半分に低下させ、不良債権問題の解決を図りたい」旨の発言があった。

次いで、11月7日にも塩川財務大臣、竹中金融・経済財政政策担当大臣、速水日銀総裁等に対する質疑を行い、金融システム安定化の方策、中小企業向け融資の在り方、銀行の融資姿勢、NPO法人の経済的意義等について質された。日銀が銀行保有株式の買入れを行う理由について、速水日銀総裁より「株式の20%近くを銀行が持っているというのは極めて異例なことであり、日銀の買入れによって銀行の株式の保有を減らし、銀行の信用仲介機能を活性化させたい」旨の発言があった。

11月14日、参考人として、慶應義塾大学経済学部教授吉野直行君、慶應義塾大学商学部

教授深尾光洋君、株式会社整理回収機構代表取締役社長鬼追明夫君を招致し、「金融再生プログラム」及び「改革加速のための総合対応策」等に関して意見を聴取した上で、総合デフレ対応策と産業再生機構の効果、「金融再生プログラム」の実行がデフレ圧力を加速させる可能性、民間投資の活性化のために必要な社会資本整備の具体例等について質疑を行った。

11月21日、今後の金融監督行政及び経済財政運営等に関連して、塩川財務大臣、竹中金融・経済財政政策担当大臣及び速水日銀総裁等に対する質疑を行い、今年度の税収見込み額に不足が生じることとなった理由、実体経済の状況を踏まえた金融行政の在り方、デフレ下で財政構造改革を行うことの懸念等について質された。

(2) 委員会経過

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年10月31日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 不良債権発生の原因と「金融再生プログラム」の効果に関する件、銀行への公的資金投入の可能性とその規模に関する件、新たな産業再生機構の機能とRCCとの違いに関する件、日本銀行による銀行保有株式買入れの考え方に関する件、JT子会社の撤退が地域経済に与える影響に関する件、不良債権処理の加速策の具体的内容に関する件、更なるデフレ対応策策定の時期に関する件等について竹中金融担当大臣、塩川財務大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、参考人日本銀行総裁速水優君及び日本たばこ産業株式会社代表取締役副社長寛正三君に対し質疑を行った。

○平成14年11月7日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融システム安定化の方策に関する件、中小企業向け金融の在り方に関する件、銀行の融資姿勢に関する件、日本銀行の株式買入れに関する件、NPO法人の経済的意義に関する件、不良債権処理に関する件等について竹中国務大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣、小林財務副大臣、参考人日本銀行理事三谷隆博君、同銀行総裁速水優君及び同銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

○平成14年11月14日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融再生プログラム及び改革加速のための総合対応策等に関する件について参考人慶應義塾大学経済学部教授吉野直行君、慶應義塾大学商学部教授深尾光洋君及び株式会社整理回収機構代表取締役社長鬼迫明夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回国会衆第25号)について発議者衆議院議員相沢英之君から趣旨説明を聴き、
地域金融の円滑化に関する法律案(第154回国会参第3号)について発議者参議院議員櫻井充君から趣旨説明を聴き、
特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案(第154回国会参第8号)について発議者参議院議員峰崎直樹君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回国会衆第25号)

地域金融の円滑化に関する法律案（第154回国会参第3号）

特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案(第154回国会参第8号)

以上3案について発議者参議院議員櫻井充君、同峰崎直樹君、同吉川春子君、発議者衆議院議員相沢英之君、同石井啓一君、同小池百合子君、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣、小林財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事三谷隆博君に対し質疑を行った。

○平成14年11月21日（木）（第6回）

- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会衆第25号）について討論の後、可決した。

（第154回国会衆第25号） 賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、無

欠席会派 無

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 税収の減収見込額に関する件、中小企業への融資の実態に関する件、日本の金融システムと金融政策に関する件、日本銀行の株式買入れに関する件、旧日赤従軍看護婦の処遇に関する件等について塩川財務大臣、竹中国務大臣、伊藤内閣府副大臣、小林財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行企画室審議役山口廣秀君及び同銀行理事三谷隆博君に対し質疑を行った。

- 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案（閣法第19号）（衆議院送付）

以上両案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月26日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案（閣法第19号）（衆議院送付）

以上両案について塩川財務大臣、小林財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行理事三谷隆博君及び国民生活金融公庫総裁尾崎護君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第18号) 賛成会派 自保、民主、公明、無
反対会派 共産、国連
欠席会派 無

(閣法第19号) 賛成会派 自保、公明、無
反対会派 民主、共産、国連
欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

- 預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第61号)(衆議院送付)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案(閣法第62号)(衆議院送付)

以上両案について竹中金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月28日(木)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第61号)(衆議院送付)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案(閣法第62号)(衆議院送付)

以上両案について竹中国務大臣、塩川財務大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

○平成14年12月3日(火)(第9回)

- 預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第61号)(衆議院送付)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案(閣法第62号)(衆議院送付)

以上両案について参考人株式会社みずほホールディングス取締役社長前田晃伸君、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役社長三木繁光君、株式会社UFJ銀行取締役頭取寺西正司君、株式会社三井住友銀行頭取西川善文君、社団法人全国地方銀行協会会長平澤貞昭君、社団法人第二地方銀行協会会長森本弘道君、社団法人全国信用金庫協会会長長野幸彦君及び社団法人全国信用組合中央協会会長田田良知君に対し質疑を行った。

○平成14年12月5日(木)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第61号)(衆議院送付)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案(閣法第62号)(衆議院送付)

以上両案について竹中国務大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣、小林財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成14年12月10日（火）（第11回）

- 預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案（閣法第62号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第61号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、無

（閣法第62号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、無

○平成14年12月12日（木）（第12回）

- 請願第96号外117件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、通関情報処理センターを解散して独立行政法人通関情報処理センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 総則

- (1) 独立行政法人の名称は、独立行政法人通関情報処理センター（以下「センター」という。）とする。
- (2) センターは、国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。
- (3) センターは、非公務員型の独立行政法人とし、また、運営費交付金の交付を予定しない独立採算型の独立行政法人とするとともに、主たる事務所を東京都に置く。
- (4) センターの資本金は、政府及び政府以外の者から現行の通関情報処理センターへ出資があったものとされた金額の合計額とする。また、センターは、必要があるときは、財務大臣の認可を受けて、資本金を増加することができる。

2 役員及び職員

- (1) センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くほか、理事3人以内を置くことができる。
- (2) センターの役職員につき、秘密保持義務を課すとともに、刑法その他の罰則の適用について、みなし公務員の取扱いを行う。

3 業務等

- (1) センターは、その目的を達成するため、次の業務を行う。
 - ① 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機等の使用、管理のほか、プログラム、データ、ファイルの作成、保管等を行うこと。
 - ② 税関手続に係る国際貨物業務の関連業務に関する情報を送受信するために必要な電子計算機等の使用、管理のほか、プログラム、データ、ファイルの作成、保管等を行うこと。
- (2) 積立金の処分は、次のとおりとする。
 - ① センターは、中期目標の終了時において、積立金の残高がある場合には、財務大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
 - ② センターは、①により業務の財源に充ててもなお金額の残余があるときは、一定の基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。
- (3) 財務大臣は、電子情報処理組織の安全性及び信頼性を確保するため又は電子情報処理組織による税関手続の処理を関税等に関する法令の規定に適合したものとするため、緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、必要な措置をとることを求める

ことができる。

4 施行期日

この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、一部の規定については、公布の日から施行する。

【電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 通関情報処理センター及び日本万国博覧会記念協会の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。
- 一 両独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。
- 一 両独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、財務大臣は、両独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 一 両独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
右決議する。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本万国博覧会記念協会を解散して独立行政法人日本万国博覧会記念機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 総則

- (1) 独立行政法人の名称は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念することを目的とする。
- (3) 機構は、非公務員型の独立行政法人とし、また、運営費交付金の交付を予定しない独立採算型の独立行政法人とするとともに、主たる事務所を大阪府に置く。
- (4) 機構の資本金は、政府及び地方公共団体から日本万国博覧会記念協会へ出資があったものとされた金額の合計額とする。また、機構は、必要があるときは、財務大臣の

認可を受けて、資本金を増加することができる。

2 役員及び職員

- (1) 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くほか、理事2人以内を置くことができる。
- (2) 機構の役職員につき、刑法その他の罰則の適用について、みなし公務員の取扱いを行う。

3 業務等

- (1) 機構は、その目的を達成するため、次の業務を行う。
 - ① 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。
 - ② 日本万国博覧会記念基金を管理、運用すること及びその運用利益金の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- (2) 機構は、(1)の①の業務に必要な費用に充てるため、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本万国博覧会記念機構債券を発行することができる。
- (3) 機構は、業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために日本万国博覧会記念基金を設ける。
- (4) 積立金の処分は、次のとおりとする。
 - ① 機構は、中期目標の終了時において、積立金の残高が増加する場合には、一定の基準により計算した額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しなければならない。
 - ② 機構は、①の納付をしてもなお金額の残余があるときは、財務大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、一部の規定については、平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）と同一内容の附帯決議が行われている。

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第61号）

【要旨】

本法律案は、金融機関の行う資金決済が果たす役割の重要性にかんがみ、金融機能の一層の安定化を図るため、破綻金融機関に係る資金決済の確保に関し資金決済に関する預金者その他の債権者の保護その他所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 預金保険法の目的の改正

預金保険法の目的に、破綻金融機関に係る資金決済の確保を図ることを加える。

2 決済用預金の全額保護等

- (1) 為替取引等に用いられ、かつ、要求払い・無利子である預金については、決済用預金として、金融機関の破綻時に預金保険機構（以下「機構」という。）が、その全額を保護する。
- (2) 金融機関においては、破綻した場合に決済用預金の円滑な払戻し等を確保するための措置を講じなければならない。

3 仕掛かり中の決済の履行確保等

- (1) 金融機関が破綻前に依頼を受けた振込等、仕掛かり中の決済の結了を可能とするため、仕掛かり中の決済債務を全額保護する。
- (2) 機構は、仕掛かり中の決済の結了のため必要があると認めるときは、破綻金融機関に対して必要な資金を貸し付けることができる。
- (3) 金融機関間の決済システムにおいて仕掛かり中の決済を結了させることができるよう、機構が(2)の貸付をした時は、倒産手続における相殺の禁止等の例外として、相殺等による清算ができる。

4 流動性預金の全額保護に係る特例措置の延長

平成17年3月31日までの間は、現在と同様、当座預金、普通預金等の流動性預金を全額保護する。

5 施行期日

この法律は、平成15年4月1日から施行する。

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案（閣法第62号）

【要旨】

本法律案は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤の更なる強化を図るため、当分の間、金融機関等の組織再編成を促進するための特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営を期し、もって我が国の金融システムの強化と我が国経済の活性化に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

経営基盤強化を組織再編成と改革方針の策定により金融機関等が収益性の相当程度の向上を図ることと定義するほか、所要の定義規定を設ける。

2 経営基盤強化計画

- (1) 合併等の組織再編成を実施する金融機関等は、収益性の向上等について記載した経営基盤強化計画を提出し、主務大臣の認定を受けることができる。
- (2) 主務大臣は、当該計画が円滑かつ確実に実施されると認められる等の要件に適合すると認めるときは、認定をした上で計画内容を公表する。また、認定を受けた計画の履行状況についての報告等監督上必要な措置を命ずることができる。

3 経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関等に係る特別措置

- (1) 金融機関等が、経営基盤強化計画に従い、営業又は事業の全部又は一部の譲渡により根抵当権を被担保債権とともに譲渡する場合には、異議ある根抵当権設定者が一定

の期間内に異議を述べるべき旨を公告又は催告することにより、異議を述べなかつた場合に根抵当権の移転について根抵当権設定者の承諾があつたものとみなすことができる。

(2) 協同組織金融機関が、経営基盤強化計画に従い、優先出資を発行する場合には、優先出資の総口数は、普通出資の総口数以内とすることができる。

(3) 信用金庫及び労働金庫が、経営基盤強化計画に従い、合併等を行う場合には、総会の議決を経て、脱退する会員の持分を消却することができる。

4 組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

(1) 協同組織中央金融機関は、会員の協同組織金融機関に対し、その協同組織金融機関が経営基盤強化を実施するために必要な指導を行うことができる。また、その指導に基づき協同組織金融機関が実施する経営基盤強化のために優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行おうとするときは、経営基盤強化計画の提出を求めなければならない。

(2) 預金保険機構の委託を受けた協定銀行は、合併等により低下した自己資本比率を回復するために必要な金額について、経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関等が発行する優先株式等の引受け等を行うことができる。

(3) 預金保険機構の委託を受けた協定銀行は、協同組織中央金融機関が会員である協同組織金融機関から引き受けた優先出資等を信託した場合に、その信託受益権等を買収することができる。

(4) 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、(2)及び(3)の委託等、預金保険機構が行う新たな業務のための借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができる。

5 その他の組織再編成の促進のための特別措置

(1) 保険事故が発生した日前1年以内に合併等を行った金融機関等に係る保険金の額についての預金保険法に規定する保険基準額は、合併等の前における金融機関の数に応じて政令で定める金額とする。また、農水産業協同組合貯金保険法においても同様の規定を設ける。

(2) 協同組織金融機関が合併等をする場合、消滅金融機関の総会員の数が存続金融機関の総会員の数の20分の1を超えない等の要件に該当する場合には、存続金融機関の総会の議決を不要とする。

(3) 協同組織金融機関の合併又は金融機関等の営業・事業の全部譲渡・譲受けにおいて、官報及び日刊新聞紙で公告を行うときは、債権者に対する個別の催告は不要とする。

6 施行期日等

(1) この法律は、平成15年1月1日から施行する。ただし、4の(2)から(4)及び5の(1)については、平成15年4月1日から施行する。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案 (第154回国会衆第25号)

【要旨】

本法律案は、銀行等の株式等保有制限の実施に伴い、銀行等による株式の処分が銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消するものである場合に、当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図るため、銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）が銀行等以外の会社から銀行等の株式を買い取ることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の業務の追加等

機構の業務に、銀行等以外の会社からの株式の買取り並びに当該会社から買い取った株式の管理及び処分を追加する。

また、これに伴い、機構の目的に関する規定を改正する。

2 銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する規定の新設

(1) 機構は、特別株式買取りを行った場合において、当該特別株式買取りの申込みをした機構の会員からその申込みと同時に当該会員が発行する株式（当該会員を子会社とする銀行持株会社の株式を含む。）の購入の請求があったときは、その株式を、当該特別株式買取りに係る株式を発行する銀行等以外の会社（当該会員と相互に株式を保有する関係にあるものとして内閣府令・財務省令で定める関係にあるものに限る。以下「発行会社」という。）から買い取ることができる。

(2) 発行会社からの株式の買取りは、(1)の特別株式買取りがあった日から6月以内において、当該発行会社から機構に対して買取りの申込みがあった場合に行うことができる。

(3) 発行会社からの株式の買取りの価額は、(1)による購入の請求をした会員が当該請求と同時に行った特別株式買取りの申込みに係る株式の買取価額の2分の1の範囲内でなければならない。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
18	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	14. 10. 21	14. 11. 20	14. 11. 26 可決 附帯	14. 11. 27 可決	14. 11. 7 特殊法人	14. 11. 18 可決 附帯	14. 11. 19 可決
			○14. 11. 20 参本会議趣旨説明						
19	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案	衆	10. 21	11. 20	11. 26 可決 附帯	11. 27 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
			○14. 11. 20 参本会議趣旨説明						
61	預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 25	11. 22	12. 10 可決	12. 11 可決	11. 7 財務金融	11. 19 可決	11. 21 可決
			○14. 11. 22 参本会議趣旨説明 ○14. 11. 7 衆本会議趣旨説明						
62	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案	衆	10. 25	11. 22	12. 10 可決	12. 11 可決	11. 7 財務金融	11. 19 可決	11. 21 可決
			○14. 11. 22 参本会議趣旨説明 ○14. 11. 7 衆本会議趣旨説明						

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
154 回 3	地域金融の円滑化に関する法律案	櫻井 充君 外4名 (14. 2. 6)			14. 7. 31	未了				
154 回 8	特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案	江田 五月君 外9名 (14. 3. 25)			7. 31	未了				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 送付	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
154 回 25	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案	相沢 英之君 外5名 (14. 5. 31)		14. 11. 22	14. 7. 30	14. 11. 21 可決	14. 11. 22 可決	14. 12. 4 財務金融	14. 12. 11 可決	14. 12. 12 可決

【文教科科学委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願51種類285件のうち、4種類58件を採択した。

〔法律案の審査〕

学校教育法の一部を改正する法律案は、大学等の教育研究活動等の充実を図るため、認可が必要とされている大学の学部の設置等について、一定の場合には届出で足りることとするとともに、大学等に対する勧告等の制度及び大学等の認証評価制度を設け、あわせて、専門職大学院制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

本法律案については、本会議において、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案と一括して議題とされ、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人からの意見聴取、法務委員会との連合審査会を行うとともに、大学院における法曹養成の必要性と法学部の在り方、法科大学院の質の担保策、認証評価の義務化の理由及び認証評価と資源配分の関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、5項目の附帯決議が付された。

放送大学学園法案は、放送大学の設置主体を、特殊法人から学校法人に転換しようとするものである。日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案は、事業団が行う助成業務について、独立行政法人に準じた管理の手法を導入しようとするものである。独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案は、いずれも特殊法人を解散し、独立行政法人を設立しようとするものであり、このうち、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案は、特殊法人の宇宙開発事業団、独立行政法人航空宇宙技術研究所及び大学共同利用機関の宇宙科学研究所を統合し、独立行政法人を設立するものである。

これらの8法律案については、本会議において、特殊法人等改革関連の38法律案と一括して議題とされ、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、これらの8法律案の審査に資するため、視察を行うとともに、8法律案を一括して議題とし、特殊法人改革の理念、独立行政法人化の効果、効率化に馴染まない分野でのコスト削減の在り方等について質疑が行われ、討論の後、8法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決した。なお、8法律案に対して、8項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月7日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行い、教育基本法の見直し、構造改革特別区域に係る教育関係施策、義務教育費国庫負担制度の見直し、公立学校施設の耐震化、新学習指導要領の実施による学校の変化、「国立大学法人」の位置付け等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年11月7日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 教育基本法の見直しに関する件、構造改革特別区域に係る教育関係施策に関する件、義務教育費国庫負担制度の見直しに関する件、公立学校施設の耐震化に関する件、新学習指導要領の実施による学校の変化に関する件、「国立大学法人」の位置付けに関する件等について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月14日（木）（第3回）

- 学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）及び司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について法務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について法務委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。
- 学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣、増田法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月21日（木）（第5回）

- 学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について参考人慶應義塾学事顧問・日本私立学校振興・共済事業団理事長鳥居泰彦君、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長伊藤文雄君及び国立教育政策研究所名誉所員・国立学校財務センター名誉教授市川昭午君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第4号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成14年11月21日(木)

法務委員会、文教科学委員会連合審査会(第1回)
(法務委員会を参照)

○平成14年11月26日(火)(第6回)

○放送大学学園法案(閣法第20号)(衆議院送付)

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案(閣法第22号)(衆議院送付)

独立行政法人日本芸術文化振興会法案(閣法第23号)(衆議院送付)

独立行政法人科学技術振興機構法案(閣法第24号)(衆議院送付)

独立行政法人日本学術振興会法案(閣法第25号)(衆議院送付)

独立行政法人理化学研究所法案(閣法第26号)(衆議院送付)

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案(閣法第27号)(衆議院送付)

以上8案について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月3日(火)(第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○放送大学学園法案(閣法第20号)(衆議院送付)

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案(閣法第22号)(衆議院送付)

独立行政法人日本芸術文化振興会法案(閣法第23号)(衆議院送付)

独立行政法人科学技術振興機構法案(閣法第24号)(衆議院送付)

独立行政法人日本学術振興会法案(閣法第25号)(衆議院送付)

独立行政法人理化学研究所法案(閣法第26号)(衆議院送付)

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案(閣法第27号)(衆議院送付)

以上8案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣、大野文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月5日(木)(第8回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○放送大学学園法案(閣法第20号)(衆議院送付)

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案(閣法第22号)(衆議院送付)

独立行政法人日本芸術文化振興会法案(閣法第23号)(衆議院送付)

独立行政法人科学技術振興機構法案(閣法第24号)(衆議院送付)

独立行政法人日本学術振興会法案(閣法第25号)(衆議院送付)

独立行政法人理化学研究所法案（閣法第26号）（衆議院送付）

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案（閣法第27号）（衆議院送付）

以上8案について遠山文部科学大臣、渡海文部科学副大臣、河村文部科学副大臣、大野文部科学大臣政務官、佐藤防衛庁長官政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- | | | |
|----------|------|----------|
| （閣法第20号） | 賛成会派 | 自保、民主、公明 |
| | 反対会派 | 共産、国連 |
| （閣法第21号） | 賛成会派 | 自保、公明 |
| | 反対会派 | 民主、共産、国連 |
| （閣法第22号） | 賛成会派 | 自保、民主、公明 |
| | 反対会派 | 共産、国連 |
| （閣法第23号） | 賛成会派 | 自保、民主、公明 |
| | 反対会派 | 共産、国連 |
| （閣法第24号） | 賛成会派 | 自保、公明 |
| | 反対会派 | 民主、共産、国連 |
| （閣法第25号） | 賛成会派 | 自保、公明 |
| | 反対会派 | 民主、共産、国連 |
| （閣法第26号） | 賛成会派 | 自保、民主、公明 |
| | 反対会派 | 共産、国連 |
| （閣法第27号） | 賛成会派 | 自保、公明 |
| | 反対会派 | 民主、共産、国連 |

なお、8案について附帯決議を行った。

○平成14年12月12日（木）（第9回）

- 請願第209号外57件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第97号外226件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 公立又は私立の大学等に係る認可事項の見直し
 - (1) 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学（以下「公立又は私立の大学等」という。）を設置する者は、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない学部を設置等を行う場合には、認可を要しないこととし、あらかじめ、文部科学大臣に届け出ることとする。
 - (2) 文部科学大臣は、届出が法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置を採るべきことを命ずることができることとする。
- 2 法令違反状態の大学等の改善
 - (1) 文部科学大臣は、公立又は私立の大学等が、設備、授業等について法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置を取るべきことを勧告することができることとする。
 - (2) 文部科学大臣は、勧告によってもなお状況が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命じ、なお改善されない場合には、勧告に係る組織の廃止を命ずることができることとする。
 - (3) 文部科学大臣は、勧告、変更命令又は組織の廃止命令をなすために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 専門職大学院制度の創設
 - (1) 大学院の目的として、高度専門職業人の養成を明確にするとともに、大学院のうち、高度専門職業人の養成を目的とするものは、専門職大学院とすること。
 - (2) 大学は、専門職大学院の課程を修了した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。
- 4 認証評価制度の創設
 - (1) 大学は、当該大学の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。
 - (2) 専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の教育研究の状況について、定期的に、認証評価を受けるものとする。
 - (3) 文部科学大臣の認証は、申請により行うものとし、申請の内容が、大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること等一定の要件に適合しているときは、認証するものとする。
 - (4) 認証評価機関は、評価結果の大学への通知及び公表等を行うとともに、一定の事項の変更又は業務の休止若しくは廃止について、あらかじめ、文部科学大臣に届け出るものとする。

(5) 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施の確保のため、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとともに、認証評価機関が法令で定める一定の要件に適合しなくなったと認めるとき等は、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、なお改善されないときは、その認証を取り消すことができることとする。

(6) 認証評価に係る規定は、高等専門学校に準用すること。

5 審議会等への諮問

(1) 文部科学大臣は、法令の規定に違反していると認められる公立又は私立の大学等に対し命令等を行うときは、審議会等に諮問しなければならないこととする。

(2) 文部科学大臣は、評価機関の認証等を行うときは、審議会等に諮問しなければならないこととする。

6 施行期日等

(1) この法律は、平成15年4月1日から施行すること。ただし、認証評価に係る改正規定は、平成16年4月1日から施行すること。

(2) この法律施行の際現にされている認可の申請であって、改正後の学校教育法の規定に基づき届出に該当するものは、改正後の同法の規定によりされた届出とみなすこととする。

(3) 学校教育法の改正に伴い、私立学校法及び税理士法の一部を改正すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 今後、大学の教育研究の質的向上については、大学関係者の自主的・自律的な取組が一層求められることにかんがみ、大学関係者に対し、本法の趣旨・制度の内容等について十分周知し、その理解と自主的な努力を促していくこと。また、大学・大学院の教育研究機能の改善・充実に一層努めること。

2 大学の法令違反状態が生じないよう努めるとともに、大学における違法状態の是正措置を講じるに当たっては、その基準を明確にし、公正性、妥当性及び透明性の確保に努めること。

3 認証評価制度の導入に当たっては、大学の個性・理念を損なうことのないよう、公正、妥当かつ透明性のある評価を確保するとともに、すべての大学が適正に評価を受けることができるよう、認証評価機関の整備充実に配慮すること。また、評価機関を認証する際の基準を明確にし、多様な評価基準・評価手法を持つ複数の評価機関が活動できるよう努めるとともに、評価が与える社会的影響を認識しつつ、評価の在り方についても必要に応じ見直しを行うこと。

4 認証評価結果の公表等大学に係る情報公開については、大学に求められる公共性にかんがみ、これに積極的に取り組むこと。

5 専門職大学院については、社会の変化に対応して求められる多様な分野における高度で専門的な知識と能力を有する人材が育成されるよう十分配慮すること。その設置・運営に当たっては、必要な財政的支援や大学の自主性・自律性が確保されるよう努めること。また、多くの者がその機会を得られるよう、奨学金等の支援制度の充実に努めること。
右決議する。

放送大学学園法案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、放送大学学園法の全部を改正し、放送大学の設置主体について、従来の特殊法人から学校法人への転換を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 放送大学学園

(1) 目的

放送大学学園は、大学を設置し、当該大学において、放送等による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的とする学校法人(私立学校法第3条に規定する学校法人をいう。)とすること。

(2) 業務

放送大学学園は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 放送大学を設置し、これを運営すること。
- ② 放送大学における教育に必要な放送等を行うこと。
- ③ ①及び②に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(3) 役員の欠格条項

国家公務員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）等、放送大学学園の役員となることができない者を定めること。

(4) 補助金

国は、予算の範囲内において、放送大学学園の業務に要する経費について補助することができるものとする。

(5) 事業計画等

- ① 放送大学学園は、事業計画、借入金及び重要な財産の譲渡等に関し、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。
- ② 放送大学学園は、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、主務大臣に届け出なければならないものとする。

(6) 私立学校教職員共済法の長期給付に関する特例

放送大学学園の職員に係る私立学校教職員共済法の長期給付に関する特例を定めること。

2 雑則

(1) 解散等

放送大学学園の解散等につき所要の規定を定めるとともに、放送大学学園が解散した場合の残余財産の帰属について所要の規定を定めること。

(2) 主務大臣及び主務省令

主務大臣は文部科学大臣及び総務大臣とし、主務省令は主務大臣の発する命令とする。

(3) 教育基本法の準用

教育基本法第9条第2項の規定は、放送大学学園が設置する学校について準用するものとする。

3 附則

- (1) この法律は、附則の一部を除き、平成15年10月1日から施行すること。
- (2) 放送大学学園の設立に関し、所要の規定を定めること。
- (3) この法律の施行の際現に存する放送大学学園は、この法律の規定による放送大学学園の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて、国が承継する資産を除き、放送大学学園が承継すること等、承継に関する所要の規定を設けること。
- (4) その他所要の経過措置を設けるとともに、関係法律について所要の整備を行うこと。

【放送大学学園法案等 8 法律案に対する附帯決議】

政府及び関係者は、右各法律の施行に当たっては、各法人の業務が、教育、文化芸術、スポーツ、学術及び科学技術の分野であることにかんがみ、その特性に十分配慮するとともに、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 独立行政法人への移行等に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。
 - 2 独立行政法人への移行等の後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
 - 3 独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の長の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。その他の役員を選任についても同様とすること。
 - 4 独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の役員報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、文部科学大臣は、独立行政法人の役員報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
 - 5 独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。
 - 6 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
 - 7 放送大学学園が特別な学校法人に移行した後は、私立学校法の趣旨にのっとり、自主的、自律的な学校運営の確保に十分配慮すること。
 - 8 学術及び科学技術に係る法人においては、研究分野の特性等を踏まえ、その研究評価体制・手法について、継続的に見直し、改善を行うこと。
- 右決議する。

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本私立学校振興・共済事業団が行う助成業務について、独立行政法人に準じた管理の手法を導入することに関し、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 文部科学省の独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、独立行政法人通則法に定めるもののほか、日本私立学校振興・共済事業団法（以下「事業団法」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。
- 2 役員として、理事長1人、理事9人以内及び監事2人以内を置くものとする。
- 3 理事長は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が任命するものとする。
 - (1) 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の業務に関して高度な知識及び経験を有する者
 - (2) (1)に掲げる者のほか、事業団の業務を適切かつ効率的に運営することができる者
- 4 理事は、3の(1)又は(2)に掲げる者のうちから、理事長が任命するものとする。
- 5 理事長は、理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとする。
- 6 文部科学大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため、業務の実績が悪化した場合で、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができるものとする。
- 7 理事長は、理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとする。
- 8 事業団は、第23条第1項及び第2項の規定により行う業務のほか、政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校（同条第1項第2号の業務の対象となるものを除く。）で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に対して、資金の貸し付けを行うことができるものとする。
- 9 文部科学大臣は、助成業務方法書の変更に係る認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。また、事業団は、助成業務方法書の変更に係る文部科学大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成業務方法書を公表しなければならないものとする。
- 10 助成業務の中期目標、中期計画、年度計画及び評価等について、独立行政法人通則法の関係規定を準用するものとする。
- 11 事業団の毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画の作成並びにこれらに係る文部科学大臣の認可については、共済業務に限るものとする。
- 12 事業団の財務諸表の構成を独立行政法人と同様のものとするとともに、文部科学大臣は、助成業務に係る財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くものとする。
- 13 事業団の会計は、原則として企業会計原則によるものとする。

- 14 事業団は、中期目標の期間の最後の事業年度において、助成業務に係る経理の勘定に、助成業務の運営の健全性を勘案して文部科学省令で定める額を超える額の積立金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。
- 15 助成業務に必要な費用に充てるための短期借入金については、中期計画で定める限度額の範囲内で行うものとする等独立行政法人の場合と同様の要件を付すものとする。
- 16 文部科学大臣は、短期借入金及び長期借入金の借入れ並びに私学振興債券の発行に係る認可並びに長期借入金及び私学振興債券の償還計画に係る認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くものとする。
- 17 役員の報酬及び職員の給与等とその業績及び勤務成績を反映させること等について、独立行政法人通則法の関係規定を準用するものとする。
- 18 事業団に対する文部科学大臣の監督は、共済業務に係るものに限るものとする。
- 19 事業団又はその役員若しくは職員の助成業務に係る違法行為の是正について、独立行政法人通則法の関係規定を準用するものとする。
- 20 この法律は、平成15年10月1日から施行するものとする。ただし、最初の中期目標の策定等に係る評価委員会からの意見聴取等に関する規定については、公布の日から施行するものとする。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本体育・学校健康センターを解散して独立行政法人日本スポーツ振興センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人日本スポーツ振興センターとすること。
- 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とすること。
- 3 センターの資本金は、附則の規定により政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府はセンターに追加して出資することができるものとする。
- 4 センターに、役員として、その長である理事長、監事2人及びスポーツ振興投票等業務を担当する理事1人を置き、ほかに理事3人以内を置くことができるものとする。
- 5 理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とすること。

- 6 センターの役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。
- 7 センターは、2の目的を達成するため、次の業務を行うこと。
 - (1) その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。
 - (2) スポーツ団体が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
 - イ スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動
 - ロ 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催
 - (3) 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは实际生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
 - (4) 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
 - (5) スポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務を行うこと。
 - (6) 学校の管理下における児童生徒等の災害につき、災害共済給付を行うこと。
 - (7) スポーツ及び学校安全その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。
 - (8) (7)の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと。
 - (9) (1)から(8)の業務に附帯する業務を行うこと。
 - (10) センターは、業務の遂行に支障のない範囲内で、(1)の施設を一般の利用に供する業務を行うことができるものとする。
- 8 文部科学大臣は、スポーツ振興投票等業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、センターに対し、必要な命令をすることができるものとする。
- 9 センターは、通則法第31条の規定にかかわらず、毎事業年度、スポーツ振興投票等業務に係る事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。これを変更しようとするときも、同様とすること。
- 10 センターは、スポーツ振興投票等業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をするすることができるものとする。
- 11 センターは、7の(2)から(4)までの業務及びこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るためにスポーツ振興基金を設けること。
- 12 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とするものとする。
- 13 この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行すること。
- 14 センターは、平成18年3月31日までの日で政令で定める日までの間、学校給食用物資の供給に関する業務及びこれに附帯する業務を行うものとする。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人日本芸術文化振興会法案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本芸術文化振興会を解散して独立行政法人日本芸術文化振興会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人日本芸術文化振興会とすること。
- 2 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（8において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（8において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とすること。
- 3 振興会の資本金は、附則の規定により政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができることとし、振興会は、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 4 振興会に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができるものとする。
- 5 理事長及び理事の任期は4年とし、監事の任期は2年とすること。
- 6 振興会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用について法令により公務に従事する職員とみなすこと。
- 7 振興会に、評議員会を置くとともに、評議員会の構成及び所掌並びに評議員の任命、任期及び解任について所要の規定を設けること。
- 8 振興会は、2の目的を達成するため、次の業務を行うこと。
 - (1) 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
 - イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
 - ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動
 - (2) 劇場施設を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。
 - (3) その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。
 - (4) 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利

- 用に供すること。
- (5) (2)の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。
- (6) (1)から(5)までの業務に附帯する業務を行うこと。
- (7) 振興会は、(1)から(6)までの業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、(2)の劇場施設を一般の利用に供する業務を行うことができるものとする。
- 9 振興会は、8の(1)の業務及びこれに附帯する(6)の業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金を設けるものとする。
- 10 主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。
- 11 この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人科学技術振興機構法案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、科学技術振興事業団を解散して独立行政法人科学技術振興機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）とすること。

2 機構の目的

機構は、新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とすること。

3 役員及び職員

- (1) 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くこととするとともに、役員として、理事4人以内を置くことができるものとする。
- (2) 理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とすること。
- (3) 機構の役員及び職員は、4の(1)から(4)まで、(6)及び(7)に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとし、その職を退いた後も、同様とすること。

4 業務の範囲

機構は、2の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

- (1) 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。
- (2) 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。
- (3) (1)及び(2)に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (4) 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。
- (5) 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。
- (6) 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行うこと。
 - イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務
 - ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあっせんする業務
- (7) (5)及び(6)に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。
- (8) 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
- (9) (1)から(8)までの業務に附帯する業務を行うこと。

5 区分経理

機構は、文献情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとする。

6 利益及び損失の処理の特例等

一般勘定及び文献情報提供勘定において、利益及び損失の処理についてそれぞれ所要の特例等を設けること。

7 関係行政機関の長の協力

関係行政機関の長は、機構の行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。

8 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。

9 附則

- (1) この法律は、附則の一部を除き、公布の日から施行するものとする。
- (2) その他所要の経過措置等を整備するとともに、関連法律の一部を改正するものとする。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人日本学術振興会法案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本学術振興会を解散して独立行政法人日本学術振興会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学術振興会とすること。
- 2 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とすること。
- 3 振興会の基本金は、附則の規定により承継する日本学術振興会の基本金に相当する金額とすること。
- 4 振興会の資本金は、附則の規定により政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができることとし、振興会は、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 5 振興会に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くこととするとともに、役員として、理事2人以内を置くことができるものとする。
- 6 理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とすること。
- 7 振興会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。
- 8 振興会に、評議員会を置くものとするとともに、評議員会は、15人以内の評議員で組織するものとし、理事長の諮問に応じ、振興会の業務運営に関する重要事項を審議し、振興会の業務運営につき、理事長に対して意見を述べることができるものとする。
- 9 評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命するものとし、評議員の任期は2年とするとともに、理事長は、評議員を解任しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。
- 10 振興会は、2の目的を達成するため、次の業務を行うこと。
 - (1) 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。
 - (2) 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
 - (3) 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
 - (4) 学術の応用に関する研究を行うこと。
 - (5) 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。
 - (6) 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。

- (7) (4)及び(6)に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - (8) 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
 - (9) (1)から(8)までの業務に附帯する業務を行うこと。
- 11 文部科学大臣は、振興会の業務運営に関し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。
 - 12 振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。
 - 13 この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行すること。
 - 14 その他所要の経過措置等を整備するとともに、関連法令の一部を改正するものとする。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人理化学研究所法案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、理化学研究所を解散して独立行政法人理化学研究所を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人理化学研究所（以下「研究所」という。）とすること。

2 研究所の目的

研究所は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とすること。

3 資本金

- (1) 研究所の資本金は、附則の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とするとともに、研究所は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるものとし、政府は、予算で定める金額の範囲内において、研究所に出資することができるものとする。
- (2) 政府は、土地又は建物その他の土地の定着物を出資の目的とすることができるものとし、それらの価額は政令で定める評価委員が評価した価額とすること。

4 役員及び職員

- (1) 研究所に役員として、その長である理事長及び監事2人を置くこととするとともに、役員として、理事5人以内を置くことができるものとする。
- (2) 役員任期
 - イ 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む中期目標の期間の末日までとし、中期目標の期間が変更されたときは、変更後の中期目標の期間の末日までとするこ

と。

ロ 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とし、理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとすること。

ハ 監事の任期は2年とすること。

(3) 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすること。

5 業務の範囲

研究所は、2の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

(1) 科学技術に関する試験及び研究を行うこと。

(2) (1)の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(3) 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。

(4) 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

(5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務を行うこと。

(6) (1)から(5)までの業務のほか、特定放射光施設の共用の促進に関する法律第8条に規定する業務を行うこと。

6 長期借入金

(1) 研究所は、文部科学大臣の認可を受けて、5の(1)若しくは(2)又はこれらに附帯する業務に必要な長期借入金をすることができるものとする。

(2) 研究所は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。

(3) 文部科学大臣は、(1)及び(2)の認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとする。

7 主務大臣等

研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。

8 附則

(1) この法律は、附則の一部を除き、公布の日から施行すること。

(2) その他所要の経過措置等を整備するとともに、関連法令の一部を改正するものとする。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、独立行政法人航空宇宙技術研究所及び宇宙開発事業団を解散し、宇宙科学研究所と統合して独立行政法人宇宙航空研究開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の目的

独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とすること。

2 役員等

(1) 機構に役員として、その長である理事長及び監事2人を置くこととするとともに、役員として、副理事長1人及び理事7人以内を置くことができるものとする。

(2) 役員任期

イ 理事長の任期は、任命の日からその日を含む中期目標の期間の末日までとし、中期目標の期間が変更されたときは、変更後の中期目標の期間の末日までとすること。

ロ 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とし、理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとすること。

ハ 監事の任期は2年とすること。

(3) 機構の役員及び職員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、退職した後も同様とすること。

3 業務の範囲

機構は、1の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

(1) 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。

(2) 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。

(3) 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。

(4) 人工衛星の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。

(5) (1)から(4)までの成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び

利用を行う者の利用に供すること。

(7) 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

(8) 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

(9) (1)から(8)までの業務に附帯する業務を行うこと。

4 宇宙開発に関する長期的な計画

主務大臣は、中期目標（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発等に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙開発委員会の議決を経て主務大臣が定める宇宙開発に関する長期的な計画に基づかなければならないこととする。

5 学術研究の特性への配慮

文部科学大臣は、中期目標（宇宙科学に関する学術研究等に係る部分に限る。）を定め、又は変更するに当たっては、学術研究の特性への配慮をしなければならないこととする。

6 附則

(1) この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

(2) その他所要の経過措置等を整備するものとする。

【附帯決議】

放送大学学園法案（閣法第20号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

番号	件名	先議院	提出 月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
4	学校教育法の一部を改正する法律案	衆	14. 10.18	14. 11.13	14. 11.21 可決 附帯	14. 11.22 可決	14. 10.29 文部科学	14. 11.8 可決 附帯	14. 11.12 可決
			○14.11.13 参本会議趣旨説明 ○14.10.29 衆本会議趣旨説明						
20	放送大学学園法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
21	日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
22	独立行政法人日本スポーツ振興センター法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
23	独立行政法人日本芸術文化振興会法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
24	独立行政法人科学技術振興機構法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
25	独立行政法人日本学術振興会法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
26	独立行政法人理化学研究所法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
27	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						

(注) 附帯 附帯決議

【厚生労働委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出11件（うち衆議院継続2件）、衆議院提出（厚生労働委員長）2件（うち本院継続1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願33種類403件のうち、5種類46件を採択した。

〔法律案の審査〕

独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案及び社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案の8法案は、いずれも特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するためのものである。このうち、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案を除く7法案は、それぞれ現行の特殊法人等を独立行政法人に移行することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

また、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案は、社会保険診療報酬支払基金を民間法人化するため、基本金に関する規定の廃止等所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、上記の8法案を一括して議題とし、独立行政法人に移行することの意義及びその業績評価の重要性、役員の選任と報酬の在り方、支払基金を民間法人化する必要性等について質疑が行われた。8法案に対する質疑を終局し、一括して討論に入ったところ、日本共産党を代表して小池委員より8法案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、順次採決の結果、8法案は、いずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案に対し4項目、残りの7法案に対し、一括して14項目にわたる附帯決議が付された。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を解散し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、あわせて生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済に関する業務を当該機構に行わせようとするものである。

委員会においては、医薬品等の審査、研究開発振興、被害者救済等の業務を同一機構で行うことの是非、役職員の採用及び配置の在り方、安全対策業務における迅速かつ的確な対応の必要性、生物由来製品感染等被害救済制度の円滑な実施等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。質疑を終局し、討論に入ったところ、民主党・新緑風会を代表して山本理事より反対、自由民主党・保守党及び公明党を代表して中島理事より賛成、日本共産党を代表して小池委員より反対、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の森委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員より反対する旨の意見がそ

れぞれ述べられた。討論の後、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、7項目にわたる附帯決議が付された。

また、本法律案の審査に関連して、政府に対し、医薬品医療機器総合機構の業務から研究開発振興業務を早急に分離すること等を求める決議が行われた。

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案は、第154回国会において衆議院で継続審査に付されたものであり、近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て支援の充実、就業支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の総合的な対策を推進しようとするものである。

委員会においては、実効ある就業支援策の必要性、養育費確保のための施策の在り方、児童扶養手当の一部支給停止措置の是非等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。質疑を終局した後、民主党・新緑風会を代表して、山本理事より、児童扶養手当法第13条の2第1項の政令を定めるに当たり、父の児童に対する扶養義務の履行の状況、受給資格者の就職の状況等を勘案しなければならない旨の規定を加えることを内容とする修正案が提出された。次いで討論に入ったところ、日本共産党を代表して小池委員、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員より、それぞれ原案及び修正案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、5項目にわたる附帯決議が付された。

独立行政法人国立病院機構法案は、第154回国会において衆議院で継続審査に付されたものであり、国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除く国立病院・療養所を独立行政法人に移行させるため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、国立病院・療養所を独立行政法人化することの意義、担うべき政策医療の範囲と地域医療との関係、各病院における自主性確保の必要性等について質疑が行われた。次いで討論に入ったところ、日本共産党を代表して井上委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、12項目にわたる附帯決議が付された。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案は、北朝鮮当局によって拉致された被害者が、本邦での生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情にかんがみ、被害者及び被害者の家族の支援に関する国等の責務を明らかにするとともに、被害者等の自立を促進し、拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講じようとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、拉致被害者等給付金の金額の水準と支給期間の妥当性、中国残留邦人等への支援策の在り方等について質疑が行われた。質疑を終局した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案は、第154回国会において衆議院から提出され、本院で継続審査となっていたものであり、社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化にかんがみ、国民の利便性の向上等に資するため、社会保険労務士法人制度を創設するとともに、社会保険労務士の業務及び社会保険労務士会等の会則に関する規定の見直し等を

行おうとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、社会保険労務士の今後の業務の在り方、労働争議不介入規定を削除することの是非、社会保険労務士試験の現状と見直しの必要性等について質疑が行われた。質疑を終局した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

10月29日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、臓器移植に関する件を議題とし、坂口厚生労働大臣から臓器の移植に関する法律に対する附帯決議に基づき、臓器移植の実施状況等について報告を聴取した。

10月31日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、医療制度改革による可処分所得の減少が経済に与える影響、医療費に対する国庫負担の在り方、平成14年度診療報酬改定を再改定する必要性、社会保険病院の見直しの在り方、高齢者の患者自己負担割合が所得によって異なることの是非、社会保険診療報酬支払基金における業務運営の在り方、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の在り方、歯科医師の臨床研修必修化に向けた取組、雇用対策に関わる各種助成金の効率性と有効性、中高年齢者への雇用対策の在り方、難病性の貧血に使用されるアナドロールの製造中止の経緯と代替薬の実情等について質疑が行われた。

11月5日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、不良債権処理が雇用失業情勢に及ぼす影響、経済成長率と失業率との関係、中長期的な雇用対策の必要性、障害者に関する新長期計画と障害者プランについての評価、新障害者基本計画と新障害者プラン作成に向けた政府の取組、日雇労働者に係る所得税の源泉徴収の在り方、設立予定の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の名称に「被害救済」の文言を入れる必要性、放課後児童健全育成事業の在り方、高齢者の患者自己負担割合の所得による差異の弊害を是正する必要性、ホームヘルパーの労働条件改善の必要性、老人医療における高額医療費償還払い方式の手続き簡素化に向けた政府の取組、ポリオ生ワクチンによる二次感染被害者に対する救済措置の必要性、改正薬事法に基づく省令事項制定の進捗状況、雇用・能力開発機構が管理する勤労者福祉施設の移譲・廃止の在り方、食の安全に対する取組の在り方、パートタイム労働者の均衡処遇ルールを法制化する必要性等について質疑が行われた。

11月14日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、社団法人全国社会保険協会連合会の事業等の現状と見直しの必要性、社会保険病院の在り方を抜本的に見直す必要性、不良債権処理の加速に伴う労働市場への影響と雇用対策の在り方、低成長下における雇用政策の在り方と雇用重視型社会に向けた政府の取組、研修医の賃金水準を維持させるための財源確保の必要性、臨床研修指導医の在り方、在宅の筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者に対する医療の在り方、緊急地域雇用創出特別交付金事業の現状と運用改善の必要性、介護保険における費用負担の在り方、家族介護に対する支援の在り方、労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金の現状と今後の在り方、いわゆる健康食品問題に対する厚労省の取組状況と今後の対応策、多様就業型ワークシェアリングが浸透しない理由と今後の対応策等について質疑が行われた。

12月12日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、独立行政法人医薬品医療機器

総合機構の在り方に関する件を議題とし、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の在り方に関する決議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 臓器移植に関する件について坂口厚生労働大臣から報告を聴いた。

○平成14年10月31日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済動向と医療費支出に関する件、診療報酬再改定に関する件、社会保険診療報酬支払基金の民間法人化に関する件、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の在り方に関する件、雇用対策の在り方に関する件等について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、木村厚生労働副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月5日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用情勢に対する現状認識と今後の雇用対策の在り方に関する件、新障害者基本計画と新障害者プラン策定に向けた取組に関する件、日雇労働者に係る所得税源泉徴収の在り方に関する件、放課後児童健全育成事業の在り方に関する件、ポリオワクチン接種に係る健康被害発生防止対策に関する件、改正薬事法に基づく省令事項制定の進捗状況に関する件、パートタイム労働研究会報告書の取扱いに関する件等について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、高市経済産業副大臣、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第154回国会衆第43号）について提出者衆議院厚生労働委員長坂井隆憲君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月7日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第154回国会衆第43号）について提出者衆議院厚生労働委員長代理長勢甚遠君、坂口厚生労働大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

（第154回国会衆第43号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

○平成14年11月14日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社団法人全国社会保険協会連合会の運営の在り方に関する件、社会保険病院の見直しに関する件、雇用対策に関する件、医師の臨床研修制度の在り方に関する件、在宅のALS患者に対する医療の在り方に関する件、介護保険制度における国庫負担の在り方に関する件、家族介護に対する支援策に関する件、食品の安全対策に関する件、多様就業型ワークシェアリングに対する取組に関する件等について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第66号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第66号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月21日（木）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第66号）（衆議院送付）について参考人財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会会長黒武者キミ子君、明治学院大学社会学部教授・ボランティア国際年推進協議会代表山崎美貴子君、愛知県立大学文学部助教授須藤八千代君、会社員小山田智枝君、「ハンド・イン・ハンドの会」大阪世話人渡部梢君及び神戸学院大学人文学部教授神原文子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第66号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、増田法務副大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第154回国会閣法第66号） 賛成会派 自保、民主、公明
反対会派 共産、国連、社民

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）
- 独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）
- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）
- 独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）
以上9案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月26日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）
独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）
独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）
独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）
以上9案について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、木村厚生労働副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月28日（木）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）
独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）
独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）
独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）
以上9案について坂口厚生労働大臣、若松総務副大臣、鴨下厚生労働副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人産業安全研究所理事長尾添博君に対し質疑を行った。

○平成14年12月2日（月）（第10回）

- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）について参考人財団法人日本薬剤師研修センター理事長内山充君、日本製薬団体連合会会長藤山朗君、スモンの会全国連絡協議会議長高橋豊榮君、NPO法人医薬ビジランスセンター

理事長濱六郎君及びスティーブンス・ジョンソン症候群患者の会湯浅和恵君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月3日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長坂井隆憲君から趣旨説明を聴き、同君、坂口厚生労働大臣、安倍内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第5号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

- 独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）
 - 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
 - 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）
- 以上9案について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月5日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）
 - 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
 - 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）
- 以上9案について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、森田厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本労働研究機構理事長齋藤邦彦君及び医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構理事長宮島彰君に対し質疑を行い、
- 独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）

以上8案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第28号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部

反対会派 共産、国連の一部、社民

（閣法第29号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部、社民

反対会派 共産、国連の一部

（閣法第30号）賛成会派 自保、公明、国連の一部、社民

反対会派 民主、共産、国連の一部

（閣法第31号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部、社民

反対会派 共産、国連の一部

（閣法第32号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部、社民

反対会派 共産、国連の一部

（閣法第33号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部、社民

反対会派 共産、国連の一部

（閣法第34号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部、社民

反対会派 共産、国連の一部

（閣法第36号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連、社民

なお、独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）（衆議院送付）、独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）（衆議院送付）、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）（衆議院送付）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）（衆議院送付）、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）、独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）（衆議院送付）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）（衆議院送付）について、

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について、それぞれ附帯決議を行った。

- 独立行政法人国立病院機構法案（第154回国会閣法第83号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月10日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国立病院機構法案（第154回国会閣法第83号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月12日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国立病院機構法案（第154回国会閣法第83号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第154回国会閣法第83号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部
反対会派 共産、国連の一部、社民

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の在り方に関する決議を行った。
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第35号）賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、社民

なお、附帯決議を行った。

- 請願第432号外45件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第17号外356件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、労働福祉事業団を解散して独立行政法人労働者健康福祉機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

(1) 名称は、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）とする。

(2) 機構は、療養施設等の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 資本金

機構の資本金は、政府から機構に出資があつたものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 役員

機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができる。

4 主な業務

(1) 療養施設、健康診断施設等の設置及び運営を行う。

(2) 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行う施設の設置及び運営を行う。

(3) 未払賃金の立替払事業を行う。

5 長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券

機構は、施設の設置等に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人労働者健康福祉機構債券を発行することができる。

6 その他

(1) 労働福祉事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立時に解散する。

(2) 機構は、暫定業務として、一定の療養施設の移譲等の業務、機構の成立の際現に事業団が設置している施設で政令で定めるものの移譲等の業務、事業者に対し安全衛生保持のため、貸し付けられた資金に係る債権の管理等の業務を行う。

(3) 労働福祉事業団法は、廃止する。

7 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、独立行政法人の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。
- 2 独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 3 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了時においては、民間に委ねられるものは民間に委ねるとの原則の下、独立行政法人による業務継続の必要性及び組織形態の在り方を厳正に評価すること。
- 4 独立行政法人に対する財源措置については、独立行政法人の経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にすること。また、剰余金の取扱いについては、使途に疑念が生じることがないよう厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保させるときは、その理由を明らかにすること。
- 5 独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。
- 6 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役員及び職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員並びに他の独立行政法人の役員及び職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 7 独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。
- 8 独立行政法人労働者健康福祉機構については、次の措置を講ずること。
 - (1) 労災病院については、労災疾病の研究機能を有する中核病院を中心に具体的な再編計画を機構の設立までに策定し、労災疾病を専門に取り扱う病院による勤労者医療のネットワーク化を図ること。再編計画の対象外となる労災病院については、廃止又は地域医療機関として必要なものは民営化若しくは民間・地方に移管すること等について慎重に検討すること。
 - (2) 休養施設、労災保険会館については、最終処理の終期を明示して、速やかに廃止すること。
- 9 独立行政法人福祉医療機構については、次の措置を講ずること。
 - (1) 社会福祉事業施設融資については、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示を、引き続き、適切に実施すること。また、病院等融資については、民業補完の観点から、

融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件を適切に見直すこと。

(2) 年金担保小口資金貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努めること。他方、違法な年金担保融資に対しては、年金受給権の実質的な保護を図るための厳正な方策を検討すること。

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業については、介護保険における民間事業者との公平を図る観点から、助成の在り方を見直すこと。

10 独立行政法人労働政策研究・研修機構については、次の措置を講ずること。

(1) 機構が行う調査研究については、労働問題に係る政策研究機能に純化すること。また、研究成果に対する厳格な外部評価を実施するとともに、研究成果や外部評価の結果を公表するなど、研究評価体制を整備すること。

(2) 今後の労働政策研究の在り方については、他の政策研究機関が行っている政策研究との連携、調整を強化すること。

11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園については、次の措置を講ずること。

のぞみの園については、重度知的障害者のモデル的な事業を行う施設となるよう明確に位置付けること。また、より小規模の集団に分けた処遇が行えるよう内部体制の整備を図るとともに、職員の交流や運営の活性化を推進するため、民間の研究者等の任期付き採用、外部委託の拡大等について検討すること。

12 独立行政法人勤労者退職金共済機構については、次の措置を講ずること。

(1) 退職金共済事業については、加入企業及び被共済者が制度の運営及び積立金運用の状況を的確に把握できるよう、情報の公開を一層進めるとともに、独立行政法人評価委員会とは別に、加入企業及び被共済者のための外部評価システムを導入し、事業運営の透明化を図ること。

(2) 役員については、資産運用等制度運営に係る責任の明確化を図ること。また、基本ポートフォリオの作成に当たっては、外部の専門家の意見を聞くなど、資産運用管理体制の充実強化を図ること。

13 独立行政法人雇用・能力開発機構については、次の措置を講ずること。

(1) 在職者訓練については、地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、真に高度なもののみ限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止すること。離職者訓練については、民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、その地域において民間では実施できないもののみ限定して実施すること。また、職業能力開発大学校については、時代の変化に対応した効率的、効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方を見直すとともに、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図ること。

(2) サンプラザ、スパウザ等の勤労者福祉施設については、できるだけ早期に譲渡等すること。また、移転就職者用宿舎については、入居者に適切な負担を求める等の措置を講じつつ、現に入居者がいることを踏まえ、地方自治体等への円滑な譲渡を促進するための条件整備に努めること。

- (3) 雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金については、雇用・能力開発機構を経由した方が合理的、効率的であることが明らかな場合を除き、国が直接交付することとするとともに、不正受給に対しては厳正に対処すること。
- 14 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構については、次の措置を講ずること。
- (1) 中期目標の設定に当たっては、障害者の実雇用率の向上を図るため機構の行う職業リハビリテーションに係る目標を明記すること。また、障害者雇用納付金制度については、障害者の実質的な雇用に結び付くよう、積立金の有効な活用を図ること。
- (2) 障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害の種類や程度、特性等に配慮し、グループ就労、在宅就労等の様々な形態での就労も念頭に置きつつ、評価方法等の検討を行い、外部評価を含む適切な業績評価システムを導入すること。
- 右決議する。

独立行政法人福祉医療機構法案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、社会福祉・医療事業団を解散して独立行政法人福祉医療機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

- (1) 名称は、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通、社会福祉事業に関する必要な助成等を行い、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るとともに、厚生年金保険制度等に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。

2 資本金

機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内で、機構に追加して出資することができる。

3 役員

機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができる。

4 主な業務

- (1) 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の設置等に必要な資金の貸付け及び経営診断又は指導を行う。
- (2) 社会福祉振興事業を行う者に対し、必要な資金の貸付け及び助成を行う。
- (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当金の支給に関する業務を行う。
- (4) 心身障害者扶養保険事業に関する業務を行う。
- (5) 厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づく年金受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う。

5 長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券

- (1) 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福祉医療機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。
- (2) 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができる。

6 その他

- (1) 社会福祉・医療事業団は、機構の成立時に解散する。
- (2) 社会福祉・医療事業団法は、廃止する。

7 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（閣法第30号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、日本労働研究機構を解散するとともに従来労働研修所が行ってきた事務を移管して独立行政法人労働政策研究・研修機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

- (1) 名称は、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、労働に関する総合的な調査及び研究等を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。

2 資本金

機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 役員

機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができる。

4 主な業務

- (1) 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等を行う。
- (2) 労働問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣する業務を行う。
- (3) (1)に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行う。
- (4) 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行う。

5 その他

(1) 日本労働研究機構は、機構の成立時に解散する。

(2) 日本労働研究機構法は、廃止する。

6 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、心身障害者福祉協会を解散して独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

(1) 名称は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）とする。

(2) のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための総合的な支援の提供等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 資本金

のぞみの園の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、のぞみの園に追加して出資することができる。

3 役員

のぞみの園に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができる。

4 主な業務

(1) 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供する施設を設置し、運営する。

(2) 知的障害者が自立するための効果的な支援方法に関する調査及び研究等を行う。

(3) 知的障害者の支援業務に従事する者の養成及び研修を行う。

5 その他

(1) 心身障害者福祉協会は、のぞみの園の成立時に解散する。

(2) 心身障害者福祉協会法は、廃止する。

6 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、勤労者退職金共済機構を解散して独立行政法人勤労者退職金共済機構を設立するため、その名称、目的等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

- (1) 名称は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、中小企業の従業員に係る退職金制度を運営することを目的とする。

2 役員

機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができる。

3 その他

勤労者退職金共済機構は、機構の成立時に解散する。

4 施行期日

この法律は、一部を除き平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人雇用・能力開発機構法案（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、雇用・能力開発機構を解散して独立行政法人雇用・能力開発機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

- (1) 名称は、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上等を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

2 資本金

機構の資本金は、政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 役員

機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事5人以内を置くことができる。

4 主な業務

- (1) 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供等の援助を行うための施設の設置及び運営を行う。
 - (2) 建設業の事業主及びその雇用する労働者に対し、労働者の雇用管理等に関する研修、及び雇用管理の改善について助言を行う。
 - (3) 公共職業訓練の実施及び事業主等の行う職業訓練の援助を行う。
 - (4) 労働者の自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者等に対する相談その他の援助並びに労働者の教育訓練等を行う事業主に対する助成を行う。
 - (5) 勤労者の財産形成を促進するための助成金等の支給及び持家取得資金等の融資業務を行う。
- 5 借入金及び雇用・能力開発債券
機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は雇用・能力開発債券を発行することができる。
- 6 その他
- (1) 雇用・能力開発機構は、機構の成立時に解散する。
 - (2) 雇用・能力開発機構法は廃止する。
- 7 施行期日
この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、日本障害者雇用促進協会を解散して独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法人の名称及び目的
 - (1) 名称は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）とする。
 - (2) 機構は、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営等の業務を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
- 2 資本金
機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 3 役員
機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事5人以内を置くことができる。
- 4 主な業務

- (1) 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主等に対して給付金を支給する。
- (2) 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主等に対して相談その他の援助を行う。
- (3) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行う。
- (4) 障害者職業センターの設置及び運営を行う。
- (5) 障害者職業能力開発校の運営を行う。
- (6) 障害者雇用納付金関係業務を行う。

5 その他

日本障害者雇用促進協会は、機構の成立時に解散する。

6 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（閣法第35号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を解散して独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称及び目的

- (1) 名称は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、並びに国民の健康の保持増進に寄与する医薬品技術等の研究及び開発を振興するとともに、医薬品等の有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

2 資本金

機構の資本金は、その設立に際し、政府が出資する金額及び政府から出資があったものとされた金額の合計額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資できる。

3 役員

機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができる。

4 主な業務

- (1) 医薬品の副作用による健康被害の救済に関する業務を行う。
- (2) 生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済に関する業務を行う。
- (3) 医薬品技術及び医療用具等技術に関する基礎的研究及びその成果を普及する等の業

務を行う。

(4) 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具に関する試験研究のための助成金の交付等の業務を行う。

(5) 行政庁の委託を受けて医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（以下「医薬品等」という。）の承認に係る審査等を行う。

(6) 医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に関する業務を行う。

5 長期借入金

機構は、副作用救済給付業務及び感染救済給付業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

6 その他

(1) 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構は、機構の成立時に解散する。

(2) 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法は、廃止する。

7 施行期日

この法律は、一部を除き平成16年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、独立行政法人の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。
- 2 独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 3 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了時においては、民間に委ねられるものは民間に委ねるとの原則の下、独立行政法人による業務継続の必要性及び組織形態の在り方を厳正に評価すること。
- 4 独立行政法人に対する財源措置については、独立行政法人の経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にすること。また、剰余金の取扱いについては、使途に疑念が生じることがないように厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保させるときは、その理由を明らかにすること。
- 5 独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。
- 6 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役員及び職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員並びに他の独立行政法人の役員及び職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよ

う努めること。

- 7 独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

右決議する。

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、社会保険診療報酬支払基金を民間法人化するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 政府の拠出を含む基本金に関する規定を廃止する。
- 2 理事の選任について、厚生労働大臣の委嘱を廃止し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）において選任し、厚生労働大臣が認可する。
- 3 基金の業務に、基金の設立目的を達成するために必要な業務を加えるとともに、当該業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 4 毎事業年度末に厚生労働大臣に提出する財産目録及び事業状況報告書について、厚生労働大臣の承認を廃止する。
- 5 基金は、施行日に、改正前の規定により政府が基金に拠出した額に相当する金額を国庫に納付し、政府以外の保険者が基金に拠出した額に相当する金額を当該政府以外の保険者に返還しなければならない。
- 6 この法律は、一部を除き平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 民間法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、支払基金の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。
- 2 民間法人への移行後においても、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。また、支払基金の役員の報酬及び退職手当については、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。
- 3 民間法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。
- 4 レセプト審査の在り方については、情報公開を進め、透明性を高めることにより、審査の公平・公正性に対する国民の信頼の確保を図ること。

右決議する。

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、近年における離婚の急増等母子家庭等をめぐる諸状況の変化にかんがみ、母子家庭等の自立を促進するため、総合的な母子家庭等対策を推進する一環として、子育て支援の充実、就業支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 子育て支援の充実

市町村は、保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならないこととする。また、保護者の疾病等の場合に児童の保護を行う子育て短期支援事業を法定化するとともに、母子家庭等に対する日常生活支援事業の充実を図ることとする。

2 就業支援の強化

都道府県は、母子家庭の母等の雇用の促進を図るため、母子福祉団体との連携の下に、就職に関する総合的な支援を行うことができることとする。また、都道府県等は、母子家庭の母の雇用の安定及び就職の促進を図るため、母子家庭の母又は事業主に対し、母子家庭自立支援給付金を支給することができることとする。

3 扶養義務の履行の確保

母子家庭等の児童の親は、扶養義務の履行に努めるとともに、当該児童を監護しない親の扶養義務の履行の確保に努めることとする。また、国及び地方公共団体は、その履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

4 母子寡婦福祉貸付制度の拡充

母子寡婦福祉貸付金の貸付対象として、母子家庭の児童本人及び母子家庭の自立の促進を図るための事業を行う母子福祉団体を追加するとともに、特定の貸付金の貸付けを受けた者について、所得の状況等によりその一部の償還を免除できることとする。

5 児童扶養手当制度の見直し

児童扶養手当の受給開始から5年間を経過した場合には、3歳未満の児童を監護する者、障害者等に適切な配慮をしつつ、手当額の一部を支給しないこととする。また、手当の受給資格の認定の請求期限を5年間とする規定を廃止することとする。

6 国及び地方公共団体における総合的な施策の推進

厚生労働大臣は、母子家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針を定めることとし、都道府県等は、基本方針に即し、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表することとする。

7 施行期日等

(1) この法律は、平成15年4月1日から施行する。

(2) 政府は、母子家庭等の児童の親の扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

1 母子家庭の経済的自立を図るため、母子家庭の母の状況に応じた職業能力の開発や就業あっせん等の就労支援策を、就職に結びつくよう効果的に進めるとともに、母子家庭の母に対する雇用の場の創出に努めること。

2 母子家庭の母を含め、いまだ不十分な女性の就業環境の整備を図るため、男女の雇用機会均等の確保のための施策を充実するとともに、保育所の一層の整備等、職業生活と家庭生活の両立支援策を更に拡充すること。

また、パートタイム労働者等に対する公正な処遇を行うためのルールの確立に向けて、法制化も含めた早急な検討を進めること。

3 母子家庭等の児童に対する扶養義務の履行を確保するため、養育費支払等に関する広報・啓発活動の促進、養育費に関するガイドラインの策定等必要な措置を講ずるとともに、扶養義務の履行を確保する施策の在り方について引き続き検討すること。

また、民事執行制度の見直しにおいては、少額定期給付債務である養育費について、母子家庭の実情を踏まえ、簡易な手続きで将来発生する債務の差押えが行えるよう配慮すること。

4 児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合の手当の一部支給停止に係る政令を定めるに当たっては、事前に母子福祉団体など幅広く関係者の意見を聞くとともに、改正法施行後における子育て・生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支援策等の各種対策の進展状況、離婚の状況、扶養義務の履行の状況及び受給資格者の就職の状況などを十分踏まえて行うこと。

また、児童扶養手当の所得制限についても、社会経済情勢や母子家庭の状況等を十分に勘案しながら、適切に設定すること。

なお、児童扶養手当に係る認定の請求及び現況の届出等に際して、請求者等のプライバシー等人権に配慮した対応がなされるよう、関係職員の研修等に努めること。

5 母子家庭の居住の安定の確保については、地方公共団体と連携を図りつつ母子家庭に対する公営住宅の優先入居を推進する等、公営住宅の積極的な活用が図られるよう努めること。

また、賃貸住宅に入居する場合の家賃保証については、民間の家賃保証サービスの実施状況等を踏まえ、必要な施策について検討すること。

右決議する。

独立行政法人国立病院機構法案（第154回国会閣法第83号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除く国立病院・療養所を独立行政法人に移行することが決定されたことから、当該独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 名称・目的等

- (1) 国立病院・療養所が移行する法人の名称を独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 機構は、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を目的として、医療の提供、調査及び研究等の業務を行うこととする。
- (3) 機構は、独立行政法人通則法に規定する特定独立行政法人とし、その役職員には国家公務員の身分を付与する。

2 資本金

機構の資本金は全額政府出資とし、その額は、機構が国から承継する固定資産等の価額から負債の価額等を差し引いた額とする。

3 役員

機構に役員として、理事長、監事、副理事長、常勤及び非常勤の理事を置くこととし、その定数等を定めることとする。

4 施設別財務書類

機構は、毎事業年度、施設ごとにその財務に関する書類を作成し、これを厚生労働大臣に提出するとともに、独立行政法人評価委員会の意見聴取を経て、一般の閲覧に供しなければならないこととする。

5 長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券

機構は、長期借入金や債券発行ができることとするとともに、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、これらに係る債務を保証できることとする。

6 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

厚生労働大臣は、災害の発生や公衆衛生上の重大な危害の発生等の緊急の事態に対処するため、機構に対し、必要な業務の実施を求めることができることとする。

7 その他

(1) 国立病院特別会計について、国立高度専門医療センターを経理する特別会計として再編し、名称を国立高度専門医療センター特別会計とするとともに、所要の経過措置を設けることとする。

(2) 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律を廃止し、所要の経過措置を設けることとする。

8 施行期日

この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、7については、同日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 独立行政法人への移行に当たっては、制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すとともに、業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、独立行政法人が担う政策医療及び独立行政法人の経営状況を国民に明らかにすること。
- 2 独立行政法人への移行後においても、中期目標の設定に当たっては、事務や事業の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

- 3 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、厚生労働省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。また、中期目標期間の終了後に、業績評価を踏まえ、再編を含めた業務の見直しを行うこと。
- 4 独立行政法人に対する財源措置については、その経営努力を促すよう運営費交付金等の算定の基礎となるルールを明確にするとともに、政策医療が円滑に実施できるよう配慮すること。また、剰余金の取扱いについては、使途に疑念が生じることがないように厳正な評価を加えるとともに、中期目標期間の終了時における積立金を独立行政法人に継続留保させるときは、その理由を明らかにすること。
- 5 職務の困難性にかんがみ、新たに設立される独立行政法人の役員は適材適所で起用し、既得権化しないようにすること。
- 6 役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させ、国民の理解を得るよう努めること。また、職員の国の期間に係る退職手当の財源については、運営費交付金の中で措置されるよう検討すること。
- 7 各独立行政法人病院の医師の人事については、医師採用の全国公募等も考慮し、独立行政法人本部が責任を持って行うこと。
- 8 独立行政法人への移行に当たっては、健全な労使関係の確立に努めること。
- 9 独立行政法人移行後においても、地域と協調し、病診連携と病病連携を図り、地域の実情に応じた医療の提供に努めるとともに、各独立行政法人病院に拠点的な政策医療の機能を付加し、それを中心とする政策医療ネットワークの整備を行うこと。また、小児救急など必要な医療を政策医療に位置づけることを検討すること。
- 10 施設整備については、透明性・効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止する観点から、次の措置を講ずること。
 - (1) 営繕関係職員の利害関係企業への再就職のあっせんを行わないとともに、利害関係企業に再就職している元の営繕関係職員の営業活動への対応を行わないこと。
 - (2) 談合通報の受付窓口の設置、利害関係企業職員等の利害関係者との接触の限定、入札前の事業者との接触に関するルール化（事前届出、オープンな場所での実施、応接記録作成）、工事予定情報の閲覧窓口の設置（営繕関係以外の部署及びウェブサイトでの公開）、営繕関係職員の幅広い人事交流の検討。
- 11 計画された国立病院・療養所の再編成については、独立行政法人移行後においても、地元地方公共団体等関係者の理解を得ながら計画的かつ着実に実施していくこと。
- 12 地域医療の在り方を考える中で、公的病院の在り方について検討すること。
右決議する。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案（衆第5号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本邦に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本邦における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情にかんがみ、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とする。

2 定義

(1) この法律において、「被害者」とは、北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいい、認定に当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

(2) 「被害者の配偶者等」とは、被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び孫であって被害者でないものをいい、「被害者の家族」とは、被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

3 国等の責務

(1) 国は、安否が確認されていない被害者及び被害者の配偶者等の安否の確認並びに被害者及び被害者の配偶者等の帰国又は入国のため、最大限の努力をするものとする。

(2) 国及び地方公共団体は、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等（以下「帰国被害者等」という。）を支援するため、有機的連携の下に必要な施策を講ずるとともに、被害者及び被害者の配偶者等の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする。

4 帰国等に伴う費用

国は、北朝鮮に居住する被害者又は被害者の配偶者等が帰国し、又は入国する場合には、内閣府令で定めるところにより、当該帰国又は入国に伴い必要となる費用を負担する。

5 拉致被害者等給付金等の支給

(1) 国は、帰国被害者等が本邦に永住する場合には、当該帰国被害者等に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の自立を促進し、生活基盤の再建又は構築に資するため、拉致被害者等給付金を、5年を限度として、毎月、支給する。

(2) 国は、被害者の配偶者等が北朝鮮内にとどまっていること等帰国した被害者が永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められる間は、当該被害者に対し、内閣府令で定めるところにより、本邦に滞在している間の生活を援助するため、滞在援助金を、毎月、支給する。

6 生活相談等

国及び地方公共団体は、帰国被害者等が日常生活等を円滑に営むことができるようにするため、これらの者の相談に応じ必要な助言を行うこと、日本語の習得を援助すること等必要な施策を講ずるものとする。

7 住宅の供給の促進

国及び地方公共団体は、帰国被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅等の供給の促進のために必要な施策を講ずるものとし、地方公共団体は、公営住宅の供給を行う場合には、帰国被害者等の居住の安定が図られるよう特別の配慮をするものとする。

8 雇用の機会の確保

国及び地方公共団体は、帰国被害者等の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせん等必要な施策を講ずるものとする。

9 教育の機会の確保

国及び地方公共団体は、帰国被害者等が必要な教育を受けることができるようにするため、就学の円滑化、教育の充実等のために必要な施策を講ずるものとする。

10 国民年金の特例

帰国した被害者に係る拉致された日以降の期間であって政令で定めるものについては、国民年金の被保険者期間とみなし、国は、その期間に係る当該帰国した被害者の保険料に相当する費用を負担する。

11 施行期日等

この法律は、平成15年1月1日から施行する。また、この法律の規定については、施行後3年を目途として実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第154回国会衆第43号）

【要旨】

本法律案は、社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化にかんがみ、国民の利便性の向上等に資するため、社会保険労務士法人制度の創設、社会保険労務士の業務の見直し等を行うものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 社会保険労務士法人制度の創設

- (1) 社会保険労務士は共同して社会保険労務士法人（以下「法人」という。）を設立することができるものとする。
- (2) 法人は、その名称中に社会保険労務士法人という文字を使用しなければならないものとする。
- (3) 法人の社員は、社会保険労務士でなければならないものとし、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うものとする。
- (4) 法人の事務所には、社員を常駐させなければならないものとする。
- (5) 法人は、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会の会員となるものとする。
- (6) 法人について、合名会社に関する商法の規定等を準用するものとする。

2 社会保険労務士の業務の見直し

- (1) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の紛争調整委員会における個別労働紛争のあっせんについて、紛争当事者の代理を行うことを社会保険労務士の業務に加えるものとする。
 - (2) 社会保険労務士が業務を行い得ない事件について規定するとともに、非社会保険労務士との提携を行うことを禁止することとする。
- 3 社会保険労務士会等の会則に関する規定の見直し
社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会の会則の記載事項から、開業社会保険労務士の受ける報酬に関する規定を削除するものとする。
- 4 施行期日
この法律は、平成15年4月1日から施行する。ただし、3については、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（11件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
28	独立行政法人労働者健康福祉機構法案	衆	14. 10.21	14. 11.20	14. 12.5 可決 附帯	14. 12.6 可決	14. 11.7 特殊法人	14. 11.18 可決 附帯	14. 11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
29	独立行政法人福祉医療機構法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
30	独立行政法人労働政策研究・研修機構法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
31	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
32	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
33	独立行政法人雇用・能力開発機構法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
34	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
35	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案	衆	10.21	11.20	12.12 可決 附帯	12.13 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
36	社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.5 可決 附帯	12.6 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
154 回 66	母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案	衆	14. 3. 12	14. 11. 13	14. 11. 21 可決 附帯	14. 11. 22	14. 10. 18 厚生労働	14. 11. 8 可決 附帯	14. 11. 12 可決
○14. 11. 13 参本会議趣旨説明 ○第154回国会 14. 5. 17 衆本会議趣旨説明									
154 回 83	独立行政法人国立病院機構法案	衆	3. 26	12. 4	12. 12 可決 附帯	12. 13 可決	10. 18 厚生労働	11. 27 可決 附帯	11. 28 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（2件）

※は衆院への送付月日

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
5	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案	厚生労働委員長 坂井 隆憲君 (14. 11. 27)	14. 11. 27	14. 11. 28	14. 11. 27 (予備)	14. 12. 3 可決	14. 12. 4 可決			14. 11. 28 可決
154 回 43	社会保険労務士法の一部を改正する法律案	厚生労働委員長 森 英介君 (14. 7. 17)		※ 11. 13	7. 30	11. 7 可決	11. 13 可決	11. 13 厚生労働	11. 15 可決	11. 19 可決

(5) 委員会決議

—— 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の在り方に関する決議 ——

政府は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構については、次の事項に十分配慮し、国民の生命と安全を守るために万全を期すべきである。

- 1 機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることのないよう、役職員の採用及び配置に関し、適切な措置を講ずること。
- 2 研究開発振興業務については、機構を審査関連業務、安全対策業務及び健康被害救済業務に専念させるとともに、その一層の効果的展開を図る観点から、早急に同機構の業務から分離すること。
- 3 医薬品等の安全性を確保するため、審査を厳格に行うとともに、安全対策業務の実施に当たっては、医薬品の副作用等による健康被害の拡大を防止するため、迅速かつ的確に対応すること。
- 4 健康被害救済業務については、医薬品等による健康被害を受けた者の団体等との連携を図りつつ、現行の医薬品副作用被害救済制度の充実や、新たに実施する生物由来製品感染等被害救済制度の円滑な施行に努めること。

右決議する。

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件、衆議院提出1件の合計9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願2種類8件は、いずれも保留とした。

なお、水田農業の再構築と食料の安定確保に関する決議を行った。

〔法律案の審査〕

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案は、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、基本方針を国が定めるとともに、実施すべき施策に関する計画を関係県が策定し、その実施を促進する等特別の措置を講じようとするものである。

委員会においては、発議者・修正案提出者の衆議院議員金田英行君より趣旨説明を聴取した後、参考人を招致してその意見を聴取し、有明海及び八代海の再生に関する基本方針の考え方、諫早干拓排水門の開門総合調査の現状と今後の方針、汚濁負荷量の総量の削減方策等について質疑が行われた。

質疑を終局し、日本共産党より反対の討論があった後、賛成多数で可決された。

次に、独立行政法人農畜産業振興機構法案は、農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金を解散するとともに、農畜産物の価格安定業務等の効率的な運営を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

独立行政法人農業者年金基金法案は、農業者年金基金を解散するとともに、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上並びに農業者の確保を図るため、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う独立行政法人農業者年金基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

独立行政法人農林漁業信用基金法案は、農林漁業信用基金を解散するとともに、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証についての保険等の業務を行う独立行政法人農林漁業信用基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案は、生物系特定産業技術研究推進機構を廃止するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に関する業務等を独立行政法人農業技術研究機構を改称した独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の業務に追加する等の措置を講じようとするものである。

独立行政法人緑資源機構法案は、緑資源公団を解散するとともに、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、水源をかん養するために必要な森林の造成及びこれと一体として行う農用地等の整備等の事業を行う独立行政法人緑資源機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案は、海洋水産資源開発センターを解散し、その業務を独立行政法人水産総合研究センターに承継させるとともに、

社団法人日本栽培漁業協会の業務を独立行政法人水産総合研究センターに行わせるため、栽培漁業に関する技術の開発の事業をその業務に追加しようとするものである。

これら6法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画等を実施するために提出されたものであり、本会議において他の特殊法人等改革関連法案と一括で趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、6法律案を一括して議題とし、独立行政法人の運営に対する基本方針、BSE対策における農畜産業振興事業団の評価、新制度移行に伴う農業者年金の効果、大規模林道事業の今後の在り方等について質疑が行われた。なお、審査に先立ち、神奈川県において独立行政法人水産総合研究センター等の実情調査を行った。

質疑を終局し、6法律案に対して日本共産党より反対の討論があった後、いずれも賛成多数で可決された。なお、6法律案に対して、6項目にわたる附帯決議が行われた。

次に、**農薬取締法の一部を改正する法律案**は、昨今、輸入代行業者を介した個人輸入の増大、輸入業者による違法な輸入等により、無登録農薬が流通・使用されていた実態にかんがみ、無登録農薬の製造、加工、輸入及び使用を禁止するとともに、輸入代行業者による虚偽の宣伝の禁止や罰則の強化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、無登録農薬問題の発生原因と責任、農薬管理の適正化への指導の強化、登録農薬の適用範囲の拡大、農薬登録と残留農薬基準の同時設定の必要性等について質疑が行われた。

質疑を終局し、本法律案は全会一致で可決された。

次に、**農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案**は、我が国経済において、農水産業協同組合の資金決済が果たす役割の重要性にかんがみ、経営困難農水産業協同組合に係る決済用貯金の全額保護等の措置を講ずるとともに、流動性貯金についても、平成17年3月末まで、全額保護しようとするものである。

本法律案については、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案とともに、本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、ペイオフ全面解禁を2年間延長する理由、今春の定期性預貯金のペイオフ解禁による農協系統金融への影響、農協に対する監査体制の充実に向けた取組等について質疑が行われた。

質疑を終局し、日本共産党より反対の討論があった後、賛成多数で可決された。

〔決議〕

本委員会は、12月5日、政府に対して、米政策の抜本的見直しに当たり、生産調整については政府において引き続き円滑な推進に努めるとともに、国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置付けること、米価下落の影響緩和対策を引き続き講じるとともに、経営所得安定対策を速やかに確立することなど、9項目にわたる**水田農業の再構築と食料の安定確保に関する決議**を行った。

〔国政調査〕

第154回国会閉会後の10月3日、牛海綿状脳症（BSE）問題等に関する件を議題とし、大島農林水産大臣より説明を聴取した後、質疑を行った。

この中で、食の安全の確保、BSEの感染原因と感染ルートの解明の進展状況、牛肉在庫緊急保管対策事業、無登録農薬問題、米政策の総合的な見直し等が取り上げられた。

11月7日及び12月10日、農林水産に関する調査を議題とし、WTO農業交渉、米政策の総合的な見直し、担い手経営安定対策、無登録農薬問題、循環型農業の推進、牛肉在庫緊急保管対策事業、地球温暖化防止森林吸収源10か年対策等が取り上げられた。

12月5日、平成15年産米の政府買入価格に関する件を議題として、太田農林水産副大臣から平成15年産米穀の政府買入価格及び米穀の標準売渡価格についての食料・農業・農村政策審議会への諮問について説明を聴取した後、米政策等に関する件を議題として質疑を行った。

この中で、米政策の抜本的見直しの考え方、生産調整数量配分の具体的な方法と実効性、生産調整のメリット措置、経営所得安定対策等関連施策の在り方、備蓄制度の在り方等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成14年10月3日（木）（第154回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 牛海綿状脳症問題等に関する件について大島農林水産大臣から説明を聴いた。
- 食の安全の確保に関する件、無登録農薬問題に関する件、牛海綿状脳症問題に関する件、米政策の総合的な見直しに関する件、牛肉在庫緊急保管対策事業に関する件、農協改革に関する件等について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年11月7日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- WTO農業交渉に関する件、米政策の総合的な見直しに関する件、牛肉在庫緊急保管対策事業に関する件、地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策に関する件、大島農林水産大臣前秘書官の公共事業口利き疑惑に関する件等について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月19日（火）（第3回）

- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案（第154回国会衆第23号）（衆議院提出）について発議者・修正案提出者衆議院議員金田英行君から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年11月21日（木）（第4回）

- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案（第154回国会衆第23号）（衆議院提出）について参考人日本大学生物資源科学部教授岡本雅美君、有明海漁民・市民ネットワーク顧問錦織淳君、長崎県森山町長田中克史君及び日本海洋学会名誉会員宇野木早苗君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案（第154回国会衆第23号）（衆議院提出）について発議者・修正案提出者衆議院議員金田英行君、同江田康幸君、発議者衆議院議員今村雅弘君、同宮腰光寛君、大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（第154回国会衆第23号） 賛成会派 自保、公明、国連
反対会派 民主、共産、無
- 独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）（衆議院送付）
独立行政法人農業者年金基金法案（閣法第38号）（衆議院送付）

独立行政法人農林漁業信用基金法案（閣法第39号）（衆議院送付）

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）

独立行政法人緑資源機構法案（閣法第41号）（衆議院送付）

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）

以上6案について大島農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月26日（火）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）（衆議院送付）

独立行政法人農業者年金基金法案（閣法第38号）（衆議院送付）

独立行政法人農林漁業信用基金法案（閣法第39号）（衆議院送付）

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）

独立行政法人緑資源機構法案（閣法第41号）（衆議院送付）

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）

以上6案について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣、政府参考人、参考人農畜産業振興事業団理事長山本徹君、農業者年金基金理事長鎮西迪雄君、緑資源公団理事長伴次雄君及び独立行政法人水産総合研究センター理事長畑中寛君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第37号）賛成会派 自保、公明、国連

反対会派 民主、共産、無

（閣法第38号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、無

（閣法第39号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、無

（閣法第40号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、無

（閣法第41号）賛成会派 自保、公明、国連

反対会派 民主、共産、無

（閣法第42号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連、無

なお、6案について附帯決議を行った。

○農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）について大島農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月28日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律

の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）について大島農林水産大臣、伊藤内閣府副大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

- 農薬取締法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について大島農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月3日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農薬取締法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第66号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし

○平成14年12月5日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成15年産米の政府買入価格に関する件について太田農林水産副大臣から説明を聴いた。
- 米政策等に関する件について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 水田農業の再構築と食料の安定確保に関する決議を行った。

○平成14年12月10日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米の需要拡大策に関する件、担い手経営安定対策に関する件、循環型農業の推進に関する件、森林の整備及び地域材の利用促進に関する件等について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第63号）賛成会派 自保、公明、国連
反対会派 民主、共産、無

○平成14年12月12日（木）（第10回）

- 請願第586号外7件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金を解散するとともに、農畜産物の価格安定業務等の効率的な運営を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農畜産業振興機構とする。
- 2 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖の価格調整に必要な業務、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業へ補助する業務並びに生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。
- 3 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 4 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、副理事長1人及び理事6人以内を置くことができる。理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 5 機構は、2の目的を達成するため、畜産物の価格安定に関する法律の規定による価格安定措置の実施に必要な業務、野菜生産出荷安定法の規定による業務、砂糖の価格調整に関する法律の規定による業務、国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業その他畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業への補助、生糸の輸入に係る調整等に関する法律の規定による生糸の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な業務等を行う。
- 6 中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 7 機構の主務大臣は、農林水産大臣とする。
- 8 この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。
- 9 農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、機構が承継する権利及び義務について所要の規定を置く。

【独立行政法人農畜産業振興機構法案等6法律案に対する附帯決議】

政府は、右各法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 特殊法人等の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、本法の趣旨を徹底し、その運用に万全を期すること。
- 2 独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事

務・事業や組織の見直しを行い、法人運営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

- 3 独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員を選任についても、同様とすること。
- 4 独立行政法人の役員報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、主務大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 5 独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。
- 6 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
右決議する。

独立行政法人農業者年金基金法案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、農業者年金基金を解散するとともに、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上並びに農業者の確保を図るため、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う独立行政法人農業者年金基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農業者年金基金とする。
- 2 独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。
- 3 基金に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができる。理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 4 基金は、2の目的を達成するため、農業者年金事業等を行う。
- 5 中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 6 基金の主務大臣は、農林水産大臣とする。
- 7 この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。
- 8 農業者年金基金は、基金の成立の時において解散するものとし、基金が承継する権利及び義務について所要の規定を置く。

【附帯決議】

独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人農林漁業信用基金法案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、農林漁業信用基金を解散するとともに、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証についての保険等の業務を行う独立行政法人農林漁業信用基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農林漁業信用基金とする。
- 2 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと及び林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること等により、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
- 3 信用基金の資本金は、政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額とするとともに、信用基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 4 信用基金に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、副理事長1人及び理事5人以内を置くことができる。理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 5 信用基金は、2の目的を達成するため、農業信用保証保険法及び中小漁業融資保証法の規定による保証保険及び融資保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること、出資者たる林業者等の融資機関からの林業経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること並びに農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務を行う。
- 6 中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 7 信用基金の主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣とする。
- 8 この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。
- 9 農林漁業信用基金は、信用基金の成立の時に於いて解散するものとし、信用基金が承継する権利及び義務について所要の規定を置く。

【附帯決議】

独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、生物系特定産業技術研究推進機構を廃止するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に関する業務等を独立行政法人農業技術研究機構を改称した独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の業務に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 題名を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法」に改めるとともに、独立行政法人農業技術研究機構を独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）に改称する。
- 2 研究機構は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とする。このほか、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
- 3 研究機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 4 研究機構に、役員として、監事3人を置くとともに、理事8人以内を置くことができる。
- 5 研究機構は、従来業務に加え、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること、農業機械化促進法第16条第1項に規定する業務等を行う。
- 6 利益及び損失の処理、余裕金の運用について所要の規定を置く。
- 7 研究機構の主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣等とする。
- 8 この法律は、平成15年10月1日から施行する。
- 9 生物系特定産業技術研究推進機構は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、研究機構が承継する資産及び債務について所要の規定を置く。

【附帯決議】

独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人緑資源機構法案（閣法第41号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、緑資源公団を解散するとともに、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、水源をかん養するために必要な森林の造成及びこれと一体として行う農用地等の整備等の事業を行う独立行政法人緑資源機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人緑資源機構とする。
- 2 独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）は、農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とする。
- 3 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 4 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができる。理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 5 機構は、2の目的を達成するため、農林水産大臣の定める基本計画に基づく大規模林業圏開発林道事業、水源林造成事業、農林水産大臣の定める基本計画に基づく特定中山間保全整備事業（特定地域整備事業）、海外農業開発に関する業務等を行う。
- 6 中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 7 機構の主務大臣は、農林水産大臣とする。
- 8 この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。
- 9 緑資源公団は、機構の成立の時に解散するものとし、機構が承継する権利及び義務について所要の規定を置く。

【附帯決議】

独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案（閣法第42号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、海洋水産資源開発センターを解散し、その業務を独立行政法人水産総合研究センターに承継させるとともに、社団法人日本栽培漁業協会の業務を独立行政法人水産総合研究センターに行わせるため、栽培漁業に関する技術の開発の事業をその業務に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）の目的として、海洋水産資源開発促進法第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを追加する。
- 2 センターに、役員として、理事5人以内を置くことができる。
- 3 センターは、従来の業務に加え、栽培漁業に関する技術の開発の業務を行う。
- 4 センターは、1の目的を達成するため、海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査、海洋の漁場における新漁業生

産方式の企業化のための調査、海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供等の業務を行う。

- 5 センターは、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査について、当該調査の結果を農林水産大臣に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。
- 6 農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため必要があると認めるときは、センターに対し、必要な技術の開発を実施すべきことを要請することができる。
- 7 この法律は、一部を除き、平成15年10月1日から施行する。
- 8 海洋水産資源開発センターは、この法律の施行の時に解散するものとし、センターが承継する資産及び債務について所要の規定を置く。
- 9 社団法人日本栽培漁業協会は、その定款で定めるところにより、その資産及び債務をセンターに承継させることができるものとし、その承継があったときは、その時に於いて、解散する。

【附帯決議】

独立行政法人農畜産業振興機構法案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第63号）

【要旨】

本法律案は、我が国経済において、農水産業協同組合が行う資金決済が果たす役割の重要性にかんがみ、我が国の金融機能の一層の安定化を図るため、経営困難農水産業協同組合に係る資金決済の確保に関し資金決済に関する貯金者その他の債権者の保護その他所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農水産業協同組合（以下「組合」という。）が行う信用事業における決済用貯金（為替取引等の決済に用いられ、かつ、要求払い・無利息の貯金）については、組合が経営破綻し、貯払いを停止した場合においても、その全額を貯金保険の対象として保護すること。
- 2 組合が破綻前に依頼を受けた振込等の仕掛かり中の決済の結了を可能とするため、仕掛かり中の決済債務の全額を貯金保険の対象として保護すること。
- 3 農水産業協同組合貯金保険機構が経営困難組合に対して決済債務の弁済のための資金を貸し付けることを可能とし、あわせて、当該資金を貸し付けることを決定した組合については、決済債務の弁済や相殺を行うことができることとすること。
- 4 決済用貯金を導入する組合にあっては、保険事故が発生した場合における支払対象決済用貯金に係る保険金の支払い又は支払対象決済用貯金の払戻しの円滑な確保を図るため、電子情報処理組織の整備等を講じなければならないこととすること。
- 5 現行の普通貯金及び当座貯金等の流動性貯金については、平成17年3月末まで、決済用貯金とみなして、その全額を貯金保険の対象として保護すること。

農薬取締法の一部を改正する法律案（閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、最近、輸入代行業者を介した個人輸入の増大、輸入業者による違法な輸入等により、登録を受けていない農薬が流通し、使用されている実態が明らかとなったことにかんがみ、登録を受けていない農薬の製造、加工及び輸入並びに使用を禁止するとともに、輸入の媒介を行う者が農薬の有効成分の含有量等に関して虚偽の宣伝をすることを禁止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農薬の製造又は輸入に係る登録制度の見直し

登録を受けていない農薬の流通を未然に防止するため、特定農薬（原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬）等を除き、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないこととすること。

2 農薬の輸入の媒介を行う者に対する虚偽宣伝等の禁止

農薬の輸入の媒介を行う者は、農薬の有効成分の含有量若しくは効果に関して虚偽の宣伝をし、又は登録を受けていない農薬について登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならないこととすること。

3 登録を受けていない農薬の使用を禁止する規定の創設

何人も、登録番号等の真実な表示のある農薬等以外の農薬を使用してはならないこととすること。

4 農薬の使用基準の設定

農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農薬の使用時期及び使用方法その他の事項について農薬使用者が遵守すべき基準を定めなければならないこととし、農薬使用者はこの基準に違反して農薬を使用してはならないこととすること。

5 罰則の強化

違反行為に対する抑止力を高めるため、農薬の製造、輸入又は販売に関する規定に違反した者に対する罰則を、自然人については3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、法人については1億円以下の罰金に引き上げる等罰則を強化することとすること。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案（第154回国会衆第23号）

【要旨】

本法律案は、有明海及び八代海が、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生するために特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 主務大臣（総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣）は、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進する

ため、有明海及び八代海の再生に関する基本方針を定めなければならないこととし、関係県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県）は、基本方針に基づき実施すべき施策に関する県計画を定めることとする。

- 2 主務大臣等（主務大臣、関係行政機関の長及び関係県の知事）は、それぞれの県計画の調和を図りつつ、その実施を促進するために必要な協議を行うため、促進協議会を組織することができることとする。
- 3 県計画に基づいて、平成14年度から平成23年度までの各年度において関係県が国から補助金の交付を受けて行う一定の漁港漁場整備事業について、補助率の特例措置を設けることとする。
- 4 県計画に基づく事業に関連して地方債についての配慮、資金の確保、下水道の整備、漂流物の除去、河川の流況の調整、森林の保全及び整備、水産動物の種苗の放流について規定するとともに、酸処理剤の適正な使用、自然災害の発生の防止、赤潮等による漁業被害等に係る支援及び漁業被害者の救済、知識の普及等について規定することとする。
- 5 国及び関係県は、総合的な調査研究の体制を整備して、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るための調査を実施し、その結果を公表するとともに、当該海域に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に資する措置を講ずることとする。
- 6 7の見直しに関し、環境省に「有明海・八代海総合調査評価委員会」を設置し、有明海及び八代海の再生に係る評価を行い、主務大臣等に意見を述べることとする。
- 7 法施行後5年以内に、法施行の状況及び総合的な調査の結果を踏まえ必要な見直しを行うこととする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

番号	件名	先議院	提出 月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
37	独立行政法人農畜産業振興機構法案	衆	14. 10.21	14. 11.20	14. 11.26 可決 附帯	14. 11.27 可決	14. 11.7 特殊法人	14. 11.18 可決 附帯	14. 11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
38	独立行政法人農業者年金基金法案	衆	10.21	11.20	11.26 可決 附帯	11.27 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
39	独立行政法人農林漁業信用基金法案	衆	10.21	11.20	11.26 可決 附帯	11.27 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
40	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	11.26 可決 附帯	11.27 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
41	独立行政法人緑資源機構法案	衆	10.21	11.20	11.26 可決 附帯	11.27 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
42	独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	11.26 可決 附帯	11.27 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									
63	農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.25	11.22	12.10 可決	12.11 可決	11.7 農林水産	11.21 可決	11.21 可決
○14.11.22 参本会議趣旨説明 ○14.11.7 衆本会議趣旨説明									
66	農薬取締法の一部を改正する法律案	衆	10.25	11.28	12.3 可決	12.4 可決	11.8 農林水産	11.19 可決	11.21 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
154 回 23	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案	古賀 誠君 外9名 (14. 5. 28)		14. 11. 14	14. 11. 18	14. 11. 21 可決	14. 11. 22 可決	14. 10. 18 農林 水産	14. 11. 12 修正	14. 11. 14 修正

(注) 修正 修正議決

(5) 委員会決議

—— 水田農業の再構築と食料の安定確保に関する決議 ——

我が国はその地理的条件を生かし、長く米を主食として生活してきた。しかし、米の需給ギャップが年々拡大する中、生産現場では生産調整に対する限界感・不公平感を始めとして閉塞状況に陥っている。

一方、食の安全性に対する国民の関心が高まる中、安全かつ良質で、多様なニーズに合った米を供給しうる生産・流通体制を確立していくことが求められている。

政府は、自給率の向上を旨とし、米政策の抜本的見直しに当たっては、次の事項について万全を期すべきである。

- 1 米の生産調整については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、政府において引き続き円滑な推進に努めるとともに、その見直しに当たっては、これまでの経過と環境の変化等を直視し、円滑な推進を図る観点から、国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置付けること。
- 2 農業の持つ公益的多面的機能を適切かつ十分に発揮させるため、水田の利活用を促進する観点から、環境保全型農業の拡大・定着、飼料用稲作の本格的な導入等を図るとともに、その生産条件の整備に努めること。
- 3 稲作農家の経営安定を図るため、米価下落の影響緩和対策を引き続き講じるとともに、経営所得安定対策を速やかに確立すること。
- 4 担い手への政策支援に当たっては、農業の効率化を図るため、農地の利用集積、土地利用の高度化へ重点支援を行うとともに、国土保全や地域社会の維持・活性化のため、小規模農業者をも包含した集落営農の育成にも配慮すること。
- 5 生産調整の配分に当たっては、適地適作を旨とし、地域特性に応じた米づくりに十分な配慮を行うこと。
- 6 米の消費拡大に当たっては、粉体化利用を含め新規需要の開拓に努め一層の拡大を図るとともに、豊作による過剰米の処理に当たっては、適切な政策支援を行うこと。
- 7 公正・中立な取引市場の育成、流通・取引の多様化を推進し、安定的な米取引価格の形成や通年流通の確保を図ること。
- 8 安全・安心を核に消費者ニーズに応える米づくりを推進するため、表示の適正化等の見地からJAS法に基づく品質表示基準を見直し、不当表示の監視を強化するとともに、DNA分析を含めたトレーサビリティの確立や米の安全検査に対する取組みに対し支援すること。
- 9 アジアモンスーン地域での食料安全保障を確立するための東アジア米備蓄システムへの協力を一層強化するとともに、WTO農業交渉において日本が提案した国際備蓄構想の実現に努めること。

また、WTO農業交渉において、ミニマム・アクセス制度の見直しに向けて関係各国に強力に働きかけること。

右決議する。

【経済産業委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件であり、いずれも可決した。また、前国会から継続審査となっていた参議院議員提出1件は継続審査とした。また、本委員会付託の請願4種類45件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

知的財産基本法案は、近年、我が国が低廉な労働コストや生産技術の向上等を背景にしたアジア諸国の急速な追い上げを受ける中で、今後とも世界で確固たる地位を維持していくためには、創造力豊かな人材を育成し、優れた発明、製造ノウハウ、デザイン、ブランド、コンテンツなどの知的財産を戦略的に創造、保護、活用することにより、産業の国際競争力を強化し、活力ある経済社会の実現を図る、いわゆる知的財産立国を目指すことが不可欠とされており、このため、本年2月に内閣総理大臣、関係閣僚及び有識者からなる知的財産戦略会議が設置され、同年7月に策定された知的財産戦略大綱の中で、知的財産基本法を遅くとも2003年の通常国会までに提出することが明記されたことを受けて、今国会に提出されたものである。

本法律案の主な内容は、第1に、知的財産の定義として、発明、著作物など人間の創造的活動により生み出されるもの、商標など商品等を表示するもの及び営業秘密など事業活動に有用な技術上又は営業上の情報を定める、第2に、基本理念として、知的財産に関する施策の推進は、国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造、我が国産業の国際競争力の強化及びその持続的発展に寄与すべきことを規定する、第3に、基本的施策として、大学等における研究開発の推進、特許権等の権利付与の迅速化、訴訟手続の充実及び迅速化、国内及び国外における権利侵害への措置、新分野における知的財産の保護、専門的知識を有する人材の確保等を規定する、第4に、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画について、施策の具体的な目標や達成の時期を付すべきこと等を規定する、第5に、推進体制として、知的財産に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部を設置する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、大学・企業等における研究開発の在り方、海外の模倣品・海賊版等の知的財産侵害への対策、弁護士・弁理士等の知的財産関連人材の充実策等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、不良債権処理の進展等に伴い、やる気と能力のある中小企業に対する円滑な資金供給に支障が生じないように、中小企業金融のセーフティネットを一層充実するため、金融機関の相当程度の経営合理化に伴って借入れが減少している中小企業者、整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性のある者を経営安定関連保証の対象に加えると同時に、法的再建手続において再生計画が認可された中小企業者等に対する保証制度を創設するため、信用保証協会の保証割合について所要の措置を講じようとするものである。

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案は、創業、新事業等新たな事業活動に挑戦する中小企業等を積極的に支援するため、第1に、中小企業等協同組合法を改正し、企業組合の組合員資格を個人に加えて、企業や有限責任組合の参加を可能とするとともに、従事比率及び組合員比率を緩和する、第2に、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律を改正し、有限責任組合の投資対象を有限会社や企業組合にも拡大する、第3に、新事業創出促進法を改正し、新たに創業する者について、株式会社の場合は1,000万円、有限会社の場合は300万円という商法・有限会社法の最低資本金の制限を受けない会社の設立を認める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、セーフティネット保証拡充措置の弾力的運用、信用保険財政の基盤強化策、創業・ベンチャー支援の在り方等について質疑が行われ、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致で原案どおり可決された。なお、両法律案に対して5項目の附帯決議が付された。

独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案は、特殊法人等整理合理化計画を実施する一環として、経済産業省の所管する6つの特殊法人及び認可法人、すなわち日本貿易振興会、情報処理振興事業協会、新エネルギー・産業技術総合開発機構、中小企業総合事業団、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、又はその事業を見直した上で残る事業を担わせるため、4つの独立行政法人、すなわち日本貿易振興機構、情報処理推進機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構及び中小企業基盤整備機構を設立し、それぞれの独立行政法人個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散、機械類信用保険法の廃止等については、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定められている。

委員会においては、5法案を一括して議題とし、機構の業務内容見直しの必要性、業績評価の在り方、工業団地の売れ残りへの対応等について、質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、順次採決の結果、5法案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、5法案に対して6項目の附帯決議が付された。

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、原子力発電所の自主点検作業に係る不正な記載や原子炉格納容器の定期検査における不正な操作の問題に対応するため、第1に、電気事業法を改正し、①事業者の自主点検を定期自主検査として法律上位置付け、事業者に対し当該検査を実施すること、②設備の健全性評価を行い、その結果の記録、保存及び定期自主検査の実施体制の審査を義務付けること、③原子力発電所の保守点検を行った事業者に対し、報告又は資料の提出をさせること、④経済産業大臣は原子力安全委員会に対し、規制の実施状況について報告すること等の措置を講ずるとともに、第2に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律を改正し、①原子力発電所以外の原子力施設についても、保守点検を行った事業者に対し報告させること、②罰則を強化すること、③主務大臣は原子力安全委員会に対

し保安規定等の実施状況について報告すること等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、経済産業大臣等が原子力安全委員会に行う報告は四半期ごとに行うものとする事、**「自主検査」**の用語を**「事業者検査」**に改めること等の修正が行われた。

独立行政法人原子力安全基盤機構法案は、本年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に沿って、原子力安全規制のさらなる効率的かつ確かな実施を図るため、独立行政法人原子力安全基盤機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、不正問題が生じた理由及び再発防止策、維持基準の導入に当たっての課題、今後の安全規制体制の在り方等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月31日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査のうち、東京電力原子力発電所における不正記録問題等に関する件を議題とし、政府参考人から説明を聴取した後、原子力安全委員会の勧告を受けての経済産業大臣の所見、東電原発における29件の不正事案について申告（情報提供）から事実解明まで2年以上を要した理由、福島第一原発1号機の格納容器漏えい率検査における不正に関して想定される安全性への影響、29件の不正事案発生の原因と再発防止策に係る東電社長の所見、格納容器漏えい率検査における不正について平成3、4年以外の時期に不正が行われていないとする根拠、原子力安全規制における独立機関の必要性、原子力発電所の技術基準において維持基準がこれまで導入されてこなかった理由、原子力安全・保安院が申告者の氏名に関する情報を東電に明らかにした経緯、プルサーマル計画を含む今後の原子力政策の方向性、再発防止に向けた政府の取組、原子力安全規制当局における人的増員の必要性、原子力を支える人材育成の必要性、不正の指示者等の事案の全容解明及びデータの全面公開の必要性、経済産業大臣が申告の事実を知った時期、原子炉の停止によるエネルギー供給への影響、今回の事案に係る原子力安全委員会の責任等について質疑が行われた。

11月7日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、不良債権処理の進め方とデフレ対策との関係、中小企業の構造改革の在り方、製造業の設備老朽化対策の必要性、エネルギー特別会計における歳入・歳出構造の見直し、燃料課税対象として石炭を加えることと環境税との関係、今後の原子力政策についての基本姿勢、原子力安全対策に係る大臣通達と検査体制との関係、自動車の排出ガス規制によるユーザー負担増大とその支援策、生活困窮者に対する電気・ガス料金の減免制度創設の必要性、景気の現状認識と需要創出に向けた取組、厳冬期に向けた電力の確保等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年10月31日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東京電力原子力発電所における不正記録問題等に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、政府参考人及び参考人東京電力株式会社取締役社長勝俣恒久君に対し質疑を行った。

○平成14年11月7日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 不良債権処理に関する件、デフレ対策に関する件、エネルギー関連税制に関する件、原子力政策に関する件、自動車の排出ガス規制対策に関する件、税制改正による経済活性化に関する件等について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、根本内閣府副大臣、小林財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月12日（火）（第4回）

- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）
中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）
以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月14日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）
中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）
以上両案について平沼経済産業大臣、木村厚生労働副大臣、小林財務副大臣、西川経済産業副大臣、根本内閣府副大臣、伊藤内閣府副大臣、西川経済産業大臣政務官、桜田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
（閣法第67号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし
（閣法第68号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし
なお、両案について附帯決議を行った。

○平成14年11月19日（火）（第6回）

- 知的財産基本法案（閣法第1号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月21日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 知的財産基本法案（閣法第1号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月26日（火）（第8回）

- 知的財産基本法案（閣法第1号）（衆議院送付）について参考人東京大学名誉教授小柴昌俊君、三菱電機株式会社代表取締役社長野間口有君及び弁護士・弁理士・知的財産戦略会議委員松尾和子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 知的財産基本法案（閣法第1号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業副大臣、太田農林水産副大臣、桜田経済産業大臣政務官、西川経済産業大臣政務官、中野法務大臣政務官、渡辺厚生労働大臣政務官、高木国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第1号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成14年11月28日（木）（第9回）

- 独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）（衆議院送付）
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案（閣法第45号）（衆議院送付）
中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案（閣法第46号）
（衆議院送付）
独立行政法人中小企業基盤整備機構法案（閣法第47号）（衆議院送付）
以上5案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月3日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）（衆議院送付）
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案（閣法第45号）（衆議院送付）
中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案（閣法第46号）
（衆議院送付）
独立行政法人中小企業基盤整備機構法案（閣法第47号）（衆議院送付）
以上5案について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、桜田経済産業大臣政務官、西川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- (閣法第43号) 賛成会派 自保、民主、公明
 反対会派 共産、国連
- (閣法第44号) 賛成会派 自保、公明
 反対会派 民主、共産、国連
- (閣法第45号) 賛成会派 自保、民主、公明
 反対会派 共産、国連
- (閣法第46号) 賛成会派 自保、民主、公明
 反対会派 共産、国連
- (閣法第47号) 賛成会派 自保、公明
 反対会派 民主、共産、国連

なお、5案について附帯決議を行った。

○平成14年12月5日(木)(第11回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)

独立行政法人原子力安全基盤機構法案(閣法第71号)(衆議院送付)

以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田中慶秋君から説明を聴き、参考人財団法人原子力安全研究協会理事長・前原子力安全委員会委員長佐藤一男君、全国原子力発電所所在市町村協議会会長・福井県敦賀市長河瀬一治君及び東京大学大学院工学系研究科教授班目春樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月10日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)

独立行政法人原子力安全基盤機構法案(閣法第71号)(衆議院送付)

以上両案について修正案提出者衆議院議員田中慶秋君、平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、高市経済産業副大臣、渡海文部科学副大臣、西川経済産業大臣政務官、桜田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- (閣法第70号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連
 反対会派 共産
- (閣法第71号) 賛成会派 自保、民主、公明
 反対会派 共産、国連

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成14年12月12日（木）（第13回）

- 請願第199号外44件を審査した。
- 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（第154回国会参第5号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

知的財産基本法案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、知的財産の創造、保護及び活用に関し、その基本理念、国等の責務その他基本となる事項を定めるとともに、知的財産戦略本部を設置すること等により、知的財産に関する施策を集中的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「知的財産」とは、①発明、考案、植物新品種、意匠、著作物その他人間の創造的活動により生み出されるもの、②商標、商号その他事業活動に用いられる商品又役務を表示するもの、③営業秘密その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。
- (2) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

2 基本理念

知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、①国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造、②我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展に寄与するものとなるよう行われなければならない。

3 責務・連携の強化

国は、基本理念にのっとり、施策を策定、実施し、地方公共団体は、区域の特性を生かした自主的な施策を策定、実施する責務を有するほか、国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携し、知的財産の創造、保護及び活用の効果的な実施が図られるよう、必要な施策を講ずる。

4 基本的施策

国は、次の事項について必要な施策を講ずる。

- (1) 大学等における研究開発の推進及び研究成果の移転の促進
- (2) 特許権等知的財産権の権利付与の迅速化
- (3) 知的財産紛争に係る訴訟手続の充実及び迅速化
- (4) 国内外における我が国の知的財産権侵害に対する措置
- (5) 各国政府との協力による知的財産に係る国際的な制度の構築
- (6) 生命科学等新分野における知的財産の保護
- (7) 事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境整備
- (8) 知的財産に関する内外動向の調査・分析等の情報提供
- (9) 知的財産に関する教育・学習の振興及び知識の普及
- (10) 知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保・養成及び資質の向上

5 知的財産戦略本部

- (1) 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部を置く。

(2) 知的財産戦略本部は、次の事務をつかさどる。

イ 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を作成し、その実施を推進すること。

ロ イのほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

(3) 知的財産戦略本部長は内閣総理大臣、副本部長は国务大臣、本部員は本部長及び副本部長以外の国务大臣及び有識者を充てる。

6 推進計画

推進計画には、次の事項を定める。

(1) 知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針

(2) 知的財産の創造、保護及び活用に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

(4) 前3項目のほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するために必要な事項

7 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) この法律の施行後3年以内に、施行状況に検討を加え、結果に基づき必要な措置を講ずる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 「知的財産立国」実現に向けた知的財産戦略を具体化する推進計画を早急に策定するとともに、本法により内閣に設置される知的財産戦略本部がその実現に向けた諸施策を一体的かつ集中的に推進できるよう体制整備を行うこと。

この場合において、知的財産関連産業の健全な発展を図るため、その育成及び振興に努めること。

2 知的財産の創造が、人間の精神活動によるものであることにかんがみ、著作者・発明者を含む知的創造者個人について企業との実質的な公平が図られるよう施策を検討すること。

3 特許権等の的確かつ迅速な権利付与を実現するため、特許庁審査官の大幅な増員、外部調査機関の整備・拡充、外部人材の活用等を含めた審査体制の整備強化に最大限努めるとともに、出願人のトータルとしての経済的負担が権利化手続の障害とならないよう配慮すること。

4 知的財産の的確かつ迅速な保護が図られるよう、地方裁判所や高等裁判所における知的財産に係る訴訟を専門的に処理するための体制の一層の強化、侵害訴訟業務などの実績を踏まえての訴訟代理権の更なる拡大の検討を含めた弁理士の積極的活用等訴訟手続の充実を図るとともに、裁判外紛争処理制度の充実により、地域の利便性にも配慮した的確かつ迅速な知的財産の保護ができる環境の整備に努めること。

- 5 知的財産に係る人材育成については、「知的財産のための専門職大学院」構想の関連において、弁理士をはじめ知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために早急に具体的検討を行うこと。
- 6 海外における知的財産権の侵害によって我が国産業が甚大な損害を被っている現状にかんがみ、知的財産制度の普及・拡充や模倣品・海賊版対策に我が国がアジア地域において中心的な役割を担うよう積極的に取り組むとともに、製造国等に対する直接または国際機関を通じた働きかけを行うこと。
右決議する。

独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、日本貿易振興会を解散して独立行政法人日本貿易振興機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。
- 2 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 3 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、副理事長1人及び理事6人以内を置くことができる。また、理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 4 機構は、1の目的を達成するため、貿易に関する調査及び成果の普及、我が国産業及び商品の紹介・宣伝、貿易取引のあっせん、博覧会・見本市の開催・参加、アジア地域の経済事情等に関する資料収集・調査研究等の業務を行う。
- 5 中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 6 経済産業大臣は、我が国及び国際経済社会の健全な発展が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合において、機構の業務を貿易の振興に係る政府の方針と整合的なものとするため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、機構の業務に関し必要な措置を求めることができる。
- 7 機構の主務大臣、主務省及び主務省令は、経済産業大臣、経済産業省、経済産業省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 この法律は、一部を除き公布の日から施行する。
- 10 日本貿易振興会は、機構の成立時において解散する。また、日本貿易振興会の権利及び義務の承継等について規定する。

【独立行政法人日本貿易振興機構法案等5法律案に対する附帯決議】

政府は、右各法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 特殊法人等の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、その運用に万全を期すこと。
- 2 独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 3 独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。
- 4 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、主務大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 5 独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。
- 6 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
右決議する。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、情報処理振興事業協会を解散して独立行政法人情報処理推進機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに情報処理技術者試験の実施に関する事務を同機構に行わせるために必要な事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。
- 2 機構の資本金は、政府及び政府以外の者から出資があったとされた金額の合計額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 3 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができる。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 4 機構は、1の目的を達成するため、プログラムの開発・普及、債務保証、情報処理システムの安全性及び信頼性に関する技術上の評価、情報処理に関する調査及び成果の普

及、情報関連人材育成、情報処理技術者試験等の業務を行う。

- 5 機構は、業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理するとともに、各勘定における中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 6 機構は、債務保証を行うための信用基金を設ける。
- 7 機構の主務大臣、主務省及び主務省令は、経済産業大臣、経済産業省、経済産業省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 経済産業大臣は、機構に、情報処理技術者試験の実施に関する事務を行わせることができる。
- 10 この法律は、一部を除き平成16年1月5日から施行する。
- 11 情報処理振興事業協会は、機構の成立時において解散する。また、情報処理振興事業協会の権利及び義務の承継等について規定する。

【附帯決議】

独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案（閣法第45号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、新エネルギー・産業技術総合開発機構を解散して独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、石油代替エネルギー技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的とする。
- 2 機構の資本金は、政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。また、機構は出資に対し、出資証券を発行する。
- 3 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、副理事長1人及び理事5人以内を置くことができる。また、理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 4 機構は、1の目的を達成するため、石油代替エネルギー及びエネルギー使用合理化のための技術開発、鉱工業技術研究開発及びその助成、石油代替エネルギー及びエネルギーの使用合理化技術の海外における実証、導入資金への助成及び情報収集、鉱工業技術に係る技術者養成及び研修、鉱工業基盤技術の試験研究、福祉用具に係る技術の向上に資

するものの助成、新エネルギー利用等に必要な資金に係る債務保証、特定アルコール販売等の業務を行う。

- 5 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関等に対し、新エネルギー利用等に必要資金に係る債務保証の業務の一部を委託することができる。
- 6 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を、機構が交付する補助金について準用する。
- 7 機構は、業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理するとともに、各勘定における中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 8 機構の主務大臣、主務省及び主務省令は、経済産業大臣、経済産業省、経済産業省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き公布の日から施行する。
- 11 新エネルギー・産業技術総合開発機構は、機構の成立時において解散する。また、新エネルギー・産業技術総合開発機構の権利及び義務の承継等について規定する。
- 12 探鉱貸付経過業務、研究基盤出資経過業務等について所要の規定を置く。

【附帯決議】

独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）と同一内容の附帯決議が行われている。

中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金を解散するとともに、地域振興整備公団の業務の一部を廃止し、これらの法人の関連する権利及び義務を独立行政法人中小企業基盤整備機構に承継する等の措置を講ずることとし、あわせて機械類信用保険法を廃止し、所要の経過措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法を廃止する。
- 2 地域振興整備公団法を一部改正し、地域振興整備公団の業務規定のうち、工業再配置業務及び産炭地域経過業務の規定を削るとともに、区分経理、主務大臣その他の規定中これらの業務に関連する部分を削る等の規定の整備を行う。
- 3 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法を一部改正し、産業基盤整備基金に関する規定を削るとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の行う特定産業基盤施設整備促進業務の規定を設ける。
- 4 この法律は、一部を除き8に規定する法律の施行の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。また、機械類信用保険法の廃止規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 5 中小企業総合事業団は、この法律の施行時において解散する。また、中小企業総合事業団の権利及び義務の承継等について規定する。

- 6 産業基盤整備基金は、機構の成立時において解散する。また、産業基盤整備基金の権利及び義務の承継等について規定する。
- 7 機構が承継する地域振興整備公団の権利及び義務等について規定する。
- 8 政府は、平成16年3月31日までに、中小企業信用保険等の業務を、別に法律で定めるところにより、中小企業金融公庫又は中小企業金融公庫の権利及び義務を承継する法人として設立される法人に行わせるため、必要な措置を講ずる。
- 9 権利及び義務の承継に伴う経過措置、機械類信用保険法の廃止に伴う経過措置等について規定する。

【附帯決議】

独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法案（閣法第47号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律に基づき中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金が解散し、並びに地域振興整備公団がその業務の一部を廃止することに伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。
- 2 機構の資本金は、政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 3 機構に、役員として、理事長及び監事3人を置くとともに、副理事長1人及び理事8人以内を置くことができる。また、理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 4 機構は、1の目的を達成するため、創業及び経営革新支援のための出資、中小企業者の事業活動への助言、中小企業大学校における人材養成及び研修、小規模企業共済事業、中小企業倒産防止共済事業、中小企業者の行う連携及び共同化事業並びに集積活性化に必要な設備資金の貸付け、インキュベーション施設の整備、新事業創出促進法等に基づく債務保証等の業務を行う。
- 5 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、資金の貸付け等の業務の一部を委託することができる。
- 6 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を、機構が交付する助成金について準用する。

- 7 機構は、業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理するとともに、各勘定における中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 8 機構は、債務保証を行うための信用基金を設ける。
- 9 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券を発行することができる。
- 10 機構の主務大臣、主務省及び主務省令は、経済産業大臣及び一部の業務に関する事項については財務大臣、経済産業省、主務大臣の発する命令とする。
- 11 所要の罰則規定を設ける。
- 12 この法律の施行日は、一部を除き、政府が、平成16年3月31日までに中小企業信用保険等の業務を、中小企業金融公庫又は中小企業金融公庫の権利及び義務を承継する法人に行わせるのに必要な措置を講ずるために定める法律の施行の日から施行する。
- 13 機構は、独立行政法人通則法第17条の規定に関わらず、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の施行の時に成立する。
- 14 機構は、4の業務以外に工業再配置業務、産炭地域経過業務等の特例の業務を行う。

【附帯決議】

独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）と同一内容の附帯決議が行われている。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要旨】

本法律案は、最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業に対する事業資金供給の一層の円滑化を図るため、中小企業信用補完制度を充実させようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 経営安定関連保証の対象の拡大
金融機関の支店の削減等相当程度の経営合理化に伴って借入れが減少している中小企業者、及び整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性のある者を経営安定関連保証（セーフティネット保証）の対象に加える。
- 2 信用保険の対象となる信用保証協会の保証形態の拡大
法的再建手続において再生計画が認可された中小企業者に対する保証制度（事業再生保証制度）を創設するため、信用保険の対象となる信用保証協会の保証割合について、部分保証を導入するための措置を講ずる。
- 3 施行期日
この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本改正で講じられるいわゆるセーフティネット保証の拡充措置については、不良債権処理の加速化及び地域金融機関の再編・合理化が中小企業者に及ぼす影響の重大性にか

んがみ、中小企業者の実情を踏まえ、連鎖倒産を回避するため、積極的かつ柔軟な運用に努めること。

また、金融機関等における債務者区分については、中小企業の実態に配慮し、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の適切な運用に努めること。

- 2 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者に対するセーフティネット保証及び事業再生保証の運用に当たっては、再生可能性のある中小企業者を少しでも多く再生させる観点から、中小企業者の特性を十分尊重した認定要領を策定し、整理回収機構の企業再生機能の強化を促すとともに、信用保証協会による保証の充実に努めること。また、広く制度の周知徹底に努め、民間金融機関による事業再生融資を呼び込めるよう、最大限努力すること。
- 3 中小企業総合事業団の信用保険財政がますます悪化を深める状況は、中小企業者を支える信用補完制度の存立を危うくするものである。よって、将来に向けての同事業団の保険の財政基盤を強化するために諸対策を講ずること。
- 4 中小企業者の創業、新事業などの新たな事業活動への挑戦を支援するため、中小企業税制の見直し、所要資金の確保及びベンチャー・キャピタリスト等民間専門家の質・量の強化を含めた総合的な支援策を講じるほか、意欲ある中小企業等の事業活動の機会が増加するよう、引き続き規制緩和の推進に取り組むこと。
- 5 簡易な会社ともいべき企業組合の創業促進を図るため、制度の周知徹底と企業組合の認知度向上に努めるとともに、起業に際しての負担軽減の観点から、ワンストップ・サービス化を進め、各種申請手続の簡素化・迅速化等に向けて今後とも環境整備に努めること。

右決議する。

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）

【要旨】

本法律案は、我が国経済の活性化のためには中小企業等が行う新たな事業活動を一層促進することが重要であることにかんがみ、企業組合の組織の活性化、中小企業等の資金調達の円滑化及び中小企業の設立の容易化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業等協同組合法の一部改正

(1) 企業組合の組合員資格の追加

イ 企業組合の組合員資格を有する者として、個人に加えて企業及び中小企業等投資事業有限責任組合であって定款に定めるもの（以下「特定組合員」という。）を追加する。

ロ 特定組合員の数は、総組合員数の4分の1を超えてはならない。

ハ 特定組合員は、総会の承認を得なければ、企業組合の行う事業の部類に属する事業を行ってはならない。

ニ (1)のハに違反した者について、総会の決議によって除名することができる。

(2) 企業組合制度の改善

- イ 企業組合の行う事業に従事しなければならない組合員の比率（従事比率）を現行の3分の2以上から2分の1以上に緩和する。
- ロ 企業組合の事業に従事者に占める組合員の比率（組合員比率）を現行の2分の1以上から3分の1以上に緩和する。

2 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正

- (1) 中小企業等投資事業有限責任組合の投資対象として、株式会社に対するもののみから、有限会社及び企業組合に対するものを加える。
- (2) 中小企業等投資事業有限責任組合の投資の範囲として、株式投資のみから中小企業が営む事業ごとの収益の分配を受けるための投資を加える。

3 新事業創出促進法の一部改正

(1) 株式会社の設立等の特例

- イ 新事業創出促進法第2条第2項第3号に掲げる創業者（2月以内に創業を行う具体的な計画を有する個人）に該当することにつき経済産業大臣の確認を受けた者が設立する株式会社で、その設立時の資本金が1,000万円未満のもの（以下「確認株式会社」という。）については、商法の最低資本金の規定は、その設立から5年間は適用しない。
- ロ 確認株式会社については、設立時及び新株発行時の払込取扱機関の払込保管証明義務等を免除する。

(2) 開示及び配当の規定の整備

- イ 確認株式会社は、定款、株式申込証の用紙及び登記に確認株式会社が(3)のロの事由により解散する旨を記載しなければならない。
- ロ 確認株式会社は経済産業大臣に、会社設立後直ちに商号等を記載した書面を、毎営業年度経過後3月以内に貸借対照表等を提出し、経済産業大臣は、これらの書類を公衆の縦覧に供しなければならない。
- ハ 確認株式会社は、純資産額から資本金に代えて1,000万円を控除して計算される額を限度に配当等を行うことができる。

(3) 組織変更及び解散の規定の整備

- イ 確認株式会社は、合名会社等へ組織変更することができる。
- ロ 確認株式会社は、資本金を1,000万円以上とする増資、組織変更に伴う登記の申請を行わずに設立から5年を経過した場合等には解散する。

(4) その他

有限会社を設立する場合についても同様の規定の整備を行う。

4 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第67号）と同一内容の附帯決議が行われている。

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第70号）

【要旨】

本法律案は、原子力発電に係る安全の確保に関して重大な事案が発生したことに伴い、電気事業法において原子力発電に係る電気工作物の設置者に定期自主検査及び評価の結果の記録及び保存等を義務付けるほか、罰則の引上げ等の措置を講ずるとともに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において罰則の引上げ等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 電気事業法の一部改正

(1) 定期自主検査

イ 特定電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の一定の電気工作物であって一定の圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であって一定のものをいう。）の設置者は、定期に、当該特定電気工作物について自主検査（以下「定期自主検査」という。）を行い、その結果を記録・保存しなければならない。

ロ 定期自主検査においては、その特定電気工作物が電気事業法第39条第1項の技術基準に適合することを確認しなければならない。

ハ 特定電気工作物の設置者は、定期自主検査の際、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であって一定のものに関し、一定の期間が経過した後に技術基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が技術基準に適合しなくなると見込まれる時期等について評価を行い、その結果を記録・保存しなければならない。

ニ 特定電気工作物の設置者は、定期自主検査の実施に係る体制（定期自主検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理等）について、一定の時期に、経済産業大臣等の審査を受けなければならない。

(2) 報告徴収

経済産業大臣は、原子力発電工作物の設置者から報告又は資料の提出をさせた場合において、保安の確保のため特に必要があると認めるときは、当該原子力発電工作物の保守点検を行った事業者に対しても、報告又は資料の提出をさせることができる。

(3) 原子力安全委員会への報告等

経済産業大臣は、毎年度、原子力発電工作物に係る認可、検査及び審査の前年度の実施状況について、原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、保安の確保のために必要な措置を講ずる。

(4) 罰則

原子力発電工作物の設置者に係る報告徴収、立入検査、原子力発電工作物の検査等に関し、罰金額の引上げ、懲役刑の併科、法人重課等を行う。

2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

(1) 報告徴収

文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、製錬事業者等に報告させた場合

において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止するため、特に必要があると認めるときは、原子炉施設等の保守点検を行った事業者に対し、必要な報告をさせることができる。

(2) 原子力安全委員会への報告等

文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、毎年度、原子力施設の保安規定、使用前検査等の認可及び検査の実施状況について、原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止のために必要な措置を講ずる。

(3) 罰則

原子力関連事業者に係る報告徴収、立入検査、原子力関連施設の検査等に関し、罰金額の引上げ、法人重課等を行う。

3 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、経済産業大臣等が原子力安全委員会に行う報告の期間を毎年度から四半期ごとに短縮するとともに、その報告対象を拡大すること、製錬事業者等の従業者の申告先に原子力安全委員会を追加すること、「自主検査」を「事業者検査」に用語を改めること等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に係る不正や国の定期検査において偽装が行われていたことを踏まえ、原子力事業者に対して原子炉の安全性について行っている調査の結果を速やかに報告させるとともに、総点検結果を厳正に審査し、結果を公表すること。
- 2 今般の問題が、今後の我が国のエネルギーの安定供給及び京都議定書の目標達成に支障を及ぼさないよう、原子力エネルギーの位置付けを含め、エネルギー政策全般について検討を行うこと。また、自然エネルギーの開発・導入をさらに推進し、自然エネルギー利用の促進を図ること。
- 3 当委員会における議論及び参考人の意見等を踏まえ、原子力安全規制の信頼性を回復するため、原子力安全・保安院がより独立した役割を果たすよう、その在り方について検討すること。さらに、原子力安全・保安院と原子力安全委員会とのダブルチェック体制の強化の方策についてさらに検討すること。
- 4 事業者検査に係る審査結果に対する評定に当たっては、原子力事業者の事業者検査に係る社内体制や不正防止体制の確立状況について厳格に評定すること。また、その評定は、科学的合理性に基づき、原子力事業者にインセンティブを与えるなど、原子力事業者の自助努力を引き出すような方式とすること。
- 5 原子力安全・保安院は、規制機関としての信頼性をより一層高めるため、検査官の人員の充実、技術評価能力の向上に努めること。
- 6 維持基準の意義については、国民や原子力施設立地地域の住民の理解が得られるよう

十分に説明を行うこと。また、維持基準の作成に当たっては、作成過程の客観性、透明性を図り、最新の技術的知見を反映した国際的規格が合理的、迅速に活用されるような措置を講ずること。なお、民間基準を活用するに当たっては、国によるその承認・審査過程が柔軟性を欠いたものとならないよう留意するとともに、国の行う定期検査においてもこの活用に配慮すること。

- 7 事業者点検結果における故障、トラブルに関する報告の判断基準や保存されるべき記録については、設備・機器の安全上の重要度を考慮した上で、できるだけ明確・具体的に原子力事業者を示すとともに、それに基づき報告された内容については、国はその安全上の影響度を公平・適切に評価し、その結果を遅滞なく、これまで以上に明確に国民へのメッセージとして発信すること。また、報告の対象とならない軽微なトラブルについても、原子力事業者において情報を公開し、国がそれをより大きなトラブル防止に活用するよう努めること。
- 8 申告制度は、社会的な監視により国の原子力安全規制行政を補完する重要な制度であることにかんがみ、原子力事業者及び従業員に対し本制度の趣旨、申告手続について周知徹底を図ること。また、申告制度の運用については、原子力事業者のみならず、請負事業者及びその従業員からの申告についても、申告者のプライバシー保護を図り、円滑に情報提供が行われるように環境整備に努めること。
- 9 原子力発電所の安全確保においては、原子力施設立地地域の住民や地方公共団体との信頼関係が重要であることにかんがみ、国及び原子力事業者は、国民、原子力施設立地地域の住民及び地方公共団体に対し積極的に情報を公開して説明責任を果たし、原子力安全確保に対する透明性を確保すること。
- 10 将来の検査制度の在るべき姿として、原子力事業者の保安活動の適切性の確認に重点を置き、原子力事業者が常に改善努力を行わなければならない仕組みを作るために、検査制度全体を監査型体系に移行することを含め、検討を進めること。
右決議する。

独立行政法人原子力安全基盤機構法案（閣法第71号）

【要旨】

本法律案は、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図り、あわせて公益法人に対する国の関与についての改革を行うため、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の目的

機構は、原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。

2 資本金

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。機構は、政府の出資があったときは、その出資額を資本金とし、

又はその出資額により資本金を増加する。

3 役員

機構には、役員として、理事長及び監事2人を置き、理事3人以内を置くことができる。理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。

4 秘密保持義務

機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 役員及び職員の地位

機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 業務の範囲

機構は、次の業務を行う。

- (1) 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務
- (2) 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価
- (3) 原子力災害の予防、拡大の防止及び復旧に関する業務
- (4) エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究及び研修
- (5) エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する情報の収集、整理及び提供
- (6) (1)から(5)までの業務に附帯する業務
- (7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去
- (8) 電気事業法第107条第1項から第3項までの規定による立入検査
- (9) その他、(1)から(8)までの業務の遂行に支障のない範囲内で、国の行政機関の求めに応じて原子力の安全の確保に関する業務を行うことができる。

7 区分経理

機構は、業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

8 特に必要がある場合の経済産業大臣の要求

経済産業大臣は、原子炉施設の安全な使用に支障を及ぼすおそれが生じた場合等において、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

9 主務大臣等

機構の主務大臣、主務省及び主務省令は、経済産業大臣、経済産業省、経済産業省令とする。

10 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法第2条第1項第1号に規定する職員には該当しないものとする。

11 施行期日

この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の業務については、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 2 機構の役員及び職員については、原子力安全分野に造詣の深い適切な人材を起用するよう十分配慮するとともに、原子力施設の検査等の事務に従事する職員については、原子力安全規制の被規制者からの独立性・中立性の確保を図る観点から、原子力事業者等からの出向者を充てないようすること。
- 3 機構の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、機構及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、経済産業大臣は、機構の役員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較できる形でわかりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 4 機構が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	知的財産基本法案	衆	14. 10. 18	14. 11. 15	14. 11. 26 可決 附帯	14. 11. 27 可決	14. 11. 1 経済産業	14. 11. 13 可決 附帯	14. 11. 14 可決
○14. 11. 15 参本会議趣旨説明 ○14. 11. 1 衆本会議趣旨説明									
43	独立行政法人日本貿易振興機構法案	衆	10. 21	11. 20	12. 3 可決 附帯	12. 4 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
○14. 11. 20 参本会議趣旨説明									
44	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 21	11. 20	12. 3 可決 附帯	12. 4 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
○14. 11. 20 参本会議趣旨説明									
45	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案	衆	10. 21	11. 20	12. 3 可決 附帯	12. 4 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
○14. 11. 20 参本会議趣旨説明									
46	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案	衆	10. 21	11. 20	12. 3 可決 附帯	12. 4 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
○14. 11. 20 参本会議趣旨説明									
47	独立行政法人中小企業基盤整備機構法案	衆	10. 21	11. 20	12. 3 可決 附帯	12. 4 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
○14. 11. 20 参本会議趣旨説明									
67	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	衆	10. 25	11. 11	11. 14 可決 附帯	11. 15 可決	10. 30 経済産業	11. 6 可決 附帯	11. 7 可決
68	中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案	衆	10. 25	11. 11	11. 14 可決 附帯	11. 15 可決	10. 30 経済産業	11. 6 可決 附帯	11. 7 可決
70	電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案	衆	11. 5	11. 29	12. 10 可決 附帯	12. 11 可決	11. 12 経済産業	11. 27 修正 附帯	11. 28 修正
○14. 11. 29 参本会議趣旨説明 ○14. 11. 12 衆本会議趣旨説明									
71	独立行政法人原子力安全基盤整備機構法案	衆	11. 5	11. 29	12. 10 可決 付帯	12. 11 可決	11. 12 経済産業	11. 27 可決 附帯	11. 28 可決
○14. 11. 29 参本会議趣旨説明 ○14. 11. 12 衆本会議趣旨説明									

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
154 回 5	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	木保 佳丈君 外3名 (14. 3. 6)			14. 7.19	継続審査				

【国土交通委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件であり、いずれも可決された。また、本委員会付託の請願2種類6件は、いずれも保留とされた。

〔法律案の審査〕

平成12年12月に策定された行政改革大綱を踏まえ、特殊法人等の見直し作業が行われた結果、平成13年12月、特殊法人等改革推進本部は、163の特殊法人及び認可法人を対象に、事業及び組織形態の見直し内容を個別に定めるとともに、各特殊法人等が共通的に取り組むべき改革事項を掲げた特殊法人等整理合理化計画を策定した。これにより、163の特殊法人等は大幅に整理され、118法人について、①17法人が廃止、②45法人が民営化等、③38法人が36の独立行政法人化すること等とされた。平成14年度には事業について講ずべき措置の具体化に取り組むとともに、組織形態についても、原則として平成14年度中に法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成15年度には具体化を図ることとされた。

その後、平成14年10月に至り、特殊法人等改革推進本部は、特殊法人等整理合理化計画に基づき特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等を行うに際しての基本方針となる「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」を決定した。

以上のような経緯を踏まえ、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、平成14年10月、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案を始めとする9法律案が内閣から衆議院に提出された。

これら9法律案は、①日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団、国際観光振興会、水資源開発公団、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構及び海上災害防止センターを解散して、独立行政法人である鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構及び海上災害防止センターを設立するため、それぞれ、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、②日本下水道事業団を地方公共団体が主体となって運営する法人に、また、日本勤労者住宅協会を民間法人に移行させ、さらに、帝都高速度交通営団を解散して、特殊会社である東京地下鉄株式会社を設立するため、それぞれ、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、9案を一括して議題とし、独立行政法人化等による改革の意義と効果、業務内容の見直しの妥当性、役員的人事及び報酬の在り方、営団地下鉄の民営化をめぐる諸問題等について質疑を行い、9案を一括して討論の後、いずれも多数をもって可決した。なお、9案に対して9項目にわたる附帯決議を付した。

一方、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案は、改革先行プログラム、規制改革推進3か年計画、マンション建替えの円滑化等に関する法律の成立等を踏まえ、内閣から衆議院に提出されたものである。

マンションに関しては、近年、建築後相当の年数が経過して建替えを必要とする建物が

増加しており、その建替えを円滑に進めるための制度の整備の必要性、また、現行の建物の区分所有等に関する法律については、建替え決議の要件が不明確なために区分所有者間の紛争が避けられないことや、適正な管理を行う上で十分に対応できないことが指摘されてきた。

このような中で、平成13年10月、経済対策閣僚会議において改革先行プログラムが決定され、平成13年度中に措置を講ずる事項として、マンションの建替えの事業を円滑化するための法制度の創設及び建替え要件見直し等区分所有法の改正に向けた試案の公表が盛り込まれた。また、総合規制改革会議の規制改革に関する第一次答申（平成13年12月）を受けて改定された規制改革推進3か年計画（平成14年3月）においては、マンションの建替えの円滑化のため、建替え要件を5分の4以上の合意のみとすることを含め、平成14年秋までに区分所有法の改正案を作成すべきものとされた。他方、区分所有法による建替え決議を前提として、法人格を有するマンション建替組合の設立、権利変換計画に基づく関係権利の再建マンションへの変換、危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進のための特別の措置等マンションの建替えの円滑化のための措置を講ずることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保を図ることを目的とするマンションの建替えの円滑化等に関する法律が第154回国会において成立している。

本法律案は、以上のような状況を踏まえ、最近における区分所有建物に関する建替え及び管理の実情等にかんがみ、共用部分の変更に係る決議要件の緩和、建物の管理等に関する規約の適正化に係る規定の整備、復旧決議に係る買取指定者の制度の創設、建替え決議の要件の合理化、団地内の建物の建替え承認決議の制度及び一括建替え決議の制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本法の目的とその効果、特別多数決議を要する共用部分の変更についての判断基準となる事例の集積、規約の設定、変更の適正化、建替え決議要件の緩和の妥当性、建替えにおける従前居住者の居住安定方策の充実、再生手法等によるマンションの長寿命化対策、団地型マンションの多様な建替え手法の開発等について質疑を行った後、修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は、多数をもって可決された。なお、本案に対して10項目にわたる附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

10月29日、扇国土交通大臣から国土交通行政の諸施策について説明を聴取した。

11月5日、質疑を行い、道路特定財源の用途及び税率、公共事業の入札・契約の在り方、地域の特徴をいかした地域振興方策、将来の日本の交通体系、我が国の観光振興策、高速道路料金の在り方、ETCの普及促進策、中小建設業者の資金繰り対策、旧国鉄職員のJR採用問題に係るILO勧告の取扱い、海上保安庁の不審船対策等の諸問題が取り上げられた。また、11月21日、同月14日に鹿児島県において行われた九州南西海域不審船事案に係る実情調査について、派遣委員から報告を聴取するとともに、不審船対策、土地税制の見直し、道路特定財源の用途、日朝国交正常化交渉の在り方、民間都市開発推進機構の事業とその影響、公共事業の在り方、タクシー事業の規制緩和等の諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について扇国土交通大臣から説明を聴いた。

○平成14年11月5日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路特定財源の用途及び税率に関する件、公共事業の入札・契約の在り方に関する件、地域の特色をいかした地域振興方策に関する件、将来の日本の交通体系に関する件、我が国の観光振興策に関する件、高速道路料金の在り方に関する件、E T Cの普及促進策に関する件、中小建設業者の資金繰り対策に関する件、旧国鉄職員のJ R採用問題に係るI L O勧告の取扱いに関する件、海上保安庁の不審船対策に関する件等について扇国土交通大臣、中馬国土交通副大臣、伊藤内閣府副大臣、岩城国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人日本道路公団総裁藤井治芳君に対し質疑を行った。

○平成14年11月12日（火）（第3回）

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成14年11月21日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 不審船対策に関する件、土地税制の見直しに関する件、道路特定財源の用途に関する件、日朝国交正常化交渉の在り方に関する件、民間都市開発推進機構の事業とその影響に関する件、公共事業の在り方に関する件、タクシー事業の規制緩和に関する件等について扇国土交通大臣、吉村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月26日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、増田法務副大臣、岩城国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年11月28日（木）（第6回）

- 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について参考人神戸大学大学院法学

研究科教授山田誠一君、愛知産業大学造形学部建築学科教授藤木良明君及び全国マンション管理組合連合会事務局長谷垣千秋君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、政府参考人及び参考人都市基盤整備公団理事中田雅資君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成14年12月3日（火）（第7回）

- 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第10号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）（衆議院送付）
- 独立行政法人国際観光振興機構法案（閣法第49号）（衆議院送付）
- 独立行政法人水資源機構法案（閣法第50号）（衆議院送付）
- 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）
- 日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）
- 東京地下鉄株式会社法案（閣法第53号）（衆議院送付）
- 独立行政法人自動車事故対策機構法案（閣法第54号）（衆議院送付）
- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上9案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月5日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）（衆議院送付）
- 独立行政法人国際観光振興機構法案（閣法第49号）（衆議院送付）
- 独立行政法人水資源機構法案（閣法第50号）（衆議院送付）
- 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）
- 日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）
- 東京地下鉄株式会社法案（閣法第53号）（衆議院送付）
- 独立行政法人自動車事故対策機構法案（閣法第54号）（衆議院送付）
- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上9案について扇国土交通大臣、吉村国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本鉄道建設公団総裁松尾道彦君に対し質疑を行った。

○平成14年12月10日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）（衆議院送付）
独立行政法人国際観光振興機構法案（閣法第49号）（衆議院送付）
独立行政法人水資源機構法案（閣法第50号）（衆議院送付）
日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）
日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）
東京地下鉄株式会社法案（閣法第53号）（衆議院送付）
独立行政法人自動車事故対策機構法案（閣法第54号）（衆議院送付）
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上9案について扇国土交通大臣、政府参考人及び参考人帝都高速度交通営団総裁土坂泰敏君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- （閣法第48号）賛成会派 自保、公明、社民
反対会派 民主、共産、国連
- （閣法第49号）賛成会派 自保、公明、社民
反対会派 民主、共産、国連
- （閣法第50号）賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、社民
- （閣法第51号）賛成会派 自保、民主の一部、公明
反対会派 民主の一部、共産、国連、社民
- （閣法第52号）賛成会派 自保、公明、社民
反対会派 民主、共産、国連
- （閣法第53号）賛成会派 自保、民主、公明、社民
反対会派 共産、国連
- （閣法第54号）賛成会派 自保、公明、社民
反対会派 民主、共産、国連
- （閣法第55号）賛成会派 自保、公明、社民
反対会派 民主、共産、国連
- （閣法第56号）賛成会派 自保、公明、社民
反対会派 民主、共産、国連

なお、9案について附帯決議を行った。

○平成14年12月12日（木）（第10回）

- 請願第61号外5件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、最近における区分所有建物に関する建替え及び管理の実情等にかんがみ、その建替えの円滑化及び管理の充実等を図る措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数決のみで、建替え決議をすることができることとする。
- 2 現行法における建替え決議に係る建物の敷地の範囲の同一性の要件につき、その要件を緩和し、建物の使用目的の同一性の要件につき、その要件を撤廃する。
- 3 建替え決議を会議の目的とする集会の招集通知の発出時期を集会の少なくとも2月前とするとともに、通知をするときは、議案の要領のほか、建替えを必要とする理由等の事項をも通知しなければならないこととする。
また、当該集会の1月前までに、招集の際に通知すべき事項に関する説明会を開催しなければならないこととする。
- 4 敷地を共有する団地内の建物の建替えについて、1棟の建替え決議に加え団地管理組合等の集会において議決権の4分の3以上の承認を得て当該1棟の建物の建替えを実施できることとする建替え承認決議の制度を創設し、各棟ごとの区分所有者及び議決権の各3分の2以上が賛成する場合に団地管理組合等の集会において区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数で団地内の全部の建物の一括建替えを実施できることとする一括建替え決議の制度を創設する。
- 5 共用部分の変更について、その形状又は効用の著しい変更を伴わないものについては区分所有者及び議決権の各過半数、その他のものについてはそれぞれの各4分の3以上の多数により決することとする。ただし、後者の区分所有者の定数は、建物の管理等に関する規約（以下「規約」という。）で過半数まで減ずることができることとする。
- 6 管理組合が法人となるための人数要件を撤廃する。
- 7 管理者及び管理組合法人は、共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金の請求及び受領に関し、区分所有者を代理することとする。

また、管理者及び管理組合法人は、規約又は集会の決議により、右の請求及び受領に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができることとする。

- 8 規約は、専有部分、共有部分等につき、これらの利用状況等及び区分所有者が支払った対価その他の事情を総合的に考慮して、区分所有者の利害の衡平が図られるように定めなければならないこととする。
- 9 建物の滅失した共用部分につき復旧する旨の決議があった場合において、決議賛成者はその全員の合意により、建物等に関する権利を買い取ることができる者を指定することができることとする。
- 10 団地内のマンション建替え事業について、建替え承認決議が行われた場合の権利変換計画の決定手続、一括建替え決議が成立した場合の組合の設立等につき所要の規定の整備を行う。
- 11 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

区分所有建物、特に、マンションについては、社会・経済情勢の変化、国民ニーズの多様化の中で、都市住民の居住形態として普及・定着してきている。その反面、近時、マンションをめぐる諸問題が発生しており、建設・管理・建替え等に係る諸施策について、都市・住宅政策等の幅広い観点から、その一層の整備拡充が図られるべきである。

このような状況を踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すとともに、マンションをめぐる諸情勢の変化に対応して、その制度の在り方の見直しを始め広範多岐にわたる視点から検討を加えるべきである。

- 1 共用部分の変更を実施する際の区分所有者の判断の参考に供するため、特別多数決を要することとなる具体的事例を集積し、その周知徹底に努めること。
- 2 区分所有者の利害の衡平を図る見地から、規約の設定・見直しが適切になされるよう、マンション分譲業者、区分所有者、管理組合等関係者に対し、十分な周知徹底を行うなど、特段の配慮をすること。
- 3 マンションの建替え及び大規模修繕に当たっては、居住者の意向が十分尊重されるよう努めること。
また、建替えに参加することが困難な高齢者等に対し、居住の安定のための方策を検討すること。
- 4 マンションの建替え及び大規模修繕に当たっては、その合意形成の円滑化を図るため、区分所有者等に対し極力早期の段階で的確かつ十分な情報開示がなされるよう努めるとともに、国、地方公共団体、専門家等による相談・情報提供体制の一層の整備に努めること。
- 5 団地型マンションの建替えについては、1棟建替えのほか、多様な手法の開発・導入を図り、円滑なマンションの建替え、従前居住者の居住の安定に寄与するよう工夫をすること。
- 6 社会・経済情勢や建物の状況に応じた的確な管理を実施することにより、マンションの有する効用が可能な限り維持・増進されるよう、管理組合に対する一層の支援を行うとともに、必要に応じ、中高層共同住宅標準管理規約等について見直しを行うなど、本法の効果的な運用が図られるようにすること。

- 7 環境保全、高齢者・障害者居住、良質なマンションストックの活用等の観点から、増改築等による既存マンションの再生手法の普及を図るなど、マンションの長寿命化が図られるよう積極的な取組を行うこと。
- 8 健全な中古マンション市場の育成に留意し、良好に管理され防災や居住環境の面で良質なマンションが適切に評価されるよう、マンションの劣化状況等に係る評価制度の普及を図るなど必要な措置を講ずるよう努めること。
- 9 新築又は既存のマンションの耐久性を向上させるため、スケルトン・インフィル住宅等の技術開発及びその普及のために必要な措置を講ずるよう努めること。
- 10 本法の施行に当たり、国土交通省は法務省及び関係行政機関との十分な連携を行うことにより、マンションの管理、建替え等に係るマンション法制の有機的な運用が図られるようにすること。
右決議する。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人である日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団を解散して独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)とする。
- 2 機構は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の都市機能の維持及び増進を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。
- 3 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。
- 4 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額及び日本政策投資銀行から出資があったものとされた金額の合計額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 5 機構に、役員として、理事長及び監事3人を置くとともに、副理事長1人及び理事8人以内を置くことができるものとする。また、理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 機構は、2の目的を達成するため、新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等、船舶の共有建造、高度船舶技術の研究開発及び実用化支援、運輸技術に関する基礎的研究、鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付、旧国鉄職員の年金の給付に

関する費用等の支払等の業務を行う。

- 7 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 信用基金、区分経理等、利益及び損失の処理の特例等に関して、所要の規定を設ける。
- 10 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、7に掲げる事項等は、同年7月1日から施行する。
- 11 日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、機構が承継するものとする。

【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案等9法律案に対する附帯決議】

現行の特殊法人等については、設立当時の社会的要請を概ね達成し、その役割が低下していること等が指摘されていることから、新法人への移行後も、財政支出を含め、事業の徹底した見直しを行い、適時、業務の必要性及び組織の在り方について検討を加えるべきである。

このような状況を踏まえ、政府は、各法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 独立行政法人等への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう、政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すこと。
- 2 独立行政法人等への移行後においても、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化に努めること。
- 3 独立行政法人につき、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定し、公正で客観性のある厳格な評価が行われるよう、評価者の任命及び評価の方法には十分配慮すること。
- 4 独立行政法人等の長及びその他の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう、十分配慮すること。
- 5 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当の水準を国家公務員等と比較できる形で公表すること。
- 6 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
- 7 日本下水道事業団の地方共同法人への移行に当たっては、下水道整備水準の地域格差是正に向けた事業展開を図るよう努めるとともに、整備率の低い地域においては、他の汚水処理施設を含め、その実施主体、整備手法等に関して地方の多様な選択が可能となるよう、積極的な情報提供と技術援助を行うこと。
- 8 空港周辺整備機構の独立行政法人への移行に当たっては、各種事業量の減少を踏まえ、その組織及び体制の合理化を図るよう努めること。
- 9 海上災害防止センターの独立行政法人への移行に当たっては、今後、大規模かつ複雑化する海上災害に対して適切に対処できるよう、蓄積された海上防災技術の維持向上を

図るとともに、原因者責任を明確にし、内外の各機関との一層の連携強化を通じて、効率的な防災体制の整備に努めること。

右決議する。

独立行政法人国際観光振興機構法案（閣法第49号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人国際観光振興会を解散して独立行政法人国際観光振興機構を設立することとし、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）とする。
- 2 機構は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。
- 3 機構は、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 5 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 機構は、2の目的を達成するため、外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内所の運営、通訳案内業法の規定に基づく試験の実施等の業務を行う。
- 7 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 利益及び損失の処理の特例等に関して、所要の規定を設ける。
- 10 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、7に掲げる事項等は、同年7月1日から施行する。
- 11 国際観光振興会は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び業務は、機構が承継するものとする。

【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人水資源機構法案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人水資源開発公団を解散して独立行政法人水資源機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）とする。
- 2 機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。
- 3 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。
- 4 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 5 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、副理事長1人及び理事5人以内を置くことができるものとする。また、理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 機構は、2の目的を達成するため、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発・利用のための施設の新築（水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築、機構が新築又は改築した施設、機構が承継した水資源開発公団の設置した施設等の管理等、委託に基づく水資源の開発・利用に関する調査等の業務を行う。
- 7 機構に係る通則法における主務大臣は、国土交通大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣とし、主務省及び主務省令は、国土交通省及び国土交通省令とする。ただし、業務運営事項に係る主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 事業実施計画、施設管理規程、河川法の特例、特定施設の操作に関する国土交通大臣の指揮、環境の保全、業務の実施に要する費用、財務及び会計（積立金の処分、長期借入金及び水資源債券等）等に関して、所要の規定を設ける。
- 10 この法律は、公布の日から施行する。ただし、水資源開発公団法の廃止に関する事項等は、平成15年10月1日から施行する。
- 11 水資源開発公団は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、機構が承継するものとする。

【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、認可法人日本下水道事業団について、これを地方公共団体が主体となって運営する法人とするための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）に対する政府の出資を廃止する。事業団が保有する資産に係る減価償却等の額の累計額の合計額に2分の1を乗じて得た額については、政府の出資はなかったものとし、それにより減額された政府の出資金は、政府の一般会計から事業団に対し無利子で貸付けられたものとする。
- 2 現在法律で定められている役員の定数、任期、選任方法等について定款により定めることとし、理事長及び監事の国土交通大臣の任命を廃止し、事業団が役員を解任できることとするほか、役員の選任及び解任は国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- 3 評議員会の定数に関する規定を廃止し、定款で定めることとするほか、その構成員として、知事、市長及び町村長の全国的連合組織がそれぞれ推薦する知事、市長及び町村長を加える。
- 4 定款の変更、役員の選任及び解任等の事項は、評議員会の議決を経なければならないこととするほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ事業団の業務運営に関する重要事項を調査審議する。
- 5 下水汚泥広域処理事業を廃止し、既設のものについては、地方公共団体に譲渡するまでの間、事業団において行うこととする。
- 6 国土交通大臣の資金計画に関する認可及び財務諸表の承認等を廃止する。
- 7 所要の罰則規定を設ける。
- 8 この法律は、一部を除き、平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案（閣法第52号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人日本勤労者住宅協会について、これを民間法人化するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 総務省設置法に基づく特殊法人に関する同省の審査等の権限は、日本勤労者住宅協会（以下「協会」という。）には、適用しない。
- 2 協会の役員及び評議員会の定数、役員及び評議員の任期等について、協会の定款により定めるものとする。
- 3 協会の資金計画に係る国土交通大臣の認可を廃止する。

- 4 所要の罰則規定を設ける。
- 5 この法律は、平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

東京地下鉄株式会社法案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人帝都高速度交通営団を解散して東京地下鉄株式会社を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）は、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を営営することを目的とする株式会社とする。
- 2 会社は、鉄道事業及びこれに附帯する事業以外の事業を営むことができるものとする。
- 3 新株等の発行、代表取締役等の選定等の決議、定款の変更等の決議については、国土交通大臣の認可を受けなければならないこと等について定めるものとする。
- 4 国土交通大臣による監督上必要な命令並びに報告及び検査について定めるものとする。
- 5 国土交通大臣は、新株等の発行及び利益の処分等の決議について認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。
- 6 所要の罰則規定を設ける。
- 7 この法律は、公布の日から施行する。ただし、帝都高速度交通営団法の廃止及び同法の廃止に伴う経過措置の規定等は、平成16年4月1日から施行する。
- 8 国及び会社の成立の時に株式の譲渡を受けた地方公共団体は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、この法律の施行の状況を勘案し、できる限り速やかにこの法律の廃止、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 9 国土交通大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせるものとする。こと等会社の設立の手續等に関し必要な事項について定めるものとする。
- 10 会社は、平成16年4月1日に成立するものとする。
- 11 帝都高速度交通営団は、会社の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、会社が承継するものとする。

【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人自動車事故対策機構法案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、認可法人自動車事故対策センターを解散して独立行政法人自動車事故対策機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）とする。
- 2 機構は、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者の身体的又は財産的被害の回復に資するための支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。
- 3 機構は、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 機構の資本金は、政府等から出資があったものとされた金額とする。政府は、機構が国土交通大臣の認可を受けて資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。
- 5 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができるものとする。また、役員任期について所要の規定を設ける。
- 6 機構は、2の目的を達成するため、自動車運送事業の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導及び講習、自動車の運転者に対する適性診断、後遺障害者の治療及び養護を行う施設の設置及び運営、後遺障害者に対する介護料の支給、被害者に対する資金の貸付け等の業務を行う。
- 7 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 利益及び損失の特例等に関して、所要の規定を設ける。
- 10 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、7に掲げる事項等は、同年7月1日から施行する。
- 11 自動車事故対策センターは、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、機構が承継するものとする。

【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、認可法人空港周辺整備機構を解散して独立行政法人空港周辺整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）とする。
- 2 機構は、周辺整備空港（大阪国際空港、福岡空港）の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。
- 3 機構は、主たる事務所を大阪府に置く。
- 4 機構の資本金は、この法律の定めるところにより政府等から出資があったものとされた金額の合計額とする。また、資本金の増加等その他所要の規定を設ける。
- 5 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができる。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 機構は、2の目的を達成するため、空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他緩衝地帯、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地等の造成、管理及び譲渡を行い、並びに周辺整備空港に係る住宅の騒音防止工事に関し助成する等の業務を行う。
- 7 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 利益及び損失の処理の特例等、長期借入金及び空港周辺整備債券、政府からの資金の貸付け等に関して所要の規定を設ける。
- 10 空港周辺整備機構は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、国等が継承する資産を除き、その一切の権利及び義務は、機構が承継するものとする。
- 11 この法律は、一部を除き、平成15年10月1日から施行する。

【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、認可法人海上災害防止センターを解散して独立行政法人海上災害防止センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）とする。
- 2 センターは、海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置の実施、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
- 3 センターは、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 センターの資本金は、政府等から出資があったものとされた金額の合計額とする。政府は、センターが国土交通大臣の認可を受けて資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。
- 5 センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 センターは、2の目的を達成するため、海上防災のための措置の実施、海上防災のための措置に必要な資機材の保有、海上防災訓練、調査研究、情報の収集・整理・提供、指導・助言、国際協力の推進等の業務を行う。
- 7 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 基金、区分経理、利害及び損失の処理の特例等に関して、所要の規定を設ける。
- 10 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、7に掲げる事項等は、同年7月1日から施行する。
- 11 海上災害防止センターは、センターの成立の時ににおいて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、センターが承継するものとする。

【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
10	建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	14. 10.18	14. 11.20	14. 12.3 可決 附帯	14. 12.4 可決	14. 11.5 国土交通	14. 11.15 可決 附帯	14. 11.19 可決
48	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案	衆	10.21	11.20	12.10 可決 附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
49	独立行政法人国際観光振興機構法案	衆	10.21	11.20	12.10 可決 附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
50	独立行政法人水資源機構法案	衆	10.21	11.20	12.10 可決 附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
51	日本下水道事業団法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.10 可決 附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
52	日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.10 可決 附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
53	東京地下鉄株式会社法案	衆	10.21	11.20	12.10 可決 附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
54	独立行政法人自動車事故対策機構法案	衆	10.21	11.20	12.10 可決 附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
55	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.10 可決 附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
56	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.10 可決 附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決 附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						

(注) 附帯 附帯決議

【環境委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院（154回国会）提出1件であり、可決された。

また、本委員会付託の請願1種類2件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

自然再生推進法案は、154回国会に衆議院に提出され、同院で継続審査となり、今国会、同院で修正され、本院に提出されたものである。その内容は、自然と共生する社会の実現を図るとともに、地球環境の保全に寄与するため、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生推進基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進しようとするものである。委員会においては、自然再生事業と公共事業との関係、自然再生協議会等の構成員の在り方、本法律案におけるNPO等の位置付け等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。質疑を終了し、日本共産党より、中央自然環境調査委員会の設置等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、7項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月5日、環境及び公害問題等に関する調査を行うことを決定した。鈴木環境大臣より、環境行政に対する発言があった。

同月7日、環境問題に対する環境大臣の基本的認識、京都議定書の目標達成に向けての環境と経済の両立策、地球温暖化防止対策と環境税の導入問題、環境教育の振興策、産業廃棄物処理の現状と産業廃棄物処理税の導入の必要性、東京大気汚染訴訟第一審判決をめぐる諸問題、合併処理浄化槽の推進等健全な水循環の在り方、国際協力銀行の環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申し立て問題等について質疑を行った。

同月19日、埼玉県における自然再生事業に関する実情調査のため、荒川中流「三ツ又沼ビオトープ」及び「くぬぎ山地区」を視察した。

(2) 委員会経過

○平成14年11月5日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年11月7日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境問題に対する環境大臣の基本的認識に関する件、京都議定書の目標達成に向けての環境と経済との両立策に関する件、地球温暖化防止対策と環境税の導入に関する件、環境教育の推進策に関する件、産業廃棄物処理の現状と産業廃棄物処理税の導入に関する件、東京大気汚染公害訴訟第一審判決をめぐる諸問題に関する件、合併処理浄化槽の推進等健全な水循環の在り方に関する件、国際協力銀行の環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立てに関する件等について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、岩城国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事志賀櫻君に対し質疑を行った。

○平成14年11月26日（火）（第3回）

- 自然再生推進法案（第154回国会衆第46号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員谷津義男君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田端正広君から説明を聴いた。

○平成14年11月28日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 自然再生推進法案（第154回国会衆第46号）（衆議院提出）について参考人グラウンドワークおおたかの森トラスト代表足立圭子君、日本湿地ネットワーク菅波完君、財団法人日本生態系協会会長池谷奉文君及び第二東京弁護士会公害対策・環境保全委員会委員関口佳織君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月3日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自然再生推進法案（第154回国会衆第46号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員山本公一君、同谷津義男君、発議者・修正案提出者衆議院議員奥田建君、同田端正広君、鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、望月環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（第154回国会衆第46号） 賛成会派 自保、民主、公明
反対会派 共産、国連

なお、附帯決議を行った。

○平成14年12月12日（木）（第6回）

- 請願第76号外1件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

自然再生推進法案（第154回国会衆第46号）

【要旨】

本法律案は、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図るとともに、地球環境の保全に寄与するため、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律において「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すため、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、自然環境の保全、再生、創出等を行うことをいうこととする。
- 2 自然再生についての基本理念を明らかにするとともに、政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための自然再生基本方針を定めなければならないこととする。
- 3 「自然再生事業」を、自然再生を目的として、地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施される地域主導の事業と位置付け、事業の着手後も自然再生の状況を監視し、その結果を当該事業に反映させるという順応的な方法により実施されなければならないこととする。
- 4 自然再生事業を実施するに際しては、その実施者が地域住民、専門家、関係行政機関等とともに「自然再生協議会」を組織することとする。また、この協議会における協議結果に基づき、自然再生事業を実施することとする。
- 5 国及び地方公共団体の責務として、地域住民、特定非営利活動法人等が実施する自然再生事業について必要な協力をするよう努める旨を定め、国及び地方公共団体は自然再生を推進するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めることとする。
- 6 環境省、農林水産省、国土交通省等の職員で構成する「自然再生推進会議」を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うこととする。また、その際には、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する「自然再生専門家会議」の意見を聴くこととする。
- 7 この法律は、平成15年1月1日から施行する。また、施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本法に基づく自然再生事業は、従来からの公共事業の延長として行われるものではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として実施される旨を周知徹底すること。
また、全ての自然再生事業において、工事等を行うことを前提としない自然の回復力に任せることにより自然再生を行う方法も十分考慮すること。
- 2 自然再生における客観的かつ科学的知見に基づく評価の重要性にかんがみ、自然再生

全体構想の作成に当たっての調査及びその評価方法を自然再生基本方針に明記すること。また、自然再生協議会は、自然再生が地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されるよう十分留意すること。さらに、当該自然再生事業の事前・事後を通じ、その科学的評価結果を踏まえた自然再生事業実施計画の作成又は見直しに関する事項について自然再生基本方針に明記すること。

- 3 自然再生協議会の組織・運営の適正化を図るため、同協議会の組織化に当たっての幅広い参画機会の確保及び外部からの意見聴取や情報公開の徹底等、透明性確保に関する事項を自然再生基本方針に明記すること。
- 4 自然再生事業の対象となる区域については、あらかじめ当該区域の自然環境の特性について専門家の参加のもと適切かつ十分な調査が行われ、自然再生の必要性が客観的かつ科学的に明らかにされた区域とすること。
- 5 自然再生専門家会議においては、個々の自然再生事業の実施状況についても把握するとともに、外部からの幅広い意見聴取に努めること。また、同専門家会議及び自然再生推進会議においては、情報公開の徹底を図ることによって、その透明性の確保に努めること。
- 6 自然再生事業の実施に当たっては、自然再生協議会へのNPO等の参加についてその公平性の確保に努めるとともに、NPO等の主体的役割の確保を図り、NGO等が従来から地域で行っていた自然再生に関する取組についても十分尊重すること。また、その自主性を尊重しつつ、NPO等に対する財政的・技術的支援措置を講ずるよう努めること。
- 7 地方公共団体が地域の自然環境の特性等に応じた自然再生に関する施策を策定し、及び実施することにつき、これを十分尊重するとともに、必要な支援措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
154 回 46	自然再生推進法案	谷津 義男君 外6名 (14. 7. 24)		14. 11. 19	14. 11. 25	14. 12. 3 可決 附帯	14. 12. 4 可決	14. 10. 18 環境	14. 11. 19 修正	14. 11. 19 修正

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

【 国家基本政策委員会 】

(1) 審議概観

第155回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を2回開き討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、2回開かれ、鳩山由紀夫君、志位和夫君、小沢一郎君（第2回のみ）、土井たか子君が発言者となって、小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。

10月30日の合同審査会（第1回）では、瓦力衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、石井紘基議員刺殺事件、銀行の不良債権処理問題、補正予算提出の有無、中小企業の苦況の現状、日朝国交正常化交渉、アメリカのイラク攻撃問題、北朝鮮の核開発計画等について討議が行われた。

11月6日の合同審査会（第2回）では、江田五月参議院国家基本政策委員長が会長を務め、政府の総合デフレ対策、住宅・教育ローン利子減税実施、個人保証制度の充実、企業再起のための助成対策、キャピタルゲイン非課税制度、大島理森農水相の辞任要求、政府の不良債権処理策、チェチェン武装勢力によるモスクワ劇場占拠事件、アメリカのイラク先制攻撃等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年10月23日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成14年10月30日（水）（合同審査会 第1回）

- 国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、志位和夫君及び土井たか子君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

○平成14年11月6日（水）（合同審査会 第2回）

- 国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、志位和夫君、小沢一郎君及び土井たか子君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

【 予 算 委 員 会 】

(1) 審議概観

第155回国会において、本委員会は予算の執行状況に関する調査を行った。

〔国政調査等〕

小泉内閣の所信に対する本会議での各党代表質問を受けて、10月25日、予算の執行状況に関する調査として予算委員会が開かれ質疑が行われた。

質疑では、デフレに対する認識、不良債権処理問題、大島農相の前秘書官口利き疑惑、インフレターゲット政策、日朝国交正常化交渉、北朝鮮拉致問題、景気対策と補正予算の必要性、総合デフレ対策、構造改革特区とカジノ、市町村合併への取組、財政健全化とプライマリーバランス、奨学金支給開始時期の在り方、社会保障負担増の影響、国立大学の独立行政法人化、義務教育の国立学校化、集团的自衛権、米国のイラク攻撃問題等が取り上げられた。

また、11月25日、予算の執行状況に関する調査として予算委員会が開かれ、経済問題を中心とする集中審議が行われた。

質疑では、補正予算編成と景気対策の必要性、不良債権処理策、資産デフレの深刻さに対する政府の認識、中小企業対策、円安誘導策、大島農相の前秘書官口利き疑惑、清水達雄参議院議員の党費肩代わり問題、公共事業の在り方、北朝鮮による拉致被害者問題、不良債権処理の背景と米国の意図、バブル崩壊後の自殺者の推移、法人税の減税問題等が取り上げられた。

基本政策

予 算

(2) 委員会経過

○平成14年10月22日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年10月25日（金）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について小泉内閣総理大臣、大島農林水産大臣、福田内閣官房長官、竹中国務大臣、平沼経済産業大臣、扇国土交通大臣、塩川財務大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、森山法務大臣、谷垣国家公安委員会委員長、鴻池国務大臣、片山総務大臣、遠山文部科学大臣、坂口厚生労働大臣、石原国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成14年11月25日（月）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、経済問題を中心とする諸問題に関する件について小泉内閣総理大臣、塩川財務大臣、竹中国務大臣、片山総務大臣、谷垣国務大臣、坂口厚生労働大臣、平沼経済産業大臣、大島農林水産大臣、扇国土交通大臣、森山法務大臣、弘友環境副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成14年12月12日（木）（第4回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【 決算委員会 】

(1) 審議概観

〔平成11・12年度決算外2件の審査〕

平成11年度決算及び国有財産関係2件は、第151回国会の召集日である平成13年1月31日に提出された。このうち、11年度決算については、同年11月28日の本会議において、財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された。また、国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された。その後、第153回国会閉会後の同年12月11日、全般的質疑（第1回）を行った（11年度決算外2件の概要については『審議概要（第153回国会）』51ページ及び161ページを参照）。

平成12年度決算及び国有財産関係2件は、第154回国会の召集日である14年1月21日に提出された。このうち、12年度決算については、同年5月8日の本会議において、財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された。また、国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された（12年度決算外2件の概要については『審議概要（第154回国会）』78ページ及び337ページを参照）。

平成12年度決算外2件の委員会付託を受け、第154回国会の14年5月20日、財務大臣から平成12年度決算外2件の概要説明を、会計検査院長から平成12年度決算検査報告及び平成12年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。その後、11年度決算外2件及び12年度決算外2件を一括して審査することとし、第154回国会中に全般的質疑（第1回）を行った。

第154回国会閉会後は、全般的質疑（第2回）、省庁別審査8回を行った後、締めくくりの総括的質疑（第1回）に入り、各省大臣に対して質疑を行った。そして、第155回国会では、締めくくりの総括的質疑（第2回）を行い、内閣総理大臣及び各省大臣に対して質疑を行った。

第154回国会閉会後に行われた質疑の主な項目は、①決算の早期提出、②赤字国債発行と財政規律、③不良債権処理問題、④ペイオフ解禁の妥当性、⑤地方財政の悪化と交付税特会の借入金問題、⑥ODAの在り方、⑦BSE対策と偽装事件、⑧東京電力における原子力発電所自主点検作業記録隠ぺい事件、⑨道路特定財源の一般財源化、などである。

なお、14年10月16日の委員会において、締めくくりの総括的質疑（第1回）に先立ち、財務大臣から平成10年度決算に関する参議院の議決について内閣が講じた措置の内容の説明を聴取した外、内閣総理大臣から参議院議長に対して、文書による報告が行われた。

平成10年度決算に関する警告決議に対して内閣の講じた措置を、警告決議と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	警告議決に対し内閣の講じた措置
(1)内閣総理大臣の外国訪問に際して使用された内閣官房報償費について、内閣官房及び外務省における執行体制の不備によっ	(1)内閣官房報償費についての不祥事の再発防止と適正かつ厳正な執行による国民の信頼確保については、まず、総理外国訪問に

て、その一部が要人外国訪問支援室長の任にあった外務省職員により私的に流用され、当該職員が詐欺容疑で逮捕・起訴されるに至ったことは言語道断であり、国民の信頼を著しく損なう事態を招いたことは、極めて遺憾である。

政府は、執行体制の見直しを図るなど不祥事の再発防止に万全を期し、内閣官房報償費の適正かつ厳正な執行に努めるとともに、報償費の在り方について抜本的な見直しを検討すべきである。

係る内閣官房と外務省との間における事務及び経費の分担の明確化を図るため、内閣官房において、平成12年度当初から、総理外国訪問に当たっての総理大臣及び官房副長官の宿泊費については施設借上費として庁費により支弁し、平成12年8月より、旅費法の運用方針の改正に伴い、内閣官房職員の宿泊費については実費支給とするなど、既に見直しを行ったところである。

平成13年度においては、総理外国訪問に伴う総理大臣及び官房副長官以外の内閣官房職員の宿泊費についても、施設借上費として庁費により支弁することとし、また、現地で必要となる自動車の借料等の庁費の支払については、外務省に支出委任を行い、会計責任の明確化を図るなどの改善措置を講じたところである。

さらに、平成14年度予算においては、総理外国訪問における内閣官房及び外務省の各々の事務分担を明確に定め、その事務の分担に応じ自らの責任において予算を計上し、執行するとの観点から、総理外国訪問に伴う経費のうち総理大臣及び官房副長官を含めた内閣官房職員分の宿泊に関する経費以外は外務省に一元化して予算計上したところである。

次に、内閣官房報償費の執行体制の整備、内部確認、監査体制の構築については、平成14年4月に、「内閣官房報償費の取扱いに関する基本方針」等を定め、

- ①毎年度の報償費の執行方針を明らかにすること、
- ②事務補助者の範囲を明確にすること、
- ③報償費の支払に関する関係書類の記録、管理及び内部確認等のルールを定めること

など、執行体制の整備等を行い、平成14年度より当該基本方針等に基づき、一つ一つ吟味を行った上で、厳正かつ効果的な執行

	<p>に努めているところである。</p> <p>今後とも、内閣官房の報償費の執行に当たっては、一層厳正かつ効果的な執行の徹底を図り、不祥事の再発防止及び国民の信頼回復に努めてまいる所存である。</p>
<p>(2)日本体育・学校健康センターによるスポーツ振興基金助成金及び財団法人日本オリンピック委員会による民間スポーツ振興費等補助金の事業において、実施されていない事業への支出、同一事業に対する助成金と補助金の二重払いなどの不当支出が連年にわたり行われていたことが、平成10年度決算検査報告で指摘されたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、補助金等の経理の適正化を図るよう、両法人の審査体制に対し改善の指導を行い、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(2)スポーツ振興基金助成金及び民間スポーツ振興費等補助金に係る不当支出については、その再発を防止し、補助金等の経理の適正化を図るため、区分経理や証拠書類の整備の徹底など、助成金及び補助金の交付要綱等の改正を実施したところである。</p> <p>また、日本体育・学校健康センター及び財団法人日本オリンピック委員会に対し、補助金等の適正な執行について指導を行うとともに、不適切な経理を行った団体に対して、原因の究明、その改善について指導を行い、併せて補助金等の受給団体を対象として、補助金等の適正な執行についての研修会を開催したところである。</p> <p>今後とも、補助金等の経理の適正化を図るよう日本体育・学校健康センター及び財団法人日本オリンピック委員会に対し、指導を徹底し再発防止に万全を期す所存である。</p>
<p>(3)財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団において、事業目的を逸脱した運営がなされ、同事業団の前理事長等が背任容疑で逮捕・起訴されるなど、同事業団に対する旧労働省の指導監督が十分徹底していなかったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、同事業団を始めとする公益法人に対して、検査体制の見直し、外部監査の導入等の措置を講じるなど、指導監督を徹底するとともに、今後の公益法人制度の抜本的改革の必要性が指摘されていることをも踏まえ、その適正な運営の確保に努めるべきである。</p>	<p>(3)財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団を始めとする公益法人の適正な運営の確保については、公益法人の検査要領の全面的な見直し、公益法人担当職員に対する定期的な研修の実施、少なくとも3年に1回の立入検査の実施、一定規模以上の公益法人に対する外部監査の導入の要請、インターネットによるディスクロージャーの推進等、指導監督の徹底を図っているところである。</p> <p>今度とも、公益法人の適正な運営の確保に努めてまいる所存である。</p>

12月9日の委員会において、締めくくりの総括的質疑（第2回）を終局した後、委員長

より平成11・12年度決算の議決案が示された。その内容は「1. 平成11年度決算は、これを是認する。2. 平成12年度決算は、これを是認する。3. 内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。(以下8項目<略>)」というものである。

討論では、民主党・新緑風会より、平成11・12年度決算については是認することに反対、平成11・12年度国有財産関係2件については是認することに賛成、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられ、自由民主党・保守党及び公明党より、平成11年度決算外2件及び平成12年度決算外2件については是認することに賛成するとともに、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられ、日本共産党より、平成11・12年度決算並びに平成11・12年度国有財産増減及び現在額総計算書については是認することに反対、平成11・12年度国有財産無償貸付状況総計算書については是認することに賛成、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられ、社会民主党・護憲連合より、平成11年度決算外2件及び平成12年度決算については是認することに反対、平成12年度国有財産関係2件については是認することに賛成、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、採決の結果、平成11・12年度決算はいずれも多数をもって是認すべきものと議決され、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決された。また、平成11・12年度国有財産関係2件はいずれも多数をもって是認すべきものと議決された。

内閣に対する警告の骨子は、①防衛庁における事務手続の適正化と入札及び契約事務の透明性、公正性の確保、②郵政官署の渡切費に係る不適正経理と再発防止、③外務省における「プール金」問題と公金管理の適正化、④核燃料サイクル開発機構における不適正経理の再発防止、⑤健康保険及び厚生年金保険に係る保険適用の適正化、⑥佐世保重工業株式会社及びその関連会社による雇用保険三事業の助成金の不正受給、⑦BSE問題に係る行政対応の不備と食に対する安全の確保、⑧東京電力株式会社を始めとする電気事業者の原子力発電所における記録改ざん等の不正と経済産業省の対応の不備、である(全文は本誌Ⅲの3【決算に対する議決】を参照されたい)。

(2) 委員会経過

○平成14年8月8日(木)(第154回国会閉会後第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成11年度決算外2件及び平成12年度決算外2件について塩川財務大臣、福田国務大臣、坂口厚生労働大臣、川口外務大臣、平沼経済産業大臣、竹中経済財政政策担当大臣、森山法務大臣、柳澤金融担当大臣、武部農林水産大臣、大木環境大臣、尾辻財務副大臣、若松総務副大臣、杉浦外務副大臣、大島経済産業副大臣、佐藤国土交通副大臣、岸田文部科学副大臣、村田内閣府副大臣、杉浦会計検査院長、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成14年8月28日(水)(第154回国会閉会後第2回)

- 平成11年度決算外2件中、郵政省、自治省、総務庁及び公営企業金融公庫関係並びに平成12年度決算外2件中、総務省及び公営企業金融公庫関係について片山総務大臣、尾辻財務副大臣、若松総務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成14年8月29日(木)(第154回国会閉会後第3回)

- 平成11年度決算外2件中、国会、会計検査院、大蔵省、金融再生委員会、金融監督庁、国民生活金融公庫、北海道東北開発公庫、環境衛生金融公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行、日本政策投資銀行及び国際協力銀行関係並びに平成12年度決算外2件中、国会、会計検査院、財務省、金融庁、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行関係について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、川村参議院事務総長、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣、滝総務大臣政務官、杉浦会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局、参考人国際協力銀行副総裁神信一君、日本政策投資銀行総裁小村武君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成14年9月11日(水)(第154回国会閉会後第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成11年度決算外2件中、運輸省、建設省、北海道開発庁、環境庁、国土庁及び住宅金融公庫関係並びに平成12年度決算外2件中、国土交通省、環境省及び住宅金融公庫関係について大木環境大臣、扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年9月12日(木)(第154回国会閉会後第5回)

- 平成11年度決算外2件中、皇室費、内閣、総理府本府、経済企画庁、沖縄開発庁及び沖縄振興開発金融公庫関係並びに平成12年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府及び沖縄振興開発金融公庫関係について竹中経済財政政策担当大臣、福田国務大臣、石原規制改革担当大臣、尾身沖縄及び北方対策担当大臣、安倍内閣官房副長官、植竹外務副大臣、松下内閣府副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行企画室審議役山口廣秀君に対し質疑を行った。

○平成14年9月25日（水）（第154回国会閉会後第6回）

- 平成11年度決算外2件中、農林水産省、通商産業省、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門関係並びに平成12年度決算外2件中、農林水産省、経済産業省、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門関係について武部農林水産大臣、平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、若松総務副大臣、古屋経済産業副大臣、村田内閣府副大臣、野間農林水産副大臣、松経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成14年9月26日（木）（第154回国会閉会後第7回）

- 平成11年度決算外2件中、外務省及び防衛庁関係並びに平成12年度決算外2件中、外務省及び防衛庁関係について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、萩山防衛庁副長官、植竹外務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成14年10月2日（水）（第154回国会閉会後第8回）

- 平成11年度決算外2件中、厚生省及び労働省関係並びに平成12年度決算外2件中、厚生労働省関係について坂口厚生労働大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成14年10月3日（木）（第154回国会閉会後第9回）

- 平成11年度決算外2件中、法務省、文部省、警察庁、科学技術庁及び裁判所関係並びに平成12年度決算外2件中、法務省、文部科学省、警察庁及び裁判所関係について遠山文部科学大臣、森山法務大臣、谷垣国家公安委員会委員長、安倍内閣官房副長官、渡海文部科学副大臣、河村文部科学副大臣、谷口財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、根本内閣府副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成14年10月16日（水）（第154回国会閉会後第10回）

- 平成10年度決算についての警告に対する政府の措置について塩川財務大臣から説明を聴いた。
- 平成11年度決算外2件及び平成12年度決算外2件について鴻池国務大臣、坂口厚生労働大臣、平沼経済産業大臣、片山総務大臣、塩川財務大臣、遠山文部科学大臣、福田内閣官房長官、扇国土交通大臣、細田沖繩及び北方対策担当大臣、鈴木環境大臣、河村文部科学副大臣、加藤総務副大臣、茂木外務副大臣、鴨下厚生労働副大臣、杉浦会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成14年12月9日（月）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成11年度決算外2件及び平成12年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成11年度決算外2件及び平成12年度決算外2件について小泉内閣総理大臣、竹中国務大臣、塩川財務大臣、石原国務大臣、福田国務大臣、坂口厚生労働大臣、川口外務大臣、扇国土交通大臣、大島農林水産大臣、平沼経済産業大臣、中馬国土交通副大臣、矢野外務副大臣、根本内閣府副大臣、鴨下厚生労働副大臣、杉浦会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行い、討論の後、

平成11年度一般会計歳入歳出決算、平成11年度特別会計歳入歳出決算、平成11年度国税収納金整理資金受払計算書、平成11年度政府関係機関決算書及び平成12年度一般会計歳入歳出決算、平成12年度特別会計歳入歳出決算、平成12年度国税収納金整理資金受払計算書、平成12年度政府関係機関決算書を議決し、

平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書、平成12年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成12年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

石破防衛庁長官、片山総務大臣、川口外務大臣、遠山文部科学大臣、坂口厚生労働大臣、大島農林水産大臣及び平沼経済産業大臣から発言があった。

(平成11年度一般会計歳入歳出決算、平成11年度特別会計歳入歳出決算、平成11年度国税収納金整理資金受払計算書、平成11年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自保、公明、国連

反対会派 民主、共産、社民

(平成12年度一般会計歳入歳出決算、平成12年度特別会計歳入歳出決算、平成12年度国税収納金整理資金受払計算書、平成12年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自保、公明、国連の一部

反対会派 民主、共産、国連の一部、社民

(警告決議)

賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

(平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

(平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 社民

(平成12年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部、社民

反対会派 共産、国連の一部

(平成12年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連の一部、社民

反対会派 国連の一部

○平成14年12月11日（水）（第2回）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・決算その他（6件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成11年度一般会計歳入歳出決算、平成11年度特別会計歳入歳出決算、平成11年度国税収納金整理資金受払計算書、平成11年度政府関係機関決算書	13. 1. 31 (151回)	13. 11. 28	14. 12. 9 議決	14. 12. 11 議決			
○第153回国会 13. 11. 28 財務大臣報告							
平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書	13. 1. 31 (151回)	11. 28	12. 9 議決	12. 11 議決			
平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書	13. 1. 31 (151回)	11. 28	12. 9 議決	12. 11 議決			
平成12年度一般会計歳入歳出決算、平成12年度特別会計歳入歳出決算、平成12年度国税収納金整理資金受払計算書、平成12年度政府関係機関決算書	14. 1. 21 (154回)	14. 5. 8	12. 9 議決	12. 11 議決	14. 10. 18 決算行監	14. 12. 6 議決	14. 12. 10 議決
○第154回国会 14. 5. 8 財務大臣報告							
平成12年度国有財産増減及び現在額総計算書	14. 1. 21 (154回)	5. 8	12. 9 議決	12. 11 議決	10. 18 決算行監	12. 6 議決	12. 10 議決
平成12年度国有財産無償貸付状況総計算書	14. 1. 21 (154回)	5. 8	12. 9 議決	12. 11 議決	10. 18 決算行監	12. 6 議決	12. 12 議決

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において、本委員会は、「公務員制度改革に関する件」をテーマに調査を行い、**公務員制度改革に関する決議**を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

今国会においては、前国会での論議の状況を踏まえ「公務員制度改革に関する件」をテーマに調査を行うこととし、関係府省からの説明聴取、有識者からの意見聴取、委員相互間における意見交換等を通じ、集中的に調査した。

まず、11月11日、公務員制度改革への取組について石原国務大臣から説明を聴取するとともに中島人事院総裁から公務員制度改革についての所見を聴取した。

次に、11月18日、「公務員制度改革に関する件」について政府及び人事院に対し質疑を行った。質疑では、早期勸奨退職慣行の是正に向けた取組、再就職に係る大臣承認制の是非、能力等級制度の在り方、人事管理のための政令の制定と憲法第15条との関係、行政改革推進事務局と人事院が意思統一を図る必要性、労働基本権の制約と人事院の代償機能の在り方、採用試験制度の在り方、内閣と人事院の機能分担の在り方、キャリアシステム見直しに向けた取組、定年制の在り方、特殊法人等への天下り規制の必要性、I種採用試験合格者数の大幅増加への是非等の諸問題が取り上げられた。

また、11月25日、参考人として財団法人地方自治研究機構理事長石原信雄君、慶應義塾大学法学部教授・弁護士小林節君を招き、意見を聴取した後、ILO勧告の公務員制度改革に与える影響、人事院の機能縮小と労働基本権回復の関係、能力等級制度導入に伴う評価方法と留意点、再就職に係る内閣関与の在り方、公務員制度改革大綱策定過程の密室性、公務員制度調査会答申と大綱の関係、キャリアシステムの在り方、公務員不祥事の原因、研修制度の在り方、改革のタイムスケジュールの妥当性等の諸問題について質疑を行った。

12月2日、これまでの調査の中で委員及び参考人から提示された意見及び課題について整理・検討するため、各党派代表による意見表明の後、委員相互間で意見交換を行った。この中では、天下りの規制、再就職に係る大臣承認制の是非、早期勸奨退職慣行の是正、能力等級制度における公平・公正性の確保、内閣と人事院が十分に意見調整をする必要性、官民及び国と地方公共団体間の人事交流の促進、労働基本権の在り方、女性の採用・登用の拡大等について意見が出された。

以上の調査を行った結果、改革の進め方等について取り組むべき課題があること、今後その動向を継続して注視していく必要があることで意見が一致し、12月11日、公務員が国民全体の奉仕者として中立・公正性を確保し、公務の民主的かつ能率的な運営を国民に保障するという公務員制度の理念に配意し、関係者間で十分な協議を行い、真に国民から期待され信頼される公務員制度の実現が図られるよう、政府及び人事院に対して、**公務員制度改革に関する決議**を全会一致で行った。

(2) 委員会経過

○平成14年11月11日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 公務員制度改革に関する件について石原国務大臣及び中島人事院総裁から説明を聞いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年11月18日（月）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公務員制度改革に関する件について石原国務大臣、根本内閣府副大臣、吉村国土交通副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月25日（月）（第3回）

- 公務員制度改革に関する件について参考人財団法人地方自治研究機構理事長石原信雄君及び慶應義塾大学法学部教授・弁護士小林節君から意見を聞いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月2日（月）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 公務員制度改革に関する件について意見の交換を行った。

○平成14年12月11日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公務員制度改革に関する決議を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—— 公務員制度改革に関する決議 ——

我が国は、長引く景気の低迷、経済のグローバル化、危機的な財政状況、少子・高齢社会の急速な進行等という厳しい環境の中で、一層複雑高度化する行政課題に即応した機動的、総合的、効率的な行政運営が求められている。しかし、現在の公務員制度の下では、公務員が期待される役割と責任を果たすことが困難になってきており、また、相次ぐ公務員不祥事の発生や「天下り」の問題等も相まって、国民から厳しい批判が寄せられている。こうした批判に応えるため、公務員制度改革の実現が喫緊の課題となっている。

このような状況の中で、政府は中央省庁改革に続く行政改革の中核としての公務員制度改革を実現するため、平成13年12月に、「公務員制度改革大綱」を閣議決定し、18年度を目途に新しい公務員制度に移行することを目指している。

しかしながら、「公務員制度改革大綱」で示されている、営利企業への再就職に係る大臣承認制の導入、キャリアシステムの存続、能力等級制度の創設、勤務条件に関連する事項への内閣の関与などについては、様々な懸念や問題意識が寄せられている。

行政監視委員会では、第155回国会において「公務員制度改革」をテーマに取り上げ、関係府省からの説明聴取、有識者からの意見聴取、委員間の自由討議を行うなど、集中的にこの問題を調査してきた。委員会では、内閣と人事院の機能分担の在り方、ILO勧告への対応、労働基本権の在り方、再就職に係る大臣承認制の是非、早期勧奨退職慣行の是正、能力等級制度における公平・公正性の確保、キャリアシステムの在り方、採用試験の見直し等について論議が行われ、改革の進め方等について取り組むべき課題があること、今後もその動向を継続して注視していく必要があることで意見が一致した。

よって、政府及び人事院は、本委員会での論議を踏まえ、公務員が国民全体の奉仕者として中立・公正性を確保し、公務の民主的かつ能率的な運営を国民に保障するという公務員制度の理念に配意し、関係者間で十分な協議を行い、真に国民から期待され信頼される公務員制度の実現を図るべきである。

右決議する。

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出の2件であり、いずれも可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、特別職の国家公務員の給与改定に伴い、議長、副議長及び議員の期末手当の支給について内閣総理大臣等と同様とするとともに、現行の歳費月額削減措置を継続するものである。

本法律案は、11月14日に衆議院から提出、19日、本委員会に付託され、20日に多数をもって可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する等の措置を講ずるものである。

本法律案は、11月14日に衆議院から提出、19日、本委員会に付託され、20日に多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成14年10月18日（金）（第1回）

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、内閣委員長、財政金融委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長及び予算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会及び政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・保守党10人、民主党・新緑風会5人、公明党及び日本共産党各2人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・保守党9人、民主党・新緑風会5人、公明党及び日本共産党各2人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党・保守党9人、民主党・新緑風会5人、公明党3人、日本共産党1人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）2人 計20人

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党・保守党12人、民主党・新緑風会6人、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各2人、社会民主党・護憲連合1人 計25人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・保守党17人、民主党・新緑風会9人、公明党及び日本共産党各3人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）2人、社会民主党・護憲連合1人 計35人

- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・保守党7人、民主党・新緑風会4人、公明党2人、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 10月22日及び23日

ロ、時間 自由民主党・保守党45分、民主党・新緑風会60分、公明党及び日本共産党各25分、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）20分

ハ、人数 自由民主党・保守党及び民主党・新緑風会各2人、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各1人

ニ、順序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党・保守党 3 公明党 4 日本共産党 5 国会改革連絡会（自由党・無所属の会） 6 民主党・新緑風会 7 自由民主党・保守党

- 一、会期を57日間とすることに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年10月22日（火）（第2回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年10月23日（水）（第3回）

- 一、女性学研究会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月1日（金）（第4回）

- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、検察官適格審査会委員、同予備委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。
- 一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月13日（水）（第5回）

- 一、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分及び日本共産党10分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月15日（金）（第6回）

- 一、次の件について上野内閣官房副長官、米田内閣府副大臣及び鴨下厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - イ、国家公務員倫理審査会委員の任命同意に関する件
 - ロ、情報公開審査会委員の任命同意に関する件
 - ハ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件
 - ニ、中央労働委員会委員の任命同意に関する件
- 一、知的財産基本法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月20日（水）（第7回）

- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第2号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第2号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産
反対会派 国連

- 一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第3号） 賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産

- 一、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

- 一、絹子政経会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

- 一、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案、東京地下鉄株式会社法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会20分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月22日（金）（第8回）

一、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案及び農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、構造改革特別区域法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月27日（水）（第9回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月29日（金）（第10回）

一、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年12月4日（水）（第11回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年12月6日（金）（第12回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年12月11日（水）（第13回）

- 一、小委員長の補欠選任を行った。
- 一、次の件について米田内閣府副大臣、加藤総務副大臣、増田法務副大臣、木村厚生労働副大臣、吉村国土交通副大臣及び弘友環境副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - イ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件
 - ロ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件
 - ハ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
 - ニ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
 - ホ、公安審査委員会委員の任命同意に関する件
 - ヘ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件
 - ト、社会保険審査会委員の任命同意に関する件
 - チ、運輸審議会委員の任命同意に関する件
 - リ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
- 一、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案、検察庁法の一部を改正する法律案及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年12月13日（金）（第14回）

- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 一、議院運営委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【 庶務関係小委員会 】

○平成14年8月22日（木）（第154回国会閉会後第1回）

○平成15年度参議院予算に関する件について協議を行った。

【 図書館運営小委員会 】

○平成14年8月22日（木）（第154回国会閉会後第1回）

○平成15年度国立国会図書館予算に関する件について協議を行った。

(3) 成立議案の要旨

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (衆第2号)

【 要旨 】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 期末手当の支給割合について、従来どおり内閣総理大臣等の例によることとするため、関係規定を整理すること。
- 2 国会議員の歳費月額について、平成15年3月末までの間は、現行の1割削減措置を継続すること。
- 3 3月期の期末手当を廃止すること。
- 4 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、3は、平成15年4月1日から施行すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第3号）

【 要旨 】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 国会議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定すること。
- 2 特例一時金を廃止すること。
- 3 3月期の期末手当を廃止し、勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 4 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、3は、平成15年4月1日から施行すること。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
2	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 大野 功統君 (14. 11. 14)	14. 11. 14	14. 11. 14	14. 11. 19	14. 11. 20 可決	14. 11. 20 可決			14. 11. 14 可決
3	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 大野 功統君 (14. 11. 14)	11. 14	11. 14	11. 19	11. 20 可決	11. 20 可決			11. 14 可決

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本特別委員会に付託された法律案はなく、また、付託された請願1種類4件は、保留とされた。

〔国政調査等〕

12月4日、質疑を行い、防災体制の在り方、桜島火山対策、災害対策におけるNGO等との連携、大災害時の個人補償に関する法整備・財政支援、三宅島噴火災害対策及び村民生活支援策、被災者の生活及び住宅の再建支援策等の諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成14年10月18日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年12月4日（水）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 防災体制の在り方に関する件、桜島火山対策に関する件、災害対策におけるNGO等との連携に関する件、大災害時の個人補償に関する法整備・財政支援に関する件、三宅島噴火災害対策及び村民生活支援策に関する件、被災者の生活及び住宅の再建支援策に関する件等について鴻池防災担当大臣、米田内閣府副大臣、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事森田嘉彦君に対し質疑を行った。

○平成14年12月11日（水）（第3回）

- 請願第1004号外3件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

独立行政法人北方領土問題対策協会法案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、北方領土問題対策協会を解散して独立行政法人北方領土問題対策協会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、11月22日に細田沖縄及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴取し、同月27日、北方領土問題解決に向けての大臣の決意、北方領土問題対策協会を独立行政法人化するに至った経緯や理由、独立行政法人化に伴う協会の組織や業務の主な変更点、独立行政法人化が北方領土返還要求運動に及ぼす影響、独立行政法人化による協会の合理化・効率化、独立行政法人化の妥当性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

(2) 委員会経過

○平成14年10月18日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年11月13日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成14年11月22日（金）（第3回）

- 独立行政法人北方領土問題対策協会法案（閣法第12号）（衆議院送付）について細田沖繩及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月27日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人北方領土問題対策協会法案（閣法第12号）（衆議院送付）について細田沖繩及び北方対策担当大臣、川口外務大臣、吉村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第12号）賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、社民

○平成14年12月11日（水）（第5回）

- 沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨

独立行政法人北方領土問題対策協会法案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、北方領土問題対策協会を解散して独立行政法人北方領土問題対策協会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人北方領土問題対策協会とする。
- 2 独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の目的は、次のとおりとする。
 - (1) 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題（以下「北方領土問題等」という。）についての国民世論の啓発及び調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題等の解決の促進を図ること。
 - (2) 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（以下「北方地域旧漁業権者等法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者等に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ること。
- 3 協会は、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 協会の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府が必要があると認めるときには、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。
- 5 協会に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くほか、理事1人、非常勤の理事5人以内を置くことができる。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 協会に、学識経験者及び北方地域旧漁業権者等15人以内で構成される評議員会を置き、評議員会は、理事長の諮問に応じて、業務運営に関する重要事項を調査審議するとともに、理事長に意見を述べるができる。
- 7 協会は、その目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1) 北方領土問題等について国民世論の啓発を行うこと。
 - (2) 北方領土問題等について調査研究を行うこと。
 - (3) 昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行うこと。
 - (4) 北方地域旧漁業権者等法第4条に規定する貸付業務を行うこと。
- 8 協会は、貸付業務に係る経理については、その他の業務（以下「一般業務」という。）に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理する。
- 9 主務大臣は、北方領土問題等の解決促進を図るため又は北方地域旧漁業権者等の事業の経営と生活の安定を図るため等、特に必要があると認めるときは、協会に対し、国民世論の啓発及び貸付業務等について、必要な措置をとることを求めることができる。

- 10 協会の主務大臣は、管理業務及び一般業務に関する事項については、内閣総理大臣とし、貸付業務に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣とする。
- 11 この法律は、公布の日から施行する。ただし、協会の成立は平成15年10月1日とし、旧協会はその時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、協会が承継する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
12	独立行政法人北方領土問題対策協会法案	衆	14. 10.21	14. 11.20	14. 11.27 可決	14. 11.29 可決	14. 11.7 特殊法人	14. 11.18 可決 附帯	14. 11.19 可決
○14.11.20 参本会議趣旨説明									

(注) 附帯 附帯決議

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

11月20日、災害対応力の構築と首都機能移転問題に関する件について、参考人大阪大学大学院工学研究科助教授吉村英祐君及び日本銀行システム情報局参事役原徹君から意見を聴取し、吉村参考人に対し、我が国政府・行政機関の危機管理の現状についての評価、現在の東京の都市再開発と一極集中の加速、自然災害を念頭に置いた場合に安全と思われる場所、東京とバックアップ施設との適切な距離、いわゆる「展都」の考え方等について、また、原参考人及び参考人日本銀行検査局検査課企画役富永新君に対し、民間金融機関の災害対応の実情、日銀と各金融機関を結ぶ通信ネットワークの危機対応能力、東京被災の際における大阪バックアップセンターの立上げ時間の短縮、主要国の中央銀行におけるバックアップ体制等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年10月18日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年11月20日（水）（第2回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○災害対応力の構築と首都機能移転問題に関する件について参考人大阪大学大学院工学研究科助教授吉村英祐君及び日本銀行システム情報局参事役原徹君から意見を聴いた後、両参考人及び参考人日本銀行検査局検査課企画役富永新君に対し質疑を行った。

○平成14年12月11日（水）（第3回）

○国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

○平成14年10月18日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年12月11日（水）（第2回）

○金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類4件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する住所要件について、廃置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を通算するとともに、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の期日の告示の前に掲示された政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターについて、他の選挙と同様、告示日における撤去義務を設けようとするものである。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が、平成15年3月から5月までの間に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、選挙の期日を統一しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地方選挙の期日を統一する意義、政治活動用ポスターの規制の在り方等について質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、公職選挙法一部改正案は多数をもって、統一地方選挙特例法案は全会一致をもって、それぞれ可決された。

(2) 委員会経過

○平成14年10月18日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年11月22日（金）（第2回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月4日（水）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

以上両案について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第59号）賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民

反対会派 共産

（閣法第60号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

○平成14年12月11日（水）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1202号外3件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第59号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 市町村の廃置分合に伴う選挙権に係る住所要件の特例に関する事項
 - (1) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する3箇月の住所要件については、廃置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を通算するものとする。
 - (2) 選挙人名簿の登録要件である住民基本台帳への3箇月の登載期間については、廃置分合により消滅した市町村の住民基本台帳に登載されていた期間を通算するものとする。
- 2 選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去に関する事項
市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙については、当該選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区（選挙区がないときには、選挙の行われる区域）において、当該ポスターを撤去しなければならないものとする。
- 3 施行期日等に関する事項
 - (1) この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。
 - (2) 1(2)は、選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日がこの法律の施行の日以後であるものについて適用するものとする。
 - (3) 2は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第60号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 選挙の期日に関する事項
 - (1) 平成15年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合又は公職選挙法第34条の2の規定（以下「90日特例の規定」という。）により行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあつては同年4月13日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては同月27日とする。
 - (2) 平成15年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、それぞれ(1)に掲げる期日とすることができるものとする。

2 選挙期日の告示に関する事項

選挙期日の告示を次のように定める。

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 都道府県知事の選挙 | 平成15年3月27日 |
| (2) 指定都市の長の選挙 | 平成15年3月30日 |
| (3) 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 | 平成15年4月4日 |
| (4) 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 | 平成15年4月20日 |
| (5) 町村の議会の議員及び長の選挙 | 平成15年4月22日 |

3 90日特例の規定の取扱いに関する事項

90日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期が共に平成15年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

4 同時選挙に関する事項

統一地方選挙の実施に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、都道府県、市町村及び特別区の選挙ごとに同時選挙とするとともに、指定都市及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙も同時選挙とするものとする。ただし、統一地方選挙において電磁的記録式投票機による投票を行う場合、公職選挙法第12章の同時選挙等の特例の規定は適用しないものとする。

5 重複立候補の禁止に関する事項

平成15年4月13日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域において、同月27日に行われる選挙又は公職選挙法第33条の2第2項の規定により同日に行われる衆議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることのできないものとする。

6 寄附等の禁止に関する事項

1の(1)又は(2)により行われる選挙についての寄附等の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。ただし、平成15年3月1日から同月30日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員若しくは長又は90日特例の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙については適用しないものとする。

7 施行期日

本法律は、公布の日から施行するものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
59	公職選挙法の一部を改正する法律案	衆	14. 10.23	14. 11.20	14. 12.4 可決	14. 12.6 可決	14. 11.7 倫理選挙	14. 11.13 可決	14. 11.14 可決
60	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	衆	10.23	11.19	12.4 可決	12.6 可決	11.7 倫理選挙	11.13 可決	11.14 可決

2 委員会未付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
151 回 90	個人情報の保護に関する法律案	衆	13. 3.27				14. 10.18 内閣	未了	
			○第154回国会 14.4.25 衆本会議趣旨説明						
154 回 70	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案	衆	3.15				10.18 内閣	未了	
			○第154回国会 14.4.25 衆本会議趣旨説明						
154 回 71	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案	衆	3.15				10.18 内閣	未了	
			○第154回国会 14.4.25 衆本会議趣旨説明						
154 回 72	情報公開・個人情報保護審査会設置法案	衆	3.15				10.18 内閣	未了	
			○第154回国会 14.4.25 衆本会議趣旨説明						
154 回 73	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	3.15				10.18 内閣	未了	
			○第154回国会 14.4.25 衆本会議趣旨説明						
154 回 87	安全保障会議設置法の一部を改正する法律案	衆	4.17				10.18 事態対処	継続審査	
			○第154回国会 14.4.26 衆本会議趣旨説明						
154 回 88	武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案	衆	4.17				10.18 事態対処	継続審査	
			○第154回国会 14.4.26 衆本会議趣旨説明						
154 回 89	自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	4.17				10.18 事態対処	継続審査	
			○第154回国会 14.4.26 衆本会議趣旨説明						

・本院議員提出法律案（8件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	地域金融の活性化に関する法律案	池田 幹幸君 外1名 (14.10.29)	14. 10.31		未了					

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
2	中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案	池田 幹幸君 外1名 (14. 10. 29)	14. 10. 31		未了					
3	国会法の一部を改正する法律案	高橋 紀世子君 (14. 11. 6)	11. 8		未了					
4	政治資金規正法の一部を改正する法律案	池田 幹幸君 外2名 (14. 11. 20)	11. 22		未了					
5	政党助成法を廃止する法律案	池田 幹幸君 外2名 (14. 11. 20)	11. 22		未了					
6	国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案	宮本 岳志君 外2名 (14. 11. 20)	11. 22		未了					
7	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案	池田 幹幸君 外6名 (14. 11. 20)	11. 22		未了					
11	刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案	千葉 景子君 外11名 (14. 12. 6)	12. 10		未了					

・衆議院議員提出法律案（56件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
1	公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案	肥田 美代子君 外4名 (14. 10. 31)	14. 10. 31					14. 12. 12 文部 科学	継続審査	
4	原子力安全規制委員会設置法案	平野 博文君 外6名 (14. 11. 26)	11. 27					12. 12 経済 産業	未了	
6	公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	海江田 万里君 外8名 (14. 12. 3)	12. 3					12. 12 倫理 選挙	継続審査	
9	成年年齢の引下げ等に関する法律案	島 聡君 外2名 (14. 12. 6)	12. 6					12. 12 法務	継続審査	

未付託

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
148 回 1	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案	冬柴 鐵三君 外1名 (12. 7. 5)						14. 10. 18 倫理 選挙		継続審査
148 回 2	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案	北橋 健治君 外6名 (12. 7. 5)						10. 18 倫理 選挙		継続審査
150 回 18	国立国会図書館法の一部を改正する法律案	鳩山 由紀夫君 外4名 (12. 11. 20)						10. 18 議院 運営		継続審査
150 回 19	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案	前原 誠司君 外2名 (12. 11. 20)						10. 18 災害 対策		継続審査
150 回 20	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	前原 誠司君 外2名 (12. 11. 20)						10. 18 災害 対策		継続審査
151 回 6	犯罪被害者基本法案	細川 律夫君 外3名 (13. 3. 13)						10. 18 内閣		未了
151 回 13	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案	中川 智子君 外8名 (13. 3. 30)						10. 18 厚生 労働		未了
151 回 20	農業経営再建特別措置法案	平岡 秀夫君 (13. 4. 12)						10. 18 農林 水産		継続審査
151 回 23	民法の一部を改正する法律案	枝野 幸男君 外7名 (13. 5. 8)						10. 18 法務		継続審査
151 回 25	公職選挙法の一部を改正する法律案	中野 寛成君 外15名 (13. 5. 18)						10. 18 倫理 選挙		継続審査
151 回 33	証券取引委員会設置法案	海江田 万里君 外10名 (13. 6. 4)						10. 18 財務 金融		継続審査
151 回 36	公共事業基本法案	前原 誠司君 外1名 (13. 6. 5)						10. 18 国土 交通		継続審査
151 回 37	公共事業関係費の量的縮減に関する臨時措置法案	前原 誠司君 外1名 (13. 6. 5)						10. 18 国土 交通		継続審査
151 回 38	公共事業一括交付金法案	前原 誠司君 外1名 (13. 6. 5)						10. 18 国土 交通		継続審査

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
151 回 39	ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案	前原 誠司君 外1名 (13. 6. 5)						14. 10. 18 国土 交通		継続審査
151 回 40	国会法の一部を改正する法律案	前原 誠司君 外1名 (13. 6. 5)						10. 18 議院 運営		継続審査
151 回 53	少子化社会対策基本法案	中山 太郎君 外8名 (13. 6. 19)						10. 18 内閣		継続審査
151 回 54	民法の一部を改正する法律案	漆原 良夫君 外2名 (13. 6. 20)						10. 18 法務		継続審査
151 回 55	医療法の一部を改正する法律案	今野 東君 外12名 (13. 6. 25)						10. 18 厚生 労働		継続審査
151 回 57	道路交通法の一部を改正する法律案	長妻 昭君 外1名 (13. 6. 27)						10. 18 内閣		継続審査
151 回 58	国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	上田 清司君 外5名 (13. 6. 27)						10. 18 総務		継続審査
151 回 59	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案	上田 清司君 外5名 (13. 6. 27)						10. 18 総務		継続審査
151 回 60	特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案	上田 清司君 外5名 (13. 6. 27)						10. 18 総務		継続審査
151 回 61	日本銀行法の一部を改正する法律案	上田 清司君 外5名 (13. 6. 27)						10. 18 財務 金融		継続審査
151 回 62	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案	中井 洽君 (13. 6. 28)						10. 18 倫理 選挙		継続審査
151 回 63	道路交通法の一部を改正する法律案	西村 眞悟君 (13. 6. 28)						10. 18 内閣		継続審査
151 回 64	防衛省設置法案	野田 毅君 (13. 6. 28)						10. 18 内閣		継続審査
153 回 3	聴覚障害者の利便の増進に資する字幕番組の提供の促進のための放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案	大島 章宏君 外2名 (13. 10. 30)						10. 18 総務		継続審査

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
153 回 11	一括交付金の交付等に関する法律案	中塚 一宏君 (13. 11. 13)						14. 10. 18 内閣	未了	
153 回 23	航空法の一部を改正する法律案	細川 律夫君 外1名 (13. 11. 28)						10. 18 国土 交通	継続審査	
153 回 24	民間の事業活動の規制の廃止等に関する法律案	鈴木 淑夫君 外1名 (13. 11. 29)						10. 18 内閣	未了	
153 回 26	学校教育法の一部を改正する法律案	武正 公一君 外3名 (13. 12. 4)						10. 18 文部 科学	継続審査	
153 回 27	消費生活用製品に係る危険情報の提供を促進する等のための食品衛生法等の一部を改正する法律案	石毛 鏝子君 外5名 (13. 12. 4)						10. 18 内閣	未了	
154 回 1	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案	五十嵐 文彦君 外4名 (14. 2. 7)						10. 18 財務 金融	継続審査	
154 回 2	金融再生委員会設置法案	五十嵐 文彦君 外4名 (14. 2. 7)						10. 18 財務 金融	継続審査	
154 回 5	特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案	岡田 克也君 外8名 (14. 3. 5)						10. 18 財務 金融	継続審査	
154 回 6	特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案	岡田 克也君 外8名 (14. 3. 5)						10. 18 総務	継続審査	
154 回 11	医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案	山井 和則君 外3名 (14. 4. 5)						10. 18 厚生 労働	未了	
○第154回国会 14. 4. 19 衆本会議趣旨説明										
154 回 13	健康保険法等の一部を改正する法律案	五島 正規君 外3名 (14. 4. 15)						10. 18 厚生 労働	未了	
154 回 17	政治資金規正法等の一部を改正する法律案	岡田 克也君 外10名 (14. 5. 9)						10. 18 倫理 選挙	継続審査	
154 回 18	裁判所法の一部を改正する法律案	平岡 秀夫君 外5名 (14. 5. 22)						10. 18 法務	14. 12. 6 否決	14. 12. 10 否決
○第154回国会 14. 5. 28 衆本会議趣旨説明										

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
154 回 19	検察庁法の一部を改正する法律案	平岡 秀夫君 外5名 (14. 5. 22)						14. 10. 18 法務	14. 12. 6 否決	14. 12. 10 否決
○第154回国会 14. 5. 28 衆本会議趣旨説明										
154 回 20	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案	水島 広子君 外5名 (14. 5. 22)						10. 18 法務	12. 6 否決	12. 10 否決
○第154回国会 14. 5. 28 衆本会議趣旨説明										
154 回 26	特殊法人等及び独立行政法人の整理等に関する法律案	都築 譲君 外1名 (14. 6. 10)						10. 18 内閣	未了	
154 回 27	国家公務員の政治的中立に関する法律案	中井 洽君 外1名 (14. 6. 10)						10. 18 内閣	未了	
154 回 28	自衛隊員の政治的中立に関する法律案	中井 洽君 外1名 (14. 6. 10)						10. 18 内閣	未了	
154 回 29	交通基本法案	細川 律夫君 外4名 (14. 6. 11)						10. 18 国土 交通	継続審査	
154 回 32	軽犯罪法の一部を改正する法律案	長妻 昭君 外3名 (14. 6. 13)						10. 18 法務	継続審査	
154 回 40	有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案	佐藤 謙一郎君 外4名 (14. 7. 16)						10. 18 農林 水産	11. 12 否決	11. 14 否決
154 回 41	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	長勢 甚遠君 外2名 (14. 7. 17)						10. 18 内閣	継続審査	
154 回 45	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案	谷津 義男君 外7名 (14. 7. 19)						10. 18 財務 金融	継続審査	
154 回 47	ゆとりのある生活の実現に資するための長期休暇制度の創設及び年次有給休暇の取得の促進に関する法律案	枝野 幸男君 外5名 (14. 7. 26)						10. 18 厚生 労働	継続審査	

・規則案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	参議院規則の一部を改正する規則案	高橋 紀世子君 (14. 11. 29)		未了	

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第152回国会の平成13年8月7日に設置され、今期3年間にわたる調査テーマを「新しい共存の時代における日本の役割」と決定した。

第1年目においては、同調査テーマの下、「イスラム世界と日本の対応」について、①イスラム世界の歴史と現在、②イスラム世界と国際政治、③イスラム諸国と国際資源問題、④イスラム社会と開発協力、⑤文明間の対話など、幅広くかつ重点的に調査を進め、また、「東アジア経済の現状と展望」について、自由貿易協定、中国のWTO加盟の影響など東アジア経済の将来について調査を行った。

第154回国会閉会後には、平成14年8月25日から9月7日にかけて、中東諸国等におけるイスラムの政治、経済、社会及び文化に関する実情調査を目的として、トルコ、シリア、レバノン、エジプト及び英国に、会長、理事を中心とした議員団を派遣した。

第2年目の調査会の活動については、理事会等での協議の結果、まず、海外派遣議員の報告を聴取し、委員間の意見交換を行い、その後、3年間にわたる調査テーマの下、特に「東アジア経済の現状と展望」について調査を行うこととした。

第155回国会においては、3回の調査を行った。

11月6日は、中東諸国等におけるイスラムの政治、経済、社会及び文化について、海外派遣議員から報告を聴取した後、意見交換を行った。11月20日は、「東アジア経済の現状と展望」のうち、「東アジア地域の経済統合」及び「中国のWTO加盟等市場経済化と国内外への影響」について、政府からの報告を、矢野外務副大臣、高市経済産業副大臣から聴いた後、両副大臣及び政府参考人に対して質疑を行った。引き続き、12月4日には、「東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止」及び「情報化の進展と東アジアのIT」について、政府からの報告を、小林財務副大臣、加藤総務副大臣、桜田経済産業大臣政務官、日出外務大臣政務官及び政府参考人から聴いた後、両副大臣、両大臣政務官及び政府参考人に対して質疑を行った。

〔調査の概要〕

1. イスラム世界と日本の対応

11月6日の調査において、パレスチナ問題を暴力で解決することの困難性、イスラム教と教育との関係、中東諸国における女性の社会進出の現状、米国のイラク攻撃に対する我が国の関与の仕方などについて、海外派遣議員からの報告及び委員間の意見交換を行った。

2. 東アジア経済の現状と展望

11月20日の調査において、「東アジア地域の経済統合」及び「中国のWTO加盟等市場経済化と国内外への影響」について、政府から報告を聴取した後、FTA（自由貿易協定）締結交渉における国家戦略的視点の必要性、ASEAN地域における発展段階の差異が地

域統合に与える影響、製造業空洞化後の我が国の中核産業、農業分野がF T A交渉の障害となる懸念などについて質疑を行った。

12月4日の調査において、「東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止」及び「情報化の進展と東アジアのI T」について、政府から報告を聴取した後、我が国が緩やかな域内通貨政策を目指す上で必要な政策、貿易の決済手段として円が用いられない理由、I T産業における産官学連携強化の取組、東アジアにおける通信事業自由化に向けて我が国が取るべき措置などについて質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成14年11月6日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応について海外派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成14年11月20日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、東アジア経済の現状と展望について矢野外務副大臣及び高市経済産業副大臣から報告を聴いた後、矢野外務副大臣、高市経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月4日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、東アジア経済の現状と展望について小林財務副大臣、加藤総務副大臣、桜田経済産業大臣政務官、日出外務大臣政務官及び政府参考人から報告を聴いた後、加藤総務副大臣、小林財務副大臣、桜田経済産業大臣政務官、日出外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月11日（水）（第4回）

- 国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、平成13年8月7日（第152回国会）に設置され、11月21日（第153回国会）に、3年間の調査項目を「真に豊かな社会の構築」とし、1年目のサブテーマを「グローバル化が進む中での日本経済の活性化」と「社会経済情勢の変化に対応した雇用と社会保障制度の在り方」とすることに決定した。その後、政府からの説明聴取、参考人からの意見聴取、委員派遣（熊本県及び福岡県）等を行い調査を進め、平成14年7月17日（第154回国会）に中間報告を取りまとめ議長に提出した。

2年目は、平成14年11月13日（第155回国会）にサブテーマを「国民意識の変化に応じた新たなライフスタイル」とすることに決定し、調査の内容を「地域社会の活性化と課題」、「少子高齢社会における多様なライフスタイルを可能とする働き方」、「都市と農山漁村との交流・世代間交流等新たなライフスタイルの実践と課題」、「個の確立を促す教育・学習の在り方」、「ボランティア、NPO、NGO活動等社会参加システムの在り方」として調査を進めることとした。11月27日には、そのうち「地域社会の活性化と課題」について、独立行政法人経済産業研究所上席研究員鶴光太郎君、株式会社日本総合研究所調査部長高橋進君及び日本商工会議所全国商工会議所青年部連合会直前会長古泉幸一君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

なお、11月13日に、第154回国会閉会中にオーストラリア及びニュージーランドへ本院から派遣された議員の報告を聴取し、意見の交換を行った。

また、第155回国会開会中の12月4日に、千葉県及び川崎市への視察を行った。

〔調査の概要〕

11月13日の海外派遣議員の報告聴取は、派遣議員団が本調査会の会長、理事を中心に構成され、その調査目的が、調査会の調査項目に関連する各国の経済、雇用及び社会保障等の実情調査であったことから、今後の調査の参考に資するために行った。

また、11月27日の調査会では、鶴参考人から、諸外国での特区の事例、構造改革特区の理念の矛盾点、構造改革特区認定のプロセスにおける問題点、地域活性化策としての地域の創意工夫を可能とする地方分権化の必要性等について意見が述べられ、次に高橋参考人からは、地方経済が疲弊している現状、他国における地方経済・社会の再生策、構造改革特区の課題、21世紀の新しい経済・社会モデルとしての「まちづくり」の視点、地方の自立に向けた政策誘導の必要性等について意見が述べられ、次に古泉参考人からは、日本商工会議所全国商工会議所青年部連合会における地域活性化への取組みとしてのNPO法人の立ち上げやコミュニティービジネスの振興、事業型NPOの抱える問題、NPOの支援策のあり方等について意見が述べられた。各参考人に対し、「地域社会」と言う場合の「地域」概念のとらえ方、地方の創意・工夫を活かせる社会システム、「共助」システムを構築する方策、医療、農業等社会的規制分野への株式会社の参入、コミュニティービジネスを支援するための施策、海外等での発想の転換による地域活性化の成功事例、「自助」に

対する国民の意識改革を進める方策、沖縄経済活性化策としての経済特区の可能性、若年層における就職難、失業問題、商店街の活性化を含めたまちづくりの進め方等について質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成14年11月13日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 海外派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。
- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年11月27日（水）（第2回）

- 「真に豊かな社会の構築」のうち、地域社会の活性化と課題について参考人独立行政法人経済産業研究所上席研究員鶴光太郎君、株式会社日本総合研究所調査部長高橋進君及び日本商工会議所全国商工会議所青年部連合会直前会長古泉幸一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月11日（水）（第3回）

- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【共生社会に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第152回国会の平成13年8月7日に設置され、調査テーマを「共生社会の構築に向けて」と決定し、調査を進めている。調査の1年目は当面の具体的調査事項として「児童虐待防止に関する件」を取り上げ、第154回国会の平成14年6月12日、児童虐待防止についての提言を含む中間報告を議長に提出した。

調査の2年目は「障害者の自立と社会参加に関する件」を具体的調査事項として取り上げ、鋭意調査を行っている。

今国会においては、平成14年11月20日、障害者施策の現状等について米田内閣府副大臣、増田法務副大臣、鴨下厚生労働副大臣及び大野文部科学大臣政務官から説明を聴取した後、質疑を行った。また、11月27日には、日本社会事業大学社会福祉学部福祉援助学科教授佐藤久夫君、東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科教授石渡和美君及び全国自立生活センター協議会代表中西正司君を、12月4日には、桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授北野誠一君、明治学院大学社会学部社会福祉学科教授中野敏子君及び社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長兒玉明君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

なお、平成14年11月11日、第154回国会閉会中にアメリカ合衆国及びカナダへ議院から派遣された議員の報告を聴取した後、委員間の自由討議を行った。

〔調査の概要〕

平成14年11月20日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①障害者差別禁止法制定に対する政府見解、②学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）の児童生徒を障害者として認定することの是非、③知的障害者及び精神障害者に対する地域生活支援策の在り方等について質疑を行った。

11月27日の調査会では、参考人から、障害者福祉法を統合するとともに、障害者差別禁止法を制定する必要がある、障害者本人が地域で生きる力を付けるとともに、障害者が生きられるような社会に、地域と地域の人を変えていくことが重要である、当事者主権の時代において、国際的な障害者権利法の制定が必要である等の意見が述べられた。これら参考人に対し、①障害者問題とジェンダーの視点の関係、②障害者差別禁止法制定に向けて我が国に欠けている点、③不況による障害者雇用への影響等について質疑を行った。

12月4日の調査会では、参考人から、地域社会の支援力の低下が懸念される中、多様な多様なサービス供給体制が必要であり、規制緩和がもたらす弊害を阻止する多種多様なルールと人権侵害に対する権利擁護システムを早急に作ることを求められる、障害者が地域に参加し、活動するための基盤整備として家族支援及び相談体制の充実が必要である、真の共生社会構築と障害者の自立・社会参加の推進のため、政・官・民が協力した政策立案体制の構築が求められる等の意見が述べられた。これら参考人に対し、①障害者の地域生活支援における支援費制度の課題、②障害者の居住形態としての家族同居及びグループ

ホーム方式の評価、③精神障害者に対する生活支援プログラムの在り方等について質疑を行った。

なお、11月11日の調査会においては、アメリカ合衆国及びカナダにおける障害者の権利・政策、児童虐待及びドメスティック・バイオレンス（DV）に関する施策について派遣議員から報告を聴取した後、①障害者問題における市民活動の重要性、②障害者の自立に向けた地域システムの確立の必要性、③DV加害者更生プログラムが目指す到達点等について委員間で自由討議を行った。

(2) 調査会経過

○平成14年11月11日（月）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海外派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成14年11月20日（水）（第2回）

- 共生社会の構築に向けてのうち、障害者の自立と社会参加に関する件について米田内閣府副大臣、増田法務副大臣、鴨下厚生労働副大臣及び大野文部科学大臣政務官から説明を聴いた後、米田内閣府副大臣、増田法務副大臣、鴨下厚生労働副大臣、大野文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月27日（水）（第3回）

- 共生社会の構築に向けてのうち、障害者の自立と社会参加に関する件について参考人日本社会事業大学社会福祉学部福祉援助学科教授佐藤久夫君、東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科教授石渡和実君及び全国自立生活センター協議会代表中西正司君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月4日（水）（第4回）

- 共生社会の構築に向けてのうち、障害者の自立と社会参加に関する件について参考人桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授北野誠一君、明治学院大学社会学部社会福祉学科教授中野敏子君及び社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長兒玉明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月11日（水）（第5回）

- 共生社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

4 憲法調査会審議経過

【憲法調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として平成12年1月20日に設置された。なお、その調査期間は議院運営委員会理事会における申合せによって、おおむね5年程度を目途とすることとされている。

調査に当たっては、常に国民とともに議論し、過去と現在を踏まえた上で将来を見通した議論を行うことを基本方針とし、国民の間に議論を喚起し、認識を深めてもらうことを目指している。

第151回国会からは憲法を分野別に論議することとし、「総論」、「国民主権と国の機構」、「基本的人権」、「平和主義と安全保障」の4つのテーマを取り上げ、現在「国民主権と国の機構」を終え、「基本的人権」について論議している。

今国会においては、平成14年10月30日に、イタリア・ベルギー・フランスにおける憲法事情及び欧州における人権事情について、海外派遣議員から報告を聴いた後、これを踏まえ、委員相互間の意見交換を行った。

11月13日には、基本的人権のうち、「経済的自由」について、早稲田大学法学部教授戸波江二氏及び大阪市立大学大学院法学研究科教授西谷敏氏、11月27日には、「市民的自由」について、東京大学大学院情報学環教授濱田純一氏及び上智大学文学部教授田島泰彦氏を、それぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

さらに、12月4日には基本的人権を中心とした委員相互間の意見交換を行った。

〔調査の概要〕

1. 委員相互間の意見交換

10月30日の意見交換では、イタリア・ベルギー・フランス派遣議員からの報告を踏まえた各国憲法及び欧州における人権事情に関する意見、今国会におけるテーマである基本的人権を中心とした意見等憲法をめぐる諸問題について議論が行われた。

イタリア・ベルギー・フランスの憲法事情の調査に関して、イタリアにおいては、上院を州代表院にしようという動きに合わせて、上院の政府に対する信任権の廃止や立法権の見直し等が議論の対象となっている、ベルギーにおいては、一院制は選挙の際の一時的な考えや利益に左右される傾向があり、ポピュリズムに陥る傾向からも二院制は必要、NPO、生命倫理等に関し重点的な審議を行っており、より慎重な熟慮の院としての性格を維持したい、EUにおいては今後の成り行きについては楽観的である、EUは閣僚理事会と欧州議会と欧州委員会の三者が相互に支え合う組織で、モンテスキュー流の三権分立に従うものではなく、他に比べるものがない新しい実験であり野心的なものとしている、欧州人権条約とそれに基づいて設立された欧州人権裁判所の活動は高く評価されている、フランスにおいては第五共和制憲法は第四共和制への不満とドゴールの個性から生まれたものだが、結論としてフランスの必要にこたえており、共産党を含め大方は現憲法体制内の

改革を求める方向で、議会の権力も思われているよりも強いが、議会の行政に対する権能はもっと活発に行使されるべき等の報告がなされた。

これに対し、日本の参議院が中長期的に本当に賢者・熟慮の院となるためには、権威を高めるために定員の大幅な縮小が必要、欧州の人権に対する感覚についてはしっかり学んでいく必要がある、人権を制度的に保障するという観点からは、国民の立法、行政、司法に対する信頼と権威が重要である等の意見が出された。

また、12月4日の基本的人権を中心にした意見交換においては、障害者の人権について、難病の方々が自分の意思で投票をできる制度を早急に作る必要がある、外国人参政権について、戦前は日本にいる朝鮮人の方々は参政権のみならず被参政権もあり、ハングル文字の投票も認められていたという歴史があった事実も踏まえて議論すべき、我が国は人権保障を促進する能動的な国として、率先して基本的人権の確立に取り組むべき、新しい権利は憲法の改正ではなく憲法の基本原則に基づいて法律でしっかりと保障されるべき、自由と責任、公益と私益のバランス、公共性への配慮、遵法精神等を国民皆が持つためには教育が非常に重要等の意見が出された。

2. 学識経験者からの意見聴取

「基本的人権」について、意見を4名の学識経験者から聴取した。

戸波参考人は、基本的人権のうち経済的自由について、今までは結果的に憲法の予定する経済社会政策がなされてきたが、今後、行財政改革、公務員改革を目指す前提として、国民の福祉、経済生活の安定など人権が密接に関係する問題に配慮しながら考えていくべき、日本国憲法は、経済の放らつな自由を認めてはならず、国に対し福祉等により様々な国民生活の面倒を見るということを期待している旨、発言した。

西谷参考人は、経済的自由と社会権、労働法の関係を、その両者がいずれも犠牲にされることなく調和的に実現されることを憲法は求めている、最近における労働分野の規制緩和の動きには重大な問題を感じる、労働運動の長年にわたる血のにじむような努力を無にせず、積極的に、労働者の人間らしい生活の保障を前提とした安定した日本社会あるいは国際社会の形成に貢献するという観点から、市場と社会的観点を結びつけようとするヨーロッパに学ぶべき旨、発言した。

濱田参考人は、市民的自由の中でも特に表現の自由というのは、極めて政治的な性格の自由であり、政治に大きな影響を与えると同時に、政治的な圧力にさらされやすい自由である、したがって、熟成させるのには大変難しい自由であり、今のような安定した社会においては、自由に対する規制の根拠と効果、自由に対する影響等をきめ細かく詰めながら、辛抱強く開かれた議論を重ねていくことが何よりも重要である旨、発言した。

田島参考人は、プライバシーの権利とこれと密接に関連する個人情報保護制度の適用の在り方については国家や自治体に対しては自己情報のコントロール権を徹底させ、厳格な規制を加えることが必要である一方、民間に対しては緩やかな規制にとどめ、とりわけ表現やメディアに対しては、表現の自由の観点から法規制は謙抑するなどの配慮を払うことが欠かせない、知る権利やプライバシーの権利等を承認し憲法に明記するために改憲に取り組むのは時期尚早であり、またすぐに改憲しなくても特段の不都合が生ずるものではない旨、発言した。

(2) 調査会経過

○平成14年10月18日（金）（第1回）

- 会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 会長は会長代理に峰崎直樹君を指名した。

○平成14年10月30日（水）（第2回）

- イタリア共和国、ベルギー王国及びフランス共和国における憲法事情並びに欧州における人権保障の実情等について海外派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成14年11月13日（水）（第3回）

- 「基本的人権」のうち、経済的自由について参考人早稲田大学法学部教授戸波江二君及び大阪市立大学大学院法学研究科教授西谷敏君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月27日（水）（第4回）

- 「基本的人権」のうち、市民的自由について参考人東京大学大学院情報学環教授濱田純一君及び上智大学文学部教授田島泰彦君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月4日（水）（第5回）

- 「基本的人権」を中心として意見の交換を行った。

5 参議院改革協議会

【参議院改革協議会】

(1) 検討の経緯

参議院改革協議会（青木幹雄座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第154回国会の平成14年3月13日に設置された。

第155回国会においては2回の調査検討を行った。

まず、11月20日には、本協議会における検討項目を選定するに当たり各会派から案が提出された。

次に、12月11日には、各会派から提出された検討項目案について協議し、その結果、最初に決算審査の問題を取り上げることとし、それに引き続き他の項目を検討していくこととなった。

(2) 協議会経過

○平成14年11月20日（水）（第3回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○平成14年12月11日（水）（第4回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

1 議案審議概況

【概観】

閣法は、新規提出71件すべてが成立した。また、衆議院で継続審査となっていた13件のうち母子寡婦福祉法改正案等4件は成立、武力攻撃事態対処法案等3件は引き続き衆議院で継続審査、心神喪失他害行為者医療観察法案は本院で継続審査、個人情報保護法案等5件は審査未了となり、本院で継続審査となっていた4件のうち行政手続電子化関係3法案は成立、人権擁護法案は引き続き本院で継続審査となった。

参法は、新規提出11件のうち裁判所法改正案等3件が本院において継続審査、8件は審査未了となった。また、本院で継続審査となっていた4件のうち下請代金支払遅延防止法改正案は引き続き本院で継続審査、3件は審査未了となった。

衆法は、新規提出9件のうち拉致被害者支援法案等5件が成立、3件が衆議院において継続審査、1件は審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた54件のうち自然再生推進法案及び有明海再生法案が成立、4件が否決、38件は引き続き継続審査、10件は審査未了となり、本院で継続審査となっていた銀行株式保有制限法改正案及び社会保険労務士法改正案はいずれも成立した。

決算は、継続審査となっていた平成11年度決算及び平成12年度決算はいずれも是認され、それぞれ内閣に対し警告することを議決した。また、平成11年度NHK決算及び平成12年度NHK決算はいずれも是認された。なお、衆議院においては平成12年度決算、平成11年度NHK決算及び平成12年度NHK決算がいずれも議決された。

このほか、参議院規則改正案が提出されたが審査未了となった。

【議案の審議状況】

〔法律案の審議〕

－ 閣 法 －

【成立した主な閣法】

特殊法人等改革関連46法案

特殊法人等改革基本法の定めにより策定され閣議決定された特殊法人等整理合理化計画（特殊法人77、認可法人86の計163法人が対象）に基づき、特殊法人32、認可法人17の計49法人について、これを独立行政法人38、その他の形態の法人7の計45法人に整理統合するために必要な法律46件の制定又は改正を行う。

構造改革特区法案（12月11日成立）

各種規制を緩和することができる構造改革特別区域を、地方公共団体の申請に基づいて認める制度を創設するとともに、その基本方針の策定、内閣総理大臣を本部長とする構造改革特別区域推進本部の設置について定める。

法科大学院連携法案、司法試験法等改正案 -法曹養成制度改革関連-（11月29日成立）

司法制度改革の一環として、司法試験制度の変更、法科大学院の創設、司法修習制度の見直し等の法曹養成制度改革について定める。なお、法科大学院は学校教育法改正案（11月22日成立）により創設される専門職大学院の一形態である。

預金保険法等改正案、金融機関組織再編成促進法案、農水産業協同組合貯金保険法等改正案 -金融制度関連- (12月11日成立)

新たに決済用預貯金を金融機関破綻時の全額保護の対象とし、流動性預貯金の全額保護を平成17年3月末日まで継続するとともに、優先株式の引受け、預金保険制度の特例等の措置により金融機関の合併等の組織再編成を促進する。

母子寡婦福祉法改正案 (第154回国会提出 11月22日成立)

母子家庭等の自立を促進するため、職業生活安定のための支援、保育所入所に対する特別の配慮等を定めるとともに、児童扶養手当の受給に制限を設ける。

知的財産基本法案 (11月27日成立)

知的財産について、大学等における研究開発の推進、権利付与及び訴訟手続の迅速化、国内外における権利侵害への措置等を定めるとともに、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部を設置する。

電気事業法・原子炉規制法改正案、原子力安全基盤機構法案 -原子力安全対策関連- (12月11日成立)

これまでの自主的点検を定期自主検査として結果の記録及び保存を義務付け、原子力施設の保守点検を行った事業者に対する報告徴収・資料提出の要求を可能とするとともに、原子力に関する国の事務の一部及び公益法人への委託事務を独立行政法人を設置して行う。【衆議院修正】電気事業法・原子炉規制法改正案について、自主検査を事業者検査と変更し、一定の事項について経済産業大臣への報告を義務付ける規定を追加した。

【衆議院で継続審査となった主な閣法】

武力攻撃事態対処法案

武力攻撃事態の際の国等の責務を明確にするるとともに、事態に至った際の対処の手続、内閣総理大臣の権限等について定める。

【参議院で継続審査となった閣法】

人権擁護法案

法務大臣所管の独立行政委員会である人権委員会を設置し、これを主たる実施機関とする人権救済制度を創設する。

心神喪失他害行為者医療観察法案

重大な他害行為を行った責任無能力者に対する強制入院等について、裁判所が審判手続で決定する制度を創設する。

－ 衆 法 －

【成立した主な衆法】

拉致被害者支援法案 (12月4日成立)

北朝鮮当局によって拉致された被害者及びその家族に対する支援に関する国等の責務を定め、被害者の自立促進、生活基盤の再建・構築に資するため、拉致被害者等給付金の支給、国民年金の被保険者期間の特例等の措置を講ずる。

自然再生推進法案 (12月4日成立)

自然再生に関する基本理念を明らかにするとともに、国等の責務、自然再生基本方針の策定、自然再生事業の実施等について定める。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	71	71	0	0	0	0	0	0	
	参継	4	3	1	0	0	0	0	0	
	衆継	13	4	1	0	0	3	0	5	
参法	新規	11	0	3	0	8	0	0	0	
	参継	4	0	1	0	3	0	0	0	
衆法	新規	9	5	0	0	0	3	0	1	
	参継	2	2	0	0	0	0	0	0	
	衆継	54	2	0	0	0	38	4	10	
決算 その他	継続	8	8	0	0	0				
規則		1	0	0	0	1				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（88件）（うち本院において前国会から継続4件、衆議院において前国会から継続13件）

●両院通過（78件）（うち本院において前国会から継続3件、衆議院において前国会から継続4件）

- 1 知的財産基本法案
- 2 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案
- 3 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案
- 4 学校教育法の一部を改正する法律案
- 5 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 7 特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 8 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 独立行政法人国民生活センター法案
- 12 独立行政法人北方領土問題対策協会法案
- 13 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案
- 15 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
- 16 独立行政法人国際協力機構法案
- 17 独立行政法人国際交流基金法案
- 18 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案
- 20 放送大学学園法案
- 21 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案
- 22 独立行政法人日本スポーツ振興センター法案
- 23 独立行政法人日本芸術文化振興会法案
- 24 独立行政法人科学技術振興機構法案
- 25 独立行政法人日本学術振興会法案
- 26 独立行政法人理化学研究所法案
- 27 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案
- 28 独立行政法人労働者健康福祉機構法案
- 29 独立行政法人福祉医療機構法案

- 30 独立行政法人労働政策研究・研修機構法案
- 31 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案
- 32 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
- 33 独立行政法人雇用・能力開発機構法案
- 34 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案
- 35 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案
- 36 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案
- 37 独立行政法人農畜産業振興機構法案
- 38 独立行政法人農業者年金基金法案
- 39 独立行政法人農林漁業信用基金法案
- 40 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案
- 41 独立行政法人緑資源機構法案
- 42 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案
- 43 独立行政法人日本貿易振興機構法案
- 44 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 45 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案
- 46 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案
- 47 独立行政法人中小企業基盤整備機構法案
- 48 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案
- 49 独立行政法人国際観光振興機構法案
- 50 独立行政法人水資源機構法案
- 51 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案
- 52 日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案
- 53 東京地下鉄株式会社法案
- 54 独立行政法人自動車事故対策機構法案
- 55 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
- 56 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 57 会社更生法案
- 58 会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
- 59 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 60 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
- 61 預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 62 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案
- 63 農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 64 郵便法の一部を改正する法律案
- 65 有線電気通信法の一部を改正する法律案
- 66 農薬取締法の一部を改正する法律案

- 67 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
- 68 中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案
- 69 構造改革特別区域法案
- 70 電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 71 独立行政法人原子力安全基盤機構法案

（第154回国会提出）

- 35 警備業法の一部を改正する法律案
- 66 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案
- 68 古物営業法の一部を改正する法律案
- 83 独立行政法人国立病院機構法案
- 102 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案
- 103 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 104 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案

●本院継続（2件）（本院において前国会から継続1件、衆議院において前国会から継続1件）

（第154回国会提出）

- 56 人権擁護法案
- 79 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（修）

●衆議院継続（3件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第154回国会提出）

- 87 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案
- 88 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案
- 89 自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院未了（5件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第151回国会提出）

- 90 個人情報の保護に関する法律案

（第154回国会提出）

- 70 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案
- 71 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案
- 72 情報公開・個人情報保護審査会設置法案
- 73 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

◎本院議員提出法律案（15件）（うち本院において前国会から継続4件）

●本院継続（4件）（うち本院において前国会から継続1件）

- 8 裁判所法の一部を改正する法律案
- 9 検察庁法の一部を改正する法律案
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案

（第154回国会提出）

- 5 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

●本院未了（11件）（うち本院において前国会から継続3件）

- 1 地域金融の活性化に関する法律案
- 2 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案
- 3 国会法の一部を改正する法律案
- 4 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 5 政党助成法を廃止する法律案
- 6 国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案
- 7 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案
- 11 刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案

（第153回国会提出）

- 4 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

（第154回国会提出）

- 3 地域金融の円滑化に関する法律案
- 8 特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（65件）（うち本院において前国会から継続2件、衆議院において前国会から継続54件）

●両院通過（9件）（うち本院において前国会から継続2件、衆議院において前国会から継続2件）

- 2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律案
- 7 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案
- 8 戸籍法の一部を改正する法律案

（第154回国会提出）

- 23 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案（修）
- 25 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 社会保険労務士法の一部を改正する法律案
- 46 自然再生推進法案（修）

●衆議院継続（41件）（うち衆議院において前国会から継続38件）

- 1 公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進

に関する臨時措置法案

6 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

9 成年年齢の引下げ等に関する法律案

(第148回国会提出)

1 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案

2 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案

(第150回国会提出)

18 国立国会図書館法の一部を改正する法律案

19 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

20 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

(第151回国会提出)

20 農業経営再建特別措置法案

23 民法の一部を改正する法律案

25 公職選挙法の一部を改正する法律案

33 証券取引委員会設置法案

36 公共事業基本法案

37 公共事業関係費の量的縮減に関する臨時措置法案

38 公共事業一括交付金法案

39 ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案

40 国会法の一部を改正する法律案

53 少子化社会対策基本法案

54 民法の一部を改正する法律案

55 医療法の一部を改正する法律案

57 道路交通法の一部を改正する法律案

58 国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

59 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

60 特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案

61 日本銀行法の一部を改正する法律案

62 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

63 道路交通法の一部を改正する法律案

64 防衛省設置法案

(第153回国会提出)

3 聴覚障害者の利便の増進に資する字幕番組の提供の促進のための放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

23 航空法の一部を改正する法律案

26 学校教育法の一部を改正する法律案

(第154回国会提出)

- 1 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 2 金融再生委員会設置法案
- 5 特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案
- 6 特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案
- 17 政治資金規正法等の一部を改正する法律案
- 29 交通基本法案
- 32 軽犯罪法の一部を改正する法律案
- 41 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
- 45 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案
- 47 ゆとりのある生活の実現に資するための長期休暇制度の創設及び年次有給休暇の取得の促進に関する法律案

●衆議院否決（4件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

(第154回国会提出)

- 18 裁判所法の一部を改正する法律案
- 19 検察庁法の一部を改正する法律案
- 20 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案
- 40 有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案

●衆議院未了（11件）（うち衆議院において前国会から継続10件）

- 4 原子力安全規制委員会設置法案

(第151回国会提出)

- 6 犯罪被害者基本法案
- 13 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案

(第153回国会提出)

- 11 一括交付金の交付等に関する法律案
- 24 民間の事業活動の規制の廃止等に関する法律案
- 27 消費生活用製品に係る危険情報の提供を促進する等のための食品衛生法等の一部を改正する法律案

(第154回国会提出)

- 11 医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案
- 13 健康保険法等の一部を改正する法律案
- 26 特殊法人等及び独立行政法人の整理等に関する法律案
- 27 国家公務員の政治的中立に関する法律案
- 28 自衛隊員の政治的中立に関する法律案

◎決算その他（８件）

●是認すると議決（８件）

（第151回国会提出）

- 平成11年度一般会計歳入歳出決算、平成11年度特別会計歳入歳出決算、平成11年度
国稅收納金整理資金受払計算書、平成11年度政府關係機關決算書
- 平成11年度国有財産増減及び現在額總計算書
- 平成11年度国有財産無償貸付狀況總計算書
- 日本放送協會平成11年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する
説明書

（第154回国会提出）

- 平成12年度一般会計歳入歳出決算、平成12年度特別会計歳入歳出決算、平成12年度
国稅收納金整理資金受払計算書、平成12年度政府關係機關決算書
- 平成12年度国有財産増減及び現在額總計算書
- 平成12年度国有財産無償貸付狀況總計算書
- 日本放送協會平成12年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する
説明書

◎規則案（１件）

●未了（１件）

- 参議院規則の一部を改正する規則案

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、1,379件（141種類）であり、このうち件数の多かったものは、「透明で民主的な公務員制度改革に関する請願」198件、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願」66件、「国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願」49件、「有事関連法案反対に関する請願」32件などであった。また、有事法制関連三法案に関連した請願は10種類88件が紹介提出された。

各委員会への付託件数は、内閣331件、総務19件、法務47件、外交防衛107件、財政金融118件、文教科学285件、厚生労働403件、農林水産8件、経済産業45件、国土交通6件、環境2件、災害対策4件、倫理選挙4件であった。

請願者の総数は1,155万7,762人に上っている。

12月11日及び12日、各委員会において請願の審査が行われ、4委員会において133件（12種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで13日の本会議において「私立学校の保護者負担を軽減するとともに教育条件改善のための私学助成を充実することに関する請願」外132件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、9.6%であり、また、種類別の採択率（採択数／付託数）は、8.5%であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委員会名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	331	0	0	331	0	
総 務	19	15	0	4	15	
法 務	47	0	0	47	0	
外交防衛	107	14	0	93	14	
財政金融	118	0	0	118	0	
文教科学	285	58	0	227	58	
厚生労働	403	46	0	357	46	
農林水産	8	0	0	8	0	
経済産業	45	0	0	45	0	
国土交通	6	0	0	6	0	
環 境	2	0	0	2	0	
災害対策	4	0	0	4	0	
倫理選挙	4	0	0	4	0	
計	1,379	133	0	1,246	133	提出総数 1,379件

3 本会議において採択された請願件名一覧

- 総務委員会 15件
元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第925号外14件）

- 外交防衛委員会 14件
ILOパートタイム労働条約の批准に関する請願（第165号外2件）
国連へ権利侵害を直接通報できる権限を定めた女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願（第1332号外10件）

- 文教科学委員会 58件
私立学校の保護者負担を軽減するとともに教育条件改善のための私学助成を充実することに関する請願（第209号）
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願（第214号外27件）
義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第633号外1件）
義務教育費国庫負担制度の堅持と学校事務・栄養職員の配置に関する請願（第635号外26件）

- 厚生労働委員会 46件
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願（第432号外19件）
食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願（第585号外3件）
緊急の保育課題への対応とより良い保育制度の構築に関する請願（第698号）
保育制度の改善と充実に関する請願（第917号）
輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願（第1166号外19件）

質問主意書一覧

【第155回国会（臨時会）】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
1	ゴルフ場の化学物質汚染に関する質問主意書	櫻井 充君	14. 10. 30	14. 11. 6	14. 11. 29	14. 11. 12 内閣から通知書受領(14. 12. 2まで答弁延期)
2	自衛隊員とジュネーブ条約上の捕虜との関係に関する質問主意書	櫻井 充君	10. 31	11. 6	12. 6	11. 12 内閣から通知書受領(12. 9まで答弁延期)
3	歯科医師の警察協力医制度に関する質問主意書	小川 敏夫君	11. 12	11. 13	12. 20	11. 19 内閣から通知書受領(12. 24まで答弁延期)
4	黒部川水系の治水と砂防に関する質問主意書	中村 敦夫君	11. 14	11. 18		11. 22 内閣から通知書受領(15. 2. 17まで答弁延期)
5	島々谷の砂防に関する質問主意書	中村 敦夫君	11. 14	11. 18		11. 22 内閣から通知書受領(15. 2. 17まで答弁延期)
6	過剰水源開発問題に関する質問主意書	中村 敦夫君	11. 19	11. 20		11. 26 内閣から通知書受領(15. 2. 5まで答弁延期)
7	北海道南部の砂防に関する質問主意書	中村 敦夫君	11. 22	11. 25		11. 29 内閣から通知書受領(15. 2. 24まで答弁延期)
8	柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関する質問主意書	堀 利和君	11. 26	12. 2		12. 6 内閣から通知書受領(15. 2. 3まで答弁延期)
9	陸上自衛隊立川基地の所属航空機の危険飛行に関する質問主意書	大田 昌秀君	12. 2	12. 4	12. 24	12. 10 内閣から通知書受領(14. 12. 25まで答弁延期)
10	公務員制度改革の考え方に関する質問主意書	高嶋 良充君	12. 2	12. 4	12. 17	12. 10 内閣から通知書受領(14. 12. 18まで答弁延期)
11	サービス残業の実態とその根絶、雇用の拡大に関する質問主意書	井上 美代君 外6名	12. 6	12. 11		12. 17 内閣から通知書受領(15. 2. 3まで答弁延期)
12	量販店における公共性への配慮の欠如に関する質問主意書	櫻井 充君	12. 12	12. 13		12. 17 内閣から通知書受領(15. 1. 29まで答弁延期)
13	日本の戦後処理問題に関する質問主意書	櫻井 充君	12. 12	12. 13		12. 17 内閣から通知書受領(15. 1. 29まで答弁延期)
14	歯科医師の医科研修に関する質問主意書	櫻井 充君	12. 12	12. 13		12. 17 内閣から通知書受領(15. 1. 29まで答弁延期)
15	ゴルフ場の化学物質汚染に関する再質問主意書	櫻井 充君	12. 12	12. 13		12. 17 内閣から通知書受領(15. 1. 20まで答弁延期)
16	自衛隊員とジュネーブ条約上の捕虜との関係に関する再質問主意書	櫻井 充君	12. 12	12. 13		12. 17 内閣から通知書受領(15. 1. 29まで答弁延期)
17	滋賀県志賀町和邇中の廃棄物不法処分問題に関する質問主意書	岩佐 恵美君	12. 12	12. 13		12. 17 内閣から通知書受領(15. 2. 3まで答弁延期)
18	原子力発電所を維持するに当たって従うべき技術基準に関する質問主意書	福島 瑞徳君	12. 13	12. 13		12. 17 内閣から通知書受領(15. 1. 29まで答弁延期)
19	JCO臨界事故と安全審査に関する質問主意書	福島 瑞徳君	12. 13	12. 13		12. 17 内閣から通知書受領(15. 2. 10まで答弁延期)
20	米海軍横須賀基地十二号パースの土壌汚染と将来の利用計画に関する質問主意書	福島 瑞徳君	12. 13	12. 13		12. 17 内閣から通知書受領(15. 1. 29まで答弁延期)

【第154回国会（常会）答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
32	公務職場における臨時・非常勤職員等の実情に関する質問主意書	大脇 雅子君	14. 7. 18	14. 7. 22	14. 8. 27	14. 7. 26 内閣から通知書受領(14. 8. 28まで答弁延期)
33	納税者の権利利益の保護のための国税通則法の改正に関する質問主意書	齋藤 勁君	7. 18	7. 22	9. 6	7. 26 内閣から通知書受領(9. 9まで答弁延期)
34	給与所得者の納税制度の見直しに関する質問主意書	齋藤 勁君	7. 18	7. 22	9. 6	7. 26 内閣から通知書受領(9. 9まで答弁延期)
36	メロックス社製MOX燃料について東京電力の行った製造確認試験及び製造実績調査に関する質問主意書	福島 瑞穂君	7. 18	7. 22	9. 3	7. 26 内閣から通知書受領(9. 4まで答弁延期)
37	一般戦災傷病者の実態調査に関する質問主意書	大脇 雅子君	7. 22	7. 24	8. 27	7. 30 内閣から通知書受領(8. 28まで答弁延期)
38	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の政省令制定に関する質問主意書	福島 瑞穂君	7. 23	7. 29	8. 27	8. 2 内閣から通知書受領(8. 28まで答弁延期)
40	JCO臨界事故と安全審査に関する質問主意書	福島 瑞穂君	7. 25	7. 29	9. 18	8. 2 内閣から通知書受領(9. 18まで答弁延期)
41	京都第二外環状道路北（B区間）の建設計画に関する質問主意書	中村 敦夫君	7. 25	7. 29	8. 30	8. 2 内閣から通知書受領(9. 2まで答弁延期)
42	厚木基地上空の飛行・離発着訓練に関する質問主意書	福島 瑞穂君	7. 26	7. 31	9. 10	8. 2 内閣から通知書受領(9. 11まで答弁延期)
43	セクシュアル・ハラスメントの被害者救済に関する質問主意書	福島 瑞穂君	7. 26	7. 31	9. 20	8. 2 内閣から通知書受領(9. 24まで答弁延期)
44	道路法による路線の変更又は廃止の要件並びに道路管理者等の責務に関する質問主意書	浅尾 慶一郎君	7. 29	7. 31	8. 27	8. 2 内閣から通知書受領(8. 28まで答弁延期)
45	中国製ダイエット食品による健康被害及び中国医学の適切な普及に関する質問主意書	福本 潤一君	7. 29	7. 31	8. 27	8. 2 内閣から通知書受領(8. 28まで答弁延期)
46	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に関する質問主意書	山本 孝史君	7. 29	7. 31	10. 29	8. 2 内閣から通知書受領(10. 30まで答弁延期)
47	米軍横田基地に関する質問主意書	井上 美代君 外1名	7. 29	7. 31	9. 6	8. 2 内閣から通知書受領(9. 9まで答弁延期)
48	米兵の「急使」の不逮捕特権に関する質問主意書	大田 昌秀君	7. 29	7. 31	9. 10	8. 2 内閣から通知書受領(9. 11まで答弁延期)
49	大使天下り人事と北方三島疑惑に関する質問主意書	又市 征治君	7. 30	7. 31	8. 27	8. 2 内閣から通知書受領(8. 28まで答弁延期)
50	電源開発特別会計と電源地域振興センターの業務に関する質問主意書	福島 瑞穂君	7. 30	7. 31	8. 27	8. 2 内閣から通知書受領(8. 28まで答弁延期)
51	ミャンマー国ブルーチャン第二水力発電所補修計画における環境・社会面の影響に関する質問主意書	谷 博之君	7. 30	7. 31	8. 27	8. 2 内閣から通知書受領(8. 28まで答弁延期)

※ なお、第155回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第156回 参議院 審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

1 国会会期一覽

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第141回 (臨時会)	9. 9. 29(月)	9. 9. 29(月)	9. 12. 12(金)	75	—	75
第142回 (常会)	10. 1. 12(月)	10. 1. 12(月)	10. 6. 18(木)	150	8	158
第143回 (臨時会)	10. 7. 30(木)	10. 8. 7(金)	10. 10. 16(金)	70	9	79
第144回 (臨時会)	10. 11. 27(金)	10. 11. 27(金)	10. 12. 14(月)	18	—	18
第145回 (常会)	11. 1. 19(火)	11. 1. 19(火)	11. 8. 13(金)	150	57	207
第146回 (臨時会)	11. 10. 29(金)	11. 10. 29(金)	11. 12. 15(水)	48	—	48
第147回 (常会)	12. 1. 20(木)	12. 1. 20(木)	12. 6. 2(金) 衆議院解散	150	—	135
第148回 (特別会)	12. 7. 4(火)	12. 7. 6(木)	12. 7. 6(木)	3	—	3
第149回 (臨時会)	12. 7. 28(金)	12. 7. 28(金)	12. 8. 9(水)	13	—	13
第150回 (臨時会)	12. 9. 21(木)	12. 9. 21(木)	12. 12. 1(金)	72	—	72
第151回 (常会)	13. 1. 31(水)	13. 1. 31(水)	13. 6. 29(金)	150	—	150
第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)	13. 8. 8(水)	13. 8. 10(金)	4	—	4
第153回 (臨時会)	13. 9. 27(木)	13. 9. 27(木)	13. 12. 7(金)	72	—	72
第154回 (常会)	14. 1. 21(月)	14. 1. 21(月)	14. 7. 31(水)	150	42	192
第155回 (臨時会)	14. 10. 18(金)	14. 10. 18(金)	14. 12. 13(金)	57	—	57

直近15国会を掲載した。

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2 [*] 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)

※任期3年議員(第1回通常選挙のみ)の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

小泉内閣 (平成14年9月30日認証式)

内閣総理大臣	小泉 純一郎 (衆・自民)
総務大臣	片山 虎之助 (参・自保)
法務大臣	森山 眞弓 (衆・自民)
外務大臣	川口 順子
財務大臣	塩川 正十郎 (衆・自民)
文部科学大臣	遠山 敦子
厚生労働大臣	坂口 力 (衆・公明)
農林水産大臣	大島 理森 (衆・自民)
経済産業大臣	平沼 赳夫 (衆・自民)
国土交通大臣	扇 千景 (参・自保)
環境大臣	鈴木 俊一 (衆・自民)
国務大臣 (内閣官房長官) (男女共同参画担当大臣)	福田 康夫 (衆・自民)
国務大臣 (国家公安委員会委員長) (産業再生機構 (仮称) 担当大臣)	谷垣 禎一 (衆・自民)
国務大臣 (防衛庁長官)	石破 茂 (衆・自民)
国務大臣 (沖縄及び北方対策担当大臣) (科学技術政策担当大臣)	細田 博之 (衆・自民)
国務大臣 (金融担当大臣) (経済財政政策担当大臣)	竹中 平蔵
国務大臣 (行政改革担当) (規制改革担当大臣)	石原 伸晃 (衆・自民)
国務大臣 (防災担当大臣)	鴻池 祥肇 (参・自保)
内閣法制局長官	秋山 收

4 本会議・委員会等傍聴者数

(会期終了日 14.12.13 現在)

回次	総計	内 訳	
		本会議	委員会等
141 (臨時会)	1,668	410	1,258
142 (常会)	3,301	999	2,302
143 (臨時会)	1,621	665	956
144 (臨時会)	506	269	237
145 (常会)	6,108	1,837	4,271
146 (臨時会)	1,115	362	753
147 (常会)	4,497	1,340	3,157
148 (特別会)	45	32	13
149 (臨時会)	432	193	239
150 (臨時会)	2,028	902	1,126
151 (常会)	4,788	1,351	3,437
152 (臨時会)	122	78	44
153 (臨時会)	3,041	913	2,128
154 (常会)	7,202	2,438	4,764
155 (臨時会)	2,374	788	1,586

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

(会期終了日 14.12.13 現在)

年 (平成)	総計	参 観 内 訳				
		一般	小・中学	高校	外国人	特別参観
6	166,708	38,331	125,641	1,817	876	43
7	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
8	176,469	32,030	138,823	2,668	2,893	55
9	180,885	41,617	134,748	2,287	2,223	10
10	187,657	34,734	149,878	1,515	1,525	5
11	190,559	36,580	149,835	2,727	1,412	5
12	185,764	31,630	150,391	1,996	1,694	53
13	204,125	45,943	152,822	3,063	2,200	97
14	211,732	53,332	152,701	3,279	2,396	24

*特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

6 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団長及び一行	滞在期間
チリ共和国上院議長 (14. 8. 28 招待状発送)	団長 上院議長 アンドレス・サルディバル・ラライン君 同夫人 イネス・ウルタード・ルイスタグレ君 随員 外務省国会担当大使 マリアノ・フォンテシージャ・デ・ サンティアゴ・コンチャ君	14. 9. 29 ～10. 3
南アフリカ共和国全国 州評議会議長 (14. 11. 5 招待状発送)	団長 全国州評議会議長 グレース・ナレディ・マンディサ・パンドール君 団員 全国州評議会議員 ムフニセルワ・ジョン・ベング君 同 議会付秘書官 S・ムフェニャナ君 同 全国州評議会議員 アントワネット・マリア・ファースフェルド君 同 同 マレサネ・プレシラ・テンバ君 同 同 モハメッド・アハメッド・スリマン君 同 同 ゴリレ・セヴィア・コルウェニ君 同 同 コーネリアス・アッカーマン君 随員 政務担当アドバイザー N・ムガイーヤ君 同 地方連絡担当主任 L・シポヨ君	14. 11. 17 ～11. 25

7 参議院議員海外派遣一覧

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ブラジル連邦共和国上院議長の招待による同国公式訪問 (14. 7. 24 議長決定)	ブラジル	14. 8. 3 ～8. 13	(副議長) 本岡 昭次君 矢野 哲朗君 奥石 東君 日笠 勝之君 富樫 練三君 岩本 荘太君	—————
中東諸国等におけるイスラムの政治、経済、社会及び文化に関する実情調査 (14. 7. 25 議長決定)	トルコ シリア レバノン エジプト イギリス	14. 8. 25 ～9. 7	関谷 勝嗣君 山崎 力君 山根 隆治君 沢 たまき君 井上 哲士君 広野 ただし君	14. 12. 13 議 院運営委員会 に報告書提出
インド、シンガポール共和国及びスリ・ランカ民主社会主義共和国における高等教育、IT産業、IT教育に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (14. 7. 25 議長決定)	インド シンガポール スリ・ランカ	14. 9. 8 ～9. 18	真鍋 賢二君 木村 仁君 久世 公堯君 世耕 弘成君 岩本 司君 小林 元君	14. 12. 13 議 院運営委員会 に報告書提出
ヴェトナム社会主義共和国国会、インドネシア共和国国会及び東チモール民主共和国国会訪問並びに各国の政治経済事情等視察 (14. 7. 26 議長決定)	ヴェトナム インドネシア 東チモール	14. 8. 26 ～9. 4	山崎 正昭君 岩城 光英君 溝手 頭正君 郡司 彰君 築瀬 進君 荒木 清寛君 畑野 君枝君	14. 12. 13 議 院運営委員会 に報告書提出
イタリア共和国、ベルギー王国及びフランス共和国における憲法事情に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (14. 7. 26 議長決定)	イタリア ベルギー フランス	14. 9. 3 ～9. 14	谷川 秀善君 市川 一朗君 高橋 千秋君 魚住 裕一郎君 吉川 春子君 平野 貞夫君 大脇 雅子君	14. 12. 13 議 院運営委員会 に報告書提出
オーストラリア及びニュー・ジールランドにおける経済、雇用及び社会保障に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察 (14. 8. 5 議長決定)	ニュー・ジールランド オーストラリア	14. 8. 26 ～9. 4	勝木 健司君 中島 啓雄君 内藤 正光君 山口 那津男君 西山 登紀子君 島袋 宗康君	14. 12. 13 議 院運営委員会 に報告書提出
アメリカ合衆国及びカナダにおける共生社会の構築に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察 (14. 8. 5 議長決定)	アメリカ カナダ	14. 9. 3 ～9. 12	小野 清子君 清水 嘉与子君 千葉 景子君 渡辺 孝男君 林 紀子君 山本 正和君	14. 12. 13 議 院運営委員会 に報告書提出

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第23回東南アジア諸国連合議員機構（A I P O）総会出席及び各国の政治経済事情等視察 （14. 8. 5 議長決定）	ヴェトナム カンボディア	14. 9. 8 ～9. 16	森本 晃司君 入澤 肇君	14. 12. 13 議院運営委員会に報告書提出
アメリカ合衆国及びカナダにおける都市・交通問題に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察 （14. 8. 6 議長決定）	アメリカ カナダ	14. 8. 30 ～9. 10	加藤 紀文君 景山 俊太郎君 河本 英典君 中川 義雄君 和田 ひろ子君 大淵 絹子君	14. 12. 13 議院運営委員会に報告書提出
スイス連邦、フランス共和国及びベルギー王国における牛肉等食品の安全確保政策に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 （14. 8. 6 議長決定）	スイス フランス ベルギー	14. 9. 10 ～9. 18	宮崎 秀樹君 太田 豊秋君 金田 勝年君 田中 直紀君 柳田 稔君 紙 智子君	14. 12. 13 議院運営委員会に報告書提出
第2回アジア欧州議員会議（A S E P II）参加及び各国の政治経済事情等視察 （14. 8. 7 議長決定）	フィリピン ヴェトナム	14. 8. 25 ～9. 1	南野 知恵子君 大塚 耕平君	14. 12. 13 議院運営委員会に報告書提出
ルーマニア上院議長、ブルガリア共和国国民会議議長及びギリシャ共和国国会議長の招待による各国公式訪問並びに各国の政治経済事情等視察 （14. 8. 8 議長決定）	ドイツ ルーマニア ブルガリア ギリシャ イタリア	14. 8. 31 ～9. 11	(議長) 倉田 寛之君 竹山 裕君 直嶋 正行君 統 訓弘君 吉岡 吉典君 松岡 満壽男君	—————
欧州評議会議員会議・第11回経済協力開発機構（O E C D）活動拡大討議参加及びフランス共和国の政治経済事情等視察 （14. 8. 16 議長決定）	フランス	14. 9. 22 ～9. 28	高野 博師君 武見 敬三君	14. 12. 13 議院運営委員会に報告書提出
I P U（列国議会同盟）特別評議員会参加及び各国の政治経済事情等視察 （14. 9. 12 議長決定）	スイス イタリア	14. 9. 22 ～9. 29	沓掛 哲男君 佐藤 泰介君	14. 12. 13 議院運営委員会に報告書提出
フランス共和国上院の招待による同国公式訪問及び同国の政治経済事情等視察 （14. 9. 25 議長決定）	フランス	14. 10. 5 ～10. 13	松谷 蒼一郎君 佐々木 知子君 山下 英利君 神本 美恵子君 峰崎 直樹君 大沢 辰美君	14. 12. 13 議院運営委員会に報告書提出

8 国会関係日誌 (14. 8. 1~12. 13)

【第154回国会(常会)閉会後】

平成14年

8. 1(木)○日米外相会談(ブルネイ)
- 2(金)○日豪外相会談(ブルネイ)
 - 防衛白書
 - 公害紛争処理白書
- 3(土)○本岡副議長一行ブラジル訪問(～13日)
- 5(月)○住民基本台帳ネットワークシステム稼働
- 6(火)○原爆死没者慰霊式・平和祈念式(議長出席)
 - 日本ハム、牛肉偽装問題発覚
- 7(水)○衆・文部科学委
 - 平成15年度予算概算要求基準(閣議了解)
 - 叙勲・褒章など栄典制度の見直し(閣議決定)
- 8(木)○参・決算委
 - 人事院勧告、初の引下げ
- 9(金)○長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典(議長出席)
 - 田中眞紀子衆議院議員辞職
- 12(月)○南北閣僚級会談(ソウル、～14日)
- 13(火)○ジェトロ貿易・投資白書
- 15(木)○全国戦没者追悼式(議長出席)
- 18(日)○日朝赤十字会談(平壤、～19日)
- 19(月)○綿貫衆議院議長一行、ロシア等欧州各国訪問(～28日)
- 20(火)○日豪防衛首脳会談(キャンベラ)
 - 日本ハム、牛肉偽装問題で会長辞任、社長降格等の処分発表
- 21(水)○外務省、改革「行動計画」発表
- 22(木)○参・議院運営委理事会、庶務小委、図書小委
- 23(金)○日朝首脳会談(ウラジオストク)
- 25(日)○香川県知事選、真鍋武紀氏再選
- 26(月)○環境開発サミット(ヨハネスブルク、～4日)
 - アジア欧州議員会議(ASEPⅡ)(マニラ、～28日)
- 28(水)○参・決算委
- 29(木)○参・決算委
 - 東京電力、原発トラブル隠し発覚
- 30(金)○道路関係四公団民営化委、中間報告
- 31(土)○倉田議長一行、ルーマニア、ブルガリア共和国、ギリシャ共和国公式訪問(～11日)
9. 1(日)○今井澄議員逝去
 - 長野県知事選、田中康夫氏再選
- 2(月)○環境開発サミット世界首脳会議(～4日)行動計画、政治宣言を採択
- 4(水)○南北赤十字会談(金剛山、～6日)
- 5(木)○衆・予算委
- 6(金)○衆・総務委
 - 古賀正浩衆議院議員逝去
 - 郵政懇、郵政民営化に関する最終報告提出
 - KSD事件、小山孝雄元参院議員に実刑判決
- 7(土)○片山総務相、訪米(～13日)
- 8(日)○川口外相、訪中(～10日)
 - ASEAN議員機構(AIPO)総会(ハノイ、～13日)
- 9(月)○小泉総理、訪米(～13日)
- 10(火)○厚生労働白書
 - 「H2A」3号機打ち上げ
 - スイス、国連加盟
- 11(水)○参・決算委
 - 東シナ海沈没の不審船引揚げ
- 12(木)○参・決算委
 - 日米首脳会談
- 13(金)○日米外相会談
- 16(月)○イラク、国連の核査察無条件受入れ表明
- 17(火)○日朝、初の首脳会談(平壤)
- 18(水)○公益法人白書
- 20(金)○衆・外務委
- 21(土)○小泉総理、アジア欧州会議(ASEM)首脳会合へ(コペンハーゲン、～25日)
- 22(日)○日韓・日中首脳会談
- 23(月)○民主党代表選、鳩山由紀夫氏3選
- 24(火)○衆・農水委
 - 欧州評議会議員会議(ストラスブール、～25日)
- 25(水)○参・決算委
 - IPU(列国議会同盟)特別評議員会(ジュネーブ、～27日)
- 26(木)○参・決算委
- 27(金)○公正取引委員会年次報告書
 - 警察白書
- 28(土)○G7財務相・中央銀行総裁会議(ワシントン、～28日)
 - 日中国交正常化30周年記念式典(北京)
- 29(日)○チリ共和国上院議長一行来日(参議院議長招待、～3日)
- 30(月)○小泉改造内閣発足

- 10. 1(火) ○ 東京都千代田区、路上禁煙条例施行
- 2(水) ○ 参・決算委
 - 新任副大臣の認証式
 - アジア大会(釜山、～14日)
- 3(木) ○ 参・農水委
 - 参・決算委
- 6(日) ○ 佐賀県植樹祭(議長出席)
- 7(月) ○ 国立国会図書館関西館開館
- 8(火) ○ ノーベル物理学賞に小柴昌俊東大名誉教授
- 9(水) ○ 参・議院運営委員理事会
 - ノーベル化学賞に島津製作所研究者田中耕一氏
- 10(木) ○ 参・外交防衛委
 - 参・議院運営委員理事会
 - 衆・外務委
- 11(金) ○ 衆・経済産業委
 - 第155回国会10月18日召集を閣議決定
 - 川口外相、訪ロ(～15日)
- 12(土) ○ インドネシア・バリ島で爆弾テロ
- 15(火) ○ 参・議院運営委員理事会
 - 古賀一成衆議院議員退職
 - 北朝鮮による日本人拉致被害者5人帰国
- 16(水) ○ 参・決算委
 - 米政府、北朝鮮が核開発継続と発表
- 17(木) ○ 参・議院運営委員理事会
 - 久野恒一議員逝去

【第155回国会(臨時会)】

- 10. 18(金) ○ 第155回国会(臨時会)召集
 - 開会式
 - 参・本会議(議席の指定、6 常任委員長の選挙、5 特別委員会の設置、会期の件、所信表明演説)
 - 衆・本会議(議席の指定、会期の件、15 常任委員長の選挙、6 特別委員会の設置、所信表明演説)
- 19(土) ○ 南北閣僚級会談(平壤、～22日)
- 21(月) ○ 衆・本会議(代表質問: 鳩山由紀夫君、堀内光雄君、中野寛成君、太田昭宏君)
 - 衆・予算委
- 22(火) ○ 参・本会議(代表質問: 千葉景子君、青木幹雄君)
 - 参・予算委
 - 衆・本会議(特殊法人改革特別委員会設置、代表質問: 藤井裕久君、志位和夫君、中西績介君、小池百合子君)
- 23(水) ○ 参・本会議(代表質問: 荒木清寛君、市田忠義君、松岡満壽男君、朝日俊弘君、月原茂皓君)

- 24(木) ○ 衆・予算委(総理出席)
 - 野党4 党、衆予算委に竹中経済財政・金融担当大臣問責決議案を提出
- 25(金) ○ 参・予算委(総理出席)
 - 石井紘基衆議院議員、暴漢に殺害
- 26(土) ○ A P E C 首脳会議(メキシコ・ロスカボス、～27日)
 - 日米韓首脳会談
- 27(日) ○ 衆参7 選挙区で統一補選
 - 参院千葉選挙区補選、椎名一保氏
 - 参院鳥取選挙区補選、田村耕太郎氏
 - 衆院山形4 区補選、齋藤淳氏
 - 衆院神奈川8 区補選、江田憲司氏
 - 衆院新潟5 区補選、星野行男氏
 - 衆院大阪10 区補選、松浪健太氏
 - 衆院福岡6 区補選、荒巻隆三氏
 - 日中首脳会談
- 28(月) ○ 大淵絹子議員、社民党に離党届
- 29(火) ○ 衆・本会議
 - 日朝国交正常化交渉(クアラルンプール、～30日)
- 30(水) ○ 基本政策委・合同審査会
 - 「改革加速のための総合対応策」
 - 地方分権改革推進会議最終報告
- 11. 1(金) ○ 参・本会議(新議員紹介、各種委員選挙)
 - 衆・本会議(新議員紹介等)
 - 衆・憲法調査会中間報告
- 2(土) ○ 公明党大会
- 3(日) ○ A S E A N (東南アジア諸国連合)首脳会議(カンボジア、～6 日)
- 4(月) ○ 日中韓首脳会議(プノンペン)
- 5(火) ○ 衆・本会議
 - 経済財政白書
 - 米、中間選挙
- 6(水) ○ 基本政策委・合同審査会
- 7(木) ○ 衆・本会議
- 8(金) ○ 衆・本会議
- 10(日) ○ 川口外相、第2 回民主主義閣僚級会合(ソウル、～11日)
- 11(月) ○ 衆・特殊法人改革特委(総理出席)
- 12(火) ○ 衆・本会議
- 13(水) ○ 参・本会議(母子及び寡婦福祉法案、法科大学院関係3 法案趣旨説明、社会保険労務士法案成立)
 - イラク、大量破壊兵器査察受入れを国連に通達
- 14(木) ○ 衆・本会議
 - WTO 非公式閣僚会合(シドニー、～15日)川口外相出席
 - 中教審、中間報告
- 15(金) ○ 参・本会議(国家公務員等任命同意、

- 知的財産基本法案趣旨説明、警備業法案、一般職及び特別職職員給与法改正案、中小企業関係2法案成立)
- 17(日) ○南アフリカ共和国全国州評議会議長一行来日(参議院議長招待、～25日)
○沖縄県知事選、稲嶺恵一氏再選
- 18(月) ○衆・特殊法人改革特委(総理出席)
- 19(火) ○衆・本会議(特殊法人改革関連46法案可決)
- 20(水) ○参・本会議(特殊法人改革関連46法案趣旨説明、裁判官等給与関係2法案、防衛庁職員給与法案、古物営業法案、国会議員の歳費及び秘書給与法案成立)
○参議院改革協議会
- 21(木) ○衆・本会議
○高円宮憲仁親王殿下薨去
- 22(金) ○参・本会議(ペイオフ関連3法案、構造改革特別区域法案趣旨説明、銀行等株式保有制限法案、オンライン3法案、母子及び寡婦福祉法案、学校教育法案、有明海及び八代海再生特別措置法案成立)
- 25(月) ○参・予算委(経済問題に関する集中審議、総理出席)
- 26(火) ○衆・本会議
- 27(水) ○参・本会議(憲仁親王殿下薨去弔詞朗読、郵便法、独立行政法人農畜産業振興機構法案外8法案、知的財産基本法案成立)
○国連、イラクの大量破壊兵器査察開始
- 28(木) ○衆・本会議(憲法調査会中間報告書について)
- 29(金) ○参・本会議(原子炉規制法改正案等趣旨説明、独立行政法人北方領土問題対策協会法案外5法案、法科大学院等2法案成立)
○衆・本会議
○障害者白書
○高円宮憲仁親王殿下斂葬の儀
12. 1(日) ○ロシア連邦国家院議長一行来日(衆議院議長招待、～5日)
- 2(月) ○衆・予算委(経済・外交問題等に関する集中審議、総理出席)
- 3(火) ○アロヨ・フィリピン大統領国会演説(参議院議場)
- 4(水) ○参・本会議(マンション建替え円滑化法案、有線電気通信法案、北朝鮮拉致被害者支援法案、独立行政法人日本貿易振興機構法案外4法案、農薬取締法案、自然再生推進法案成立)
- 5(木) ○与党3党党首会談、次期常会を1月20日召集で合意
- 6(金) ○参・本会議(公職選挙法改正案等2法案、放送大学学園法案外7法案、会社更生法等2法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案外7法案成立)
○衆・本会議
○日銀、通貨及び金融の調節に関する報告書
○道路関係四公団民営化委、最終報告
- 7(土) ○イラク、軍事プログラムに関する申告書、国連査察団に提出
- 9(月) ○参・決算委(平成11・12年度決算締めくり質疑・議決、総理出席)
- 10(火) ○衆・本会議
○民主党両院議員総会で菅前幹事長を新代表に選出
- 11(水) ○参・本会議(平成11・12年度決算、金融関係2法案、農協貯金保険法等2法案、平成11・12年度NHK決算、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案外8法案、構造改革特別区域法案、NPO法案、戸籍法案、電気事業法改正案等2法案成立)
○参議院改革協議会
- 12(木) ○衆・本会議
○総合規制改革会議、第二次答申
○北朝鮮、米朝合意以来凍結中の核施設の稼働再開を表明
- 13(金) ○参・本会議(独立行政法人国立病院機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案成立、閉会手続)
○衆・本会議(閉会手続)
○第155回国会閉会